



大洲市立地適正化計画

令和2年10月

令和8年3月変更

大 洲 市

目次

第1章 計画の概要	
1.1 計画策定の背景と目的	1
1.2 計画の目標年次	2
1.3 計画対象区域	3
第2章 上位・関連計画と実施予定の取組み等	
2.1 立地適正化計画の位置付け	7
2.2 上位・関連計画の概要	8
2.3 実施予定の取組等	13
第3章 大洲市の現状と将来の整理	
3.1 人口	17
3.2 土地利用	25
3.3 工業・商業	29
3.4 観光	30
3.5 交通	31
3.6 財政	35
第4章 都市構造の分析	
4.1 メッシュによる将来人口の推計	37
4.2 都市構造の評価	48
4.3 アクセシビリティ指標による評価	65
第5章 まちづくりの課題の設定	
5.1 まちづくりの課題の設定	69
第6章 将来目標の設定	
6.1 まちづくりの基本理念と将来都市像	73
6.2 まちづくりの基本方針	74
6.3 将来の都市構造のあり方	75
第7章 都市機能誘導区域・誘導施設	
7.1 基本的な考え方	77
7.2 都市機能誘導区域・誘導施設	82
第8章 居住誘導区域	
8.1 基本的な考え方	91
8.2 居住誘導区域	99
第9章 計画の実現に向けて	
9.1 施設誘導に向けた取組	105
9.2 公共交通との連携	118
9.3 届出制度	121
第10章 防災指針	
10.1 防災指針	125
10.2 災害ハザード情報の現況整理	128
10.3 災害リスクの分析	147
10.4 防災まちづくりの課題の設定	160
10.5 防災指針の検討	165
第11章 数値目標の設定と進行管理	
11.1 数値目標の設定と進行管理	193

第1章 計画の概要

1.1 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景と目的

大洲市をはじめとした多くの地方都市では、人口減少や少子高齢化が深刻化しており、人口減少による人口密度の低下によって、一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスの提供が困難になりかねない状況にあります。また、都市インフラや公共施設の老朽化が急速に進展しており、厳しい財政制約の下で、老朽化への対応もあわせて求められています。

こうした中、今後のまちづくりは、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが、大きな課題です。さらに、CO2排出量の抑制による地球環境への負荷の低減や、気候変動の影響により頻発・激甚化する自然災害に対して地域の安全を確保することなども求められています。

このため、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクト・プラス・ネットワーク』の考えで進めていくことが重要となっています。

そして、平成26年8月に都市再生特別措置法の改正が行われ、住宅及び福祉・医療・商業等のその他の居住に関連する施設の立地の適正化を図るための「立地適正化計画」が制度化されました。

つまり、これまでは、道路・下水道等の都市施設を行政自らが計画・整備するとともに、民間の強い開発需要をコントロールするために土地利用を規制してきました。しかし、都市インフラ等の一定の整備が進み、人口減少によって医療・福祉・商業・住宅といった民間施設の整備・改善等の投資意欲が弱くなる中では、将来の都市像を明示し、財政・金融・税制等の経済的インセンティブにより、計画的な時間軸の中で、行政と住民や民間事業者が一体となってコンパクトなまちづくりに取り組んでいくことが求められています。

本市においても、市の特性に応じた持続可能な都市構造の構築及び誰もが安心して暮らせる快適な生活環境の実現に向けた取組を進めていきます。このため、居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定、誘導施設の整備方針、公共交通ネットワークとの連携によるまちづくりの方針などを示す「大洲市立地適正化計画」（以下、「本計画」という。）を令和2年10月に策定しました。

(2) 防災指針の策定（令和7年度追加）

気候変動の影響により頻発・激甚化する自然災害に対応するため、令和2年6月に都市再生特別措置法が改正され、居住の安全確保などの防災・減災対策の取組を推進するよう、立地適正化計画への「防災指針」の記載が義務づけられました。

本市の居住誘導区域でも洪水浸水想定区域などの災害リスクを有しており、災害リスクに対しても可能な限り回避あるいは低減しつつ、適切な誘導を図ることが求められます。そのため、防災の観点を取り入れたまちづくりを加速させるため、この度、防災指針を策定し、災害リスクを踏まえた防災まちづくりの目標を設定することにしました。これにより、災害に強いまちづくりとコンパクト・プラス・ネットワークの実現を同時に図ります。

1.2 計画の目標年次

本計画の目標年次は、中長期的なまちづくりの方向性を視野に入れつつ、概ね20年後の令和22年（2040年）までとします。なお、本計画は、時間軸をもったアクションプランとして運用することが望ましいため、都市再生特別措置法第84条に基づき、概ね5年毎に施策の実施状況について調査、分析及び評価を行い、計画の達成状況に合わせ、必要に応じて見直すものとします。

<立地適正化計画制度の概要（1/2）>

■ 立地適正化計画の特徴

1. 都市全体を見渡したマスタープラン

立地適正化計画は、都市を構成する一部の機能だけではなく、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能の誘導により、都市全域を見渡し、持続可能な都市構造を目指す包括的なマスタープラン（都市計画マスタープランの高度化版）です。

2. 都市計画と公共交通の一体化

居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めます。

3. 都市計画と民間施設誘導の融合

民間施設の整備に対する支援や立地を緩やかに誘導する仕組みを用意し、インフラ整備や土地利用規制など従来の制度と立地適正化計画との融合による新しいまちづくりが可能となります。

4. 市町村の主体性と都道府県の広域調整

計画の実現には、隣接市町村との協調・連携も重要です。都道府県や、立地適正化計画を作成している市町村の意見に配慮し、広域的な調整を図ることが期待されます。

5. 市街地空洞化防止のための選択肢

居住や民間施設の立地を緩やかにコントロールできる、市街地空洞化防止のための新たな選択肢として活用することが可能となります。

6. 時間軸をもったアクションプラン

計画の達成状況を評価し、状況に合わせて、都市計画や居住誘導区域を不断に見直すなど、時間軸をもったアクションプランとして運用することで効果的なまちづくりが可能になります。

7. まちづくりへの公的不動産の活用

財政状況の悪化や施設の老朽化等を背景とした、公的不動産の見直しと連携し、将来のまちのあり方を見据えた公共施設の再配置や公的不動産を活用した民間機能の誘導が目指せます。

8. 策定による国からの支援措置等

立地適正化計画を策定することで、必要な都市機能を維持・確保するための助成制度を受けることが可能となります。

<立地適正化計画制度の概要（2/2）>

■ 立地適正化計画で定める事項

1. 立地適正化計画区域

立地適正化計画の対象区域は、都市計画区域内全体とすることが基本です。

2. 立地の適正化に関する基本的な方針

中長期的に都市の生活を支えることが可能となるような「まちづくりの理念や目標」「目指すべき都市像」を設定する必要があります。

3. 都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これら各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

4. 居住誘導区域

人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

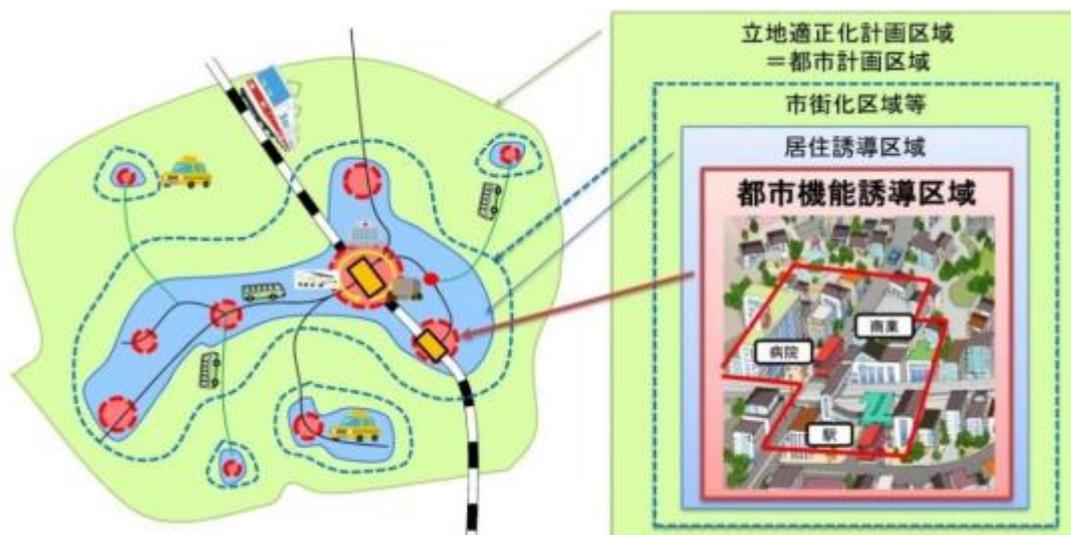
5. 誘導施設

居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設で、都市機能の増進に著しく寄与する施設です。

6. 防災指針

居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針として、リスクの低減・回避に必要となる取組等を示します。

立地適正化計画で設定する区域 のイメージ

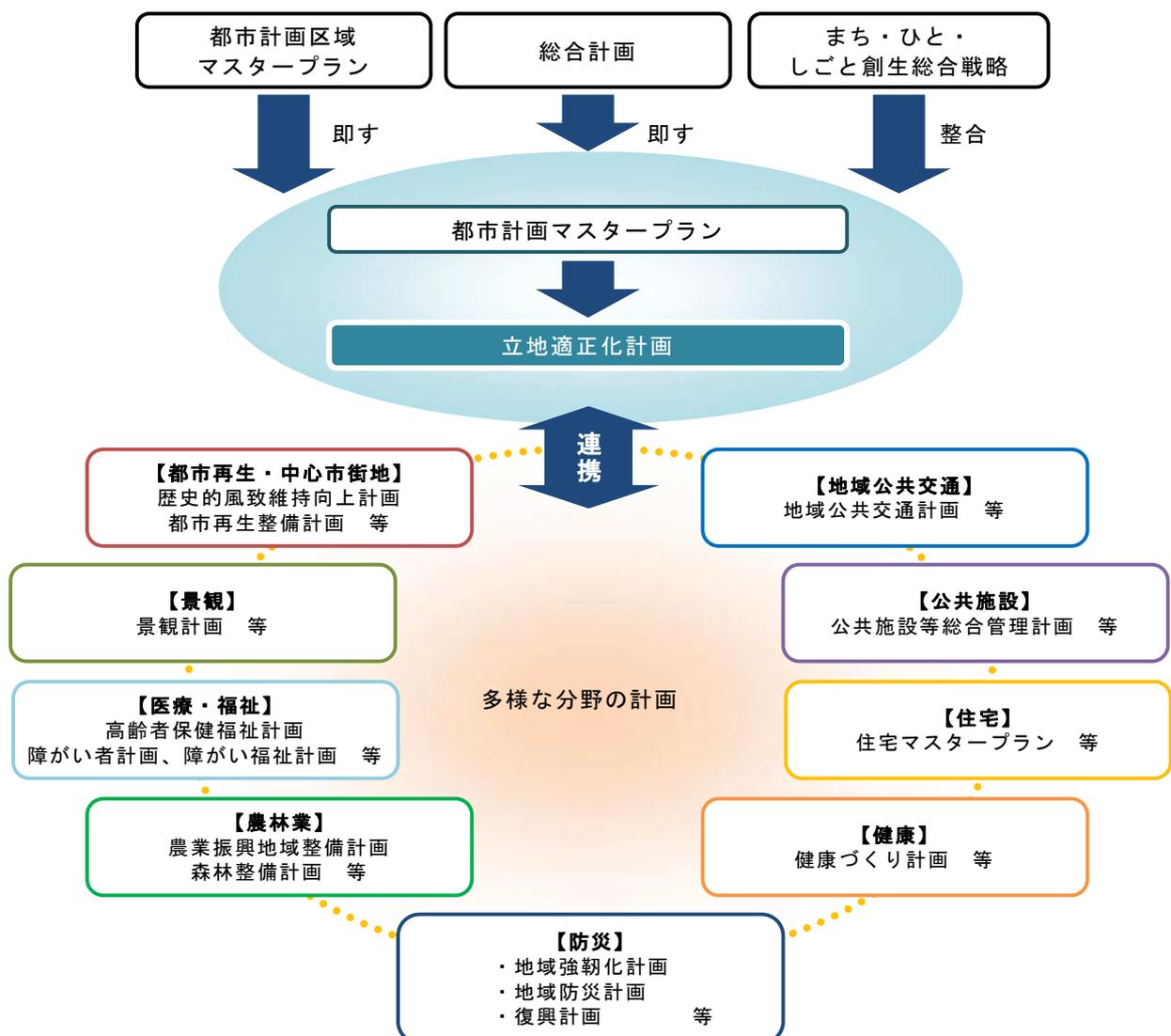


第2章 上位・関連計画と実施予定の取組等

2.1 立地適正化計画の位置づけ

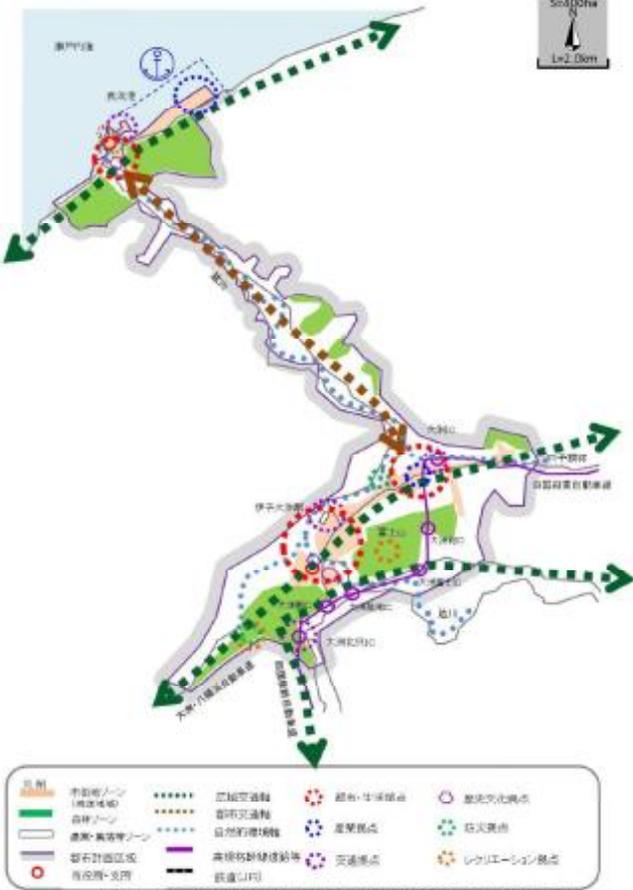
- 立地適正化計画は「都市計画マスタープランの高度化版」と言われており、土地利用に対する施策だけでなく、公共交通施策、商業施策、住宅施策、医療・福祉施策及び農業施策などの多様な分野の計画と整合を図る必要があります。
- 大洲市では、都市全体のまちづくりの方向性を示す「都市計画マスタープラン」の改訂と都市機能などのコンパクト化を実現するための具体的な計画である「立地適正化計画」の策定を同時に行い、今後の都市計画行政の方針を明らかにします。また、地域公共交通計画など、関連計画との連携を図ります。

■大洲市立地適正化計画の位置づけ

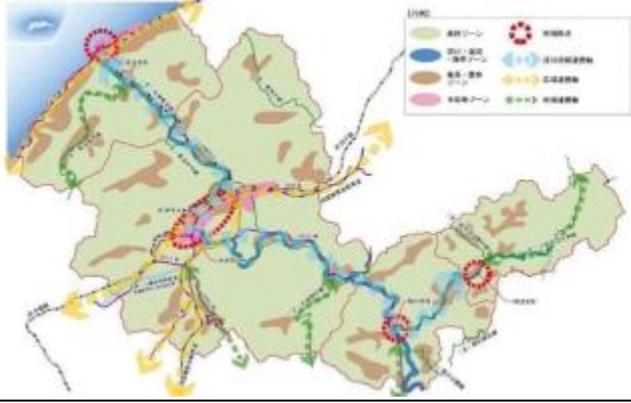


2.2 上位・関連計画の概要

(1) 大洲都市計画区域マスタープラン

策定年月	平成 30 年 3 月
計画期間	目標年次：概ね 20 年後、具体的な整備目標：概ね 10 年以内
まちづくりの基本理念	<p>まちづくりの目標（キャッチフレーズ）： きらめくおおず～みんな輝く肱川流域のまち～</p> <p>まちづくりの方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○JR伊予大洲駅周辺部を核とした秩序ある土地利用形成 ○各地域の交流・連携の促進と自然と調和した快適な生活を支える都市施設整備 ○都市の魅力向上や良好な環境を形成する市街地整備等の都市基盤整備 ○清流肱川等の自然や歴史的町並みの保全等歴史を感じ、都市と自然が共生する潤いのある都市空間の形成 ○災害に強いまちづくりの推進 <p>地域毎の市街地像</p>  <p>上記は、マスタープランの基本計画であり、具体的な位置等を規定するものではありません。</p>
主要用途の配置の方針	<p>住宅地 ゆとりある良好な住環境の低層住宅地／都市の利便性を活かした中高層住宅地／商業・工業が共存する一般住宅地</p> <p>商業地 都市及び地域の中心となる拠点商業地／日常生活をサービスする近隣商業地／交通条件を活かした沿道商業地</p> <p>工業地 地域の工業をけん引する生産工業地／地場産業を活性化する一般工業地</p>

(2) 第2次大洲市総合計画

策定年月	平成 29 年 3 月
計画期間	2017（平成 29）年度から 2026（令和 8）年度までの 10 か年
基本構想	<p>基本理念：『人・自然・まちきらめく』『知行創造』『自立と協働』</p> <p>目指す将来像： きらめくおおず ～みんな輝く肱川流域のまち～</p> <p>人口目標：令和 8（2026）年 40,000 人</p> 
基本計画	<p>6つの基本目標と26の施策</p> <p>基本目標 1 活力きらめくまちづくり 1 農業の振興／2 林業の振興／3 水産業の振興／4 商工業の振興／5 観光業の振興</p> <p>基本目標 2 安心きらめくまちづくり 6 健康づくりの推進／7 地域医療体制の充実／8 地域福祉の充実／9 子ども・子育て支援の充実／10 障がい者福祉の充実／11 高齢者福祉の充実</p> <p>基本目標 3 文化きらめくまちづくり 12 就学前教育の充実／13 学校教育の充実／14 社会教育の充実／15 文化・芸術・スポーツの振興</p> <p>基本目標 4 快適きらめくまちづくり 16 市街地・集落の整備／17 交通・情報基盤の整備／18 定住環境の整備／19 生活安全の確保</p> <p>基本目標 5 自然きらめくまちづくり 20 自然の保全と活用／21 地球環境の保全／22 環境保全・衛生の推進</p> <p>基本目標 6 人々きらめくまちづくり 23 協働のまちづくり／24 人権尊重のまちづくり／25 国内交流・国際交流の推進／26 行財政の健全化</p>
	<p>本計画と関連する主な施策</p> <p>施策 4 商工業の振興 主要施策⇒①地場産業の振興／②企業誘致の推進と創業の支援／③地元商業の活性化／④雇用の創出と就労環境の改善</p> <p>施策 9 子ども・子育て支援の充実 主要施策⇒①出会い・結婚・出産の支援の充実／②多様な子育て支援・保育サービスの充実③ひとり親家庭への支援</p> <p>施策 10 障がい者福祉の充実 主要施策⇒①障がいのある人の保護・福祉サービス／②障がいのある人の自立生活支援③障がいのある人の社会参加支援</p> <p>施策 11 高齢者福祉の充実 主要施策⇒①高齢者の健康づくりと地域包括ケアシステムの構築／②介護サービス提供体制の充実／③高齢者の自立した生活や社会参加の支援／④高齢者の社会保障制度の安定化</p> <p>施策 16 市街地・集落の整備 主要施策⇒①市街地及び集落の計画的な整備充実／②美しい町並みづくりの推進／③地籍調査事業の推進</p> <p>施策 17 交通・情報基盤の整備 主要施策⇒①道路整備の充実／②公共交通網の充実／③情報網の整備</p> <p>施策 18 定住環境の整備 主要施策⇒①移住・定住の促進／②計画的な住宅整備の促進／③公園の整備・充実と都市緑化の促進／④河川・海岸の整備／⑤上水道の整備／⑥下水道の整備／⑦斎場の計画的な整備・運営</p> <p>施策 19 生活安全の確保 主要施策⇒①災害に強いまちづくりの推進／②常備消防の強化と非常備消防の維持・確保／③原子力災害や武力攻撃事態への対応／④交通安全対策の充実／⑤犯罪被害の予防</p>

(3) 第2期大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略

策定年月	令和2年3月（令和7年2月改訂）																																																																										
計画期間	2020（令和2）年度から2026（令和8）年度までの7か年																																																																										
基本方針	<p>基本的な考え方： 「長期的な視点での人口維持」 ～令和42（2060）年の目標人口“30,000人”実現に向けた施策の推進～</p> <p>基本方針 地域資源を活かす／協働・連携により取り組む／未来を描き、戦略を練る</p>																																																																										
基本目標と施策	<p>3つの基本目標と施策体系</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">3つの基本目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"> ブランド・魅力を活かした「しごと・ひとの流れ」づくり 【数値目標】 社会減（抑制） </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基準(2018)</td> <td style="text-align: center;">現状(2023)</td> <td style="text-align: center;">目標(2026)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">▲460人</td> <td style="text-align: center;">▲161</td> <td style="text-align: center;">▲174人</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">観光施設入込客数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基準(2018)</td> <td style="text-align: center;">現状(2023)</td> <td style="text-align: center;">目標(2026)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">504,013人</td> <td style="text-align: center;">468,538人</td> <td style="text-align: center;">600,000人</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">次世代を担う「ひと」を生み育てる「まち」づくり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">【数値目標】 出生率（15-49歳女性人口1,000人当たり）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基準 (2015-2019)</td> <td style="text-align: center;">現状 (2020-2023)</td> <td style="text-align: center;">目標 (2026)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">38.23%</td> <td style="text-align: center;">31.20%</td> <td style="text-align: center;">47.91%</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">中学生の定住意向</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基準(2019)</td> <td style="text-align: center;">現状(2023)</td> <td style="text-align: center;">目標(2026)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">51%</td> <td style="text-align: center;">53%</td> <td style="text-align: center;">56%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">安心して暮らし続けることができる「まち」づくり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">【数値目標】 公共交通圏の人口割合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基準(2017)</td> <td style="text-align: center;">現状(2023)</td> <td style="text-align: center;">目標(2026)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">78.2%</td> <td style="text-align: center;">91.5%</td> <td style="text-align: center;">85.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">復興計画の進捗率</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基準(2019)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">現状(2023) …計画期間最終年度に当たり達成</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50%</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">100%</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="width: 35%; text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 農林水産業の振興</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 商工業の振興</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 観光の振興</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 移住・定住の促進</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 出会い・結婚・出産の支援</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 子育て支援の充実</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 教育の振興</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 女性の活躍促進</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 安全・安心な暮らしの確保</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 人口減少社会への対応</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div>	3つの基本目標			ブランド・魅力を活かした「しごと・ひとの流れ」づくり 【数値目標】 社会減（抑制）			基準(2018)	現状(2023)	目標(2026)	▲460人	▲161	▲174人	観光施設入込客数			基準(2018)	現状(2023)	目標(2026)	504,013人	468,538人	600,000人	次世代を担う「ひと」を生み育てる「まち」づくり			【数値目標】 出生率（15-49歳女性人口1,000人当たり）			基準 (2015-2019)	現状 (2020-2023)	目標 (2026)	38.23%	31.20%	47.91%	中学生の定住意向			基準(2019)	現状(2023)	目標(2026)	51%	53%	56%	安心して暮らし続けることができる「まち」づくり			【数値目標】 公共交通圏の人口割合			基準(2017)	現状(2023)	目標(2026)	78.2%	91.5%	85.0%	復興計画の進捗率			基準(2019)	現状(2023) …計画期間最終年度に当たり達成		50%	100%		施策	1 農林水産業の振興	2 商工業の振興	3 観光の振興	4 移住・定住の促進	1 出会い・結婚・出産の支援	2 子育て支援の充実	3 教育の振興	4 女性の活躍促進	1 安全・安心な暮らしの確保	2 人口減少社会への対応
3つの基本目標																																																																											
ブランド・魅力を活かした「しごと・ひとの流れ」づくり 【数値目標】 社会減（抑制）																																																																											
基準(2018)	現状(2023)	目標(2026)																																																																									
▲460人	▲161	▲174人																																																																									
観光施設入込客数																																																																											
基準(2018)	現状(2023)	目標(2026)																																																																									
504,013人	468,538人	600,000人																																																																									
次世代を担う「ひと」を生み育てる「まち」づくり																																																																											
【数値目標】 出生率（15-49歳女性人口1,000人当たり）																																																																											
基準 (2015-2019)	現状 (2020-2023)	目標 (2026)																																																																									
38.23%	31.20%	47.91%																																																																									
中学生の定住意向																																																																											
基準(2019)	現状(2023)	目標(2026)																																																																									
51%	53%	56%																																																																									
安心して暮らし続けることができる「まち」づくり																																																																											
【数値目標】 公共交通圏の人口割合																																																																											
基準(2017)	現状(2023)	目標(2026)																																																																									
78.2%	91.5%	85.0%																																																																									
復興計画の進捗率																																																																											
基準(2019)	現状(2023) …計画期間最終年度に当たり達成																																																																										
50%	100%																																																																										
施策																																																																											
1 農林水産業の振興																																																																											
2 商工業の振興																																																																											
3 観光の振興																																																																											
4 移住・定住の促進																																																																											
1 出会い・結婚・出産の支援																																																																											
2 子育て支援の充実																																																																											
3 教育の振興																																																																											
4 女性の活躍促進																																																																											
1 安全・安心な暮らしの確保																																																																											
2 人口減少社会への対応																																																																											

(4) 大洲市地域公共交通計画

策定年月	令和5年3月										
計画期間	2023（令和5）年度から2032年（令和14）年度までの10年間										
基本理念	きらめくまちと人を支え続ける公共交通サービスの形成										
公共交通ネットワークの方向性	<p>公共交通ネットワークの将来イメージ</p> <p>交通結節点の位置付け</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>交通結節点</th> <th>位置付け</th> <th>将来の方向性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大洲地域 伊予大洲駅、オズメッセ21前バス停、東大洲、大洲本町</td> <td rowspan="3">幹線・支線などに乗継が可能な場所</td> <td rowspan="3">●必要に応じて幹線・支線の円滑な乗継ができるように整備を実施する</td> </tr> <tr> <td>長浜地域 伊予長浜駅、長浜港</td> </tr> <tr> <td>肱川・河辺地域 道の駅清流の里ひじかわ、肱川支所、植松（河辺支所）</td> </tr> </tbody> </table>			交通結節点	位置付け	将来の方向性	大洲地域 伊予大洲駅、オズメッセ21前バス停、東大洲、大洲本町	幹線・支線などに乗継が可能な場所	●必要に応じて幹線・支線の円滑な乗継ができるように整備を実施する	長浜地域 伊予長浜駅、長浜港	肱川・河辺地域 道の駅清流の里ひじかわ、肱川支所、植松（河辺支所）
交通結節点	位置付け	将来の方向性									
大洲地域 伊予大洲駅、オズメッセ21前バス停、東大洲、大洲本町	幹線・支線などに乗継が可能な場所	●必要に応じて幹線・支線の円滑な乗継ができるように整備を実施する									
長浜地域 伊予長浜駅、長浜港											
肱川・河辺地域 道の駅清流の里ひじかわ、肱川支所、植松（河辺支所）											
基本方針	基本方針1 持続可能な公共交通サービス 基本方針2 安心して快適に利用できる公共交通サービス 基本方針3 皆で守り育てる公共交通サービス										
計画の目標	目標①市民1人あたりの公共交通を利用する機会の増加 目標②大洲市の公共交通圏の人口割合の増加 目標③市民1人あたりの移動手段確保に係る行政負担額の増加抑制 目標④デマンド型交通の利用機会の増加 目標⑤デマンド型交通の乗り合わせの増加 目標⑥鉄道利用者数の増加 目標⑦民間バス路線の年間利用者数の増加										

(5) 大洲市公共施設等総合管理計画

策定年月	平成29年3月（令和4年3月一部改訂）
計画期間	2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10か年
全体方針	将来にわたり必要な行政サービスを継続して提供していくために、人口や財政の将来の見通しを踏まえ、公共施設等の量や質、管理方法の見直しを進めます。
公共建築物の基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施設の総量（総延床面積）を削減します。 2. できるかぎり新規整備は行わず、既存施設を有効活用します。 3. 施設の長寿命化を推進し、ライフサイクルコストを縮減します。 4. 震災対策を推進し、安全・安心な施設を提供します。 5. 市民協働や公民連携により、効率的・効果的なサービスを提供します。 6. 市民ニーズや社会情勢の変化に合わせて、施設の質の向上を図ります。

(6) 大洲市地域強靱化計画

策定年月	平成30年3月
計画期間	2017（平成29）年度から2026（令和8）年度までの10か年
基本理念	強く、しなやかな きらめく大洲市を目指して
基本目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人命の保護が最大限図られること 2. 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること 3. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 4. 迅速な復旧復興が図られること

(7) 大洲市復興計画

策定年月	平成31年3月
計画期間	2018（平成30）年度から2023（令和5）年度までの6か年
基本理念	きらめく大洲をみんなで未来につなぐ
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市民生活の再生（住宅対策／生活再建支援／コミュニティの再生） 2. 生活基盤の再生（道路・河川等の復旧／上下水道等の復旧／公共施設等の復旧、機能回復／社会基盤の整備） 3. 経済・産業の再生（農林水産業の再生・再興／商工業の再建支援／観光の再興） 4. 防災力の向上（防災対策の強化／地域防災計画等の見直し／地域の自主防災力の向上／災害の記録化）

2.3 実施予定の取組等

(1) 第2次大洲市総合計画における取組方針

- 立地適正化計画は、都市計画区域を対象として、持続可能な都市づくりを目指したもので、第2次大洲市総合計画との連携を実施することが望ましいと言えます。

本計画と関連する施策	第2次大洲市総合計画における基本的な方針
施策4 商工業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・若者などが定住できるまちづくりに向けて、地場産業の振興や企業誘致・企業留置を推進し、地域経済の活性化と雇用の安定化を目指します。 ・市民生活に密着した店づくりにより、集客力の高い商店街の形成を目指します。 ・商工業と農林水産業・観光業が連携した商品・サービス開発や販売の促進を図り、新たな魅力の創出に努めます。
施策9 子ども・子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代などが安心して子どもを産み育てられる地域づくりに向けて、出会いから結婚・出産・子育てまで、切れ目の無い支援を図り、子育て環境の充実を目指します。 ・ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に向けて、支援の充実・強化に努めます。
施策10 障がい者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ノーマライゼーションの実現に向けて、誰もが住み慣れた地域で自立し、誇りを持って生活できるよう、各種サービスや障がい者福祉施策の充実を図ります。 ・障がいのある人が地域で自立した生活ができるよう、情報提供・相談体制の充実や就労支援などを進め、支援の輪を広げていきます。
施策11 高齢者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けるため、総合的な介護サービスの提供や地域包括ケアシステムの構築を目指します。 ・高齢者の健康づくりや生きがいづくり、社会参加を促進します。 ・高齢者への安定的な社会保障の提供のため、介護保険制度や国民年金制度の安定的な運用に努めます。
施策16 市街地・集落の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方のもと、中心市街地及び各地域拠点の整備・充実、安全で快適な農山漁村集落の維持などを図ります。 ・良好な景観形成への取組を促進し、美しいまちづくりを目指します。 ・円滑な土地活用に向けて、地籍調査事業を推進します。
施策17 交通・情報基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・広域幹線交通網や地域間幹線道路の整備促進と身近な生活道路の維持・整備に努めます。 ・地域公共交通網を再編・構築することにより、地域のニーズに合わせた交通手段の確保を図ります。 ・市民や事業者による情報活用・発信力の強化に向けて、地域における情報格差の是正を図ります。
施策18 定住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅や公園、河川・海岸、上下水道などの市民生活を支えるインフラ整備の充実により、良好な住環境の形成を図りながら、若者などの移住・定住につなげていきます。 ・斎場の適切な整備・運営などについて検討します。
施策19 生活安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ハード対策・ソフト対策の両面から、災害に強いまちづくりを推進します。 ・自主防災組織の体制強化と「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災意識の高揚により、地域防災力の向上に努めます。 ・市民の交通安全や防災に関する活動の促進と意識の高揚を図り、安全・安心な地域社会の実現を目指します。

- 立地適正化計画には、様々な支援措置があります。その概要を次頁以降に整理します。

<参考①> 都市再生整備計画事業制度の再編等

- 都市再生整備計画事業は、令和2年度において制度再編等を行い、「都市構造再編集集中支援事業」とともに、「まちなかウォーカーブル推進事業」が創設されました。

【都市構造再編集集中支援事業（個別支援制度）の概要】

都市構造再編集集中支援事業(個別支援制度)の概要

○「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体: 市町村、市町村都市再生協議会、民間事業者等
国費率: 1/2(都市機能誘導区域内)、45%(居住誘導区域内等)

<p>対象事業</p> <p><市町村、市町村都市再生協議会> ○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画(都市再生整備計画)に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するもの</p> <p>【基幹事業】 道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設(緑地、広場、地域防災施設等)、高層空間形成施設(歩行支援施設等)、広域都市施設、都市機能誘導区域内の誘導施設(医療、社会福祉、教育文化、子育て支援施設等)、土地活用促進事業等</p> <p>【促進事業】 事業活用誘導、まちづくり活動推進事業(社会実験等)、地域創造支援事業(市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業)</p> <p><民間事業者等> ○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設^{※1}の整備 ※1 市町村又は事業主体が事業実施に対して自ら準備する計画に基づき実施することとなる。事業主体に対する国費の支援額と補助金額、補助対象事業費の上限は国費率を参考に決定される。</p>  <p>※2 対象事業については、三大都市圏の都市市・特別区を除く市町村及び自治体の民間事業者等を支援対象とする。</p>	<p>施行地区</p> <p>○都市再生整備計画の区域が立地適正化計画の「都市機能誘導区域内」及び「居住誘導区域内」に定められている地区</p> <p>一ただし、次の市町村を除く^{※1}。 ・都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レドゾーンを含めている市町村 ・市街化調整区域で都市計画法第34条第1号に基づく条例の区域を画定、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村</p> <p>※1 令和3年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。</p> <p>一なお、次の区域を施行地区に含むことができる。 ・水辺とまちが融合した良好な空間形成を推進する計画(以下「水辺まちづくり計画」という。)がある場合は、都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する水辺の区域^{※2} ※2 交付対象事業は水辺まちづくり計画に位置付けられている事業等に際し(災害リスク等の観点から居住誘導区域外での整備が不適切な建築物及び災害時に使用する施設等の整備を除く)。 ・空き地等が発生して外部不経済が発生する可能性がある市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している区域^{※3} ※3 交付対象事業は緑地等の整備に限る。</p>
--	--

【まちなかウォーカーブル推進事業（都市再生整備計画事業の拡充）の概要】

まちなかウォーカーブル推進事業

○車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の既存ストックの再編・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業

事業主体等 ●市町村、市町村都市再生協議会(社会資本整備総合交付金) ●都道府県、民間事業者等(都市再生整備計画補助) いずれも国費率: 1/2

施行地区 次のいずれかの要件に該当する地区、かつ、都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域(当該区域の周辺整備に係る事業が実施される地区を指す)
 ① 立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村の、市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅^{※1}から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場^{※2}から半径500mの範囲内の区域等 ※1 一駅間運行本数が1日100回以上 ※2 100人以上の乗降者

② 観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と調協がないと認められる市街化区域等外の区域
 ③ 立地適正化計画、広域的な立地適正化の方針等に位置付けられた都市計画区域外の地域生活拠点

<p>対象事業</p> <p>【基幹事業】 道路、公園、地域生活基盤施設(緑地、広場、地域防災施設等)、高層空間形成施設(歩行支援施設等)、既存建造物活用事業、1/F活用向上整備事業、こどもまちなかまちづくり事業、暑熱対策事業、滞在環境整備事業、計画策定支援事業等</p> <p>【促進事業】 事業活用誘導、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業(市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業)</p> 	<p>事業のイメージ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 歩きたくなる空間の創出 Walkable <ul style="list-style-type: none"> ● 街路空間の再構築 ● 道路・公園・広場等の既存ストックの改修・改定 ● 道路の美観化・芝生化、植栽・緑化施設や水上デッキの整備等による公共空間の潤滑化 ● 滞在快適性等向上区域を支える周辺環境の整備(フリンジ駐車場、外周道路等の整備) ● 歩行者目線の1階をまちに開放 Eye Level <ul style="list-style-type: none"> ● 沿道施設の1階部分をリノベーションし、公共空間として開放 ● 1階部分のガラス張り化等の修景整備 ● 既存ストックの多様な主体による多様な利活用 Diversity <ul style="list-style-type: none"> ● 官民の土地・施設を一体的に改修し、自由に活用できるまちなかハブや公園空地として開放 ● 公共空間にイベント等で利用できる給電・給排水施設等を整備 ● 利用状況等を計測するセンサーの設置や、データを分析・見える化し、まちの情報を発信するシステムの整備 ● 開かれた空間の滞在環境の向上 Open <ul style="list-style-type: none"> ● 屋根やトール、照明施設、ストリートファニチャー等の整備 ● 滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査
--	--

<参考②>集約促進景観・歴史的風致形成促進事業

- 居住誘導区域は、都市機能誘導区域に比べて活用できる支援措置は少なく、集約促進景観・歴史的風致形成促進事業は、居住誘導区域等で活用できる支援措置です。
- 集約促進景観・歴史的風致形成促進事業は、都市における一定規模の人口を確保等するために、景観・歴史資源となる建造物の修理・改修等や景観や歴史文化といった地域資源に着目した魅力ある地域づくりに資する取組への支援を行うことにより、地域内外からの人口交流による地域の賑わい等の創出や居住人口の集約を促進させ、地域活性化を図ることを目的としています。

【集約促進景観・歴史的風致形成促進事業の概要】

集約促進景観・歴史的風致形成推進事業

都市における一定規模の人口を確保等するために、景観や歴史文化といった地域資源に着目した魅力ある地域づくりに資する取組への支援とともに、景観まちづくり 刷新支援事業と一体的となって、観光地の魅力向上に資するソフト事業に支援を行うことで、地域内外からの人口交流による地域の賑わい等の創出や居住人口の集約を促進させ、地域活性化を図る。

■対象地域

下記の1の区域要件に該当し、かつ2又は3のいずれかに該当する区域又は「■支援内容③及び⑥」の事業を実施する場合には3の区域、景観まちづくり刷新支援事業を実施する場合には4に該当する区域

- 1 居住等機能誘導に資する区域(下記のいずれかの地域)
 - イ 居住誘導区域又は都市機能誘導区域(人口密度40人/ha)
 - ロ 既成市街地^{※1}内であって、鉄道・地下鉄駅から半径1km内又はバス・軌道の停留所から半径500m内の区域(立地適正化計画未策定都市に限る)
 - ハ 観光資源等^{※2}を活かして地域活性化を推進する区域(郊外部)(但し、実施主体は景観計画策定団体に限る)
- 2 景観計画区域
- 3 歴史的風致維持向上計画の重点区域
- 4 景観まちづくり刷新モデル地区^{※3}

※1 市街地区域又は井筒引き用道地域をいう。 ※2 地方公共団体によって策定された計画に位置づけのある地域資源等で、都市のコンパクト化に効果を有するものをいう。 ※3 景観まちづくり刷新モデル地区に指定された地区をいう。



地域固有の資源である景観・歴史資源が建替え等の事由により消滅し、地域の魅力低下を引き起こしているため、地域の賑わい創出につながる活用を行い、居住人口の集約と地域の活性化を図る必要がある。

■支援内容(ただし、支援内容における事業を実施するためには集約促進景観・歴史的風致形成推進計画の策定が必要。)

① 景観を阻害する建造物の除却 ② 景観を阻害する屋外広告物の除却 ③ 易操作性の消火栓、放水銃等の防火設備の整備 ④ 景観・歴史的風致形成に向けたデザインルール又はガイドライン等の検討 ⑤ 住民等の啓発又は合意形成を図るための活動 ⑥ 景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の活用及びそのためのコーディネート活動 ⑦ 伝統工法を現代工法の組合せによる歴史的風致形成建造物等のモデル施工 ⑧ 車両乗り入れ禁止やシェアサイクルの導入など景観やまちなみを楽しむための社会実験 ⑨ 景観まちづくりのPR・広報活動 ⑩ 動き若しくは専門技術者等の人材育成を図るための活動	◆景観を阻害する屋外広告物の除却 
---	--

※③の直接補助のみ補助率1/2、他の補助率は1/3

※ なお、平成28年度末までに集約促進景観・歴史的風致形成推進計画に記載された事業については従前の例により補助することができます。

■生活利便向上機能等の導入に資する整備イメージ(改修・拡張増築)



築1社が少ない蔵に開放的な空間を拡張増築し、飲食店として活用

■地域活性の拠点となる施設イメージ



歴史資源を観光案内所として活用

■防火設備の整備のイメージ



1人でも操作可能な放水銃

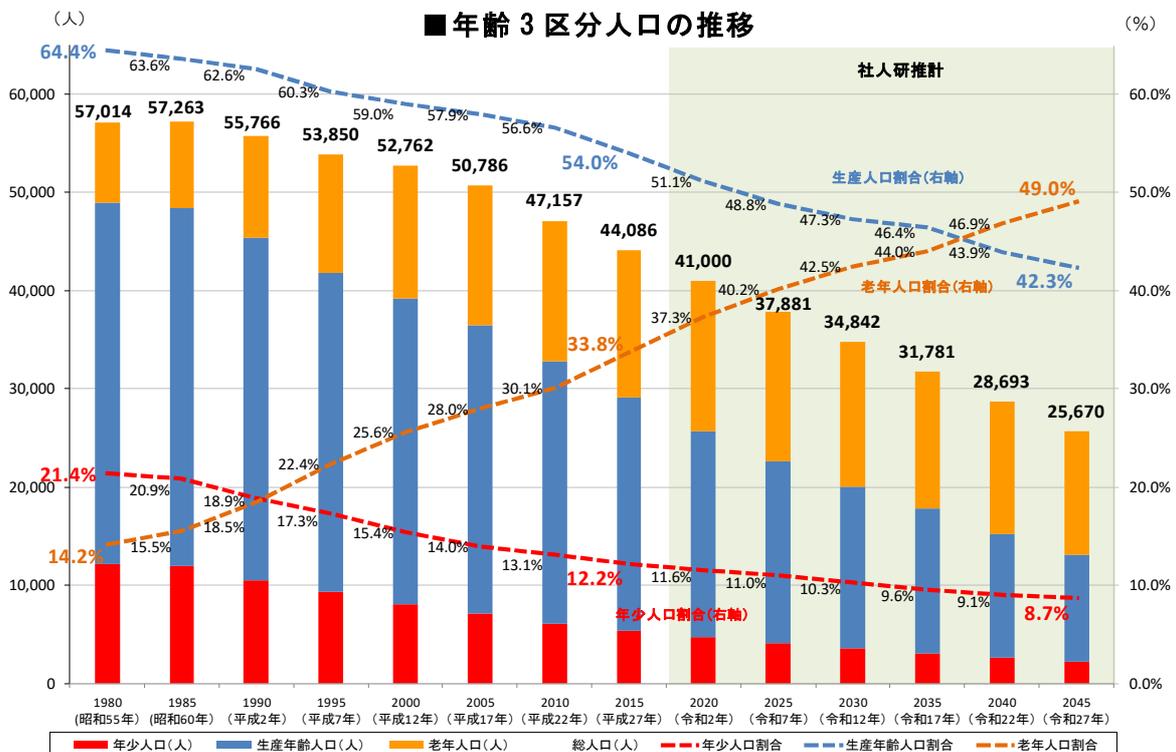
第3章 大洲市の現状と将来の整理

3.1 人口

(1) 人口・世帯数の推移

人口減少が進む中、高齢化や大洲市の将来を担う年少人口の減少が著しくなっています。人口減少を抑制するためには、産業振興や住みやすい生活環境の維持・充実が望まれます。

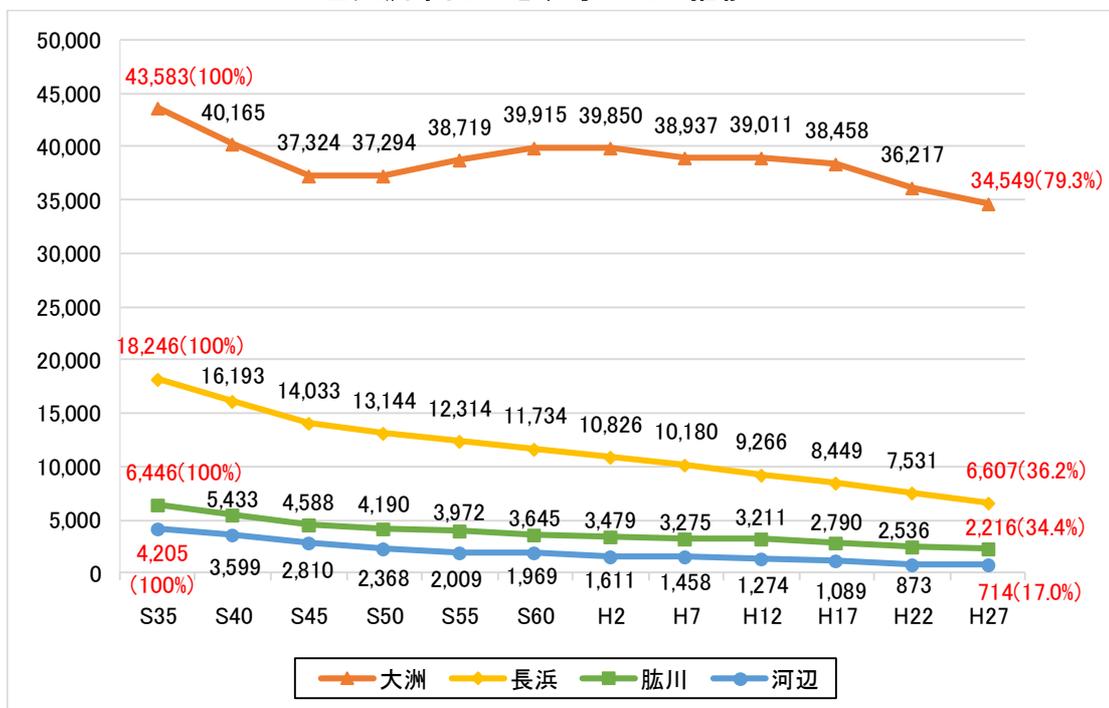
- 大洲市の人口は、1980(昭和55)年の57,014人から、2015(平成27)年には44,086人まで減少しており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2045(令和27)年には25,670人(2015(平成27)年比約58%)まで減少すると推計されています。
- 年少人口の割合は、2030(令和12)年頃に10%程度まで低下し、その後は微減傾向が続くと推計されています。
- 生産年齢人口の割合は、2025(令和7)年頃に50%を下回り、その後も減少傾向が続くと推計されています。
- 老年人口の割合は、2025(令和7)年には40%を超え、2040(令和22)年頃には生産年齢人口を上回り、2045(令和27)年には約50%に達すると推計されています。



出典) 平成27年まで：国勢調査
令和2年以降：国立社会保障・人口問題研究所

- 地域別の人口を比較すると、どの地域も昭和35年を基準として、平成27年には大きく減少しており、大洲地域の人口は79.3%となっていますが、河辺地域は17.0%と、8割以上減少しています。

■大洲市内の地域毎の人口推移



出典) 国勢調査

- 愛媛県全体では、年齢3区分別の将来予測は、年少人口（0-14歳）と生産年齢人口（15-64歳）が減少して老年人口（65歳以上）が増加となりますが、大洲市を含めた多くの都市では、老年人口も減少する局面になると予測されています。なお、大洲市の年少人口と生産年齢人口の増減率は、県平均に比べ低くなると予測されています。

■県内都市との年齢構成別人口の比較

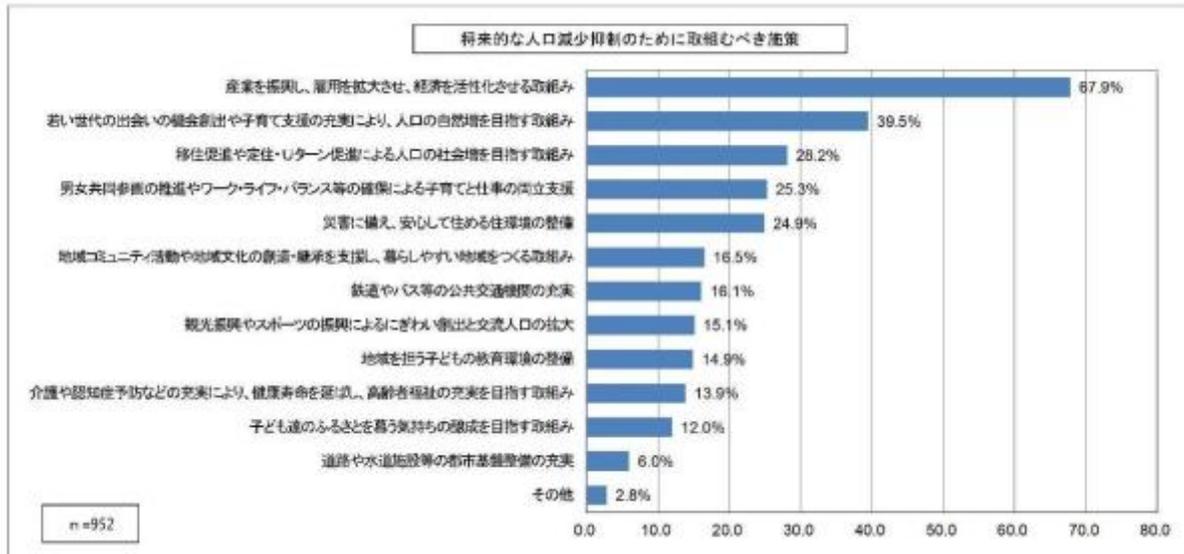
市町村	総人口			0-14歳			15-64歳			65歳以上		
	2015年	2040年	増減率	2015年	2040年	増減率	2015年	2040年	増減率	2015年	2040年	増減率
愛媛県	1,385,262	1,080,610	0.78	170,154	109,277	0.64	790,668	539,391	0.68	424,440	431,942	1.02
松山市	514,865	457,842	0.89	65,879	47,520	0.72	315,018	240,904	0.76	133,968	169,418	1.26
今治市	158,114	109,772	0.69	18,819	10,557	0.56	86,385	53,406	0.62	52,910	45,809	0.87
宇和島市	77,465	44,893	0.58	8,483	3,440	0.41	40,803	19,468	0.48	28,179	21,985	0.78
八幡浜市	34,951	19,399	0.56	3,558	1,308	0.37	18,271	7,996	0.44	13,122	10,095	0.77
新居浜市	119,903	102,501	0.85	15,814	12,312	0.78	67,101	54,045	0.81	36,988	36,144	0.98
西条市	108,174	83,913	0.78	13,898	8,767	0.63	61,050	40,500	0.66	33,226	34,646	1.04
大洲市	44,086	28,693	0.65	5,382	2,620	0.49	23,804	12,605	0.53	14,900	13,468	0.90
伊予市	36,827	28,302	0.77	4,609	3,276	0.71	20,623	13,981	0.68	11,595	11,045	0.95
四国中央市	87,413	68,318	0.78	10,772	6,926	0.64	50,225	34,476	0.69	26,416	26,916	1.02
西予市	38,919	23,770	0.61	4,199	2,091	0.50	18,837	10,123	0.54	15,883	11,556	0.73
東温市	34,613	29,153	0.84	4,393	3,068	0.70	20,607	15,129	0.73	9,613	10,956	1.14
上島町	7,135	3,997	0.56	548	314	0.57	3,558	1,961	0.55	3,029	1,722	0.57
久万高原町	8,447	3,820	0.45	728	191	0.26	3,715	1,248	0.34	4,004	2,381	0.59
松前町	30,064	25,418	0.85	4,007	2,859	0.71	17,330	12,658	0.73	8,727	9,901	1.13
砥部町	21,239	15,851	0.75	2,671	1,509	0.56	12,203	7,446	0.61	6,365	6,896	1.08
内子町	16,742	10,270	0.61	1,905	896	0.47	8,452	4,303	0.51	6,385	5,071	0.79
伊方町	9,626	4,600	0.48	839	251	0.30	4,637	1,692	0.36	4,150	2,657	0.64
松野町	4,072	2,329	0.57	354	126	0.36	1,986	873	0.44	1,732	1,330	0.77
鬼北町	10,705	6,318	0.59	1,159	513	0.44	5,027	2,430	0.48	4,519	3,375	0.75
愛南町	21,902	11,451	0.52	2,137	733	0.34	11,036	4,147	0.38	8,729	6,571	0.75
平均値			0.67			0.53			0.57			0.88

出典) 国立社会保障・人口問題研究所

(参考)

- 人口減少に歯止めをかける対策へのニーズは高く、「産業振興や雇用拡大」「若い世代の出会いの機会創出や子育て支援」等に対する期待が高くなっています。

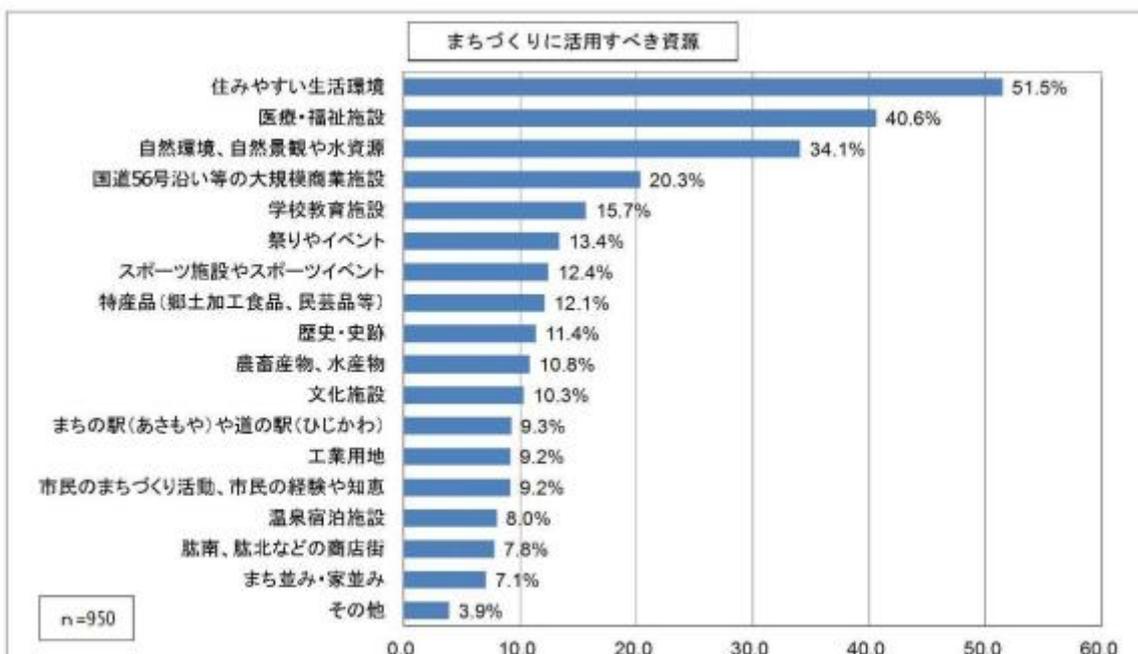
■望まれる施策（市民アンケート）



出典) 大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略

- 『これからのまちづくりを進める上で、有効に活用していくべき本市の資源』として「住みやすい生活環境」「医療・福祉施設」「自然環境、自然景観や水資源」が重視されています。

■まちづくりに活用すべき資源（市民アンケート）



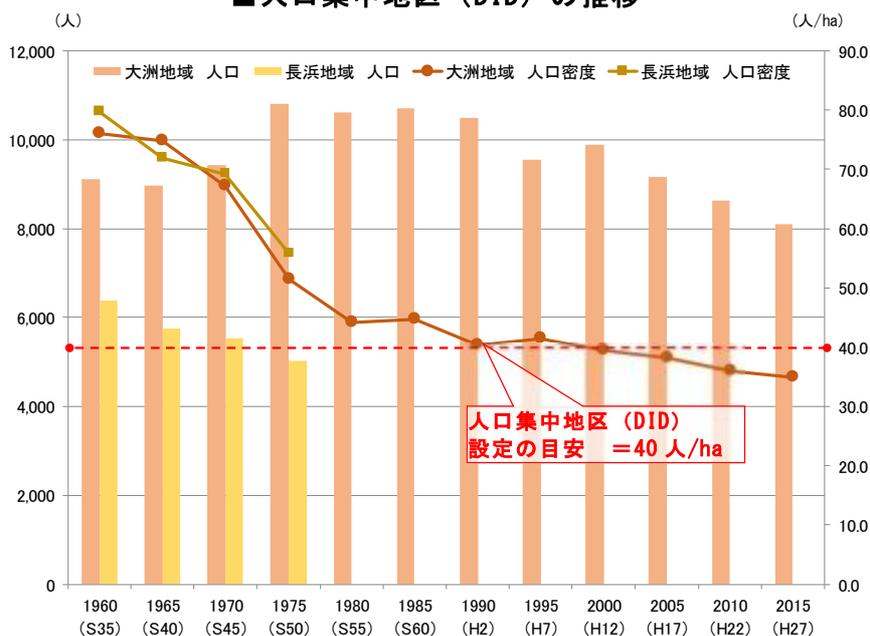
出典) 大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略

(2) 人口集中地区（DID）における人口の推移

人口集中地区（DID）の人口減少が進んでおり、中心市街地の役割を発揮するためにも、適切な人口密度を確保することが必要です。

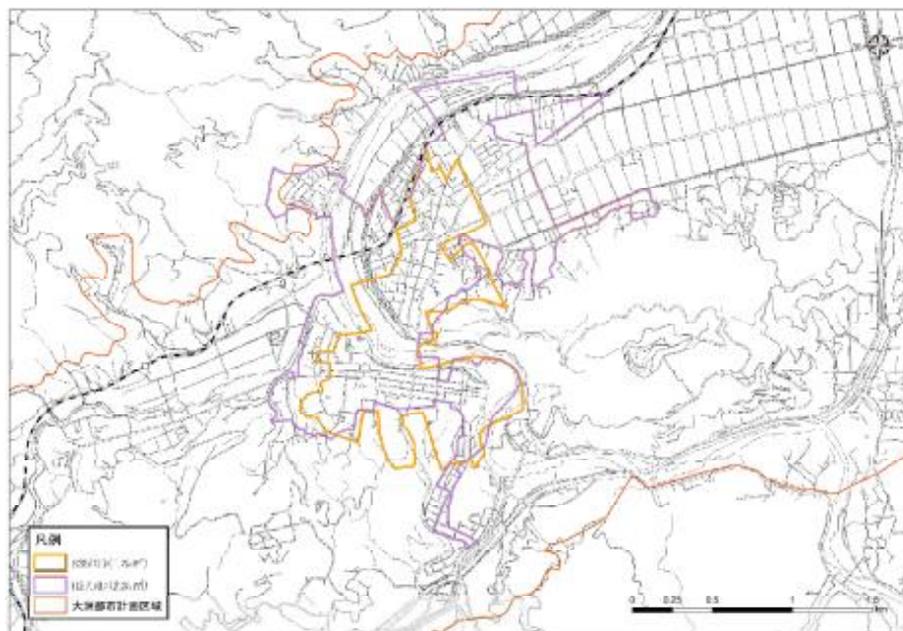
- 人口集中地区（DID）では、人口の減少に伴い、人口密度も減少しています。広大な市街地を有する大洲地域における人口集中地区（DID）は、公共施設や商業施設が多く立地するなど、中心市街地としての機能を有しています。効率的な行政運営の観点からも、人口集中地区（DID）の人口減少を抑制することが望まれています。

■人口集中地区（DID）の推移



出典) 国勢調査

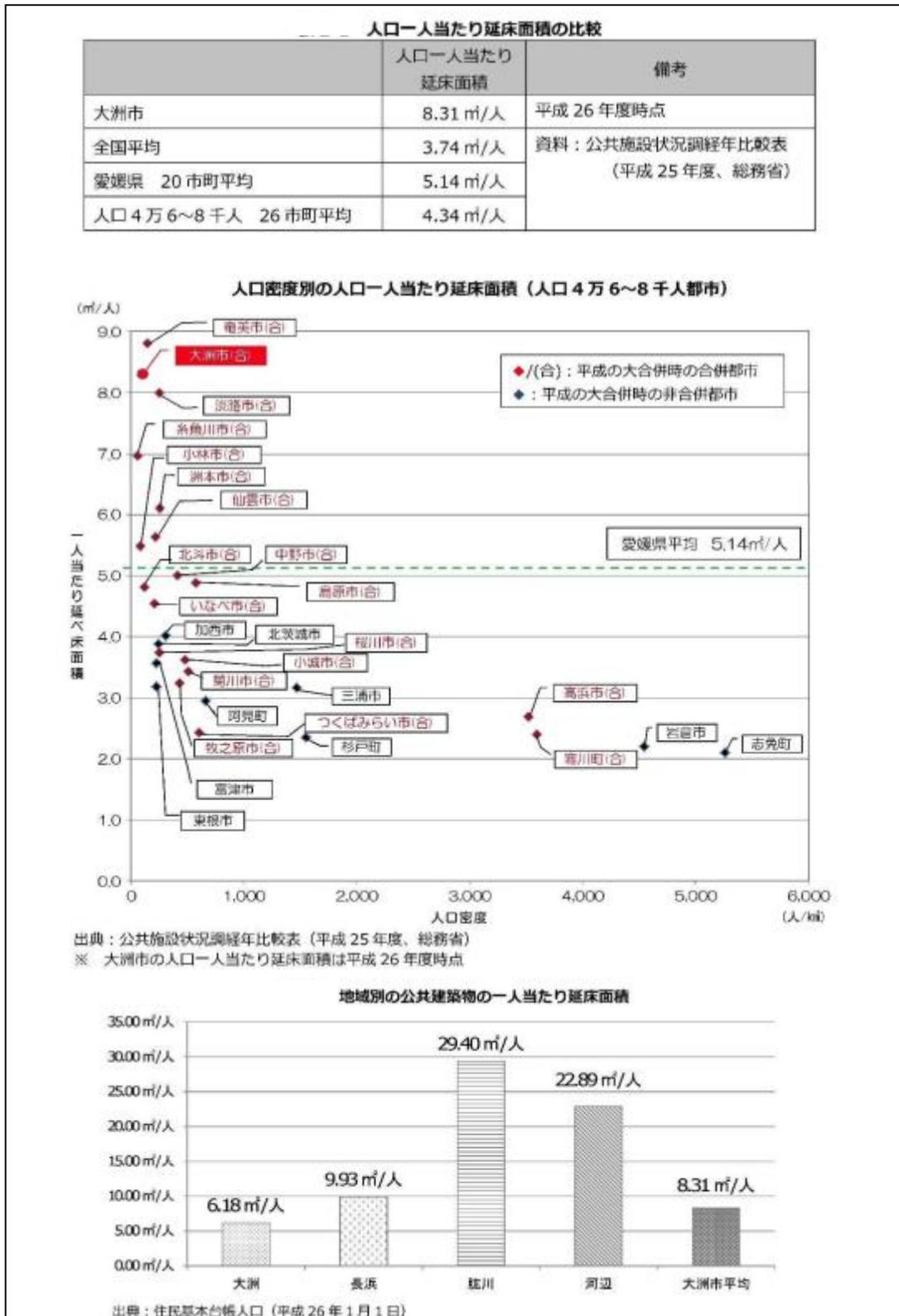
■大洲地域における人口集中地区（DID）の推移



出典) 国勢調査

- 大洲市の公共建築物の人口一人当たり床面積は全国平均よりかなり大きくなっています。都市計画区域を有する大洲地域や長浜地域においても、県平均より多くの公共建築物を有しています。

■大洲市の公共建築物の保有状況



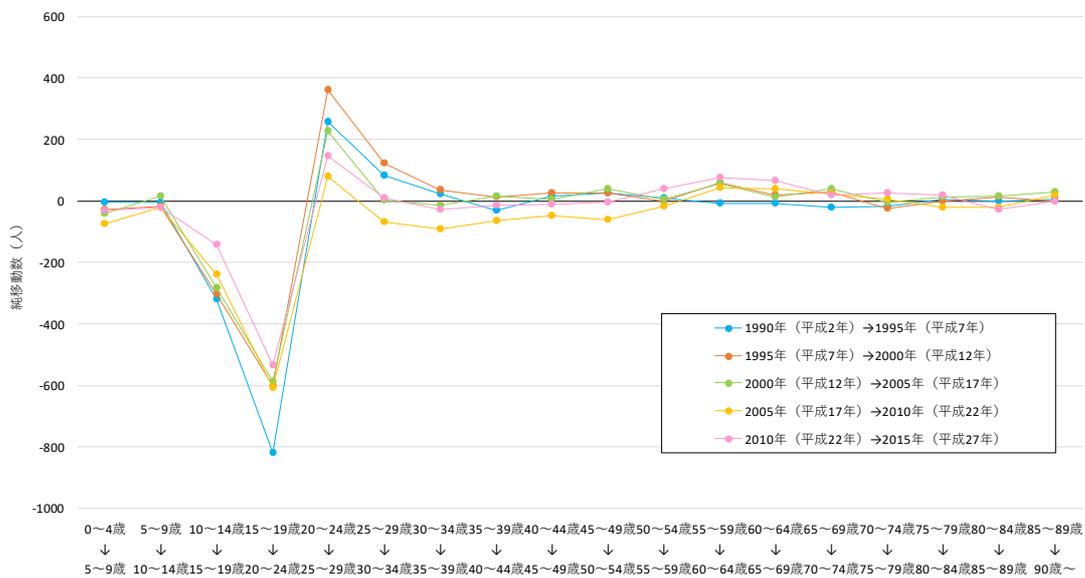
出典）大洲市公共施設等総合管理計画

(3) 転出・転入人口の状況

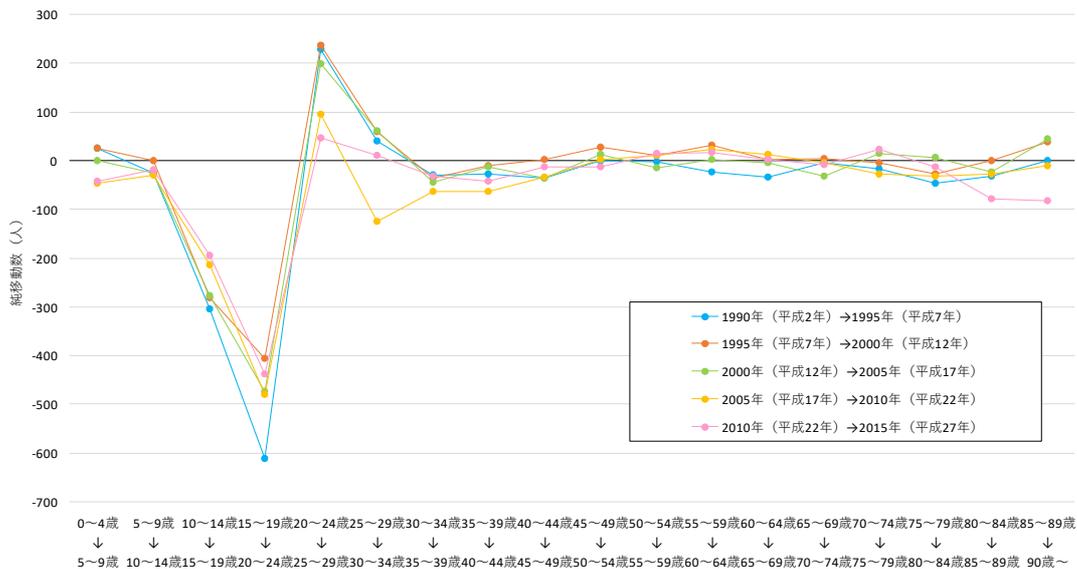
子育て世代など若い世代を中心に県内他市町村への転出が顕著です。公共施設を有効に活用しながら、「医療」「子育て」に着目した取組を充実することが必要です。

- 男女ともに、15歳～24歳になる段階で大幅な転出超過となっており、市外の大学・専門学校等への進学や就職等によるものと考えられます。
- 男女ともに、25～29歳になる段階で、就職やUターンなどが要因と考えられる転入超過となっていますが、年々、縮小傾向にあります。

■ 年齢5歳階級別純移動の推移・男性



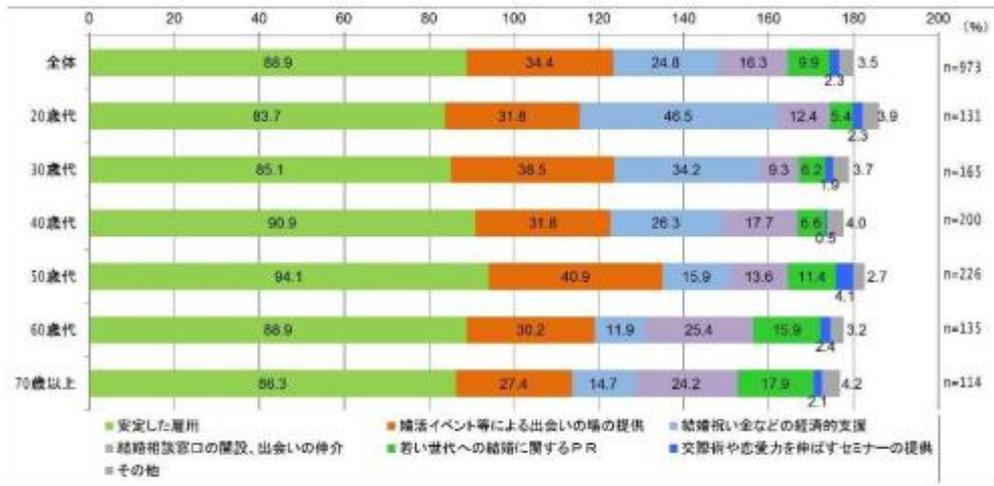
■ 年齢5歳階級別純移動の推移・女性



出典) RESAS 地域経済分析システム

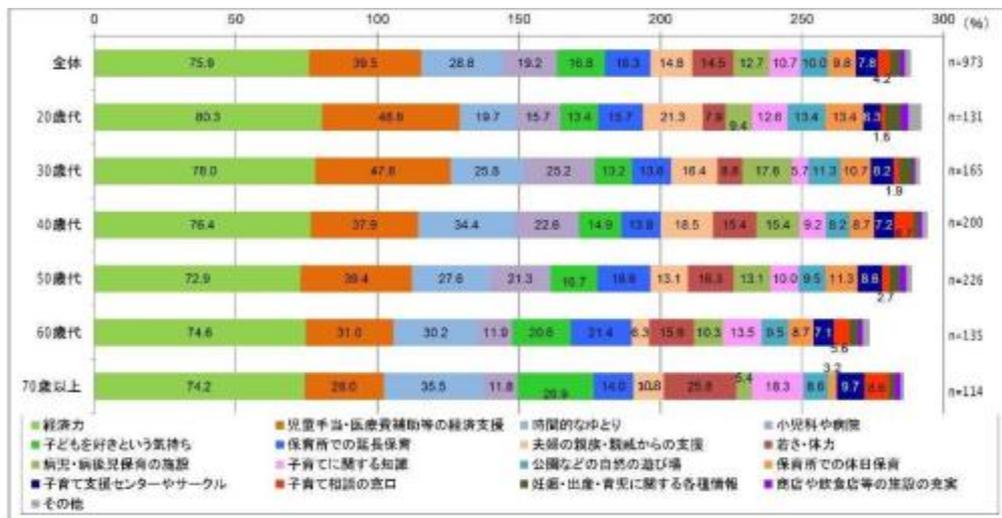
- 大洲市民の20歳代又は30歳代の世代の意向を見ると、結婚の実現については、他の年齢層に比べて「経済的支援」が重視されています。また、子育てについては、他の年齢層と比較すると、「夫婦の親族・親戚からの支援」「病児・病後児保育の施設」「小児科や病院」が重視される傾向にあります。

■結婚の実現に特に重要なもの*（年齢別クロス集計・市民アンケート結果）



*複数選択の設問であり、回答者数に対して選ばれた選択肢の割合(%)を算出しているため、合計が100%以上となる。

■子育てに特に重要なもの*（年齢別クロス集計・市民アンケート結果）



* 複数選択の設問であり、回答者数に対して選ばれた選択肢の割合(%)を算出しているため、合計が100%以上となる。

出典) 大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略

- 大洲市では、「仕事」「住居」「子育て」など様々な観点から、移住・定住に関する取組を実施しています。また、平成28年度には、移住・定住支援センターを設置しています。

(参考)

■大洲市における移住・定住、若者の地元回帰、結婚・子育て支援に関する事業

区分	事業
住まいの確保・空き家の活用促進	空き家バンク制度／空き家媒介手数料補助事業／空き家改修費・取得費補助事業(県外移住者県補助事業)／空き家家財道具等処分費補助事業(県外移住者県補助事業)／新築住宅取得費補助事業／県外移住希望者滞在費補助事業
若者の地元回帰、就業・結婚支援	新規就業移住者新生活支援事業／結婚新生活支援事業(所得340万円未満世帯国補助事業)／新規就業者等奨学金返還補助事業／農山漁村地域新規参入確保・育成事業／農地バンク制度
子育て環境の充実	子ども医療費助成事業(一部無料化)／第3子以降における認可外保育所保育料無料化(軽減)事業／愛顔の子育て応援事業(県補助事業)／第3子以降幼稚園給食費無料化(軽減)事業／市立幼稚園一時預かり事業／病児保育事業／ファミリーサポート・センター事業／延長保育事業／一時預り事業／子育て支援センター事業

- 公共施設の利用者負担の現状について、条例により利用者から使用料等を徴収している施設を対象に、トータルコスト(減価償却費を含む)に占める収入の割合を整理すると、福祉施設、医療施設、観光施設は50%を超えていますが、その他施設の大部分はトータルコストの4分の1にも満たない割合となっています。

(参考)

■大洲市内の公共施設のトータルコストに占める収入割合

施設用途	収入	支出				トータルコスト (a+b+c+d)	トータルコストに占める収入の割合
		施設に係る経費 (a)	事業運営に係る経費 (b)	指定管理委託料 (c)	減価償却費 (d)		
公民館	1,517	61,345	217,677	0	164,112	443,134	0.3%
博物館	24,998	8,422	49,339	22,000	42,088	121,849	20.5%
文化ホール	9,125	38,572	26,028	0	42,248	106,848	8.5%
福祉施設	1,046,350	173,085	1,286,055	26,062	156,967	1,642,170	63.7%
保育所	190,435	26,779	618,584	0	46,042	691,406	27.5%
幼稚園	9,322	7,335	78,974	0	15,358	101,667	9.2%
医療施設	3,343,441	1,054,883	3,402,436	0	133,068	4,590,387	72.8%
公営住宅	126,889	61,179	2,731	0	332,142	396,051	32.0%
スポーツ施設	17,466	141,417	21,384	0	166,270	329,070	5.3%
観光施設	223,528	43,185	103,203	47,890	78,509	272,787	81.9%
斎場	7,021	31,692	9,381	0	16,243	57,316	12.2%
職員住宅	2,488	38	0	0	15,480	15,518	16.0%

※1 条例により利用者から使用料等を徴収している施設のみを記載

※2 支出の内、「施設に係る経費」は光熱水費、維持管理費、賃料、工事費(改修費)、公有財産・備品購入費など、「事業運営に係る経費」は人件費、事業運営委託費、物件費などの合計

出典) 大洲市公共施設等白書

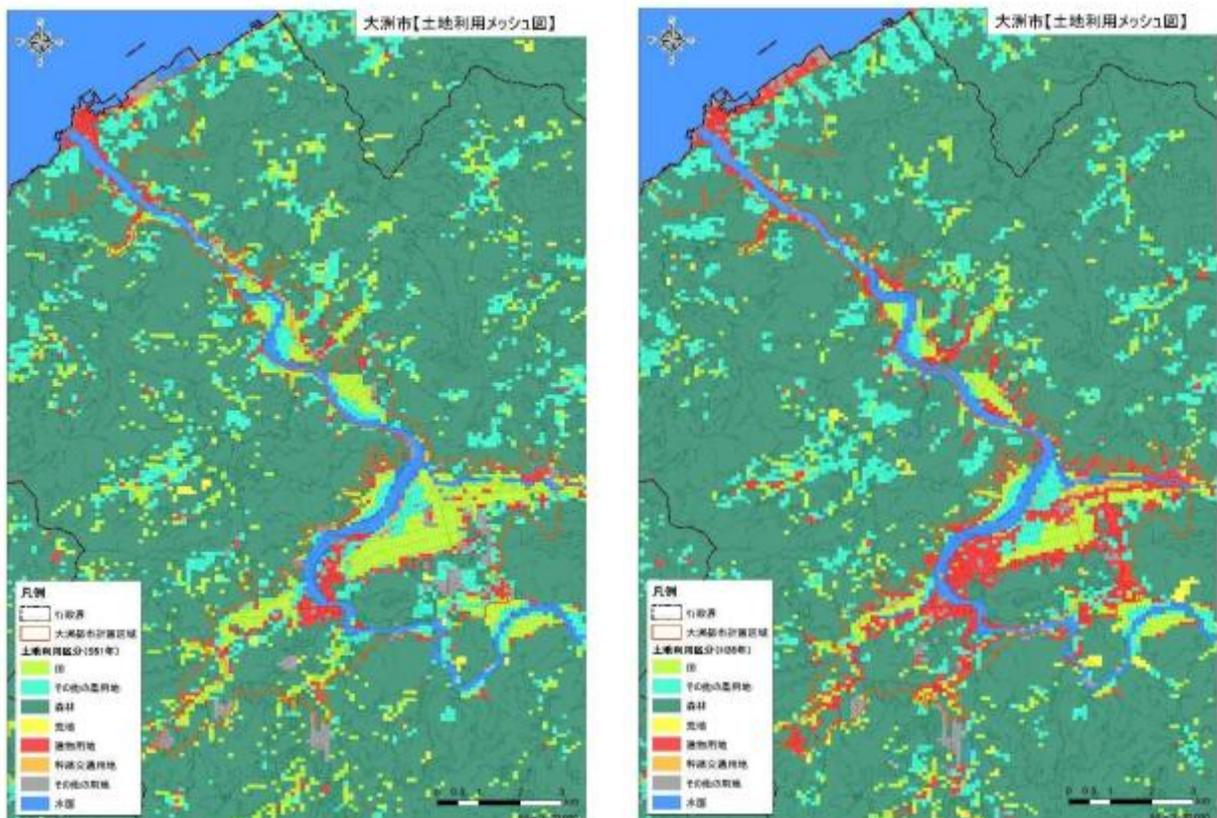
3.2 土地利用

(1) 土地利用の動向

商工業などの産業振興によって、鉄道駅周辺や幹線道路沿道を中心に都市的土地利用に転換されています。良好な自然環境に包まれた市街地形成など、都市と自然とのバランスのとれた土地利用の誘導が必要です。

- 国勢調査による昭和 50 年と平成 27 年の人口は、大洲地域で 37,294 人と 34,549 人（0.93 倍）、長浜地域で 13,144 人と 6,607 人（0.50 倍）となっています。
- 大洲地域の森林を省く平地部の土地利用を見ると、昭和 51 年では、肱北地区と肱南地区を中心に建物利用が行われており、その他の大半は、田、その他の農用地等の自然的土地利用です。平成 26 年では、肱北地区や東大洲地区において住宅や商業施設の立地によって建物用地が広がってきました。
- 長浜地域の森林を省く平地部の土地利用を見ると、昭和 51 年では、肱川の河口部において建物利用が行われており、その他の大半は、田、その他の農用地等の自然的土地利用です。平成 26 年では、晴海地区や拓海地区において産業振興に伴う工業施設の立地によって建物用地が広がってきました。

■土地利用状況（左：昭和 51 年 右：平成 26 年）



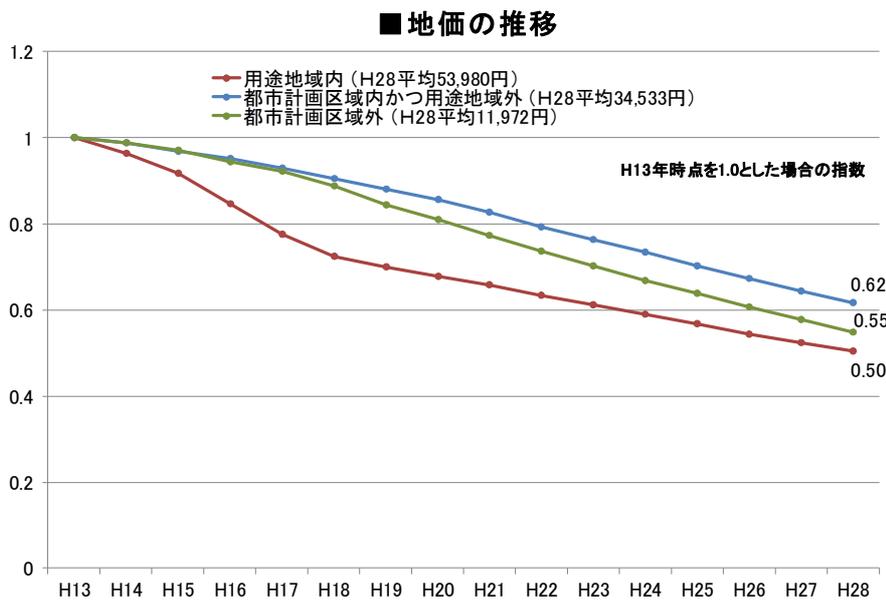
出典）国土数値情報（土地利用細分メッシュ）

(2) 開発と空き家などの動向

地価が下落する中、住宅の新規着工戸数の推移は概ね一定しています。一方で、市街地内には空き地や空き家などの低未利用地が増加しています。市街地の活性化の観点からも、計画的な公共施設整備と適切な土地利用の誘導が必要です。

1) 地価の推移

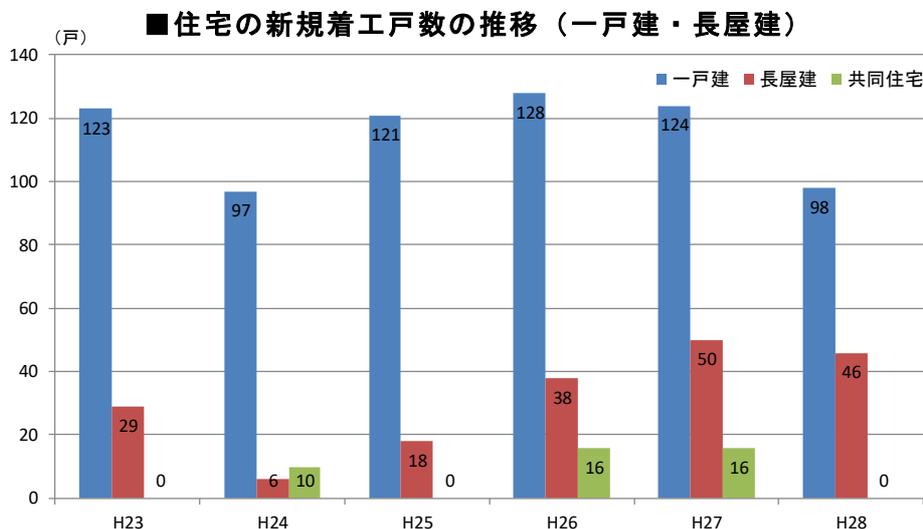
- 地価は、全てのエリアで長期的に下落しています。平成13年と平成28年との地価は、用途地域内では特に半減しています。



出典) 平成28年都道府県地価調査

2) 住宅の新規着工戸数の推移

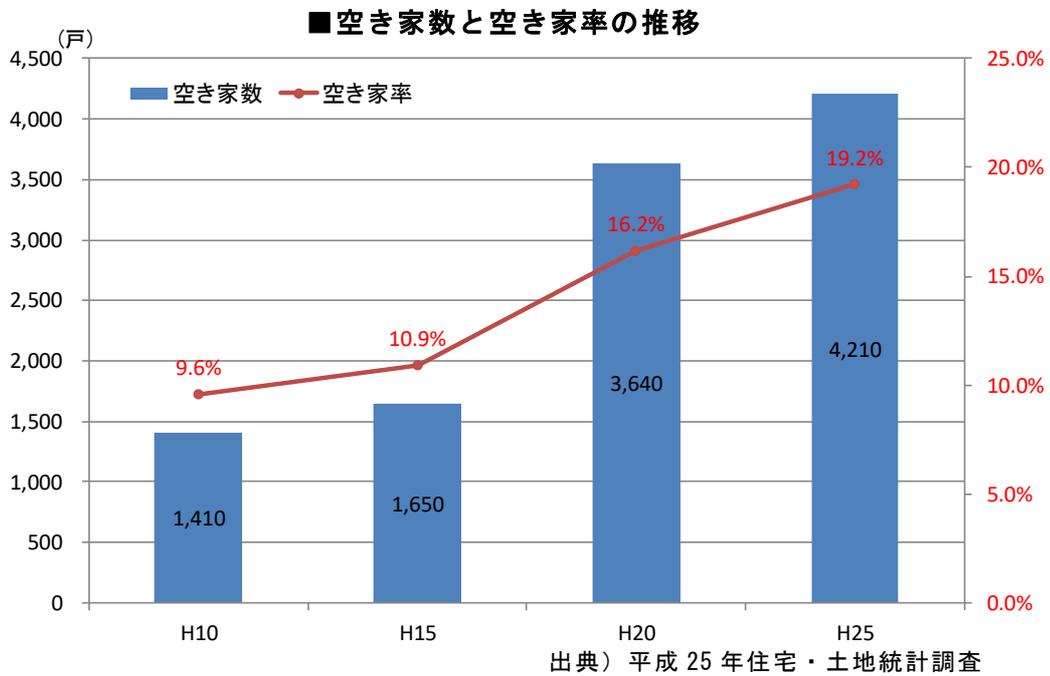
- 各住宅の着工戸数は年次によってバラツキが見られるものの、一戸建住宅は概ね100~120戸前後を推移しています。



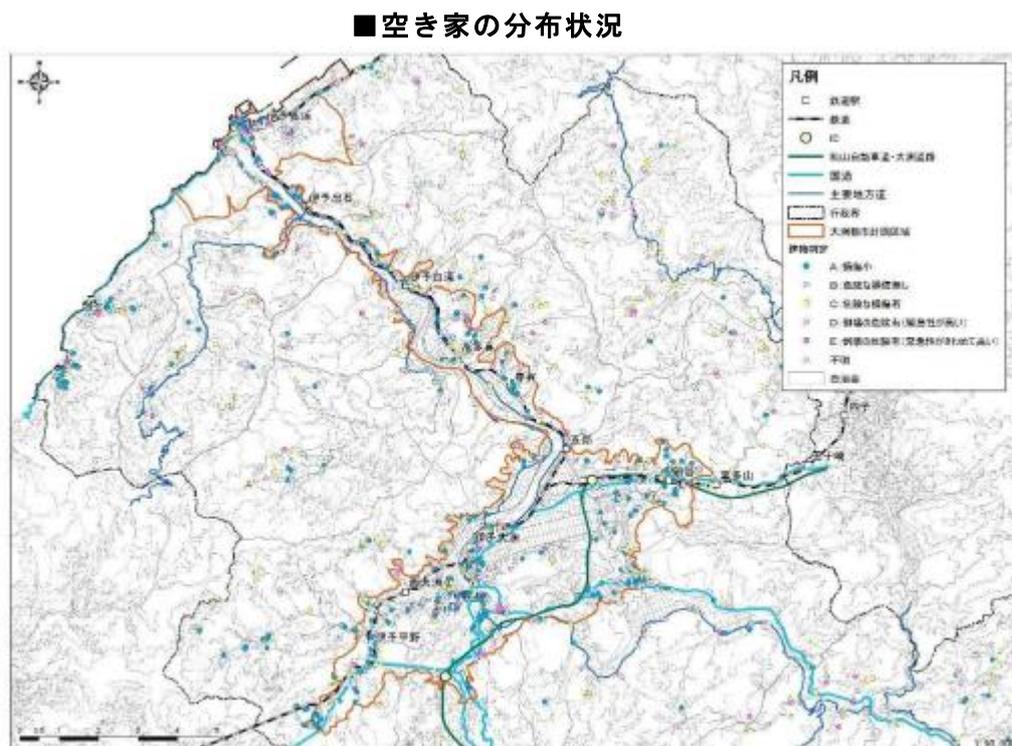
出典) 平成28年建築着工統計

3) 空き家などの推移

- 空き家数と空き家率の推移を見ると、平成25年で4,210戸（約19.2%）となり、空き家数と空き家率ともに近年急増しています。



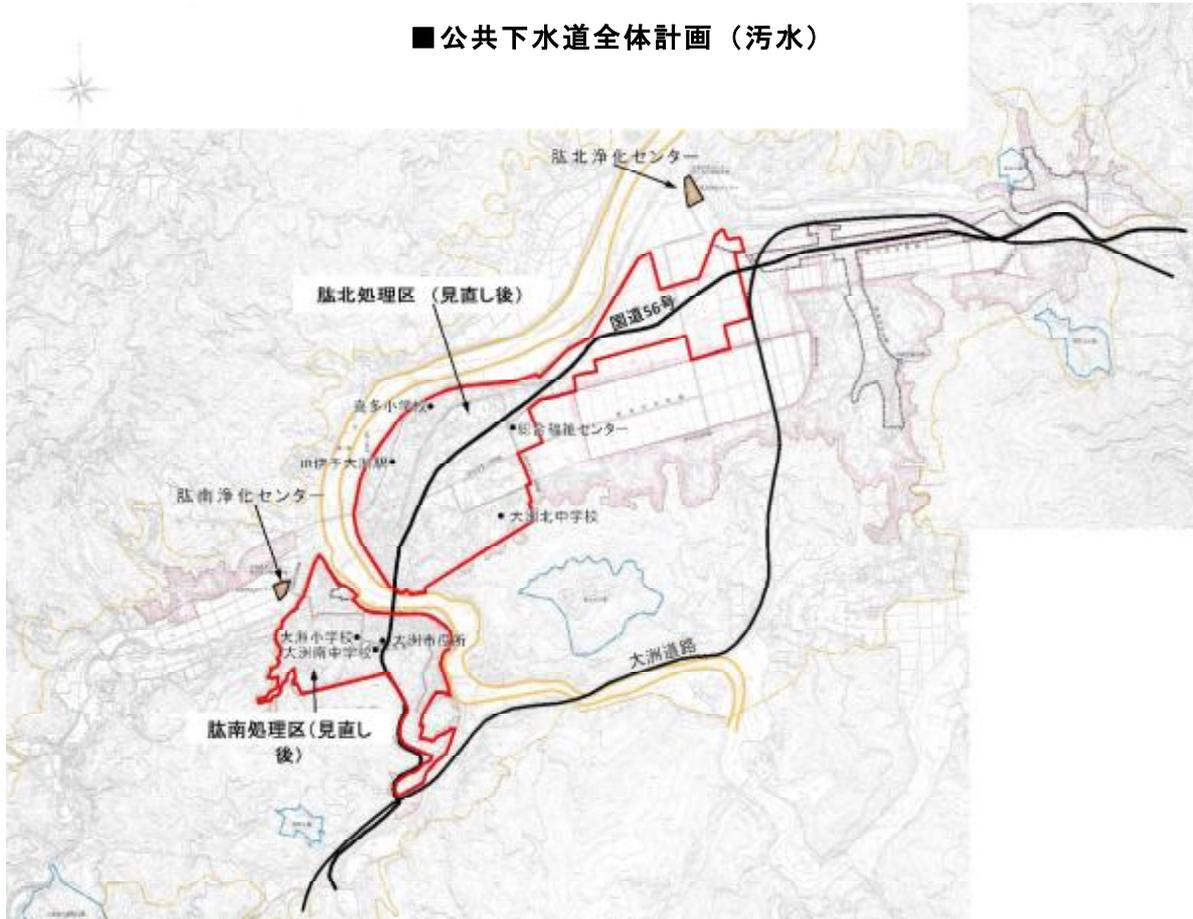
- 平成28年度に実施した空き家実態調査では、都市計画区域内の空き家は1,078件であり、用途地域内などの既成市街地には多くの空き家が分布しています。



(3) 公共下水道計画（污水）

- 大洲市では、人口減少などの社会経済情勢の変化を踏まえ、過度な都市基盤整備にならないよう将来の市街地を見据えた各種の計画づくりを進めています。その1つの取組として、公共下水道全体計画（污水）を見直し、都市基盤整備をしています。

■ 公共下水道全体計画（污水）



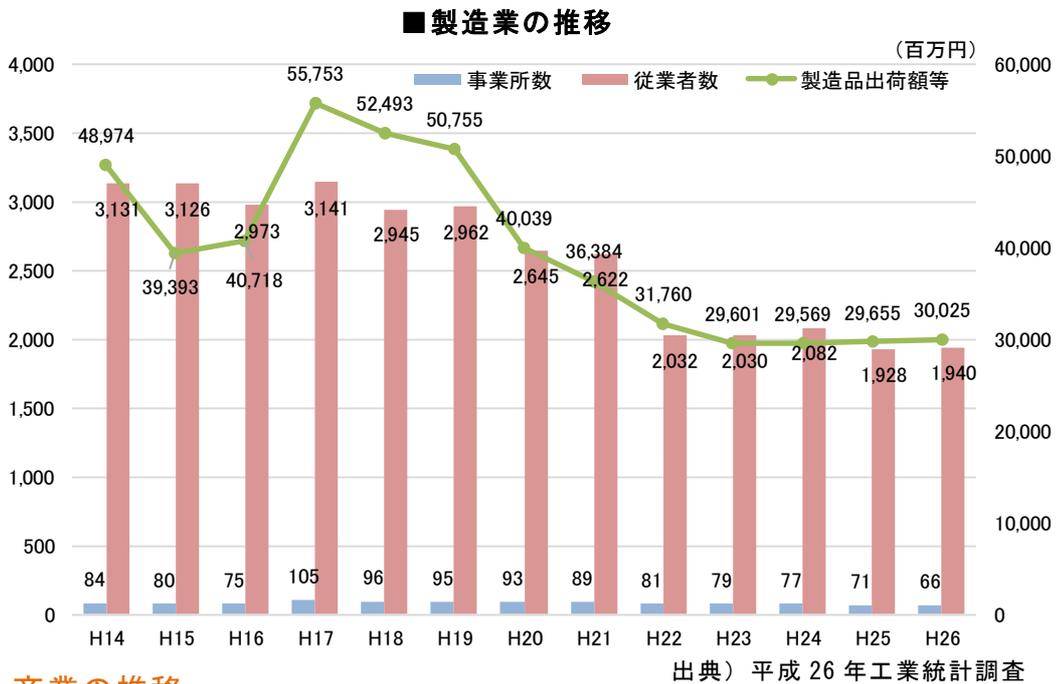
出典) 大洲市公共下水道計画

3.3 工業・商業

近年の経済活動は、人口減少時代に関わらず、一定水準を保ちつつあります。子育て世代の定住を支える、生活サービス産業の振興や雇用環境の充実が必要です。

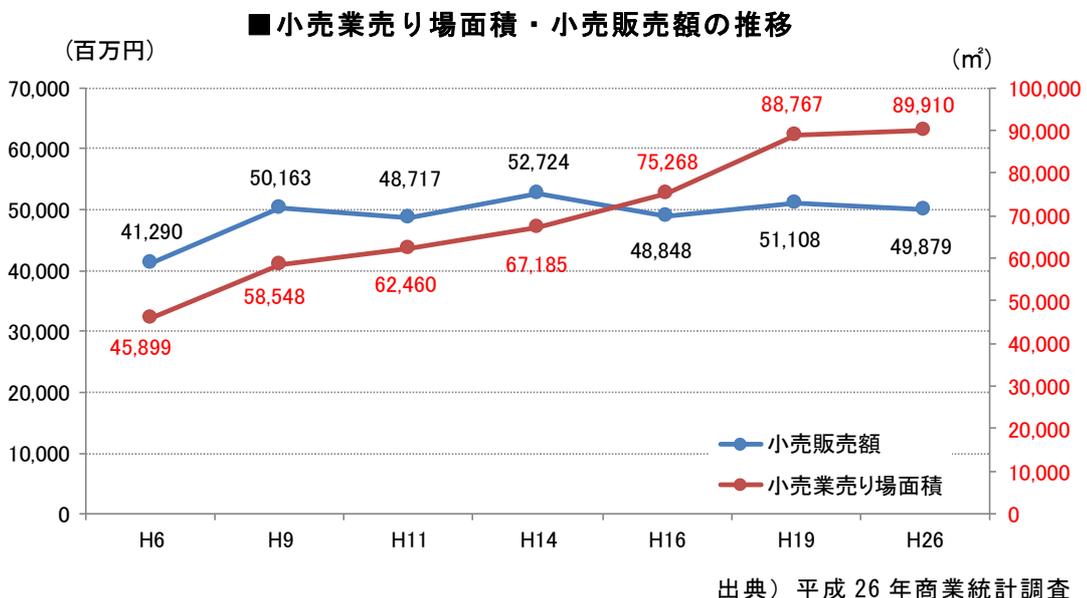
(1) 工業の推移

- 4人以上の従業者がいる大洲市の製造業の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等は、すべて減少傾向を示しています。



(2) 商業の推移

- 小売業売り場の面積は、増加していますが、販売額は、概ね横ばいとなっています。

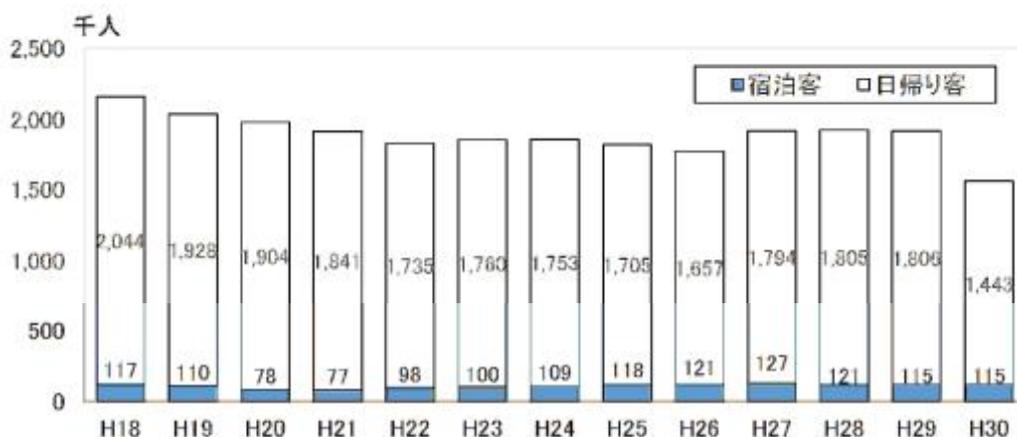


3.4 観光

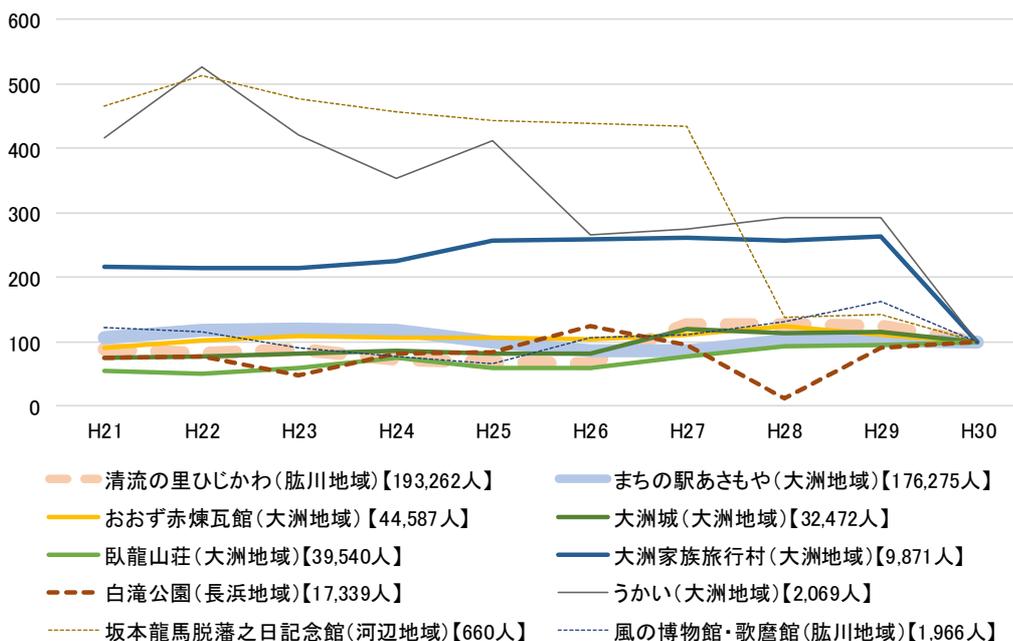
大洲市への観光は、大洲地域に集中しているものの、利用者数が減少している観光施設もあります。交流人口の増加を目指しつつ、まちの活性化や住民のまちへの誇りや愛着を高める取組を充実することが必要です。

- 大洲市への観光客数については、宿泊客は非常に少なく、日帰り客は約180万人前後で推移していましたが、平成30年度は豪雨災害の影響により、約144万人と急激に減少しました。

■観光客数の推移



■主要な観光施設の利用者数の推移 (H30を100とした場合)



【 】の数値は、平成30年の利用者数

出典) 観光客とその消費額 (愛媛県観光協会)

3.5 交通

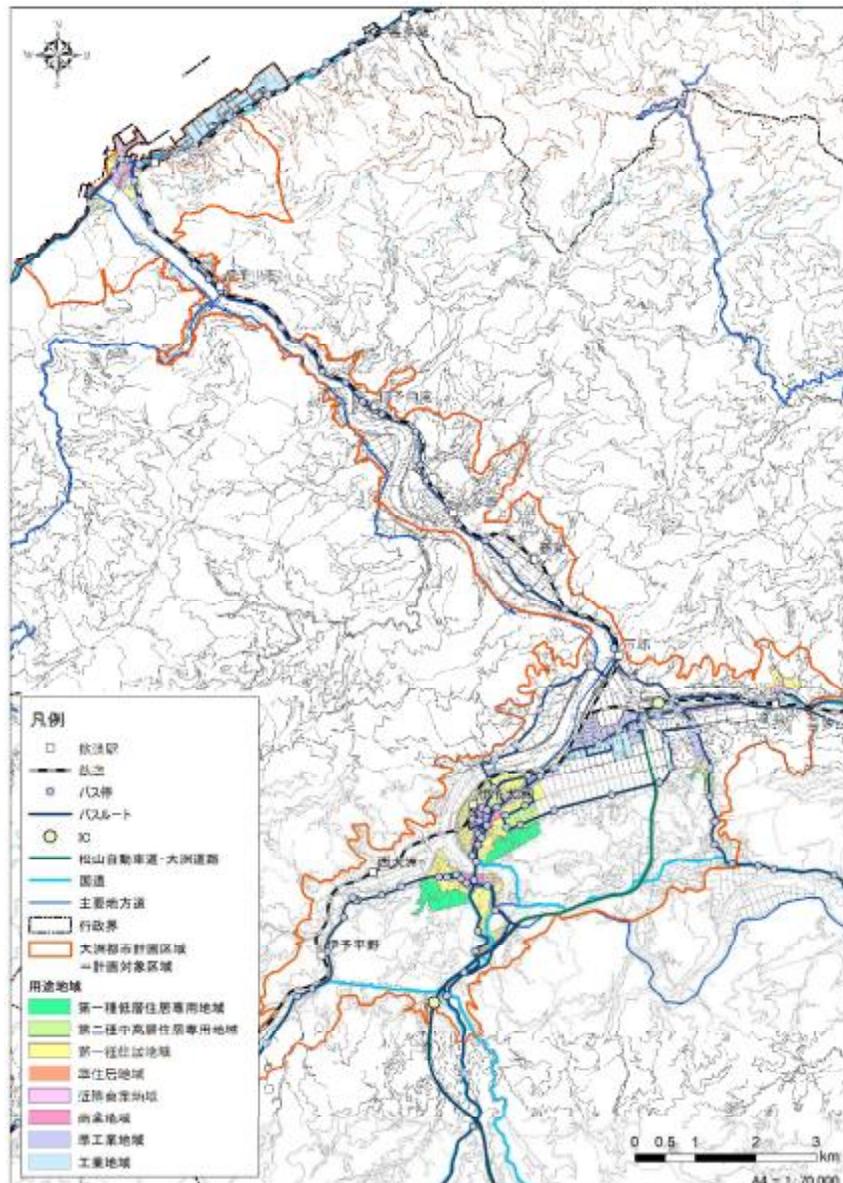
(1) 公共交通の動向

公共交通は、JR伊予大洲駅が中心的な役割を果たしており、鉄道では主に通勤・通学、バスでは福祉のための利用など、利用者が明確になってきています。これを踏まえ、利用者の増加と収益性の向上のために、公共交通の利便性を確保する取組が必要です。

1) 公共交通網

- 大洲市の鉄道は、JR予讃線とJR内子線が通っており、JR予讃線には伊予大洲駅、伊予長浜駅など計10駅があり、JR内子線には新谷駅など計2駅があります。また、都市計画区域内のバスは、市内中心部循環バス、福祉バスなどが運行しています。

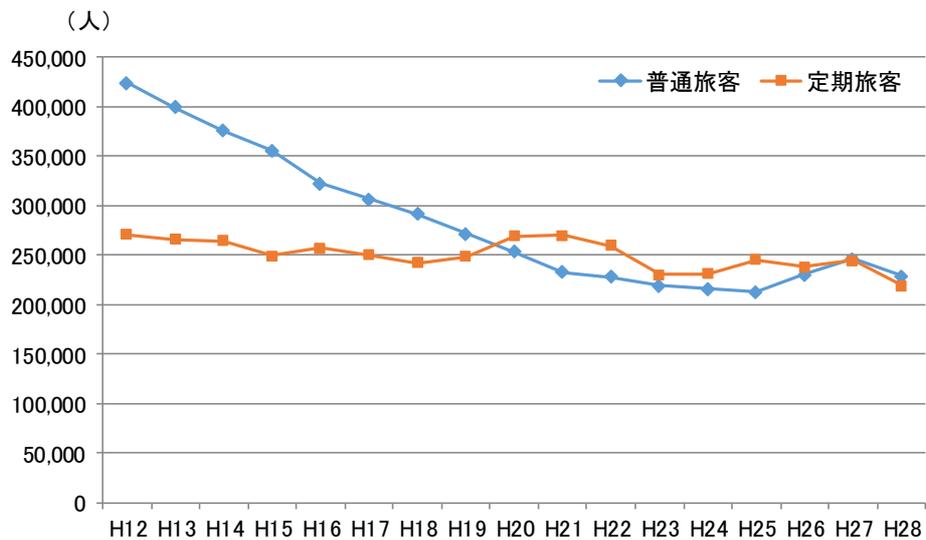
■大洲市の公共交通網



2) 乗客数の推移

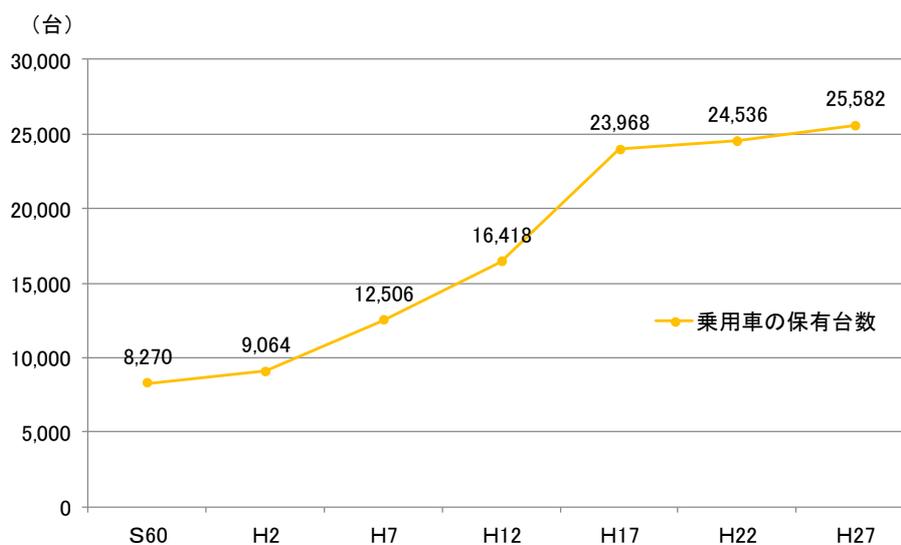
- JR 伊予大洲駅の旅客発着人員については、定期運賃の利用客は概ね一定していますが、普通運賃の利用客は大幅に減少しています。平成 20 年以降は、定期運賃の利用客が普通運賃の利用客よりも多い状態が続いており、通勤・通学のための駅になりつつあるとも言えます。
- 一方で、大洲市における乗用車の保有台数は増加傾向であり、このことが鉄道利用者の減少の 1 つの要因となっていると考えられます。

■ 伊予大洲駅の旅客発着人員の推移



出典) 愛媛県統計年鑑

■ (参考) 大洲市における乗用車の保有台数の推移



出典) 愛媛県

3) バスの利用状況

- 大洲地域の中心部を運行するバスの利用者数は、平成23年から平成28年までの間では、概ね横ばいの傾向にあります。運賃差額助成制度による1日平均の助成額は、利用者数の多いバスにおいて増加傾向にあります。このことから、バス利用は大洲市の助成制度によって保っている側面もあると言えます。

■大洲地域の中心部を運用するバスの利用者数の推移



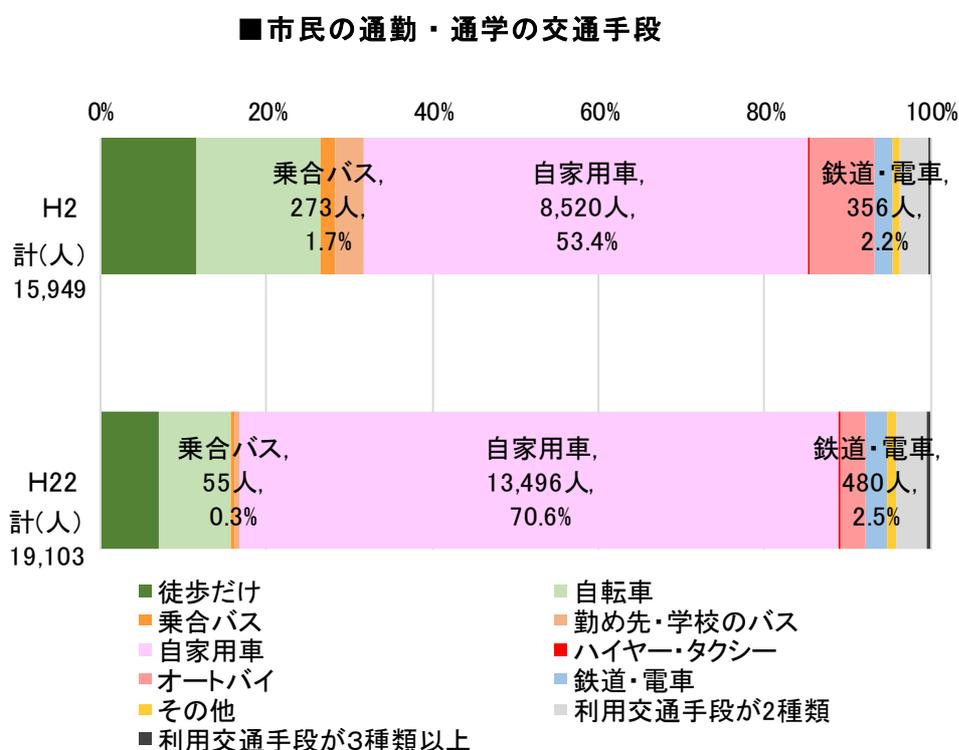
■大洲地域の中心部を運用するバスにおける助成額の推移



(2) 市民の交通行動の動向

過度な自動車依存型社会を回避し、高齢者など車を運転しない市民が移動に困らないよう、様々な交通手段を確保することが必要です。

- 市民の通勤・通学者数は、20年前と比較すると増加しています。その中で、交通手段別の利用者数及び全体に占める割合の増減は、自家用車が増加、鉄道・電車が微増、乗合バスが減少となっています。また、徒歩や自転車による通勤・通学が減少しています。こうした傾向は、高齢化とモータリゼーションの進展が起因すると考えられます。



出典) 国勢調査

3.6 財政

地方交付税が減少傾向にある中、少子高齢化の影響により民生費（扶助費）が増加しています。今後は公共施設の更新費用の増加も見込まれることから、健全な財政運営に向けて中長期的に取り組む必要があります。

- 財源別（歳入）を見ると、平成20年度時点で全体の43%（105.6億円）を占める地方交付税は、平成29年度時点では38%（99.8億円）となり、歳入に占める割合が減少しています。
- 性質別（歳出）を見ると、平成20年度時点で全体の51%（116.6億円）を占める義務的経費は、平成29年度時点では43%（103.3億円）と減少していますが、そのうち扶助費は、平成20年度の22.0億円から37.0億円に増加しています。
- また、目的別（歳出）では、平成20年度時点で全体の26%（60.0億円）を占める民生費は、平成29年度には33%（78.1億円）に増加しています。

※平成30年度決算は災害関連経費が多額であるため、平成29年度決算で比較しています。

■財源別（歳入）（左：平成20年度 中央：平成25年度 右：平成29年度決算）



■目的別（歳出）（左：平成20年度 中央：平成25年度 右：平成29年度決算）



出典) 大洲市資料

- 公共施設等の管理に関する基本的な方針等を整理した『大洲市公共施設等総合管理計画/H29.3/大洲市』では、現在保有している全ての公共建築物及びインフラを維持する場合の建替え・大規模改修及び更新に必要と見込まれる費用が試算され、更新や改修、維持管理・運営の方法を含め、公共施設等全体を最小の費用で効果的に活用できるように、マネジメントを行っていくことが必要となっています。

■公共建築物の建替え・大規模改修に係る費用



※ 本試算は、公共施設更新費用試算ソフト（総務省）の条件に基づく試算であり、実際のコストとは異なります。

出典) 大洲市公共施設等総合管理計画

■インフラ施設の更新に係る費用



※ 本試算は、公共施設更新費用試算ソフト（総務省）の条件に基づく試算であり、実際のコストとは異なります。

出典) 大洲市公共施設等総合管理計画

第4章 都市構造の分析

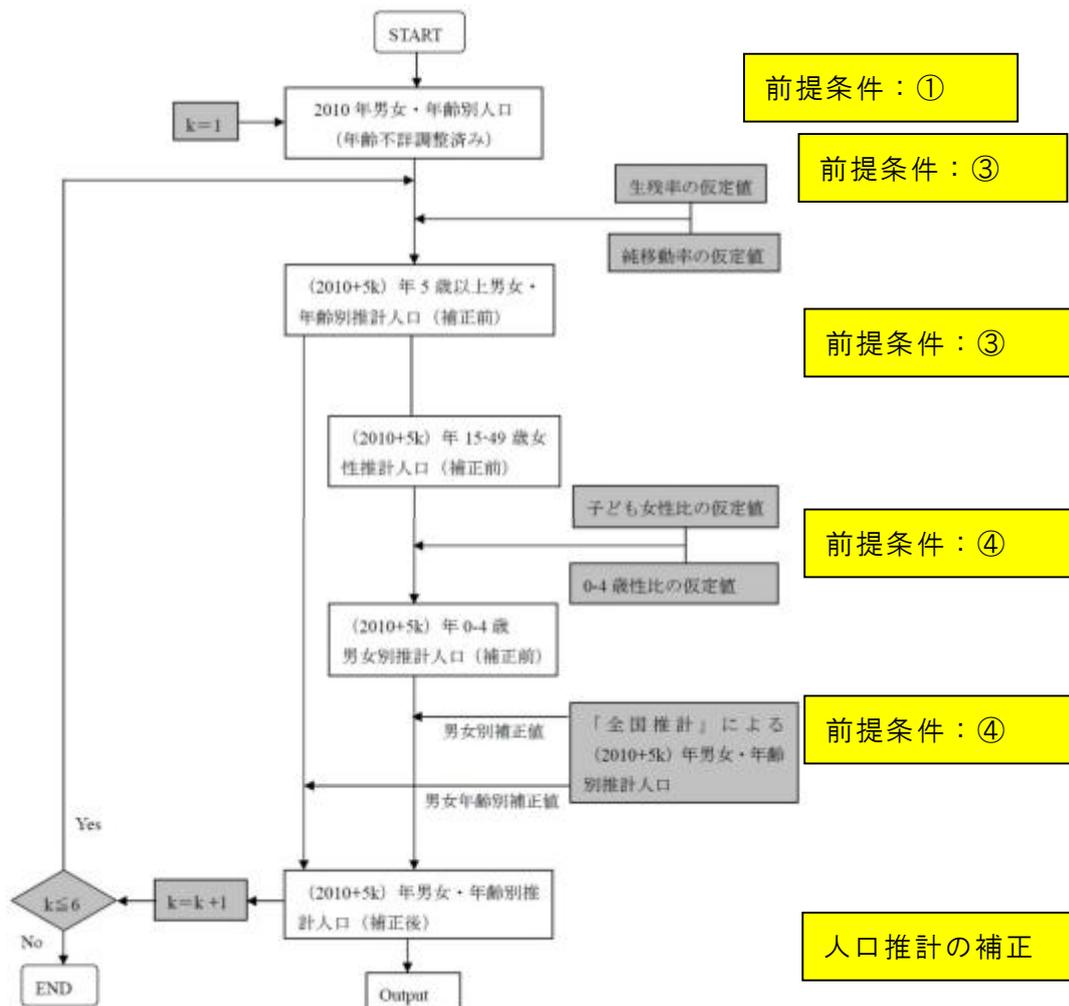
4.1 メッシュによる将来人口の推計

(1) 人口推計方法

将来人口推計においては、コーホート要因法を用いました。コーホート要因法は、男女・年齢5歳階級別人口を基準として、ここに人口動態率や転入出による移動率などの仮定値を当てはめて将来人口を計算する方法です。

本推計は、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という）の地域別将来推計人口の推計方法にならい実施しました。基準人口はH22年国勢調査小地域の男女・年齢（5歳階級）別人口とし、5歳以上の人口推計においては生残率と純移動率などの仮定値を用いて算出しました。また、0-4歳の推計については、15-49歳の女性と0-4歳のこどもとの比率（子ども女性比）および0-4歳の男女の比率（0-4歳性比）を用いて算出しました。なお、最終の推計結果は、大洲市独自の推計人口と一致するように男女年齢別補正值を用いて一律補正を行いました。

■地域別将来人口推計のフローチャート



(2) 前提条件

人口推計を実施するにあたり設定した生残率、純移動率、子ども女性比、0-4 歳性比及び補正值の前提条件は以下のとおりとしました。

① 基準データ（集計単位・区域）

平成 22 年国勢調査における小地域集計（町丁・字別など基本的な事項の結果について集計）の数値を用いました。

小地域集計は、市区町村を細分した地域（学校区、町丁・字など）である基本単位区ごとに集計されていますが、最小単位の字・町丁目単位で数値が著しく小さい秘匿地区がある場合は、合算地域に含めるものとしてしました。

② 資料収集

人口推計を実施するにおいて、公開されている以下のデータを抽出しました。

- 国勢調査
 - H22 小地域界 shape（統計 GIS）
 - H22 小地域別男女・5 歳階級別 csv（e-Stat）
- 大洲市将来人口推計補正業務報告書
 - 男女・年齢(5 歳)階級別の推計結果
 - 将来の生残率、純移動率、子ども女性比と 0-4 歳性比

③ 生残率、純移動率の仮定値

5 歳以上の 5 歳階級別の人口推計をするための生残率及び純移動率については、社人研の値を用いました。

④ 子ども女性比、0-4 歳性比の仮定値

0-4 歳の人口推計をするための子ども女性比及び 0-4 歳性比は、社人研の値を用いました。

⑤ 小地域別の人口データの作成

先の仮定値を用いて人口推計を実施し、推計した合計値が社人研の推計値の男女年齢別人口合計値となるように各推計値を補正しました。

算出した人口推計及び補正係数は以下のとおりです。

■ 2040 (R22) 男女年齢別補正係数

男	人口ビジョン	推計値	補正係数	女	人口ビジョン	推計値	補正係数
総数	13615	13615	0.999981171	総数	15913	15922	0.999467435
0～4歳	477	477	0.998693249	0～4歳	452	453	0.998693249
5～9歳	495	495	0.999316985	5～9歳	476	476	0.999316985
10～14歳	529	529	0.999539632	10～14歳	506	507	0.999539632
15～19歳	518	519	0.999452393	15～19歳	500	500	0.999452393
20～24歳	459	460	0.999573384	20～24歳	470	470	0.999573384
25～29歳	578	578	0.999671057	25～29歳	591	591	0.999671057
30～34歳	643	645	0.996838322	30～34歳	622	624	0.997674803
35～39歳	735	737	0.997039265	35～39歳	693	694	0.99723589
40～44歳	763	765	0.997203235	40～44歳	772	774	0.998044294
45～49歳	712	712	0.999266052	45～49歳	708	708	0.999312572
50～54歳	604	600	1.006410200	50～54歳	733	730	1.003240030
55～59歳	804	802	1.002749901	55～59歳	902	902	1.000660912
60～64歳	971	970	1.000918646	60～64歳	1041	1042	0.999247196
65～69歳	1097	1096	1.000379506	65～69歳	1261	1262	0.999121098
70～74歳	913	912	1.000538817	70～74歳	1111	1112	0.998927804
75～79歳	972	971	1.000269603	75～79歳	1199	1201	0.998740729
80～84歳	912	912	1.000016959	80～84歳	1211	1211	0.999559553
85～89歳	732	732	1.000383062	85～89歳	1150	1150	0.999443939
90歳以上	703	703	1.000133595	90歳以上	1515	1514	1.000779131

⑥ 100mメッシュ人口データの作成

国勢調査の小地域単位で推計した人口を、100mメッシュの可住地に配分します。100mメッシュは国土数値情報の都市地域土地利用細分メッシュデータを使用し、下記条件にて可住地を判断しました。

- 都市計画区域内
 - 都市地域土地利用細分メッシュデータの土地利用が建物用地のメッシュ
 - 都市計画基礎調査の土地利用現況で住宅用地と判定された敷地を含むメッシュ（補完）
- 都市計画区域外
 - 土地利用細分メッシュデータの土地利用が建物用地のメッシュ
 - 国土基盤地図情報の建築物を含むメッシュ（補完）

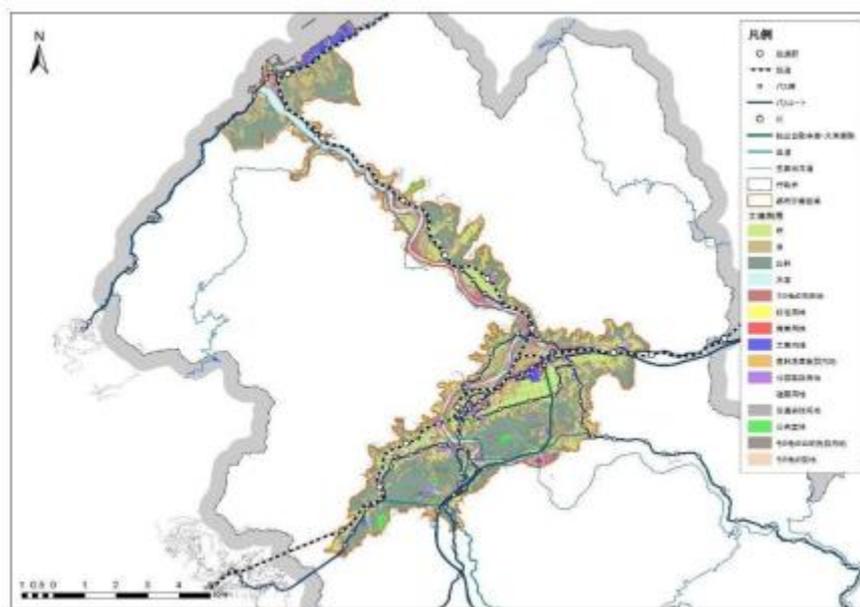
■土地利用種別（都市計画基礎調査）

コード	種別
1	田
2	畑
3	山林
4	水面
5	その他自然地
6	住宅用地
7	商業用地
8	空地

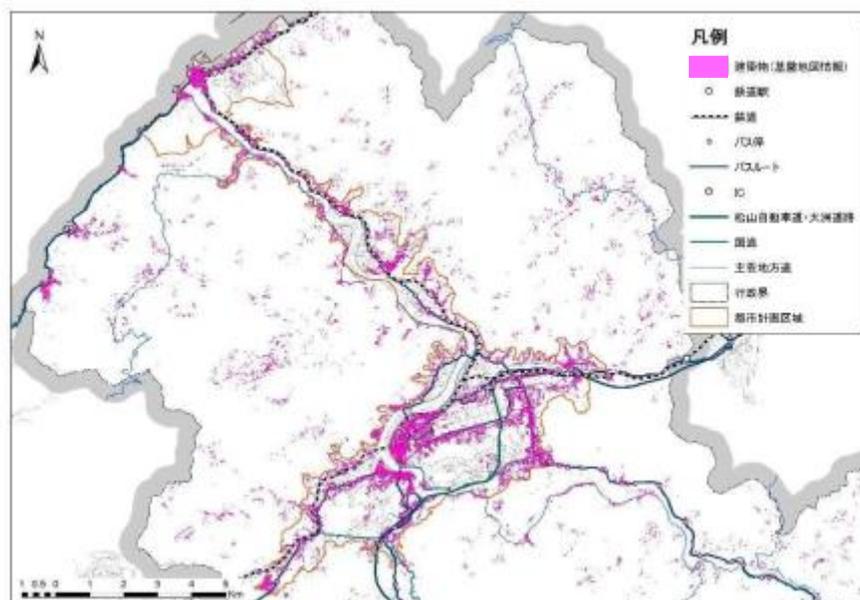
コード	種別
9	農林漁業施設用地
10	公益施設用地
11	道路用地
12	交通施設用地
13	公共空地
14	その他公的施設用地
15	その他の空地

可住地と判定した土地利用種別

■2015（H27） 土地利用現況



■2015（H27） 国土基盤地図情報

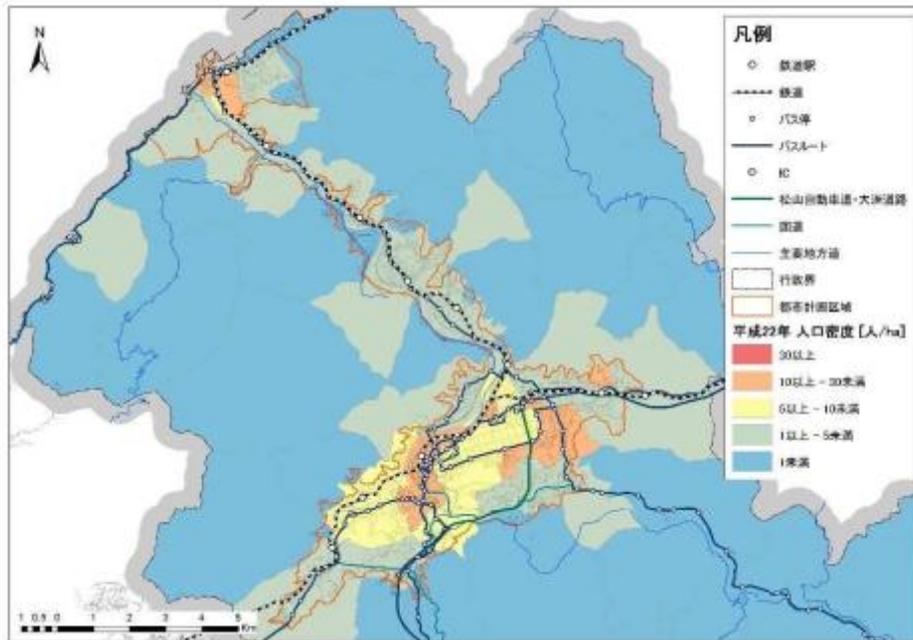


(3) 人口の将来推計

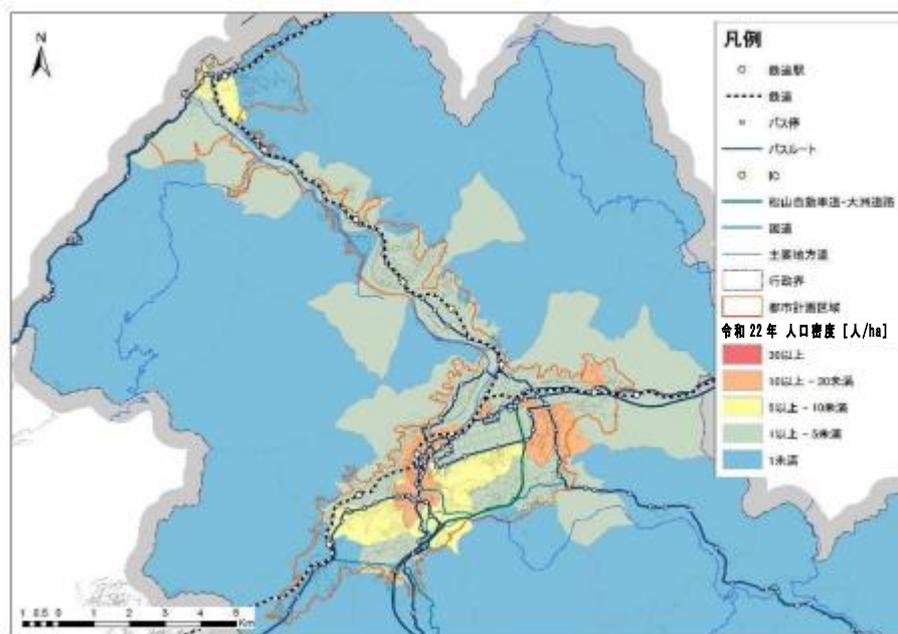
1) 小地域別の人口推移

① 人口密度

■ 2010 (H22) 人口密度



■ 2040 (R22) 推計人口密度

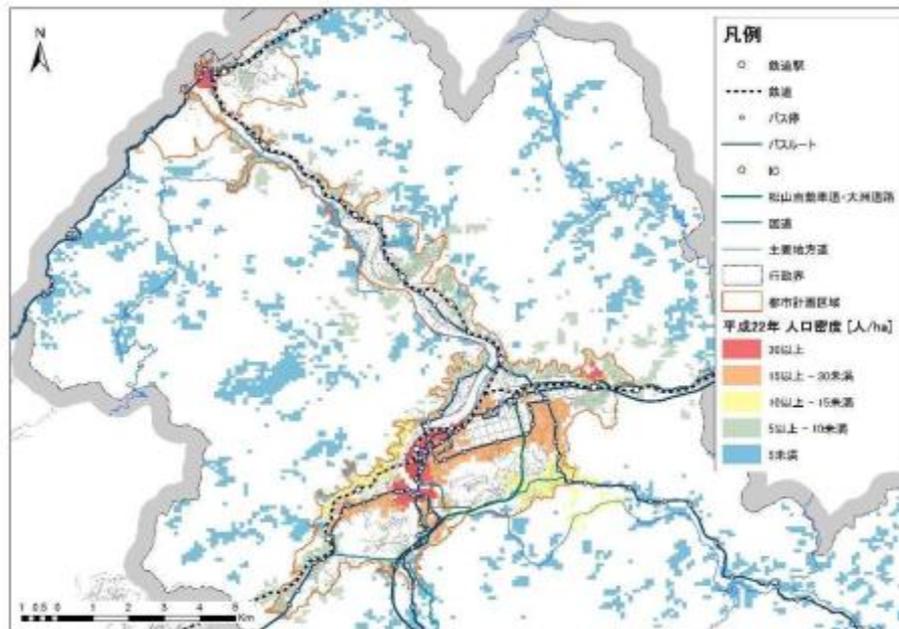


平成 22 年では、JR 伊予大洲・JR 伊予長浜駅周辺および東大洲～菅田西部地区は 10 人/ha 以上となっていますが、令和 22 年では、10 人/ha 以上の地区は縮小し、JR 伊予長浜駅周辺は 10 人/ha 未満となります。

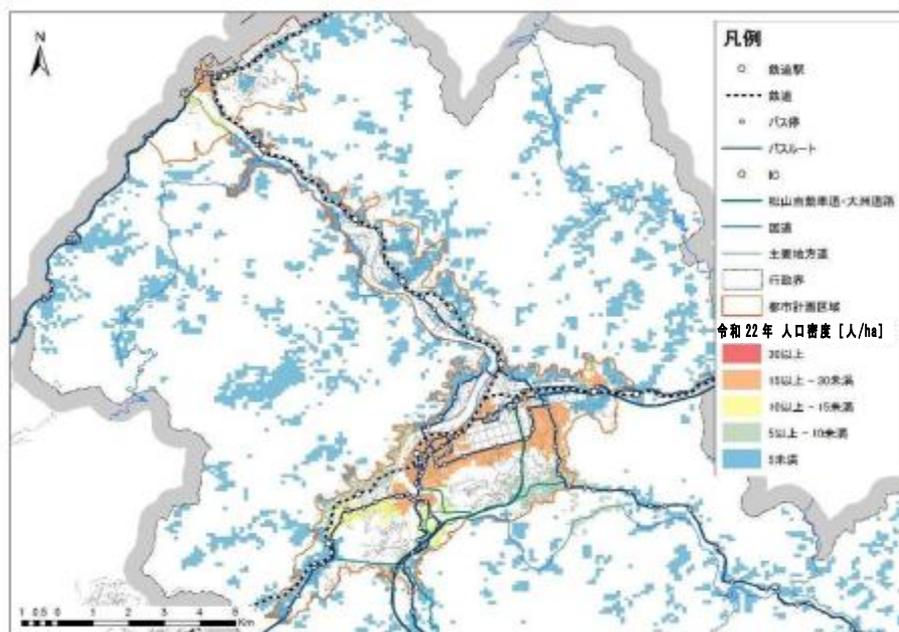
2) メッシュ別の人口推移

① 人口密度

■ 2010 (H22) 人口密度



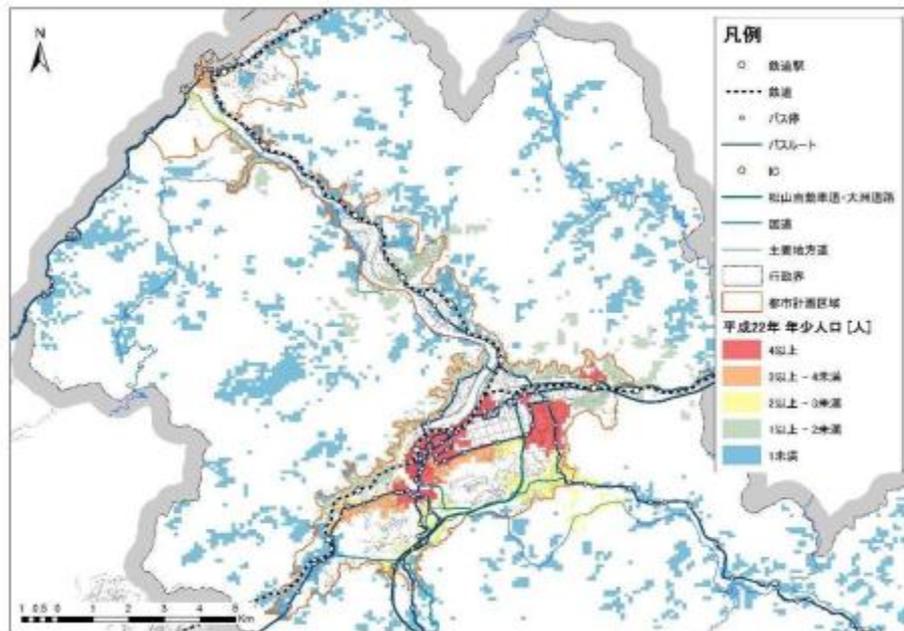
■ 2040 (R22) 推計人口密度



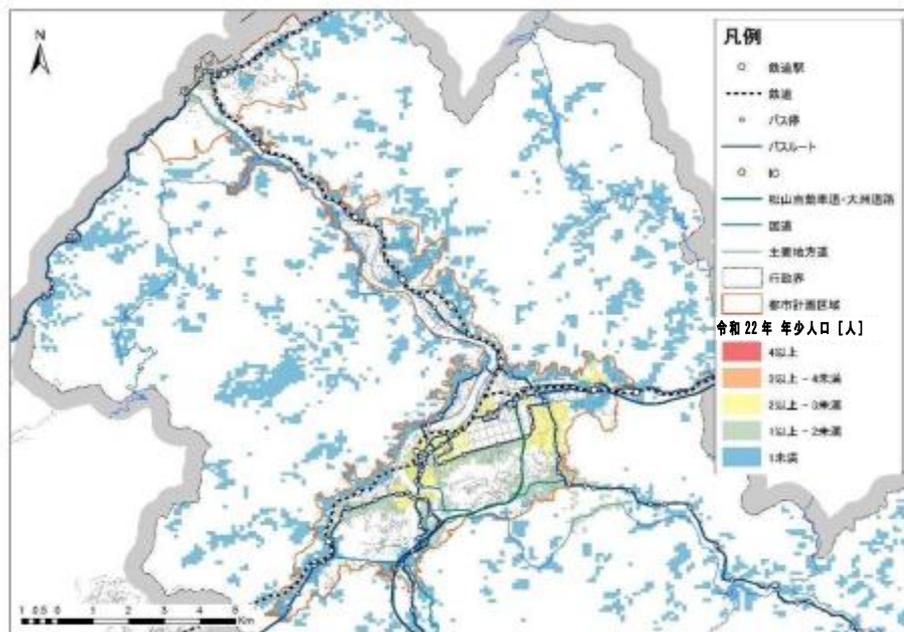
平成 22 年では、肱南・肱北地区や新谷地区、JR 伊予長浜駅周辺の市街地で 30 人/ha 以上を確保していますが、令和 22 年には、肱南・肱北地区及び新谷地区では 30 人/ha を、JR 伊予長浜駅周辺では 20 人/ha をそれぞれ下回ります。

② 年少人口

■ 2010 (H22) 人口



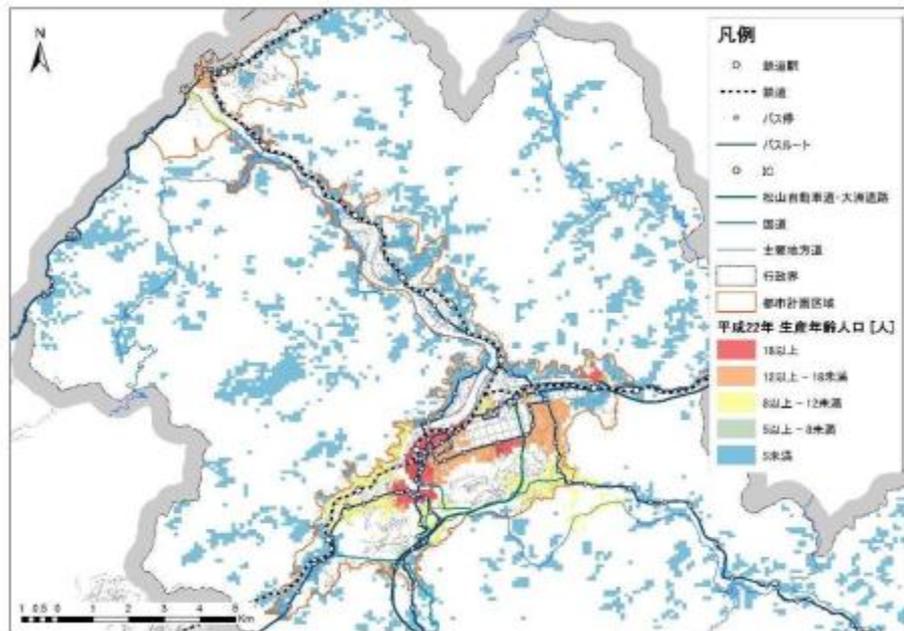
■ 2040 (R22) 推計人口



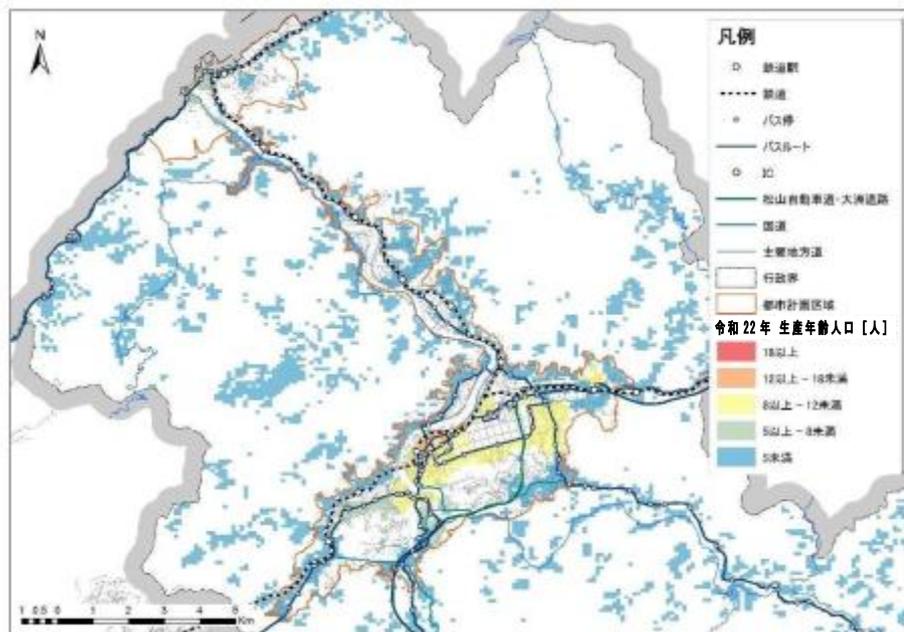
都市計画区域内の年少人口は、平成22年と令和22年を比べると、概ね全域で半減します。

③ 生産年齢人口

■ 2010 (H22) 人口



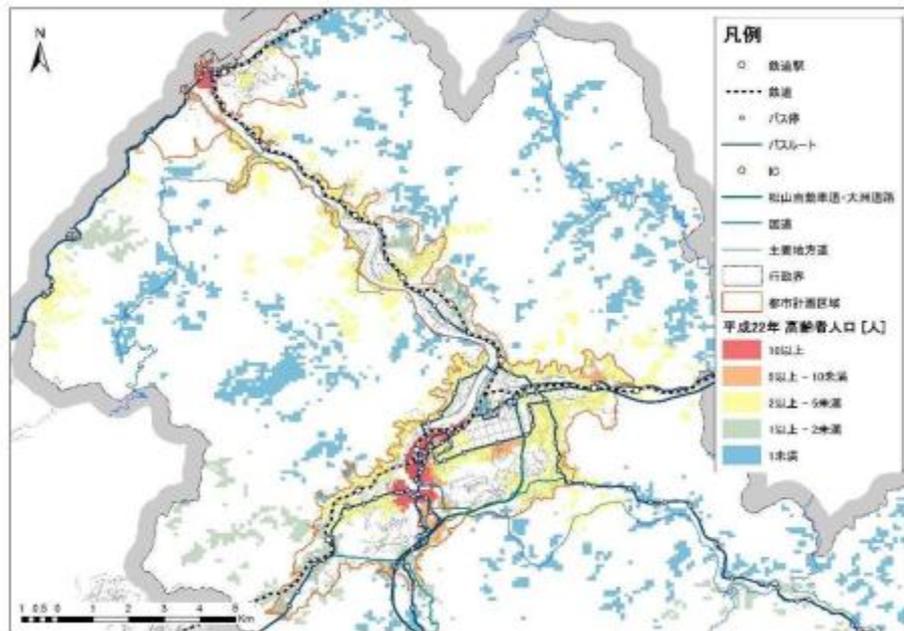
■ 2040 (R22) 推計人口



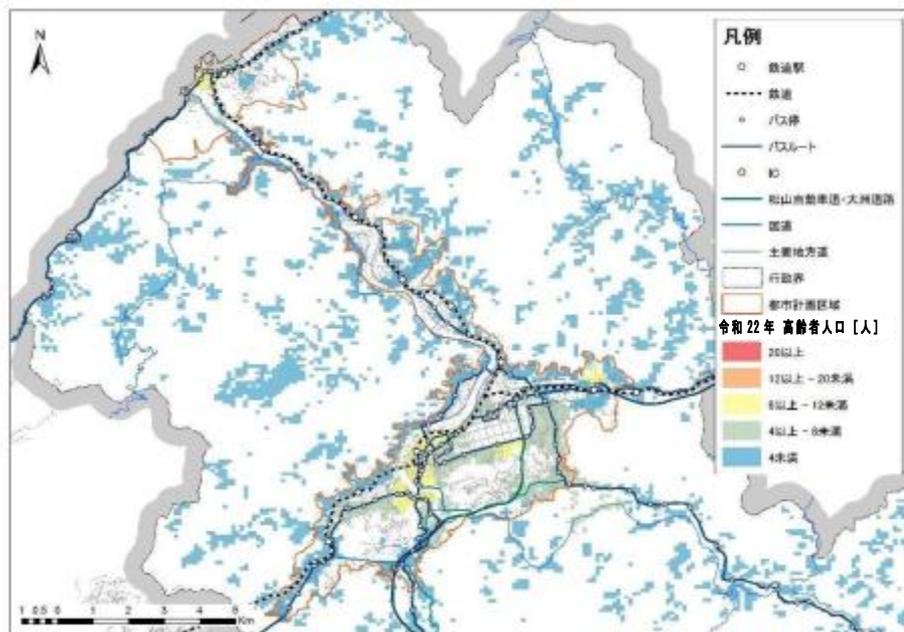
都市計画区域内の生産年齢人口は、平成22年と令和22年を比べると、多くの地域で半減します。

④ 高齢者人口

■ 2010 (H22) 人口



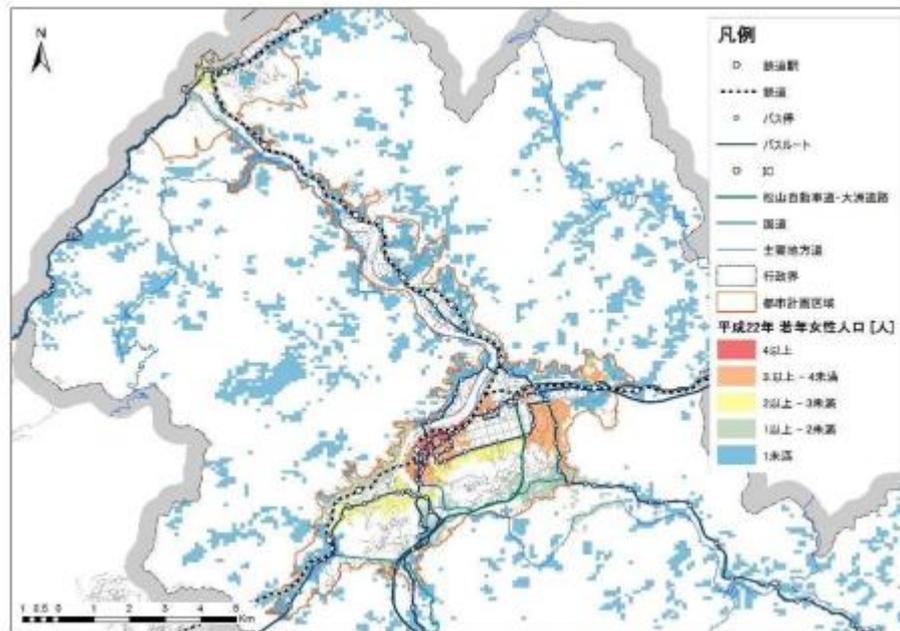
■ 2040 (R22) 推計人口



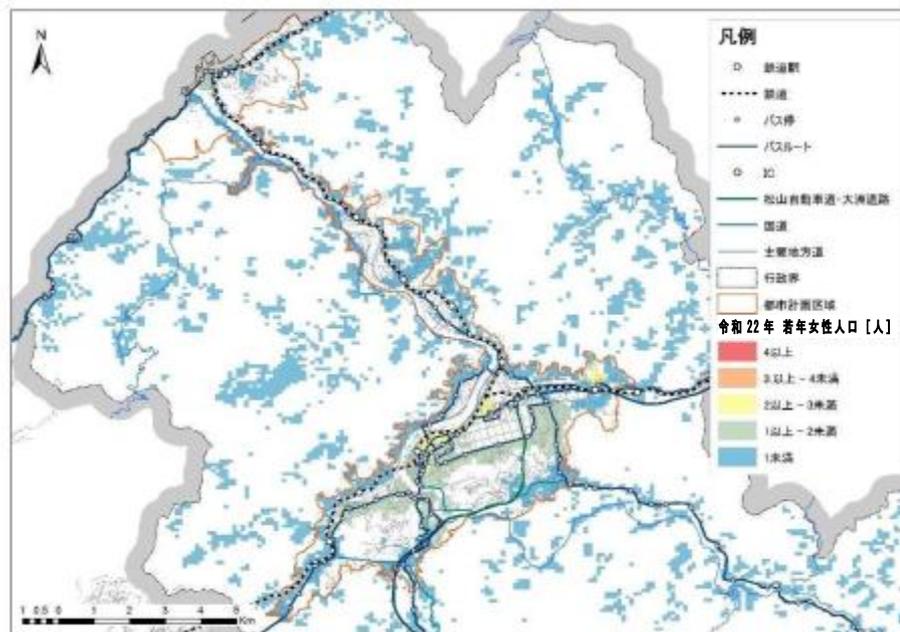
都市計画区域内の高齢者人口は、平成22年と令和22年を比べると、肱南地区やJR伊予長浜駅周辺で減少しますが、肱北地区及び新谷地区では維持、東大洲地区の一部では増加します。

⑤ 若年女性人口

■ 2010 (H22) 人口



■ 2040 (R22) 推計人口



都市計画区域内の若年女性人口は、平成22年と令和22年を比べると、多くの地域で減少し、肱北地区など半減する地域もあります。

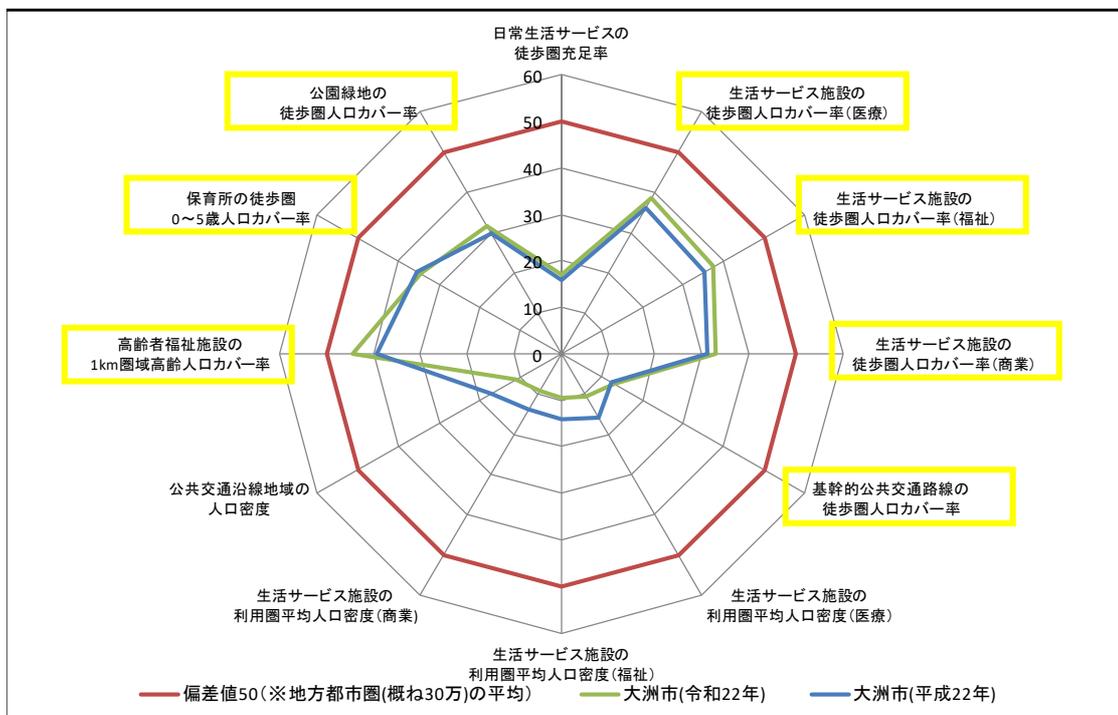
4.2 都市構造の評価

(1) 評価項目

本市における都市構造の特性を把握するために、①生活利便性、②健康・福祉、③安全・安心の各分野における評価について整理します。なお、評価は、『都市構造の評価に関するハンドブック／平成26年8月／国土交通省』に基づき行います。

■ 都市構造の評価結果

評価軸	評価指標	単位	都市規模別平均値		大洲市		
			全国	地方都市圏 (概ね30万)	平成22年	令和22年	
生活利便性	日常生活サービスの徒歩圏充足率	%	43	30	10	10	
	生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率	医療	%	85	76	55	59
		福祉	%	79	73	52	55
		商業	%	75	65	41	43
	基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率	%	55	40	10	10	
	生活サービス施設の利用圏平均人口密度	医療	人/ha	39	20	6	4
		福祉	人/ha	38	19	5	4
		商業	人/ha	42	24	7	4
	公共交通沿線地域の人口密度	人/ha	35	16	5	4	
	健康・福祉	高齢者福祉施設の1km圏域高齢人口カバー率	%	72	67	52	60
保育所の徒歩圏0～5歳人口カバー率		%	74	66	47	45	
公園緑地の徒歩圏人口カバー率		%	83	71	42	45	
安全・安心	防災上危険性が懸念される地域に居住する人口の割合	浸水	%	—	—	30	33
		土砂災害	%	—	—	19	20



次頁以降に詳細な評価を記載

なお、他都市に比べて大洲市の人口密度は低いため、①生活利便性の人口密度をベースとした評価指標の値は、非常に低くなります。このため、詳細な評価の記載は割愛します。

(2) 生活の利便性

① 生活サービス（医療施設）の徒歩圏人口カバー率

医療施設については、人口が集積している市街地においては概ね徒歩圏内に充足しています。今後もその利便性を維持・向上させるため、当該施設の維持・充実とともに、人口集積の維持・促進に向けた取組が必要です。

- 抽出した総合病院、診療所（内科もしくは外科を診療科目に有する病院）は、肱北地区や肱南地区などの既成市街地に集積しています。このため、生活サービス（医療施設）の徒歩圏は、用途地域が指定されている市街地に分布しています。
- 生活サービス（医療施設）の徒歩圏人口カバー率は、全国平均値や地方都市（30万人）と比べて、低くなっています。

■評価値：生活サービス（医療施設）の徒歩圏人口カバー率

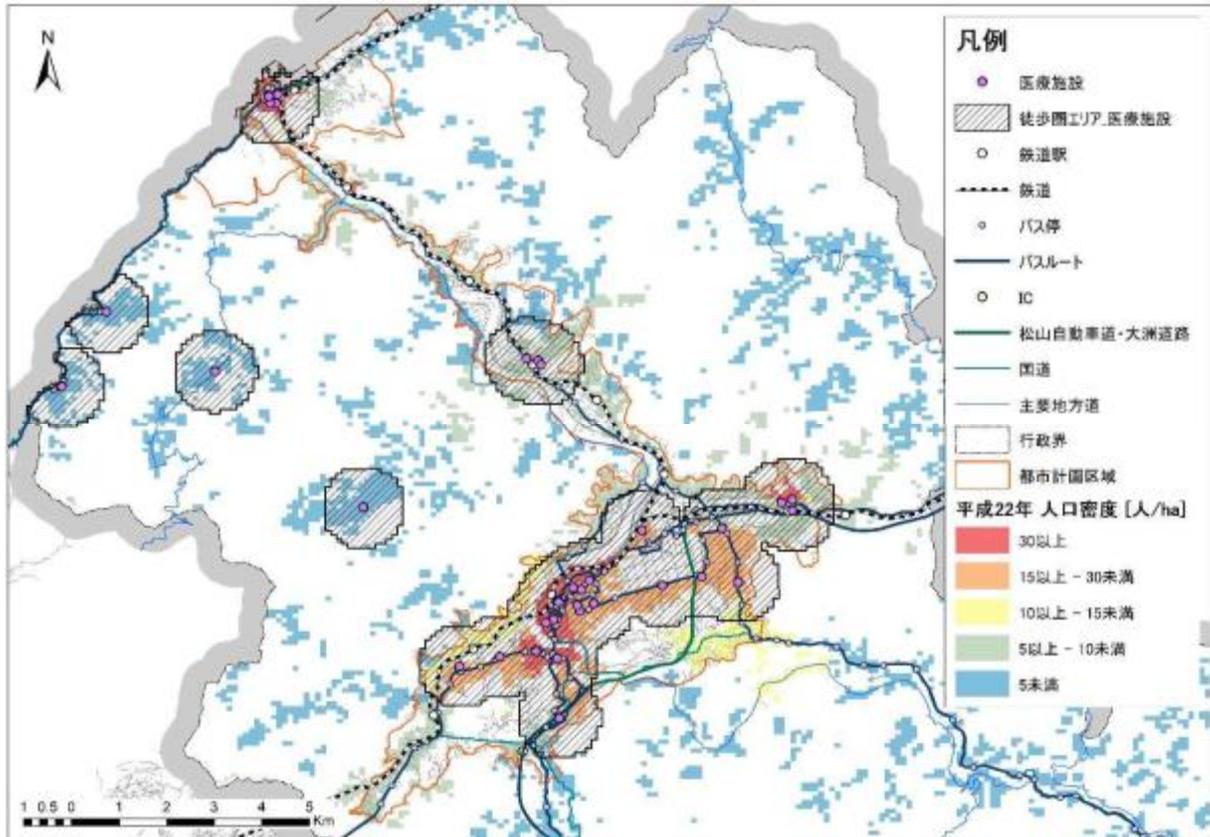
単位	都市規模別の平均		大洲市	
	全国	地方都市圏 (30万人)	2010 (H22)	2040 (R22)
%	85	76	55	59

【評価概要】
 医療施設：総合病院、診療所（内科もしくは外科を診療科目に有する病院）
 算出方法：医療施設から半径800mの圏域内人口を都市の総人口で除して算出

■医療施設の一覧

No	医療機関名	No	医療機関名
1	市立大洲病院	19	祖母井医院
2	喜多医師会病院	20	みやうち医院
3	大洲中央病院	21	大洲喜多休日夜間急患センター
4	大洲記念病院	22	かめおか内科
5	医療法人 肱嵐会 石村病院	23	こじま内科
6	神南診療所	24	本条脳神経外科・外科
7	久保内科循環器科	25	東若宮中川脳神経外科クリニック
8	村上内科医院	26	井関クリニック
9	浦岡医院	27	大洲市国民健康保険河辺診療所
10	大野内科	28	菊地内科
11	上須戒診療所	29	清水医院
12	菊原医院	30	米川医院
13	三瀬医院	31	鹿野川診療所
14	大久保内科クリニック	32	おち内科クリニック
15	てらおか内科クリニック	33	大洲市櫛生診療所
16	石川内科	34	大洲市出海診療所
17	平田胃腸科肛門科	35	大洲市豊茂診療所
18	村上医院		

■生活サービス（医療施設）の徒歩圏と人口密度の分布



② 生活サービス（福祉施設）の徒歩圏人口カバー率

高齢者福祉施設については、人口が集積している市街地においては概ね徒歩圏内に充足しています。今後もその利便性を維持・向上させるため、当該施設の維持・充実とともに、人口集積の維持・促進に向けた取組が必要です。

- 抽出した通所系、訪問系施設及び小規模多機能施設は、肱北地区や肱南地区などの既成市街地に集積しています。このため、生活サービス（福祉施設）の徒歩圏は、用途地域が指定されている市街地に分布しています。
- 生活サービス（福祉施設）の徒歩圏人口カバー率は、全国平均値や地方都市（30万人）と比べて、低くなっています。

■ 評価値：生活サービス（福祉施設）の徒歩圏人口カバー率

単位	都市規模別の平均		大洲市	
	全国	地方都市圏 (30万人)	2010 (H22)	2040 (R22)
%	79	73	52	55

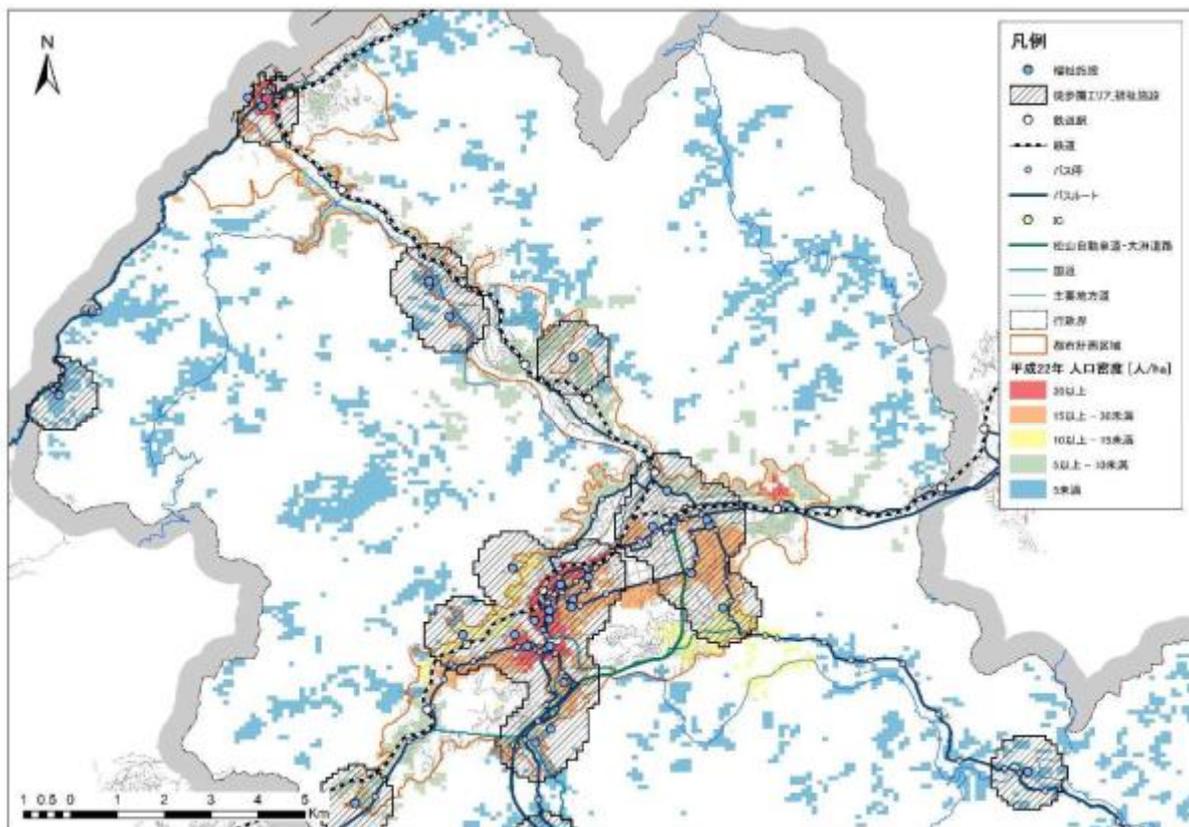
【評価概要】
 福祉施設：通所系、訪問系施設及び小規模多機能施設
 算出方法：福祉施設から半径800mの圏域内人口を都市の総人口で除して算出

■ 福祉施設の一覧

種別	No	事業所名
通所介護	1	大洲市社会福祉協議会 デイサービスセンター若宮
	2	大洲市社会福祉協議会 デイサービスセンター東大洲
	3	デイサービスひかり
	4	デイサービスセンター春賀
	5	とみす寮
	6	デイサービスセンターゆうゆう大洲
	7	デイサービス阿蔵の森
	8	デイサービスセンター龍星
	9	大洲市社会福祉協議会 デイサービスセンター長浜
	10	デイサービス施設かわかみ荘
	11	大洲市老人デイサービスセンター肱流苑
	12	ケアプラス デイサービスセンター大洲
	13	デイサービス香寿
	14	デイサービス新谷の家
	15	デイサービスセンター翠星
	16	デイサービス花
	17	デイサービスセンター夢の里
	18	複合型介護施設キネマ
	19	清祥会ひまわり
	20	デイサービスいずみ
	21	デイサービスセンターふだかけ
	22	デイサービス四つ葉

種別	No	事業所名	
訪問介護	23	大洲市社会福祉協議会 訪問介護事業所 東大洲	
	24	ヘルパーステーション ひまわり	
	25	ヘルパーステーション しらさぎ	
	26	訪問ケアステーション春賀	
	27	(株) 悠遊社	
	28	介護サービスひかり	
	29	大洲市社会福祉協議会訪問介護事業所長浜	
	30	大洲市社会福祉協議会訪問介護事業所肱川	
	31	訪問介護ステーションサファイア	
	32	倫理生活指導センター大洲	
	33	訪問介護ヘルパーステーションキネマ	
	訪問看護	34	訪問看護ステーションひまわり
		35	訪問看護ステーションフレンド
36		喜多医師会訪問看護ステーション	
37		訪問看護ステーションサファイア	
介護入浴訪問	38	大洲市社会福祉協議会訪問入浴介護事業所 東大洲	
認知症対応型通所介護	39	デイサービス大洲本町	
訪問リハビリ	40	大洲中央病院訪問リハビリテーション科	
通所リハビリテーション	41	介護老人保健施設ひまわり	
	42	介護老人保健施設フレンド	
	43	介護老人保健施設長浜ひまわり	
	44	石村病院	
小規模多機能型居宅介護	45	亀の郷	

■生活サービス（福祉施設）の徒歩圏と人口密度の分布



③ 生活サービス（商業施設）の徒歩圏人口カバー率

商業施設については、人口が集積している市街地においては概ね徒歩圏内に充足しています。今後もその利便性を維持・向上させるため、当該施設の維持・充実とともに、人口集積の維持・促進に向けた取組が必要です。

- 抽出した商業施設は、国道56号などの幹線道路沿道に集積しています。このため、生活サービス（商業施設）の徒歩圏は、用途地域が指定されている市街地に分布しています。
- 生活サービス（商業施設）の徒歩圏人口カバー率は、全国平均値や地方都市（30万人）と比べて、低くなっています。

■ 評価値：生活サービス（商業施設）の徒歩圏人口カバー率

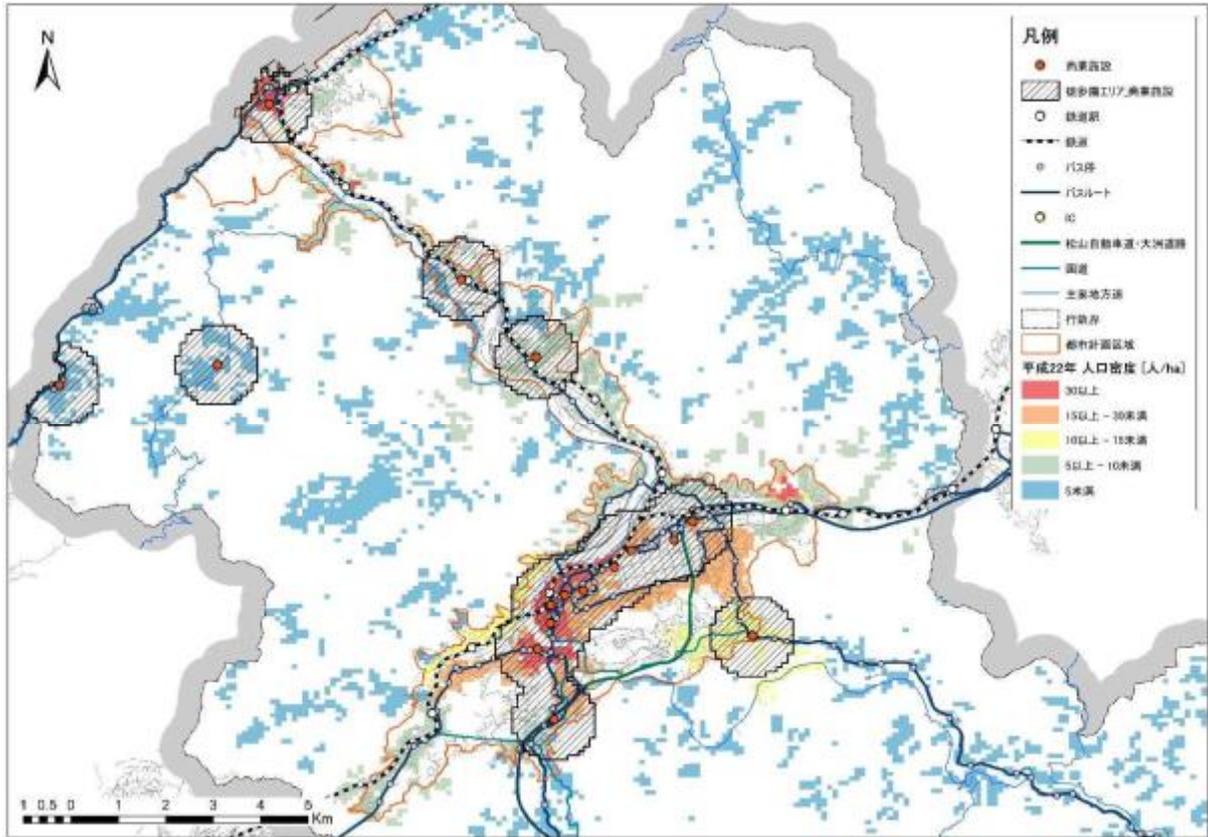
単位	都市規模別の平均		大洲市	
	全国	地方都市圏 (30万人)	2010 (H22)	2040 (R22)
%	75	65	41	43

【評価概要】
 商業施設：大型商業施設（大型小売店総覧より）・スーパーマーケット（iタウンページより）
 算出方法：商業施設を有するメッシュの中心から半径800mの圏域内人口を都市の総人口で除して算出

■ 商業施設の一覧

No	店名
1	アクトピア大洲（フジグラン大洲）
2	オズメッセ21（Aコープおおず）
3	マルナカ大洲店
4	フレスポ大洲（ラ・ムー大洲店）
5	ダイレックス伊予大洲店
6	フレッシュバリュー大洲店
7	エーコープ/出海店
8	エーコープ/豊茂店
9	ショッパーズ/三の丸店
10	ショッパーズ/大洲店
11	ショッパーズ/長浜店
12	ショッピングセンターたけだ
13	株式会社木村チェーン/大洲店
14	鹿野川主婦の店/道の駅店
15	西山商店
16	大洲いきいき市場協同組合
17	北川百貨店
18	しらたきの里

■生活サービス（商業施設）の徒歩圏と人口密度の分布



④ 生活サービス（コンビニ）の徒歩圏人口カバー率：参考

コンビニエンスストアについては、人口が集積している市街地においては概ね徒歩圏内に充足しています。今後もその利便性を維持・向上させるため、当該施設の維持・充実とともに、人口集積の維持・促進に向けた取組が必要です。

- 抽出したコンビニエンスストアは、国道56号などの幹線道路沿道に集積しています。このため、生活サービス（コンビニ）の徒歩圏は、用途地域が指定されている市街地に分布しています。

■評価値：生活サービス（コンビニ）の徒歩圏人口カバー率

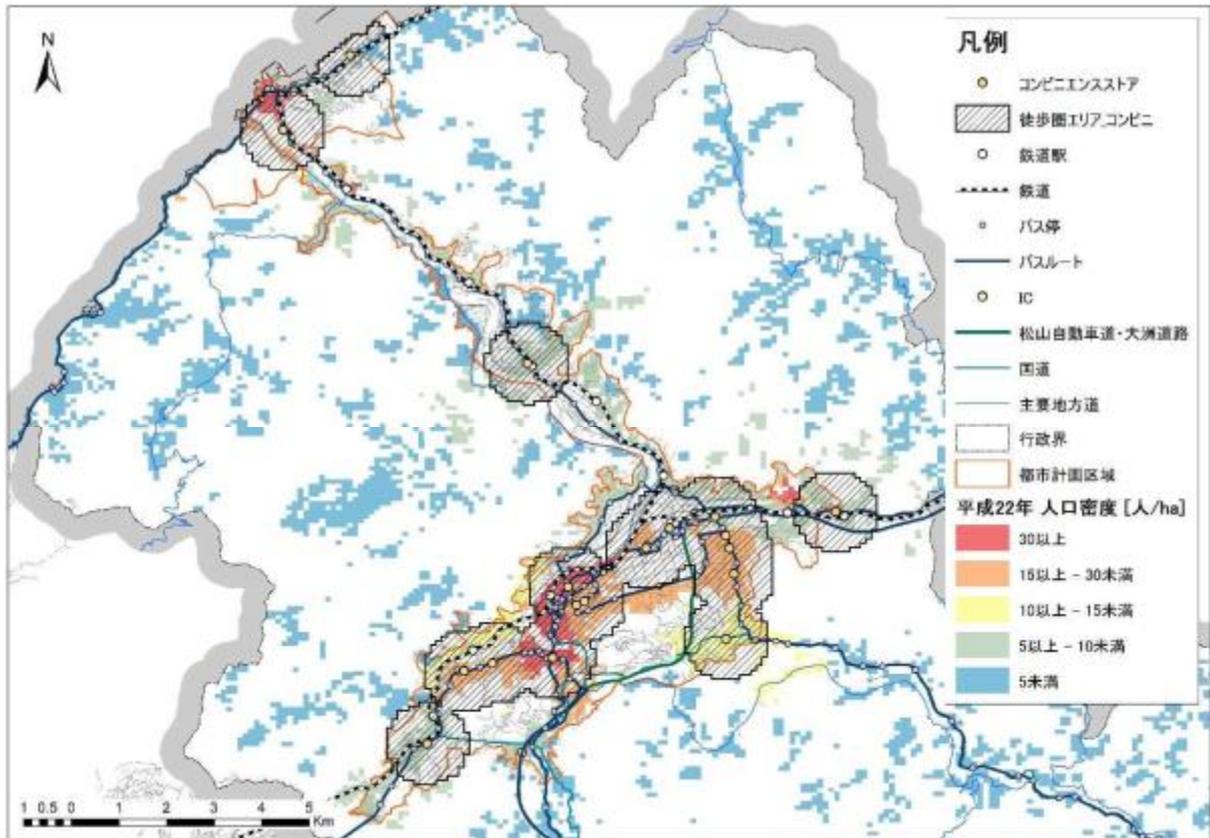
単位	都市規模別の平均		大洲市	
	全国	地方都市圏 (30万人)	2010 (H22)	2040 (R22)
%	—	—	49	53

【評価概要】
 コンビニ：コンビニエンスストア（iタウンページなどより）
 算出方法：コンビニを有するメッシュの中心から半径800mの圏域内人口を都市の総人口で除して算出

■コンビニの一覧

No	店名
1	いしづち徳森店
2	コンビニ&リカーショップいまおか
3	ファミリーマート／大洲若宮店
4	ファミリーマート／西大洲店
5	ファミリーマート／大洲徳森店
6	ファミリーマート／大洲市役所前店
7	ファミリーマート／大洲新谷店
8	セブン・イレブン／大洲中央病院前店
9	セブン・イレブン／大洲徳森店
10	セブン・イレブン／東大洲店
11	セブン・イレブン／愛媛大洲街道店
12	ローソン／市立大洲病院前店
13	ローソン／大洲インター店
14	ローソン／大洲松ヶ花店
15	ローソン／大洲菅田店
16	ローソン／大洲長浜町拓海店
17	ローソン／大洲東大洲店
18	ローソン／大洲八多喜店
19	ローソン／大洲平野店
20	ローソン／大洲新谷室戸店
21	ローソン／長浜仁久店
22	ローソン／長浜晴海店

■生活サービス（コンビニ）の徒歩圏と人口密度の分布



⑤ 基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率

公共交通の利便性は低くなっています。今後は、その利便性の向上とともに、本市の公共交通の中心的な役割を果たすJR伊予大洲駅の徒歩圏へのさらなる人口集積を図る取組が望まれます。

- 基幹的公共交通路線の定義に該当する施設は、JR伊予大洲駅のみですが、その周辺は人口集中地区（DID）となっています。
- 基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率は、全国平均値や地方都市（30万人）と比べて、極端に低くなっています。

※基幹的公共交通路線とは

片道30本/日以上サービス水準を有する鉄道路線やバス路線と定義されており、大洲市ではJR伊予大洲駅がこれに該当。

■評価値：基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率

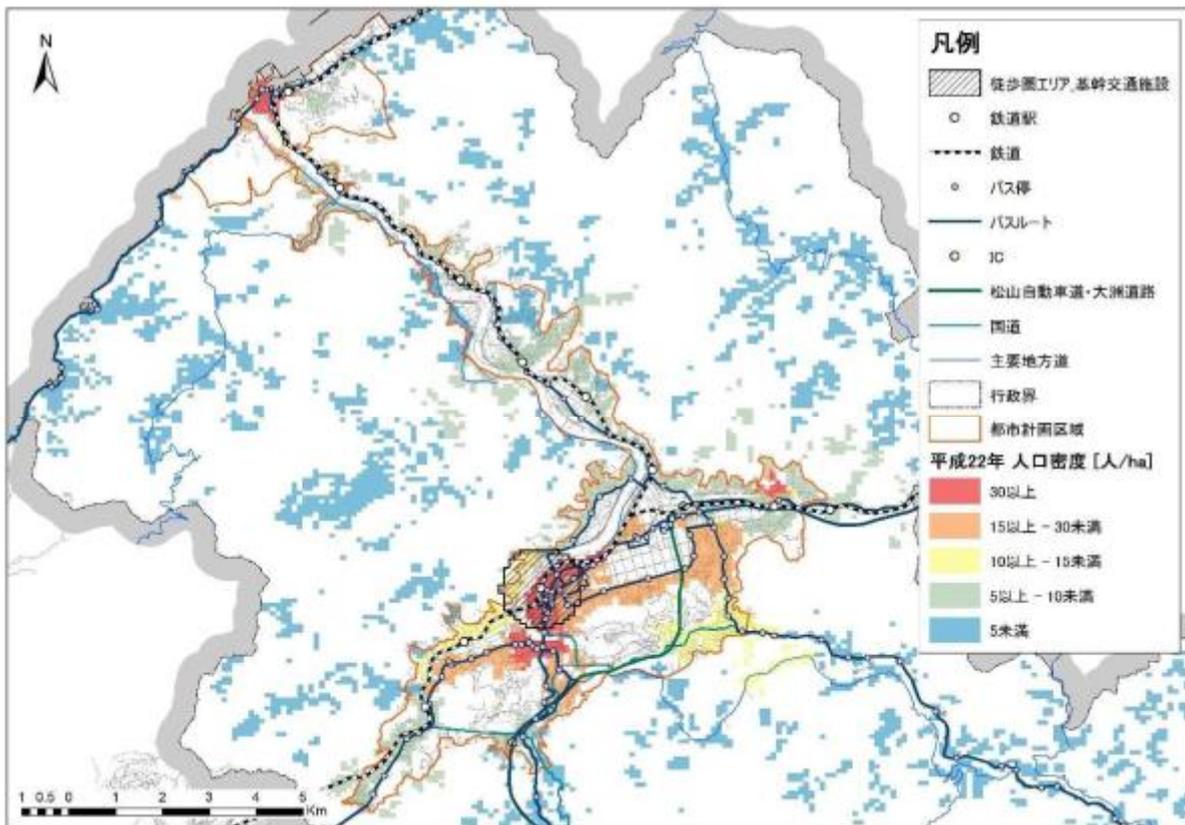
単位	都市規模別の平均		大洲市	
	全国	地方都市圏 (30万人)	2010 (H22)	2040 (R22)
%	55	40	10	10

【評価概要】

鉄道駅・バス停：国土数値情報

算出方法：基幹的公共交通路線の鉄道駅・もしくはバス停を有するメッシュの中心から半径800mの圏域内人口を都市の総人口で除して算出

■基幹的公共交通路線の徒歩圏と人口密度の分布



(3) 健康・福祉

① 高齢者福祉施設の1km圏域高齢人口カバー率

高齢者福祉施設については、高齢者人口が多い市街地において概ね充足しています。今後も健康・福祉環境が低下しないよう、当該施設の維持・充実に向けた取組が必要です。

- 抽出した通所系、訪問系施設及び小規模多機能施設は、肱北地区や肱南地区などの既成市街地に集積しています。このため、高齢者福祉施設からの1km圏は、用途地域が指定されている市街地に分布しています。
- 高齢者福祉施設の1km圏域高齢人口カバー率は、全国平均値や地方都市(30万人)と比べて、若干低くなっています。

■評価値：高齢者福祉施設の1km圏域高齢人口カバー率

単位	都市規模別の平均		大洲市	
	全国	地方都市圏 (30万人)	2010 (H22)	2040 (R22)
%	72	67	52	60

【評価概要】

福祉施設：通所系、訪問系施設及び小規模多機能施設

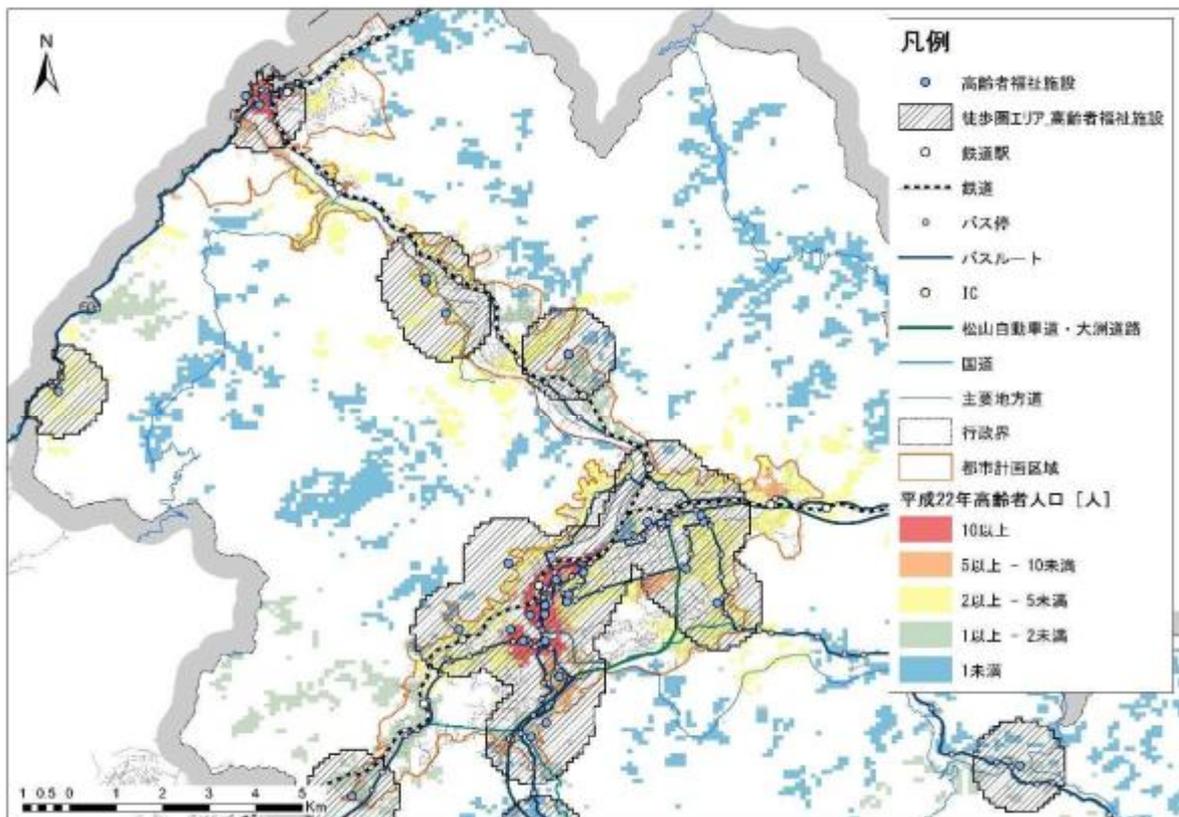
算出方法：福祉施設から半径1kmの圏域内高齢者人口を都市の高齢者総人口で除して算出

■福祉施設の一覧

種別	No	事業所名
通所介護	1	大洲市社会福祉協議会デイサービスセンター若宮
	2	大洲市社会福祉協議会デイサービスセンター東大洲
	3	デイサービスひかり
	4	デイサービスセンター春賀
	5	とみす寮
	6	デイサービスセンターゆうゆう大洲
	7	デイサービス阿蔵の森
	8	デイサービスセンター龍星
	9	大洲市社会福祉協議会 デイサービスセンター長浜
	10	デイサービス施設かわかみ荘
	11	大洲市老人デイサービスセンター肱流苑
	12	ケアプラス デイサービスセンター大洲
	13	デイサービス香寿
	14	デイサービス新谷の家
	15	デイサービスセンター翠星
	16	デイサービス花
	17	デイサービスセンター夢の里
	18	複合型介護施設キネマ
	19	清祥会ひまわり
	20	デイサービスいずみ
	21	デイサービスセンターふだかけ
	22	デイサービス四つ葉

種別	No	事業所名	
訪問介護	23	大洲市社会福祉協議会 訪問介護事業所 東大洲	
	24	ヘルパーステーション ひまわり	
	25	ヘルパーステーション しらさぎ	
	26	訪問ケアステーション春賀	
	27	(株) 悠遊社	
	28	介護サービスひかり	
	29	大洲市社会福祉協議会訪問介護事業所長浜	
	30	大洲市社会福祉協議会訪問介護事業所肱川	
	31	訪問介護ステーションサファイア	
	32	倫理生活指導センター大洲	
	33	訪問介護ヘルパーステーションキネマ	
	訪問看護	34	訪問看護ステーションひまわり
		35	訪問看護ステーションフレンド
36		喜多医師会訪問看護ステーション	
37		訪問看護ステーションサファイア	
介護入浴訪問	38	大洲市社会福祉協議会訪問入浴介護事業所 東大洲	
認知症対応型通所介護	39	デイサービス大洲本町	
訪問リハビリ	40	大洲中央病院訪問リハビリテーション科	
通所リハビリテーション	41	介護老人保健施設ひまわり	
	42	介護老人保健施設フレンド	
	43	介護老人保健施設長浜ひまわり	
	44	石村病院	
小規模多機能型居宅介護	45	亀の郷	

■高齢者福祉施設の1km圏域と高齢者人口の分布



② 保育所の徒歩圏 0～5 歳人口カバー率

保育所については、東若宮地区を除き、未就学児が多い市街地において概ね充足していますが、今後も健康・福祉環境が低下しないよう、当該施設の維持・充実に向けた取組が必要です。

- 抽出した保育所は、国道 56 号などの幹線道路沿道に集積しています。このため、保育所の徒歩圏は、用途地域が指定されている市街地に分布しています。
- 保育所の徒歩圏 0～5 歳人口カバー率は、全国平均値や地方都市（30 万人）と比べて、若干低くなっています。

■ 評価値：保育所の徒歩圏 0～5 歳人口カバー率

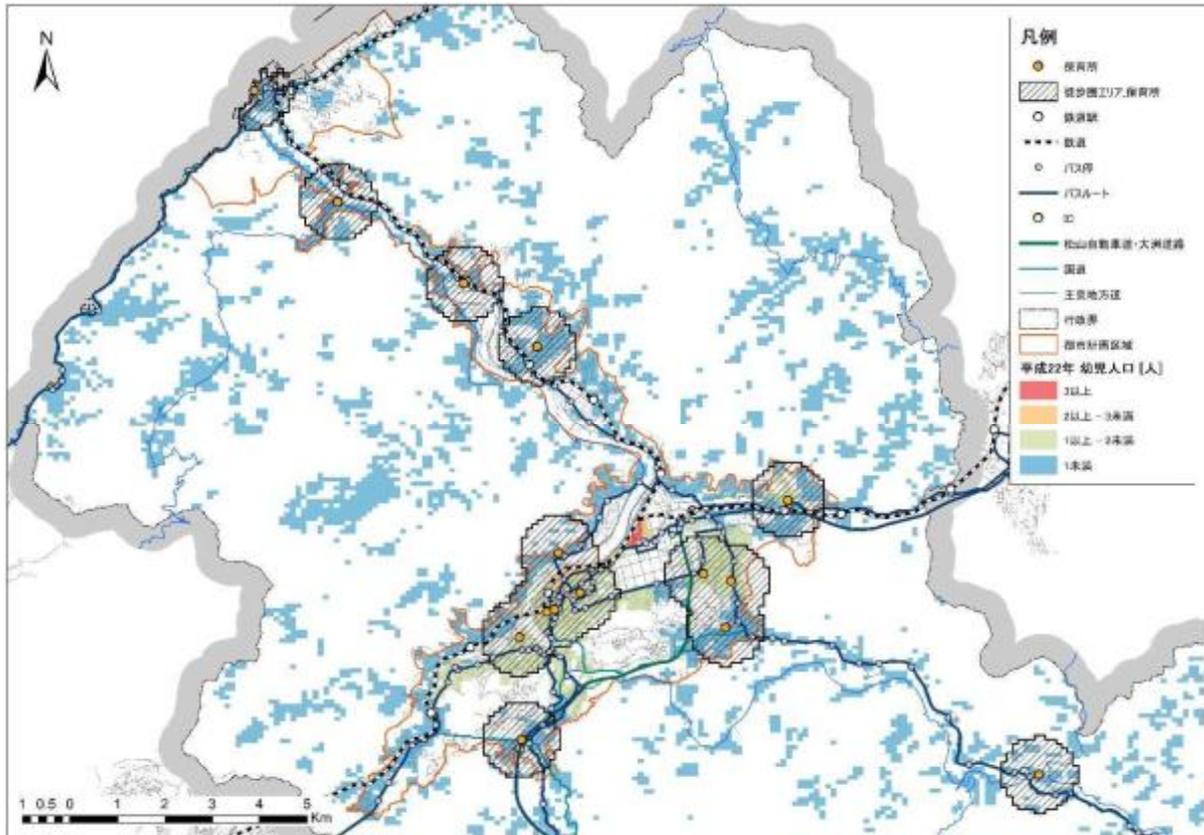
単位	都市規模別の平均		大洲市	
	全国	地方都市圏 (30 万人)	2010 (H22)	2040 (R22)
%	74	66	47	45

【評価概要】
 保育所：大洲市内の保育施設一覧
 算出方法：保育所から半径 800m の圏域内 0～5 歳人口を都市の 0～5 歳総人口で除して算出

■ 保育所の一覧

No	名称	No	名称
1	大洲保育所	9	大洲乳児保育所
2	喜多保育所	10	五郎保育園
3	菅田保育所	11	悠園
4	新谷保育所	12	長浜保育所
5	粟津保育所	13	大和保育所
6	南久米保育所	14	白滝保育所
7	肱北保育所	15	肱川保育所
8	徳森保育所		

■ 保育所の徒歩圏と0～5歳人口分布



③ 公園緑地の徒歩圏人口カバー率

公園緑地については、人口が集積している市街地において概ね徒歩圏内に充足しています。今後も健康・福祉環境が低下しないよう、その維持・充実に向けた取組が必要です。

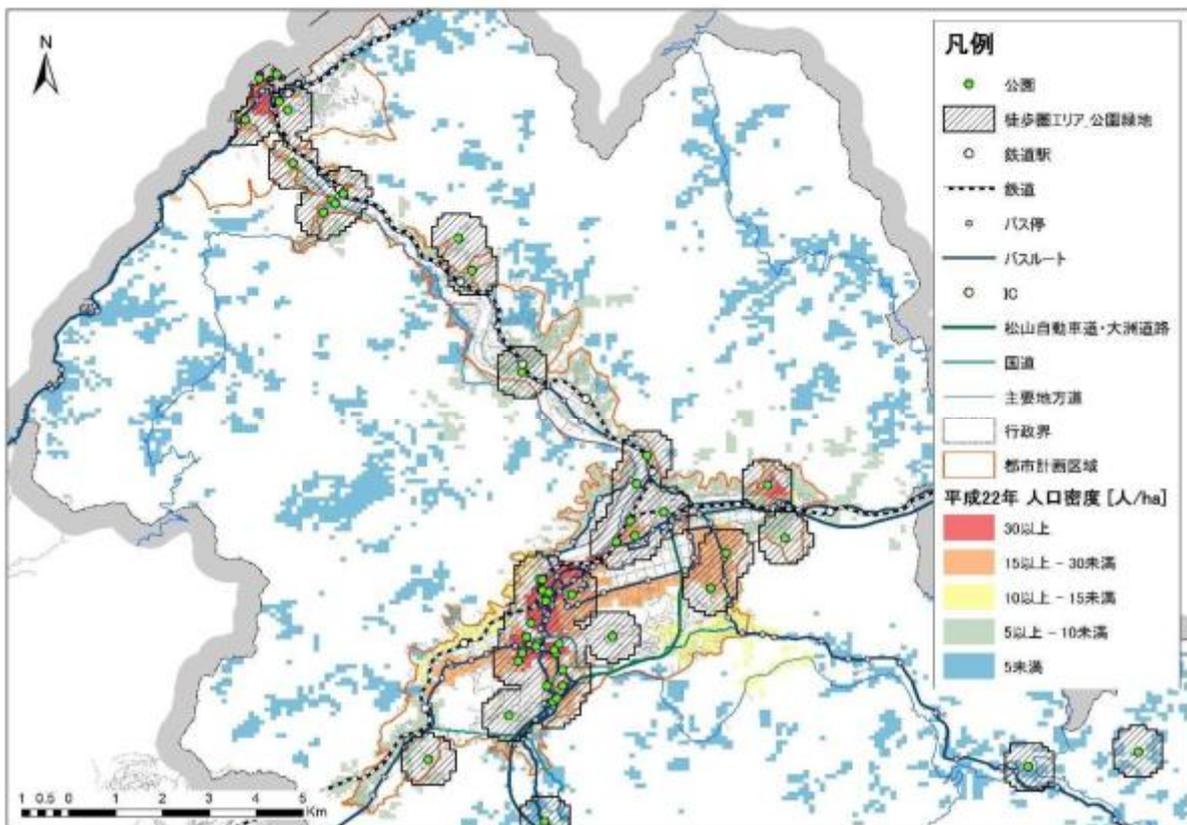
- 抽出した公園緑地は、肱北地区や肱南地区などの既成市街地や国道56号などの幹線道路周辺に集積しています。このため、公園緑地の徒歩圏は、用途地域が指定されている市街地に分布しています。
- 公園緑地の徒歩圏人口カバー率は、全国平均値や地方都市（30万人）と比べて、低くなっています。

■ 評価値：公園緑地の徒歩圏人口カバー率

単位	都市規模別の平均		大洲市	
	全国	地方都市圏 (30万人)	2010 (H22)	2040 (R22)
%	83	71	42	45

【評価概要】
 公園緑地：市提供の資料
 算出方法：公園緑地から半径500mの圏域内人口を都市の総人口で除して算出

■ 公園緑地の徒歩圏と人口密度分布



(4) 安全・安心

① 浸水想定区域の人口割合

浸水想定区域は、肱川沿岸の市街地に広く分布しています。洪水のリスクの周知とともに、速やかな避難ができるよう避難路や避難場所などの維持・充実が必要です。

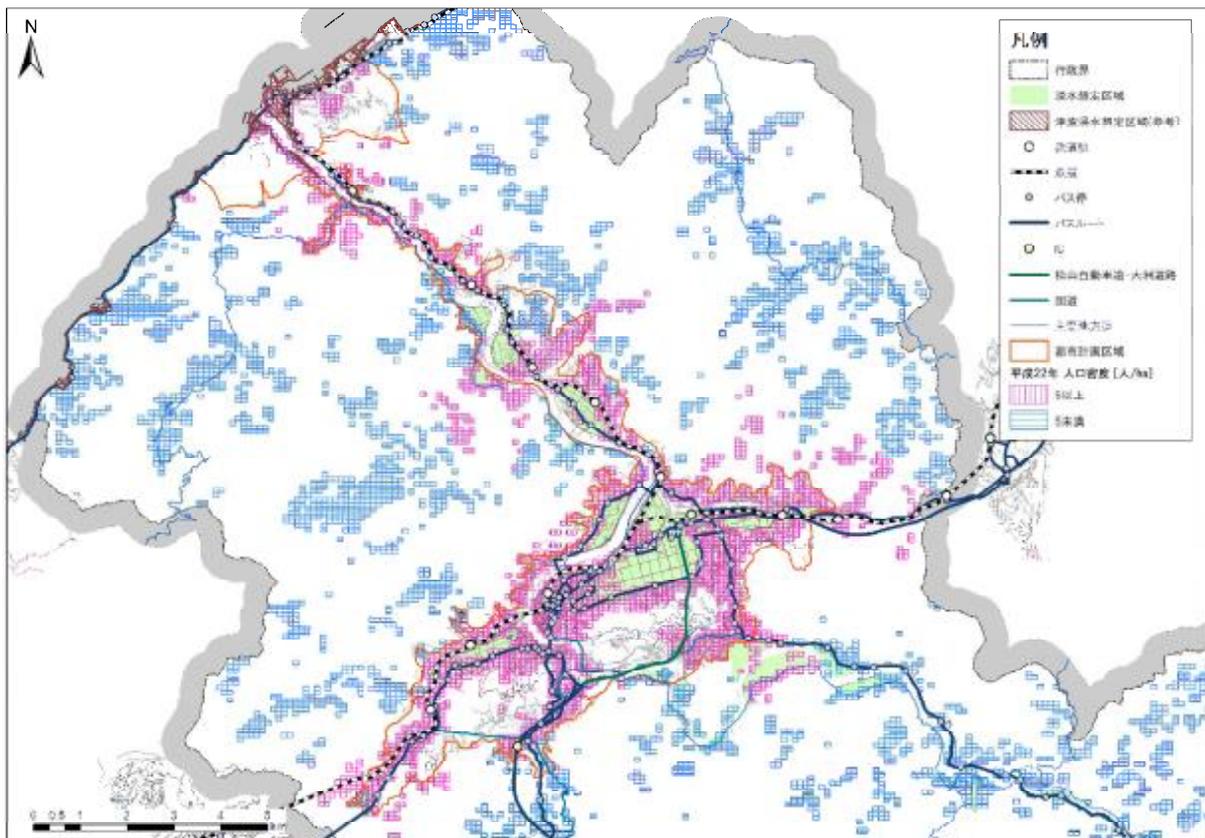
- 大雨で肱川の増水によって氾濫や堤防決壊した場合の浸水想定区域は、用途地域が指定されている市街地に広く分布しています。

■評価値：浸水想定区域の人口割合

単位	都市規模別の平均		大洲市	
	全国	地方都市圏 (30万人)	2010 (H22)	2040 (R22)
%	—	—	30	33

【評価概要】
 浸水想定区域：水防法第14条第2項、水防法施行規則第2条第4号、計画降雨にて作図
 算出方法：浸水想定区域内の人口を都市の総人口で除して算出

■浸水想定区域と人口密度の分布



② 土砂災害警戒区域の人口割合

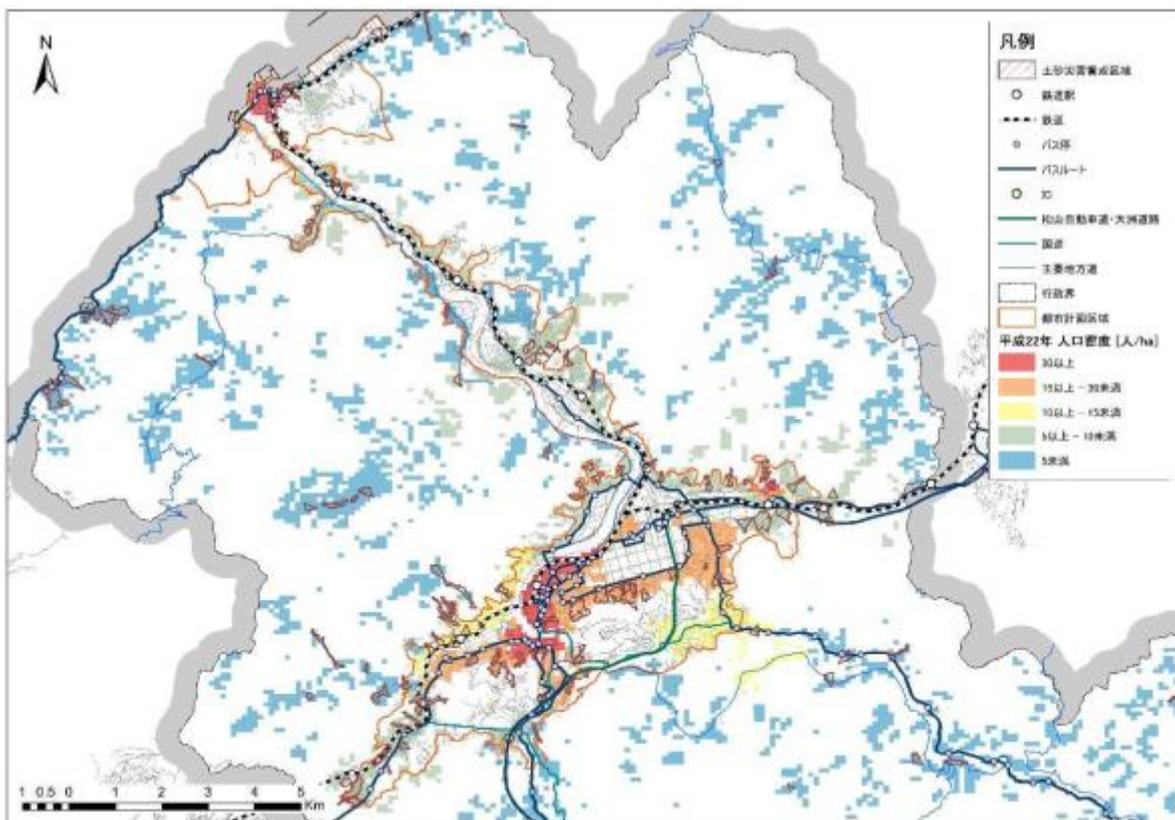
土砂災害警戒区域は、市街地内にも点在しています。土砂災害のリスクの周知とともに、速やかな避難ができるよう避難路や避難場所などの維持・充実が必要です。

- 土砂災害警戒区域（がけ崩れ、土石流、地すべり）は、平地と丘陵地の境界部分に広く指定され、人口密度が高い箇所にも点在しています。

■ 評価値：土砂災害警戒区域の人口割合

単位	都市規模別の平均		大洲市	
	全国	地方都市圏 (30万人)	2010 (H22)	2040 (R22)
%	—	—	19	20
【評価概要】 土砂災害警戒区域：国土数値情報 算出方法：土砂災害警戒区域内の人口を都市の総人口で除して算出				

■ 土砂災害警戒区域と人口密度の分布



4.3 アクセシビリティ指標による評価

医療サービスの利便性は、概ね市街地全体で確保されています。一方、他都市との行き来がしやすい場所は、JR伊予大洲駅とJR伊予長浜駅周辺に概ね限定されます。人口が集積し一定の都市機能を有する市街地を結ぶ公共交通ネットワークの充実のための取組が望まれます。

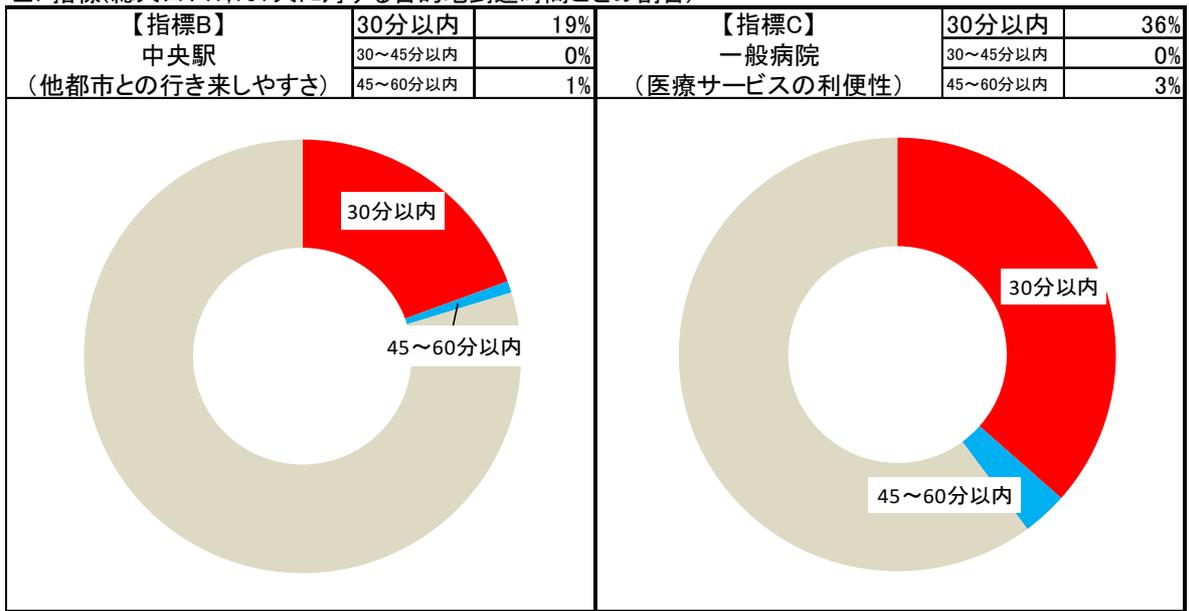
(1) 評価項目

- 徒歩又は公共交通利用による都市生活の利便性を計量するために、アクセシビリティ指標による評価について整理します。
- アクセシビリティ指標には、都市内の各地点が有する利便性を表す指標（T指標）と、都市全体のアクセシビリティの性能（パフォーマンス）を表す指標（P指標）の2種類があります。また、T指標、P指標とも、計測の対象とする生活サービス（目的地）の設定の違いにより、異なる内容に使われます。代表的な指標として、指標A（公共交通に乗車するまでの期待時間）、指標B（都市の中心部までの到達期待時間）、指標C（生活サービスを提供する施設までの到達期待時間）があります。
- ここでは、本市の都市構造の特性を踏まえ、都市全体のアクセシビリティの性能（パフォーマンス）を示す指標（P指標）に関する指標B（都市の中心部までの到達期待時間）、指標C（一般病院までの到達期待時間）を評価します。なお、評価は、『アクセシビリティ指標活用の手引き（案）／平成25年6月／国土交通省』に基づき行います。

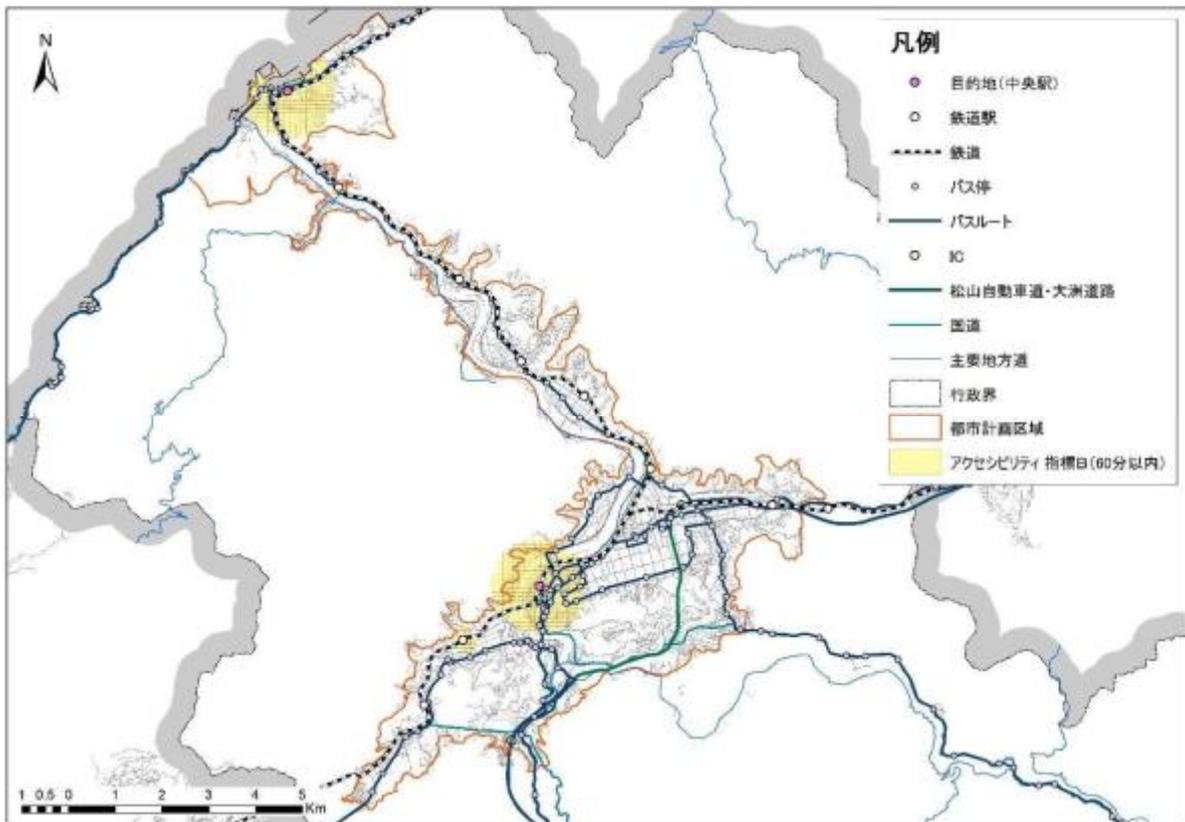
(2) 都市全体のアクセシビリティによる評価結果

- 指標Bは、任意の時刻に家を出て、都市の中心部（中央駅）に徒歩及び公共交通によって到着するまでの期待時間で表します。本市では、中央駅は、JR伊予大洲駅とJR伊予長浜駅です。
- 指標Bの評価としては、本市の約20%の人口は、60分以内にJR伊予大洲駅とJR伊予長浜駅にアクセスできる場所に住んでいることとなります。
- 指標Cは、任意の時刻に家を出て、一般病院に徒歩及び公共交通によって到着するまでの期待時間で表します。
- 指標Cの評価としては、本市の約40%の人口は、60分以内に一般病院にアクセスできる場所に住んでいることとなります。

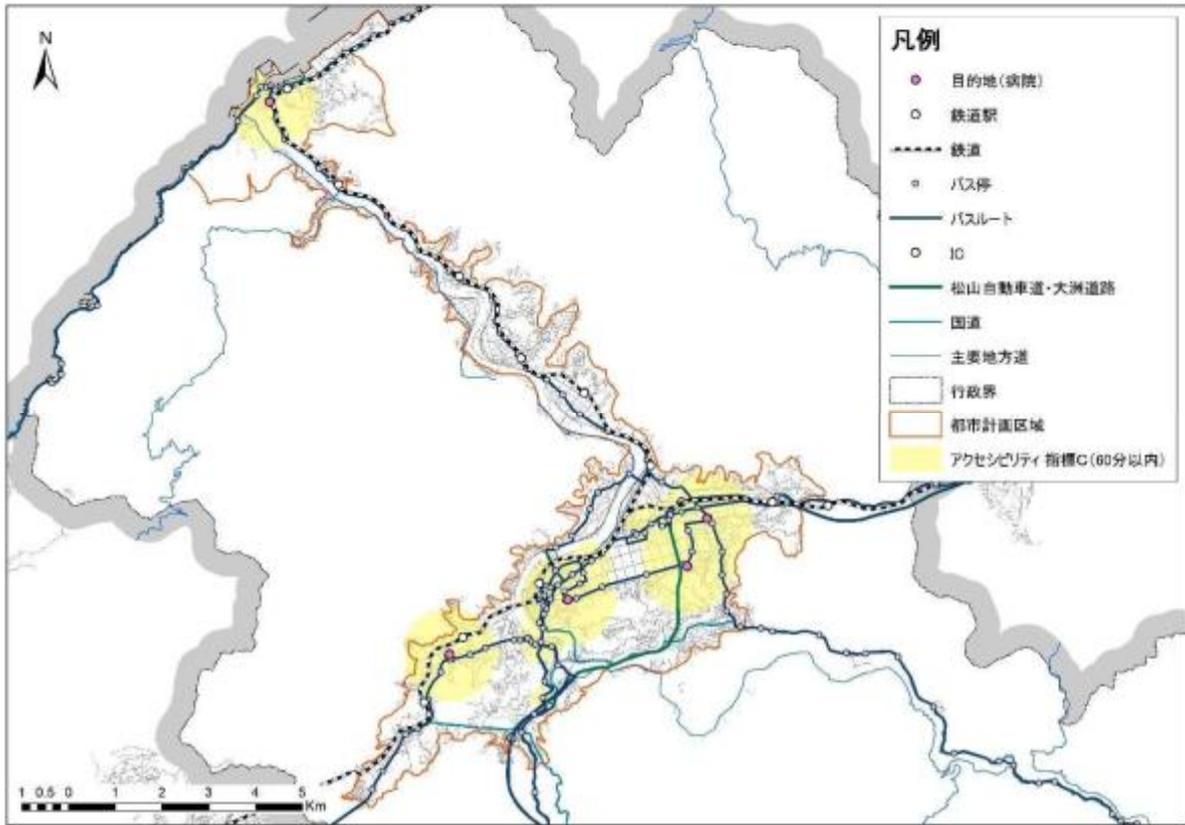
■P指標(総人口:47,157人に対する目的地到達時間ごとの割合)



① 指標 B (60 分以内)



② 指標C (60分以内)



第5章 まちづくりの課題の設定

まちづくりの課題の設定には、第2章で整理した上位計画・関連計画や実施予定の取組にも配慮するとともに、第3章や第4章で整理した地域の現状や将来などを踏まえ、まちづくりのターゲットとストーリーを明確にすることが重要です。

5.1 まちづくりの課題の設定

様々な観点からの課題を整理し、立地適正化計画で解決すべき課題を設定します。

(1) 大洲市の現状と将来からみた課題

大洲市では、人口減少、少子高齢化、公共施設の老朽化などの社会情勢の変化によって、市をけん引してきた中心市街地等の活力低下、商工業等の産業停滞や財政状況の悪化、公共交通等の公共サービスの低下等の様々な課題が顕在化しつつあります。

特に、人口減少社会の中において、定住や移住促進を図るために、地域の魅力を活かすなど地域特性を踏まえた取組も必要です。

■大洲市の現状と将来からみた課題（第3章）

人口	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少を抑制するためには、産業振興や住みやすい生活環境の維持・充実が望まれます。 ・人口集中地区（DID）では、中心市街地の役割を発揮するためにも、適切な人口密度を確保することが必要です。 ・公共施設を有効に活用しながら、「医療」「子育て」に着目した取組を充実することが必要です。
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な自然環境に包まれた市街地形成など、都市と自然とのバランスのとれた土地利用の誘導が必要です。 ・空き地や空き家などの低未利用地が増加しており、市街地の活性化の観点からも、計画的な公共施設整備と適切な土地利用の誘導が必要です。
工業・商業	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代の定住を支える生活サービス産業の振興や雇用環境の充実が必要です。
観光	<ul style="list-style-type: none"> ・交流人口の増加を目指しつつ、まちの活性化や住民のまちへの誇りや愛着を高める取組を充実することが必要です。
交通	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の増加と収益性の向上のために、公共交通の利便性を確保する取組が必要です。 ・過度な自動車依存型社会を回避し、高齢者など車を運転できない市民が移動に困らないよう、様々な交通手段を確保することが必要です。
財政	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の更新費用の増加も見込まれることから、健全な財政運営に向けて中長期的に取組む必要があります。

●大洲市の現状と将来からみた課題

- 中心市街地等の活力低下の抑制
- 商工業等の産業停滞の抑制
- 財政状況の悪化の抑制
- 公共交通等の公共サービスの低下の回避
- 地域の魅力の活用

(2) 都市構造の分析からみた課題

大洲地域と長浜地域の市街地は、八幡浜・大洲圏域での中核としての一翼を担っており、生活の利便性、健康・福祉、医療に関して、充実した都市機能を有しています。

人口減少や高齢化による様々なリスクを見極め、都市機能の集約・再編を目指し、都市的サービスの維持・充実とともに、人口集積の維持・促進に向けた取組が必要です。また、災害に対する安全・安心なまちづくりとして、災害リスクの周知徹底をはじめとした、ハードとソフトが連携した取組も必要です。

■都市構造の分析からみた課題（第4章）

生活の利便性	<ul style="list-style-type: none"> ・医療施設、高齢者福祉施設、商業施設、コンビニエンスストアについては、人口が集積している市街地においては概ね徒歩圏内に充足しています。今後もその利便性を維持・向上するため、当該施設の維持・充実とともに、人口集積の維持・促進に向けた取組が必要です。 ・公共交通の利便性は低く、今後はその利便性の向上とともに、本市の公共交通の中心的な役割を果たすJR伊予大洲駅の徒歩圏へのさらなる人口集積を図る取組が望まれます。
健康・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉施設については、高齢者人口が多い市街地において概ね充足しています。今後も健康・福祉環境が低下しないよう、当該施設の維持・充実に向けた取組が必要です。 ・保育所については、東若宮地区を除き、未就学児が多い市街地において概ね充足していますが、今後も健康・福祉環境が低下しないよう、当該施設の維持・充実に向けた取組が必要です。 ・公園緑地については、人口が集積している市街地において概ね徒歩圏内に充足しています。今後も健康・福祉環境が低下しないよう、その維持・充実に向けた取組が必要です。
安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域は、肱川沿岸の市街地に広く分布しています。洪水のリスクの周知とともに、速やかな避難ができるよう避難路や避難場所などの維持・充実が必要です。 ・土砂災害警戒区域は、市街地内にも点在しています。土砂災害のリスクの周知とともに、速やかな避難ができるよう避難路や避難場所などの維持・充実が必要です。
医療 (アクセシビリティ)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療サービスの利便性は、概ね市街地全体で確保されています。一方、他都市との行き来がしやすい場所は、JR伊予大洲駅とJR伊予長浜駅周辺に概ね限定されます。人口が集積し一定の都市機能を有する市街地を結ぶ公共交通ネットワークの充実のための取組が望まれます。



●都市構造の分析からみた課題

- 都市的サービスの維持・充実
- 人口集積の維持・促進
- 災害に対する安全・安心の確保

(3) アンケート調査結果からみた課題

市民アンケート調査、高校生アンケート調査の中から、本計画と関わりが深い項目を抽出し、その結果の概要を整理します。

都市計画区域外に比べて都市計画区域では、商業施設やバスなど、都市的なサービスを享受できている割合は高くなっています。一方で、若者を含めた定住人口を増加させるためには、公共交通の利用環境の向上、買物や医療等の日常生活の利便性の向上など、誰もが快適な暮らしを実感しやすい取組が必要です。

- ・市民アンケート調査 <平成 29 年 7 月>
配布数 1,800 票 回収数 626 票 回収率 34.8%
 - ・高校生アンケート調査 <平成 29 年 7 月>
配布数 223 票 回収数 223 票 回収率 100%
- ※前回調査結果（平成 19 年に実施）：市民 804 票、高校生 285 票

■アンケート調査結果の概要

<p>日常的に利用する場所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域内・外で別々に集計しても、全ての施設で徒歩等よりも車を利用する割合が高く、自動車社会の現状がうかがえます。また、電車やバスの利用は殆どありません。 ・都市計画区域内では、徒歩等で行くことが比較的多い場所は、「市役所・支所」「銀行などの金融機関」「食料品や日用品の買物ができる店」などで、これらは日常生活に密着した施設であるといえます。 ・都市計画区域外では、都市計画区域内に比べ、自動車を利用する割合が非常に高くなっています。
<p>最寄りのバス停と問題ないと感じる運行間隔</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域内におけるバス停までの所要時間は、「約 2 分～5 分（100～300m）」が最も多い一方、「バス停がない」という回答もあります。一方で都市計画区域外では、「バス停がない」が最も多くなっています。 ・急いでいるときに問題ないと感じるバスの運行間隔は、都市計画区域では 20 分、都市計画区域外では 30 分となっています。
<p>定住意向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前回調査結果と比べ、定住意向の割合は減少しました。転出理由には、買物や医療等の日常生活が不便という声が多くなっています。 ・前回・今回調査結果とも、高校生の定住意向は低くなっています。
<p>取組んでほしい施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域内・外ともに、日常生活サービス施設の充実、公共交通の利用環境の向上、良好な住環境の形成を求める声が多くなっています。 ・高校生が回答した若者定住のための施策は、「観光・レクリエーション施設を充実させ、余暇の活動場所を増やす」ことが必要だという声が多くなっています。なお、「道路や公共交通機関を充実させ、移動の際の利便性を高める」ことが必要とする割合は、前回調査結果より増加しています。



- アンケート調査結果からみた課題
 - 公共交通の利用環境の向上
 - 買物や医療等の日常生活の利便性の向上

(4) 立地適正化計画で解決を目指す課題の設定

立地適正化計画は、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランであり、「都市計画マスタープランの高度化版」と言われています。

このため、先に示した課題を踏まえ、市の特性に応じた持続可能な都市構造の構築及び誰もが安心して暮らせる快適な生活環境の実現に着目しながら、立地適正化計画で解決を目指す課題を設定します。

都市計画マスタープラン
における課題の類型化

立地適正化計画で
解決を目指す課題

安全・安心のまちづくり

- 安全・安心で健やかに暮らせる住みやすい都市づくり
- 自然環境との調和に優れた土地利用の誘導
- 地域公共交通の活性化
- 歩道整備・バリアフリー化の推進
- 誰もが住みやすい福祉の行き届いた都市づくり
- 子育て世代の流入・定住を支える生活サービス産業の振興
- 水害・土砂災害・地震等の大規模災害への対策など、災害に強いまちづくりの整備推進
- 避難所の適正配置による災害発生時の安全・安心の確保

快適性・利便性のまちづくり

- 人口減少・少子高齢化を見据えた持続可能な都市づくり
- 子育て世代の定住促進に着目した魅力的な都市づくり
- 良好な住環境・子育て環境の整備
- 市街地での適切な土地利用の誘導及び低未利用地の利活用
- 地域公共交通の活性化
- 各施設の基盤整備の推進
- 自然環境に配慮した都市づくり
- 下水道の整備促進
- 子育て世代の流入・定住を支える生活サービス産業の振興
- 雇用環境の充実
- まちの活性化や観光客・宿泊客の増加を目的とした観光振興の方策の検討

個性・魅力のまちづくり

- 子育て世代の定住促進に着目した魅力的な都市づくり
- 自然環境との調和に優れた土地利用の誘導
- 地域振興・地域活性化のための土地利用の推進
- 選択と集中による地域活性化のための道路網の整備
- 誰もが住みやすい福祉の行き届いた都市づくり
- 歴史的まちなみに配慮した景観づくり
- 豊かな自然・歴史資源の維持・保全
- 歴史資源や文化を活用した特色あるまちづくりの推進

中心市街地の拠点性の強化

賑わいを創出する施設誘導のほか、JR 伊予大洲駅の交通結節点機能や中心市街地の回遊性を強化する。

既存宅地の有効利用

市街地の拡大を抑制し、公的不動産、空き地や空き家を都市機能や居住機能の集約化の種地として有効に利用する。

過度な自動車依存の回避

健康や地球環境に配慮して、公共交通の利用促進、歩いて出かけやすい環境の充実を図る。

第6章 将来目標の設定

6.1 まちづくりの基本理念と将来都市像

本市が今後も持続的に発展を続けて行くためには、人口減少・少子高齢社会の進展や市民の環境への意識の高まり、近年頻発する自然災害への対応など、将来への危機感を共有し、明るい未来を切り拓くことが必要です。

また、老朽化したインフラや公共施設の更新に必要な費用が年々増加しており、限られた財源の中で、持続可能な都市経営の実現に向けたコンパクトなまちづくりが求められています。

本計画の基本理念としては、大洲市都市計画マスタープランと同様、「清流肱川が結ぶ豊かな自然・歴史の中で、市民一人一人が新たな創造を目指し、本市の魅力向上と地域経済の活性化を図るとともに、誰もが安全に安心して、快適に暮らせる、協働による自立した持続可能な都市づくりを進める」ことを基本理念とし、以下の将来都市像とします。

【将来都市像】

清流肱川が結ぶ ひと・自然・まちがきらめく 魅力創造都市 大洲

この将来都市像の実現に向けて、大洲市都市計画マスタープランにおける3つの目標についても、本計画でも目指すものとしします。

まず、「安全・安心のまちづくり」に関しては、防災とともに、平成30年7月豪雨のような洪水や、南海トラフ巨大地震などの大規模な自然災害に対する減災の視点も意識しながら、市民の生命を第一に考えた災害に強いまちづくりを推進します。特に、災害リスクの周知・共有、防災体制の形成を地域住民と継続的に行うなど、災害に強く、安全に安心して暮らすことのできる都市づくりを進めます。

次に、「快適性・利便性のまちづくり」に関しては、医療施設、商業施設や住宅等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通等によりこれらの生活利便施設等にアクセスしやすいなど、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方でまちづくりを推進します。つまり、本計画は、人口減少に即した都市戦略の1つであると考え、快適で住みやすい、豊かな住環境の形成を目指す都市づくりを進めます。

最後に、「個性・魅力のまちづくり」に関しては、まちのシンボルである大洲城や臥龍山荘、長浜大橋などの建造物、おはなはん通りなどのまちなみをはじめとする歴史的・文化的な資源を積極的に活用したまちづくりを推進します。住み慣れた地域に住み続けたいという思いは、最も大切にしていかなければならないものの1つであり、この思いの源泉は地域固有の資源であると考え、歴史・文化に囲まれた、個性豊かな魅力あふれる都市づくりを進めます。

6.2 まちづくりの基本方針

本計画は、大洲市において目指すべきまちづくりを念頭におきつつ、都市計画分野以外の部局とも連携し、居住を含めた都市の活動を誘導することで、目指すべき都市像を実現する「戦略」としての意味合いを持つものとなります。

このことから、まちづくり基本方針は、先に示した「まちづくりの理念や将来都市像」を踏まえつつ「立地適正化計画で解決を目指す課題」に整合したものとします。

【まちづくりの基本方針Ⅰ】

既存ストックや民間活力を活用した拠点づくり

人口減少や少子高齢化が進展する本市では、2040年(令和22年)には人口が約28,700人まで減少し、65歳以上の老年人口が約47%まで増加することが予測されています。このため、周辺都市を牽引し、本市のまちの中心である肱南地区及び肱北地区の中心市街地については、今後もその役割を担い続けることを目指し、公共施設の再編等を行うなど、魅力ある都市施設の整備・充実を図るとともに、交通結節点である伊予大洲駅や庁舎を中心とした回遊性の向上を図ります。

【まちづくりの基本方針Ⅱ】

生活利便性を維持する安全・安心な居住環境づくり

人口減少の進展とともに本市では、空き地や空き家が近年増加しています。このため、既に形成された市街地については、都市のスポンジ化の抑制を目指し、平成30年7月豪雨災害からの復興を前提に都市の生活利便性を維持しながら、空き地や空き家を都市機能や居住機能の集約化の種地として有効活用を図るとともに、道路等の都市基盤とあわせ的確な整備・改善を進めます。

【まちづくりの基本方針Ⅲ】

公共交通を活かす移動環境づくり

高齢化やモータリゼーションの進展に伴い本市では、クルマの依存度が高まっている一方で、鉄道やバスなどの公共交通の利用者数が減少しています。このため、公共交通を維持・活性化することによる持続可能な都市の形成を目指し、クルマ移動に過度に頼らず、公共交通サービスの水準や受益者負担の平準化による公共交通の再構築を進め、公共交通などの移動しやすい交通環境づくりやハード施策に限らないみんなで公共交通を守る体制づくりを進めることによって、公共交通の利用促進を図ります。

6.3 将来の都市構造のあり方

まちづくりの基本理念や基本方針を踏まえ、将来の都市構造のあり方を示します。具体的には、住民生活、都市活動、都市経営等の面で持続可能なまちづくりの実現に向けて、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方にに基づき、都市拠点と地域拠点の各拠点の強化と、広域連携軸や都市連携軸による連携強化を図ります。

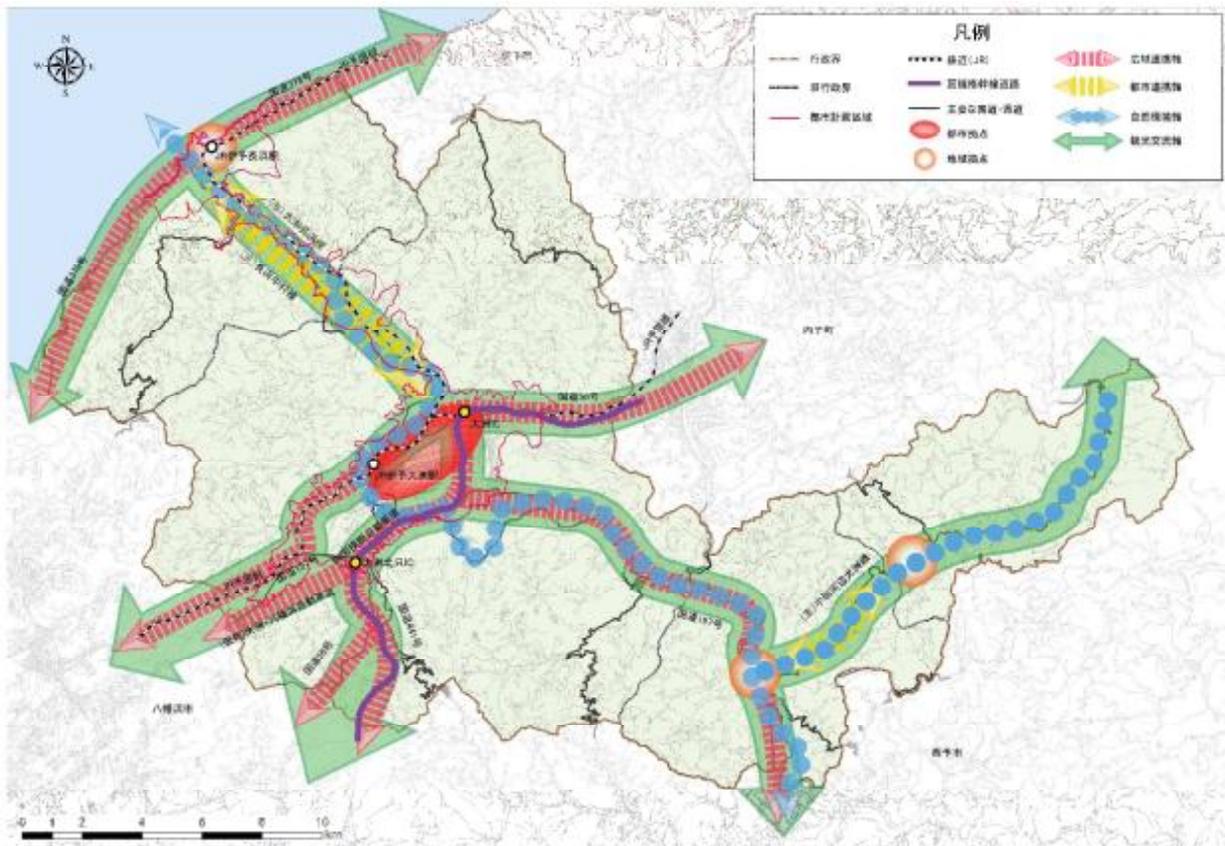
【都市拠点】

定義	大洲市役所から大洲インターチェンジまでの市街地一帯
基本的な考え方	行政、商業、観光等の機能の充実を図るための施設誘導を目指します。

【地域拠点】

定義	長浜支所、肱川支所、河辺支所を中心とした周辺部
基本的な考え方	行政機能や日常的な商業、生活環境の維持・向上を進めます。

■ 将来都市構造図



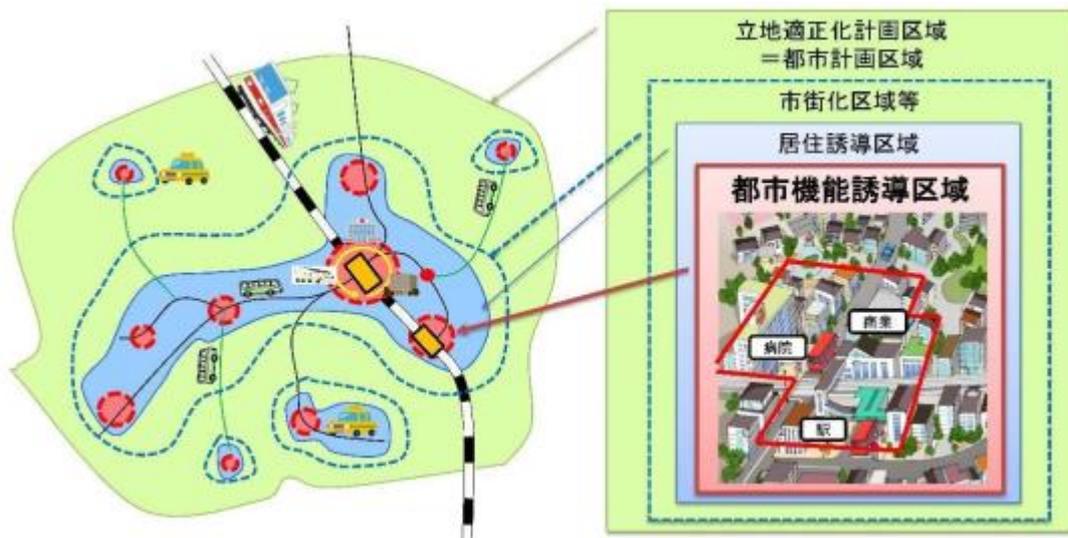
第7章 都市機能誘導区域・誘導施設

7.1 基本的な考え方

(1) 都市機能誘導区域とは

都市機能誘導区域とは、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域のことです。人口減少により、市民の生活に身近な医療・福祉・商業等の生活サービス機能が失われまいよう、必要な生活サービス機能を維持することで日常生活サービスを持続的に確保し、都市の活力の向上となるよう区域を設定することとなります。

■都市機能誘導区域のイメージ



(2) 想定される都市機能誘導区域

立地適正化計画策定の手引き（平成30年4月25日改訂）では、都市機能誘導区域の望ましい区域像として、「各拠点地区の中心となる駅、バス停や公共施設から徒歩、自転車で容易に回遊することが可能で、かつ、公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置、土地利用の実態等に照らし、地域としての一体性を有している区域」であることが示されています。具体的には以下のような区域が想定されます。

- 鉄道駅などを中心に業務や商業施設などが集積する区域
- 都市機能が一定程度充実している区域
- 周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域

7.2 都市機能誘導区域・誘導施設

(1) 都市機能誘導区域の考え方

先に示した基本的な考え方とおり、都市機能誘導区域は都市計画区域内で定めるものです。大洲市における都市機能誘導区域は、大洲市都市計画マスタープラン（2020.3策定）に位置づけられている都市計画区域内の「都市拠点」「地域拠点」を基本として、定めるものとします。

① 大洲地域（都市拠点）

大洲市役所から大洲インターチェンジまでの市街地には、用途地域を指定しており、行政、商業、観光等の機能が充実しています。今後、本格的な人口減少に伴い消費の縮小が懸念される中で、既存施設の衰退・流出防止に向けた取組が必要となります。こうしたことを踏まえた都市機能誘導区域の考え方を以下に示します。

- 大洲市役所から大洲インターチェンジまでの市街地一帯は、現在不足する施設の誘導にあわせ、既存施設との相乗効果が生じるよう施設や環境を充実させ、複合的で魅力的な都市拠点として、都市の中心地としての役割を果たし本市での持続的な暮らし（生活）を可能とする市街地の形成を図ります。
- 都市拠点を含む周辺は、歴史文化資源が多数存在することから、周辺都市を先導するまちづくりを常に意識し、これらの資源の有効活用、観光客を含めた賑わい・交流や地域住民の利便性の向上に寄与する施設の誘導を図ります。

② 長浜地域（地域拠点）

長浜支所を中心とする市街地には、用途地域を指定しており、行政機能や日常生活サービス施設が集積しています。今後、更なる人口減少が進む中で、既存施設の衰退・流出防止に向けた取組が必要となります。こうしたことを踏まえた都市機能誘導区域の考え方を以下に示します。

- 長浜支所を中心とする市街地は、現在不足する施設の誘導にあわせて既存施設との相乗効果が生じるよう施設や環境を充実させ、地域拠点として、長浜地域での持続的な暮らし（生活）を可能とする市街地の形成を図ります。
- 地域拠点を含む周辺は、伊予灘、肱川をはじめとする自然環境に恵まれていることから、こうした地域資源をこれまで以上に活かし、地域住民や観光客に着目して地域の持続的な振興に寄与する施設の誘導を図ります。

(2) 都市機能誘導区域の設定方法

都市機能誘導区域は、2つの基本方針のいずれかに合致する範囲をベースとして、以下に示す「都市機能誘導区域の設定の流れ」に従って設定します。

なお、都市機能誘導区域は、都市機能の充足による居住誘導区域への居住の誘導、人口密度の維持による都市機能の持続性の向上等、住宅及び都市機能の立地の適正化を効率的に図るという観点から、原則として、居住誘導区域の中に定めることとします。

基本方針Ⅰ：JR伊予大洲駅や大洲市役所を中心にクルマに頼らずに移動できる範囲

本市の玄関口である JR 伊予大洲駅や大洲市役所を中心に、クルマに頼らず移動できる範囲に都市機能誘導区域を設定します。

基本方針Ⅱ：既存施設の維持・向上とあわせて都市機能が充実する範囲

主要なバス停を中心に、既存商業施設などの日常生活サービス施設の維持・向上を図ることができる範囲に都市機能誘導区域を設定します。

■都市機能誘導区域の設定の流れ

ステップ①	都市機能誘導区域の概ねの範囲の設定
公共交通のアクセスの利便性に着目 【区域に含む】	<ul style="list-style-type: none"> ・大洲市地域公共交通網形成計画（2018.3 策定）で「交通結節点」に位置づけられている主な鉄道駅（伊予大洲駅、伊予長浜駅）から半径 1km の範囲とする。 ・大洲市地域公共交通網形成計画（2018.3 策定）で交通結節点に位置づけられている主なバス停（オズメッセ 21 前バス停、東大洲バス停、本町バス停）から半径 500m の範囲とする。
ステップ②	都市機能誘導区域の境界設定
市街地形成の経緯に着目 【区域に含む】	<ul style="list-style-type: none"> ・大洲市都市計画マスタープラン（2020.3 策定）では、これまでの市街地形成の経緯を踏まえた土地利用の方針を整理している。このため、ステップ①の条件を満たすほか、大洲市都市計画マスタープランで「都市拠点商業地」「新都市拠点商業地」「生活拠点商業地」に位置づけられている範囲とその周辺市街地を含めた範囲に境界設定を行う。 ・そして、これまで土地利用の混在の恐れのある市街地では、用途地域を指定して用途地域毎に市街地形成が進めてきた。こうした経緯を踏まえ、都市機能誘導区域の境界は各用途地域の境界を極力利用する。

(3) 誘導施設の基本的な事項

誘導施設は、都市機能誘導区域毎に立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものであり、各区域に必要な施設を設定することとなります。

誘導施設の検討にあたっては、「都市機能誘導区域外に立地した場合に今後のまちづくりに影響を与える施設」「既に都市機能誘導区域内に立地しており、今後も区域外への転出・流出を防ぐ必要のある施設」といった観点から設定します。また、誘導が必要な都市機能としては、行政機能、商業機能、医療機能、介護福祉機能、子育て機能、金融機能、教育・文化機能などがあり、各区域の特性等を踏まえて設定します。

■都市機能を有する各施設に対する圏域人口の目安



資料) コンパクト・プラス・ネットワークの推進について/国土交通省

(4) 誘導施設の設定

① 大洲地域（肱南地区、肱北地区、東大洲・松ヶ花地区）

肱北地区のJR伊予大洲駅周辺から肱南地区に至る本市の中心市街地を含む、都市拠点においては、大洲市内の他の地域や周辺都市をけん引するために、行政機能や商業機能をはじめとした生活サービス施設などの集積を図ります。

肱南地区、肱北地区については、歴史文化資源の有効活用を図るとともに、「肱川橋周辺まちづくり基本計画（2013.3 策定）」に基づいた中心市街地活性化を推進するための公共施設の整備や再配置に沿った誘導施設を位置づけます。

東大洲・松ヶ花地区については、「八幡浜・大洲地方拠点都市地域 基本計画（2006. 3 策定）」の今後の取り組み方の検討と整合性を図りつつ、日常生活サービス施設や広域的な機能を有する施設を誘導施設として位置づけます。

■都市拠点（大洲地域※）における誘導施設

機能	誘導施設	定義
行政機能	市役所	地方自治法第4条第1項に規定する施設
	地域交流センター、 観光交流センター	地域活性化の拠点として文化・交流等の都市活動・コミュニティ活動を支える施設の内、地域住民が利用できる集会議室機能を備える施設
商業機能	スーパー	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積1,000㎡以上の商業施設（共同店舗・複合施設等含む）で、生鮮食品を取扱うもの
	商店街内店舗	商店街振興組合法第6条第1項に規定する商店街振興組合（商店街振興組合連合会の加入団体を含む）又はこれに類する商店街で、小売商業又はサービス業を営む店舗
医療機能・ 福祉機能	病院、診療所	医療法第1条の5に規定する病院及び診療所の内、内科・外科・整形外科・小児科・眼科・耳鼻咽喉科のいずれかを診療科目としているもの
	総合福祉センター	大洲市総合福祉センター条例第1条に定める施設
金融機能	銀行、信用金庫、 JAバンク	銀行法第2条に規定する銀行、長期信用銀行法第2条に規定する長期信用銀行、信用金庫法に基づく信用金庫、農水産業協同組合貯金保険法第2条第4項第1号に規定する信用事業を行うもの
	郵便局	日本郵便株式会社法第2条第4項に規定する郵便局
教育・文化機能	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に定める認定こども園
	図書館、博物館	図書館法第2条第1項に規定する図書館、博物館法第2条第1項に規定する博物館・博物館法第29条に規定する博物館相当施設
体育機能	体育施設	大洲市総合体育館条例第1条に定める施設

（※）東大洲・松ヶ花地区内の大洲特別工業地区では、大洲都市計画大洲特別工業地区建築条例に基づき施設を誘導する。

② 長浜地域（長浜地区）

長浜支所を中心とした既成市街地である生活拠点においては、長浜地域の日常生活に不可欠な都市機能を有する施設の集積を図ります。

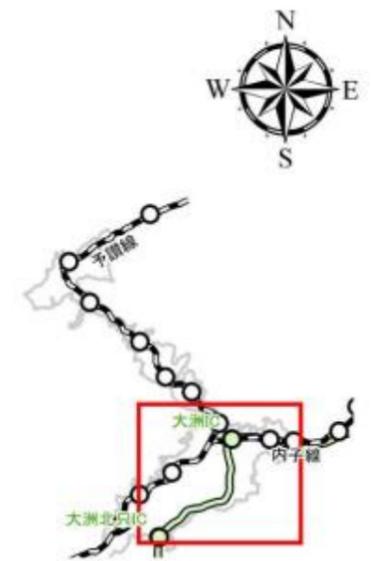
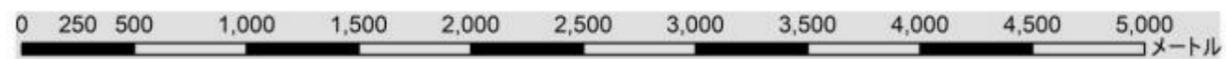
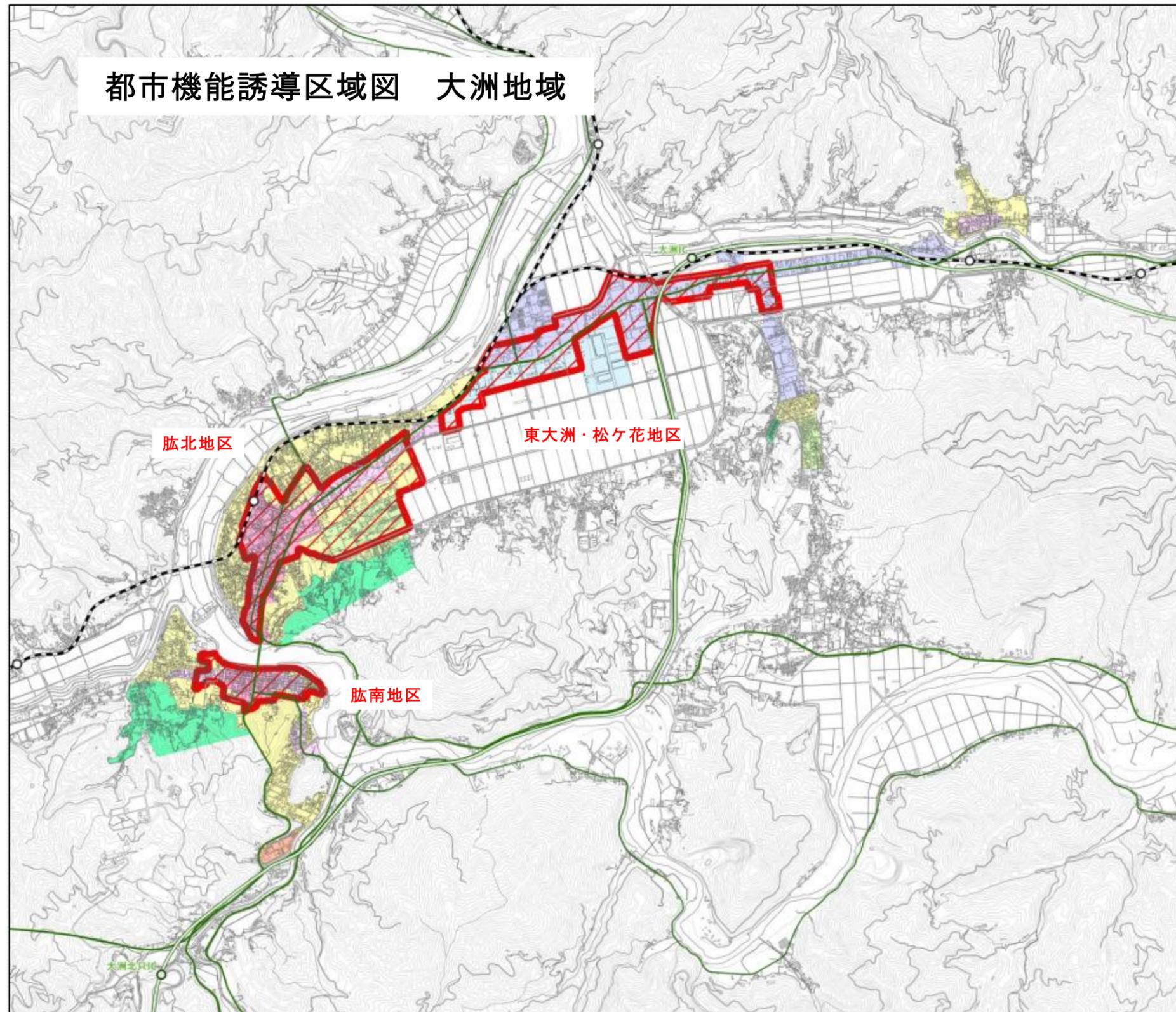
具体的には、臨港地区内を対象とした「長浜町第三次開発事業基本計画(2003.3策定)」に基づき港湾機能の充実検討が進められてきたことから、臨港地区内における各施設の連携を図りつつ、日常生活サービス施設等を誘導施設として位置づけます。

■地域拠点（長浜地域）における誘導施設

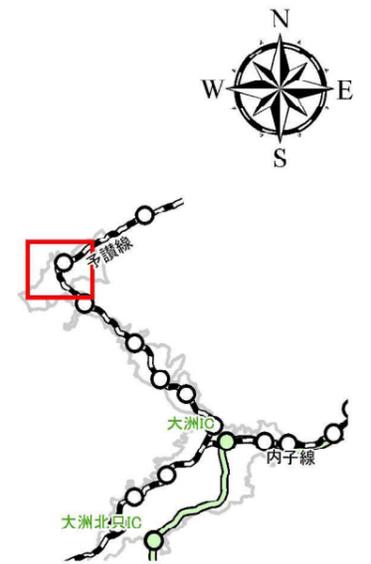
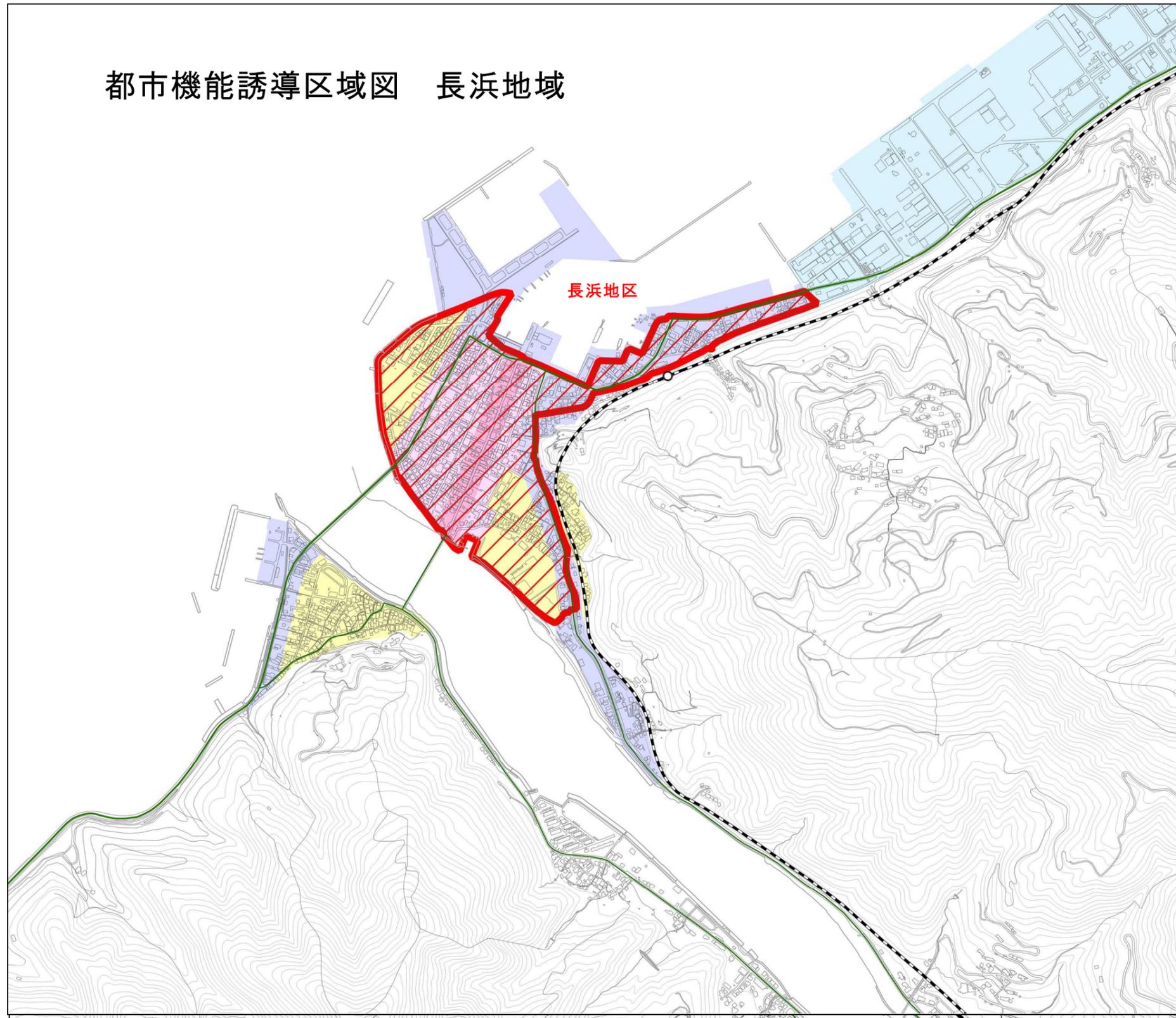
機能	誘導施設	定義
行政機能	長浜支所	地方自治法第155条第1項に規定する施設
	地域交流センター、 観光交流センター	地域活性化の拠点として文化・交流等の都市活動・コミュニティ活動を支える施設の内、地域住民が利用できる集会議室機能を備える施設
商業機能	スーパー	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積1,000㎡以上の商業施設（共同店舗・複合施設等含む）で、生鮮食料品を取扱うもの
	商店街内店舗	商店街振興組合法第6条第1項に規定する商店街振興組合（商店街振興組合連合会の加入団体を含む）又はこれに類する商店街で、小売商業又はサービス業を営む店舗
医療機能・ 福祉機能	病院、診療所	医療法第1条の5に規定する病院及び診療所の内、内科・外科・整形外科・小児科・眼科・耳鼻咽喉科のいずれかを診療科目としているもの
金融機能	銀行、信用金庫、 JAバンク	銀行法第2条に規定する銀行、長期信用銀行法第2条に規定する長期信用銀行、信用金庫法に基づく信用金庫、農水産業協同組合貯金保険法第2条第4項第1号に規定する信用事業を行うもの
	郵便局	日本郵便株式会社法第2条第4項に規定する郵便局
教育・文化機能	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に定める認定こども園
	図書館、博物館	図書館法第2条第1項に規定する図書館、博物館法第2条第1項に規定する博物館・博物館法第29条に規定する博物館相当施設

(5) 都市機能誘導区域

本計画における都市機能誘導区域を次頁のように設定します。

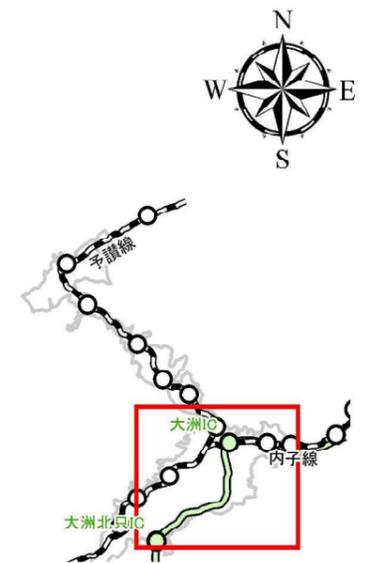
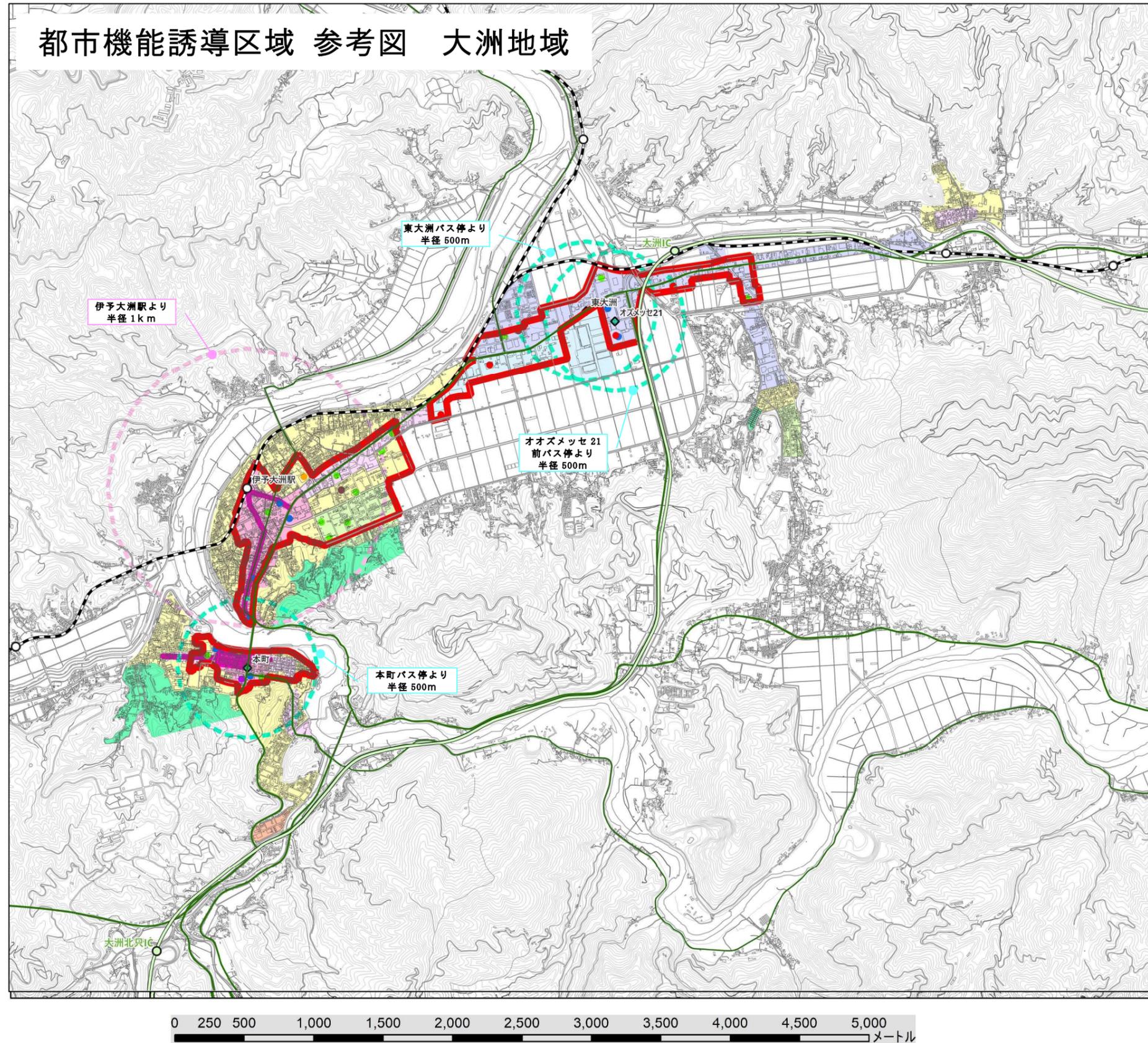


都市機能誘導区域図 長浜地域

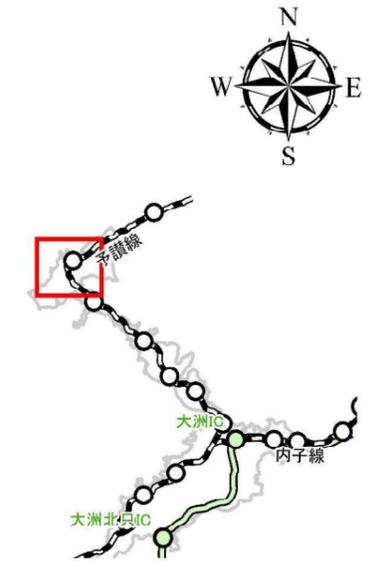
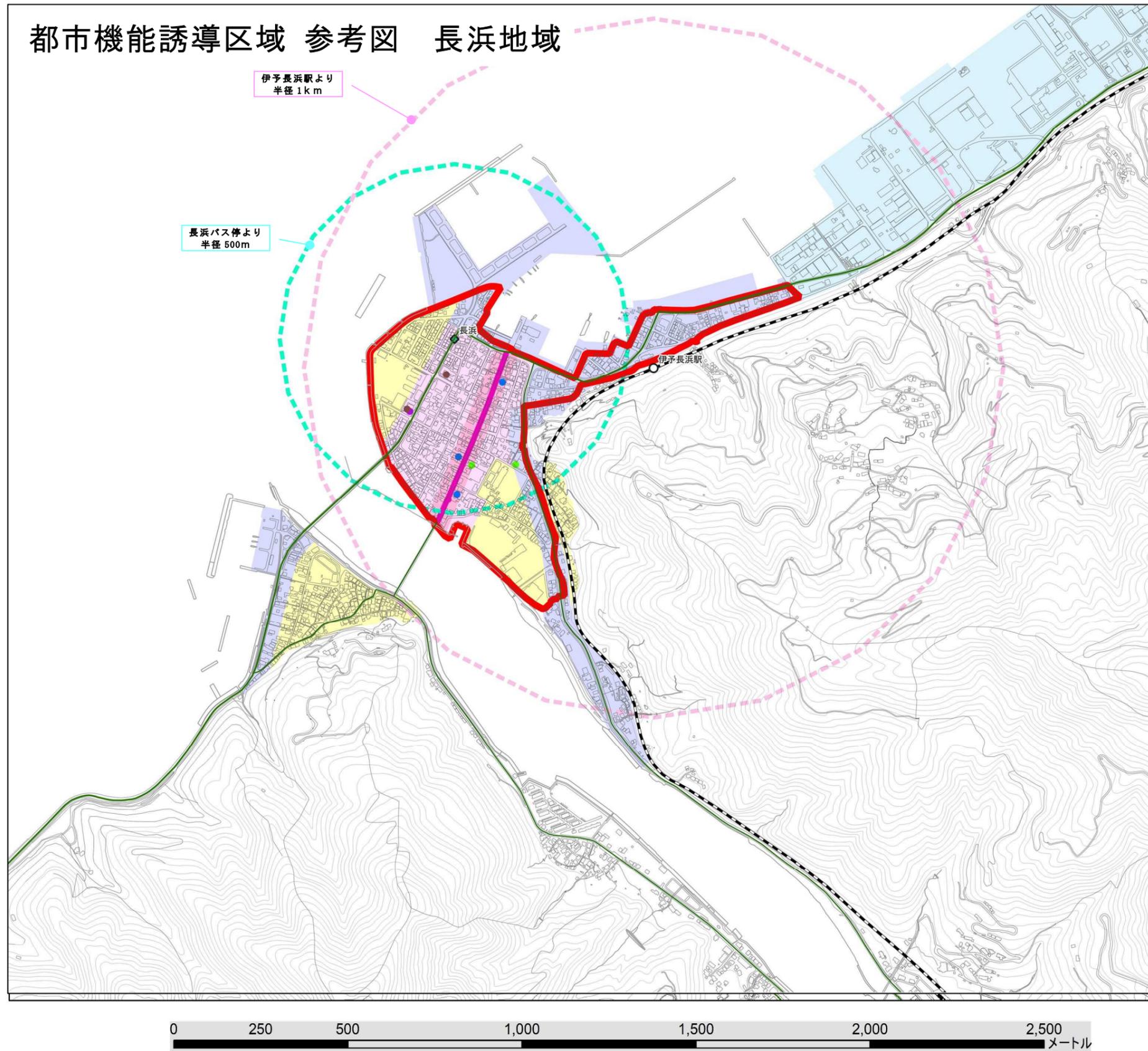


- 都市機能誘導区域図
- 都市機能誘導区域
 - 鉄道
 - IC
 - 松山自動車道・大洲道路
 - 国道
 - 主要地方道
- 用途地域
- 第一種低層住居専用地域
 - 第二種中高層住居専用地域
 - 第一種住居地域
 - 準住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域
 - 工業地域

0 250 500 1,000 1,500 2,000 2,500
メートル



- 都市機能誘導区域 参考図
- 都市機能誘導区域
 - ≡ 鉄道
 - IC
 - ≡ 松山自動車道・大洲道路
 - ≡ 国道
 - ≡ 主要地方道
 - 用途地域
 - 第一種低層住居専用地域
 - 第二種中高層住居専用地域
 - 第一種住居地域
 - 準住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域
 - 工業地域
 - 交通機能
 - ◆ 交通結節点(駅)
 - ◆ 交通結節点(バス停)
 - 交通結節点(駅)から半径1km
 - 交通結節点(バス停)から半径500m
 - 都市機能誘導区域内にある誘導施設
 - 行政機能(市役所、支所)
 - 医療・福祉機能(病院・診療所・総合福祉センター)
 - 金融機能(銀行・郵便局等)
 - 教育・文化機能(こども園、図書館、博物館)
 - 体育機能(体育施設)
 - 商業機能(スーパー)
 - 商業機能(商店街)



都市機能誘導区域 参考図

- 都市機能誘導区域
- ≡ 鉄道
- IC
- ≡ 松山自動車道・大洲道路
- ≡ 国道
- ≡ 主要地方道
- 用途地域
- 第一種低層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 交通機能
- ◆ 交通結節点(駅)
- ◆ 交通結節点(バス停)
- 交通結節点(駅)から半径1km
- 交通結節点(バス停)から半径500m
- 都市機能誘導区域内にある誘導施設
- 行政機能(市役所・支所)
- 医療・福祉機能(病院・診療所・総合福祉センター)
- 金融機能(銀行・郵便局等)
- 教育・文化機能(こども園・図書館・博物館)
- 体育機能(体育施設)
- 商業機能(スーパー)
- 商業機能(商店街)

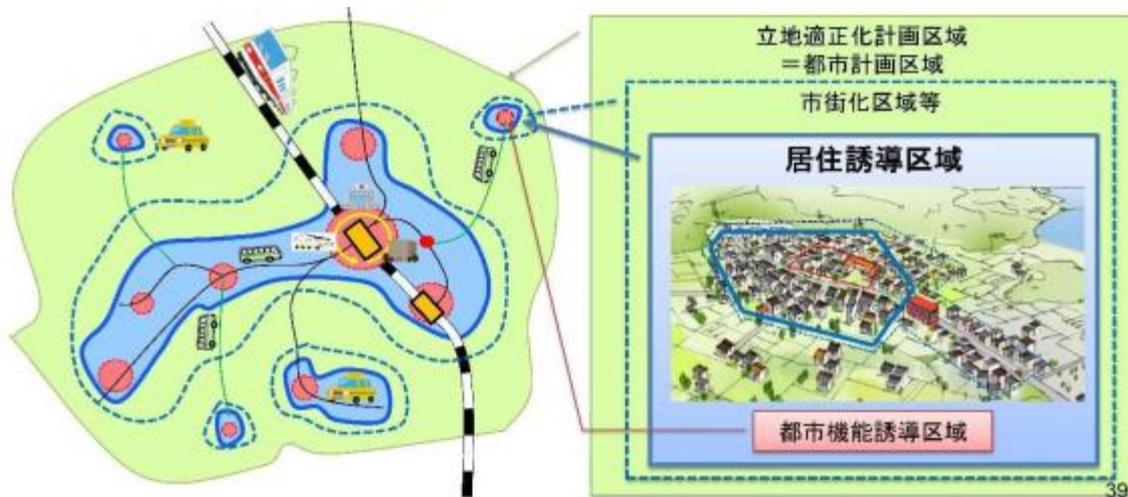
第8章 居住誘導区域

8.1 基本的な考え方

(1) 居住誘導区域とは

居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導する区域のことです。

■居住誘導区域のイメージ



(2) 想定される居住誘導区域

立地適正化計画策定の手引き（平成30年4月25日改訂）では、居住誘導区域の望ましい区域像として、以下の3点が示されています。

○生活利便性が確保される区域

都市機能誘導区域となるべき中心拠点、地域／生活拠点の中心部に徒歩、自転車、端末交通等を介して容易にアクセスすることのできる区域、及び公共交通軸に存する駅、バス停の徒歩、自転車利用圏に存する区域から構成される区域。

○生活サービス機能の持続的確保が可能な面積範囲内の区域

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口等をベースに、区域外から区域内に現実的に誘導可能な人口を勘案しつつ、区域内において、少なくとも現状における人口密度を維持することを基本に、医療、福祉、商業等の日常生活サービス機能の持続的な確保が可能な人口密度水準が確保される面積範囲内の区域。

○災害に対する安全性等が確保される区域

土砂災害、津波災害、浸水被害等により甚大な被害を受ける危険性が少ない区域であって、土地利用の実態等に照らし、工業系用途、都市農地、深刻な空き家・空き地化が進行している郊外地域などには該当しない区域。

8.2 居住誘導区域

(1) 居住誘導区域の考え方

先に示した都市機能誘導区域から徒歩、自転車等で容易にアクセスすることのできる区域とするために、大洲市における居住誘導区域は、大洲市都市計画マスタープラン（2020.3策定）に位置づけられている都市計画区域内の「都市拠点」「地域拠点」を基本として、定めるものとします。

① 大洲地域

大洲市役所から大洲インターチェンジまでの市街地には、用途地域を指定しており、行政、商業、観光等の機能が充実しています。今後、本格的な人口減少に伴い人口密度の低下や空き地・空き家の増加が懸念される中で、それを抑制する取組が必要となります。こうしたことを踏まえた居住誘導区域の考え方を以下に示します。

○大洲市役所から大洲インターチェンジまでの市街地一帯は、道路や公園、下水道などの生活基盤がおおむね整備され、既に生活に必要な機能や居住が一定程度集積していることから、将来にわたって人口密度を維持するための取組を継続的に進めます。

○大洲インターチェンジ付近の国道56号沿道の商業地を含む東大洲・松ヶ花地区は、平成30年7月豪雨によって甚大な被害を発生したことから、ハード対策を中心とした浸水対策を講じるとともに、避難対策を含むソフト対策を地域住民と進めるなど、安心できる居住環境の形成を図ります。

② 長浜地域

長浜支所を中心とする市街地には、用途地域を指定しており、行政機能や日常生活サービス施設が集積立地しています。今後、更なる人口減少に伴い人口密度の低下や空き地・空き家の増加が懸念される中で、それを抑制する取組が必要となります。

こうしたことを踏まえた居住誘導区域の考え方を以下に示します。

○長浜支所を中心とする市街地は、地形上の制約もありコンパクトであることから、都市機能と居住機能とが一体となっています。都市機能を維持するためにも、将来にわたって人口密度を維持するための取組を継続的に進めます。

○長浜支所を中心とする市街地には、現役で動く道路可動橋としてはわが国最古である「長浜大橋」、坂本龍馬の脱藩の港である「江湖」といった地域住民の生活に根差した地域資源があることから、地域住民の生活と地域資源を守るための取組を継続的に進めます。

(2) 居住誘導区域の設定方法

居住誘導区域は、2つの基本方針に合致する範囲をベースとして、以下に示す「居住誘導区域の設定の流れ」に従って設定します。

基本方針Ⅰ：都市機能誘導区域とその区域に隣接した市街地の範囲

都市機能の充足による居住誘導区域への居住の誘導、人口密度の維持による都市機能の持続性の向上等、住宅及び都市機能の立地の適正化を効率的に図るという観点から、都市機能誘導区域とその区域に隣接した範囲に居住誘導区域を設定します。

基本方針Ⅱ：一定の人口密度を確保している範囲

大洲市の市街地は、居住者がいない行政施設をはじめとした都市機能と居住機能を有する各施設がコンパクトな範囲で立地しており、平成27年度の国勢調査による人口集中地区は、肱南地区と肱北地区に限られ、人口密度も既成市街地の目安である40人/haより低い34.89人/haとなっています。このことから、用途地域が指定され、一定規模の人口密度を確保している範囲に居住誘導区域を設定します。

■居住誘導区域の設定の流れ

ステップ①	居住誘導区域の概ねの範囲の設定
人口密度に着目 【区域に含む】	・一定規模の人口密度を確保している範囲とする。但し、設定した範囲において、人口密度の確保が実現不可能でない範囲とする。
災害リスクに着目 【区域に含まない】	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域（土砂災害特別警戒区域） ・地すべり及びばた山の崩壊による被害を除去し、又は軽減するため、地すべり及びばた山の崩壊を防止し、もって、国土の保全と民生の安定に資することを目的に国土交通大臣が指定した一定の土地の区域（地すべり防止区域※1） ・がけ崩れにより相当数の居住者等に危害が生ずるおそれがある急傾斜地と、がけ崩れが助長・誘発されないようにするため、切土、盛土など一定の行為を制限する必要がある土地の区域（急傾斜地崩壊危険区域※2）
他の土地利用規制に着目 【区域に含まない】	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾法に基づく分区条例が定められており、立地施設に関わる規制が設定しており、住宅の立地を規制している地区（長浜臨港地区） ・用途地域を補完し、市の条例で建物の用途規制の強化または緩和を定めることができ、住宅の立地を規制している地区（大洲特別工業地区、長浜特別工業地区）
ステップ②	居住誘導区域の境界設定
市街地形成の経緯に着目 【区域に含む】	<ul style="list-style-type: none"> ・大洲市都市計画マスタープラン（2020.3策定）には、これまでの市街地形成の経緯を踏まえた土地利用の方針を整理している。このため、ステップ①の条件を満たすほか、大洲市都市計画マスタープランで「都市拠点商業地」「新都市拠点商業地」「生活拠点商業地」に位置づけられている範囲とその周辺市街地を含めた範囲に境界設定を行う。 ・そして、これまで土地利用の混在の恐れのある市街地では、用途地域を指定して用途地域毎に市街地形成が進めてきた。こうした経緯を踏まえ、居住誘導区域の境界は各用途地域の境界を極力利用する。

※1：地すべり等防止法第2条第4項に規定する地すべり防止工事の施行その他の同条第1項に規定する地すべりを防止するための措置が講じられている土地の区域を除く。

※2：急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事の施行その他の同条第1項に規定する急傾斜地の崩壊を防止するための措置が講じられている土地の区域を除く。

【居住誘導区域と災害の発生のおそれのある区域の取り扱い】

都市計画運用指針では、以下のように、災害の発生のある特定の区域に関する居住誘導区域の取り扱いが示されています。

■居住誘導区域の設定に関して

<p>(1) 都市再生法によって居住誘導区域に含まないこととされている区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 市街化調整区域 イ 建築基準法の災害危険区域のうち、条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域 ウ 農業振興地域の整備に関する法律の農用地区域、農地法の農地若しくは採草放牧地の区域 エ 自然公園法の特別地域、森林法の保安林の区域、自然環境保全法の原生自然環境保全地域若しくは特別地区、森林法の保安林予定森林の区域、保安施設地区若しくは保安施設地区に予定された地区 オ 地すべり等防止法の地すべり防止区域 (法に規定する防止するための措置が講じられている土地の区域を除く。) カ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の急傾斜地崩壊危険区域 (法に規定する崩壊を防止するための措置が講じられている土地の区域を除く。) キ 土砂災害特別警戒区域 ク 特定都市河川浸水被害対策法の浸水被害防止区域
<p>(2) 原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 津波災害特別警戒区域 イ 災害危険区域 ((1) イに掲げる区域を除く)
<p>(3) 総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の土砂災害警戒区域 イ 津波防災地域づくりに関する法律の津波災害警戒区域 ウ 水防法の浸水想定区域 エ 特定都市河川浸水被害対策法の都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域 オ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の基礎調査、津波防災地域づくりに関する法律の津波浸水想定における浸水の区域及びその他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域
<p>(4) 居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 都市計画法の工業専用地域、流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている区域 イ 都市計画法の特別用途地区、地区計画等のうち条例により住宅の建築が制限されている区域 ウ 過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域 エ 工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域

(資料) 都市計画運用指針に基づき整理

大洲市では、「(1) 都市再生法によって居住誘導区域に含まないこととされている区域」「(2) 原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域」「(4) 居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい区域」については、居住誘導区域に含めていません。

しかし、「(3) 総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域」については、一部、居住誘導区域に含めている区域があります。居住誘導区域に含めた経緯や取組などを示します。

●土砂災害警戒区域：（3）アの区域

本市の肱南地区・肱北地区・長浜地区には土砂災害警戒区域があります。

本市では、防災マップ等を作成し、土砂災害発生の恐れがある区域や避難場所等について住民へ周知するなど、警戒避難体制を整備するとともに、地域で連携のとれる自主防災組織の活動を行い災害に備えるなど、総合的な防災体制の整備に努めます。

また、肱南地区・長浜地区は、用途を指定しており行政・商業・観光等の機能が充実していることから、生活利便性が確保されるほか、生活サービス機能の持続的確保が可能であるため、居住誘導区域に含めます。

●水防法の浸水想定区域：（3）ウの区域

本市の肱南地区・肱北地区・東大洲・松ヶ花地区・長浜地区には、水防法の洪水浸水想定区域があります。

国では、長期的な河川の目標である肱川水系河川整備計画を定め、当面の段階的な目標として、国・愛媛県が肱川水系河川整備計画を定め、その計画に基づき整備を進めています。また、平成30年7月豪雨災害発生後、これまでの治水対策に加え、浸水リスクを軽減するための施策を様々な面から展開することにより安全性を確保し、総合的な防災体制の整備に取り組んできました。特に、国・県において、7月豪雨災害後、肱川緊急治水対策による再度災害防止の取組を計画的に進めてきました。

引き続き、河川整備計画の目標に向け、平成30年7月豪雨災害時と同程度の洪水を安全に流下させるために更なる河川整備や山鳥坂ダムの整備等のハード整備を実施します。

そして、本市では、「肱川減災対策計画(平成25年3月策定)」に基づき、排水路や止水壁の整備、水中ポンプを設置するための嵩上げの整備等、内水対策を計画的に推進しています。また、内水対策の強化を図るため、現行の「肱川減災対策計画」の見直しを実施します。

また、肱南地区・肱北地区・東大洲・松ヶ花地区・長浜地区は、用途地域を指定しており行政・商業・観光等の機能が充実していることから、生活利便性が確保されるほか、生活サービス機能の持続的確保が可能であるため、居住誘導区域に含めます。

●津波防災地域づくりに関する法律の津波浸水想定における浸水の区域：（3）オの区域

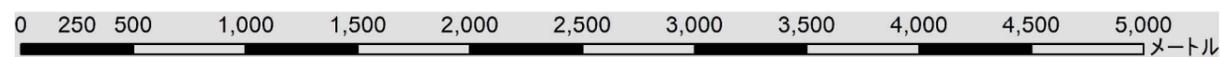
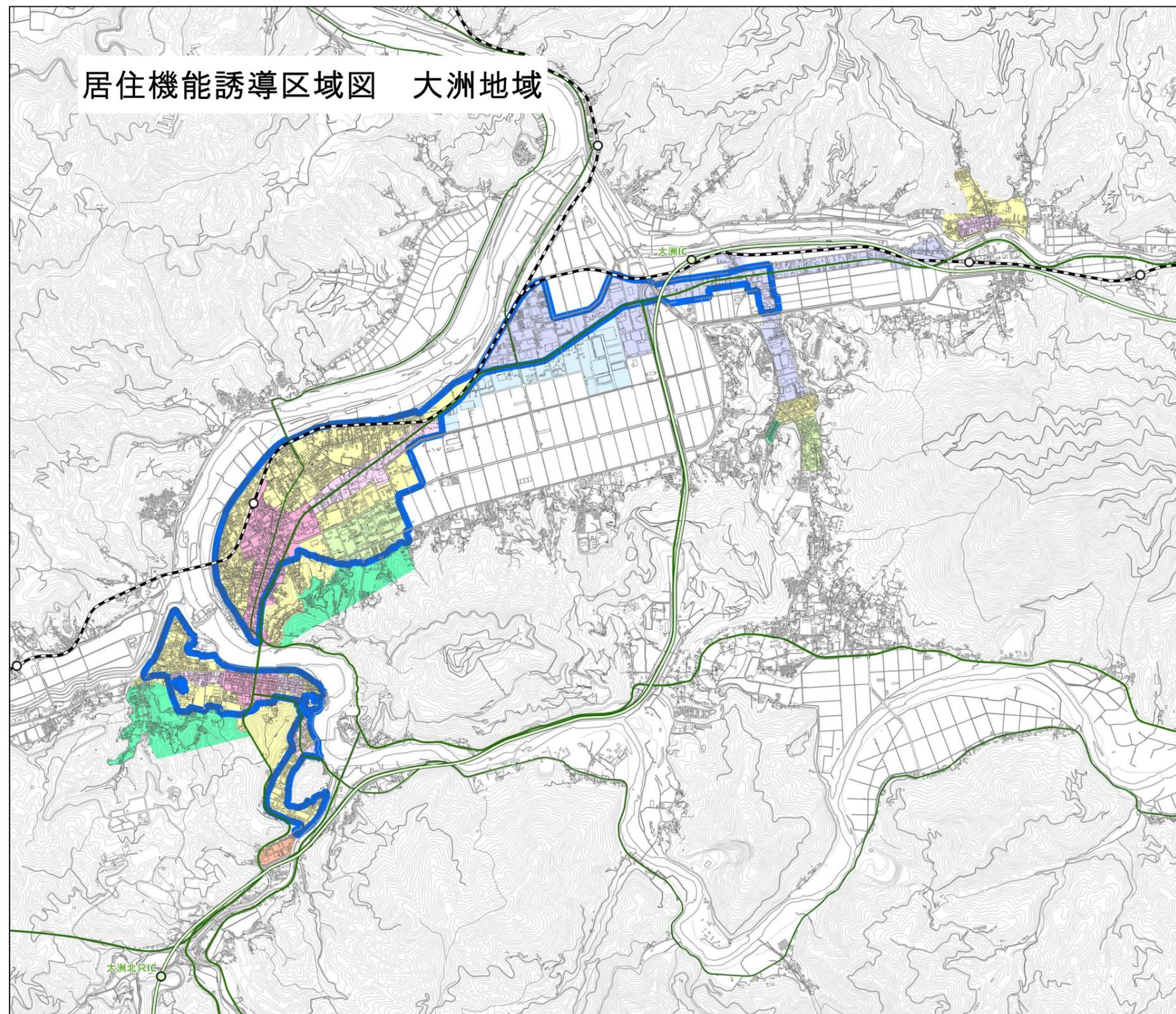
本市の長浜地域には津波浸水想定区域があり、津波災害警戒区域が指定されています。

本市では、防災マップ等を作成し、津波浸水想定区域や避難場所等について住民へ周知するなど、警戒避難体制を整備するとともに、地域で連携のとれる自主防災組織の活動を行い災害に備えるなど、総合的な防災体制の整備に努めます。

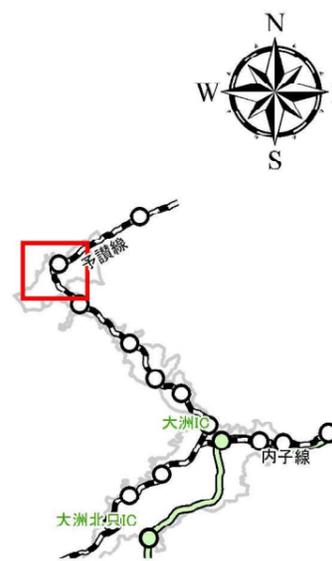
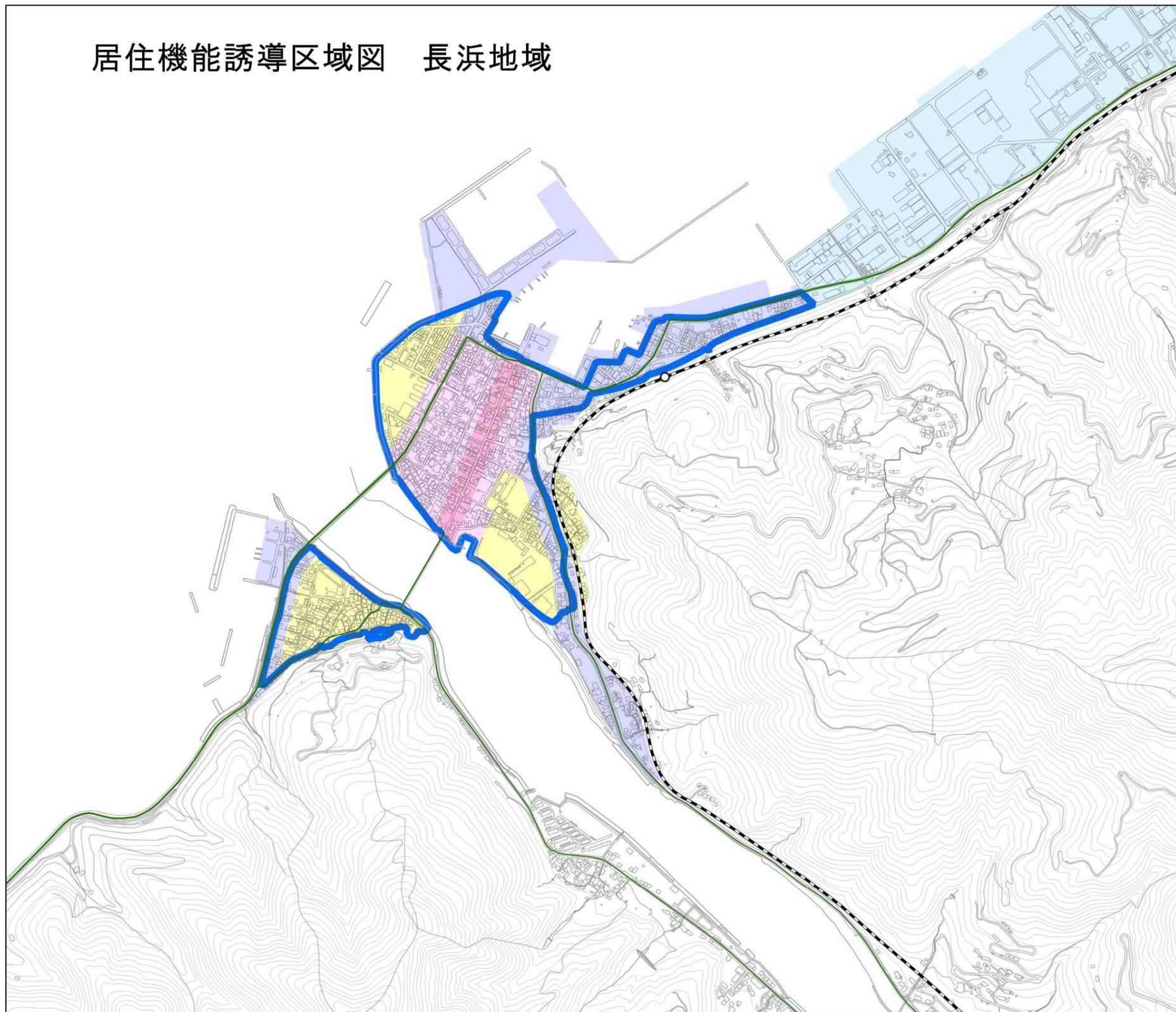
また、長浜地区は、用途地域を指定しており行政機能や日常生活サービス施設が集積立地していることから、生活利便性が確保されるほか、生活サービス機能の持続的確保が可能であるため、居住誘導区域に含めます。

(3) 居住誘導区域

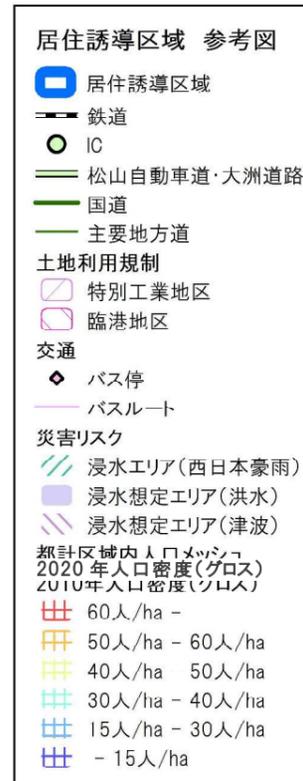
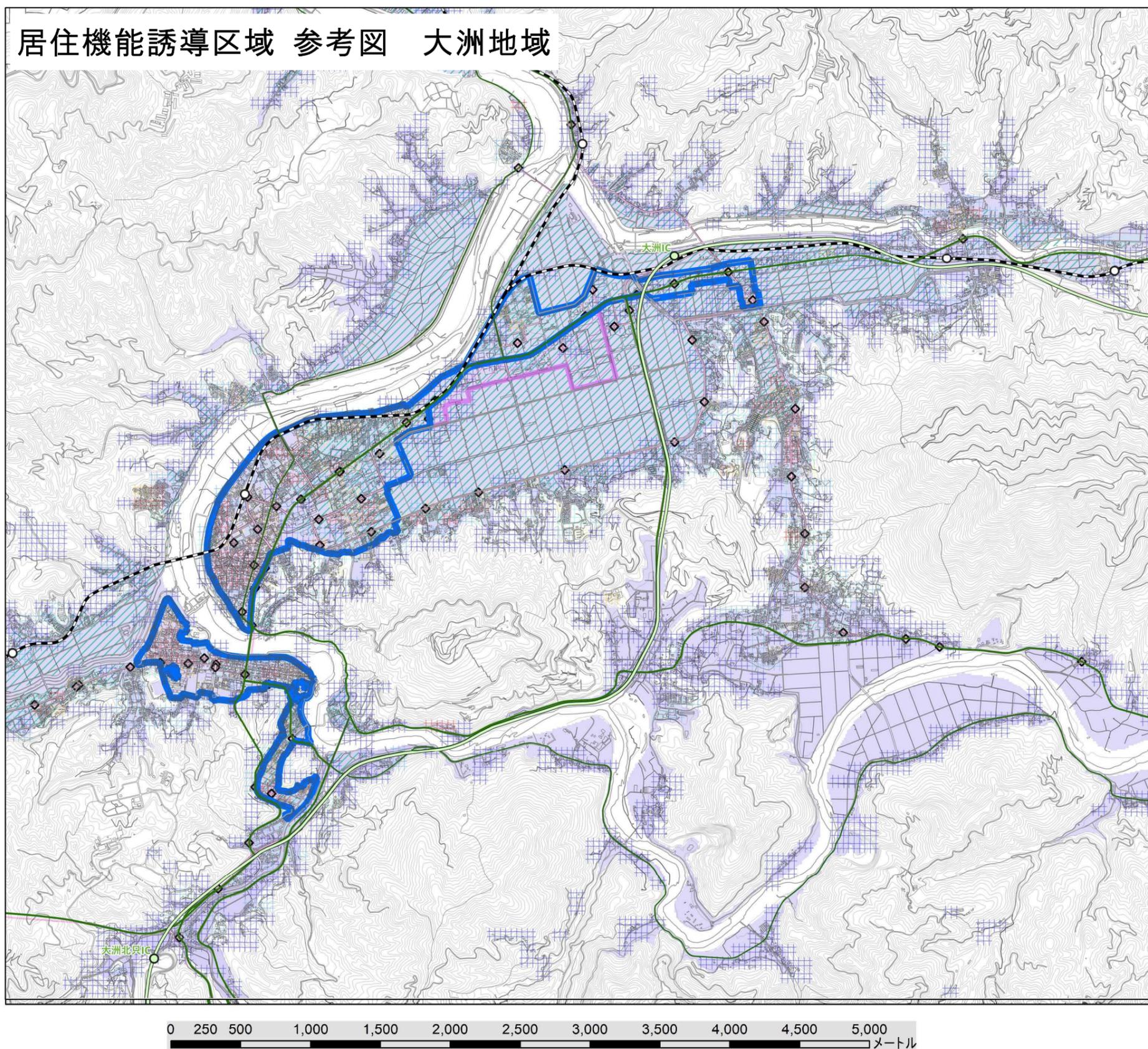
本計画における居住誘導区域を次頁のように設定します。



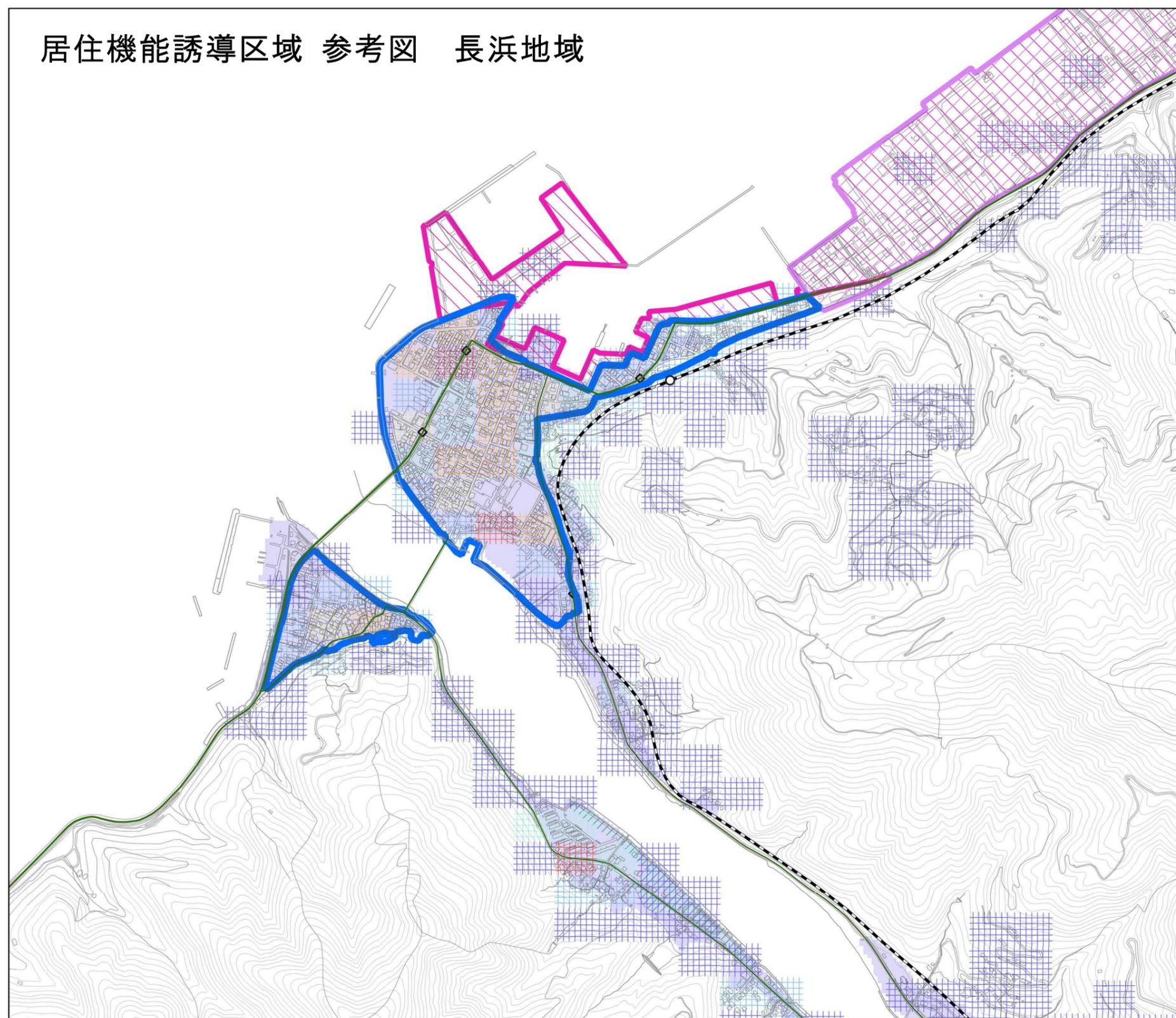
居住機能誘導区域図 長浜地域



- 居住誘導区域図
- 居住誘導区域
 - 鉄道
 - IC
 - 松山自動車道・大洲道路
 - 国道
 - 主要地方道
- 用途地域
- 第一種低層住居専用地域
 - 第二種中高層住居専用地域
 - 第一種住居地域
 - 準住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域
 - 工業地域



居住機能誘導区域 参考図 長浜地域



居住誘導区域 参考図

- 居住誘導区域
- 鉄道
- IC
- 松山自動車道・大洲道路
- 国道
- 主要地方道
- 土地利用規制
- 特別工業地区
- 臨港地区
- 交通
- ◆ バス停
- バスルート
- 災害リスク
- 浸水エリア(西日本豪雨)
- 浸水想定エリア(洪水)
- 浸水想定エリア(津波)
- 都計区域内人口メッシュ
- 2010年人口密度(グロス)
- 60人/ha -
- 50人/ha - 60人/ha
- 40人/ha - 50人/ha
- 30人/ha - 40人/ha
- 15人/ha - 30人/ha
- 15人/ha

0 250 500 1,000 1,500 2,000 2,500
メートル

第9章 計画の実現に向けて

9.1 施設誘導に向けた取組

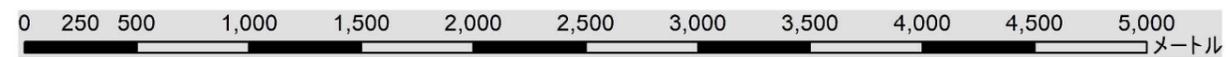
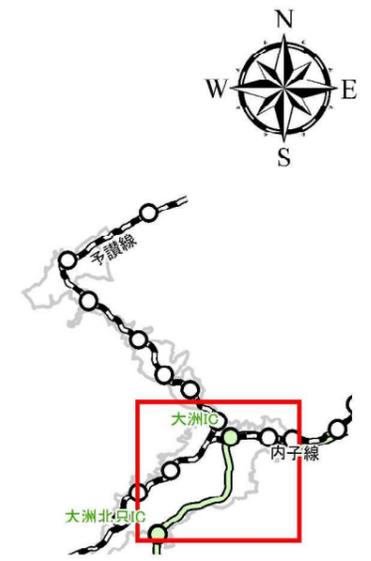
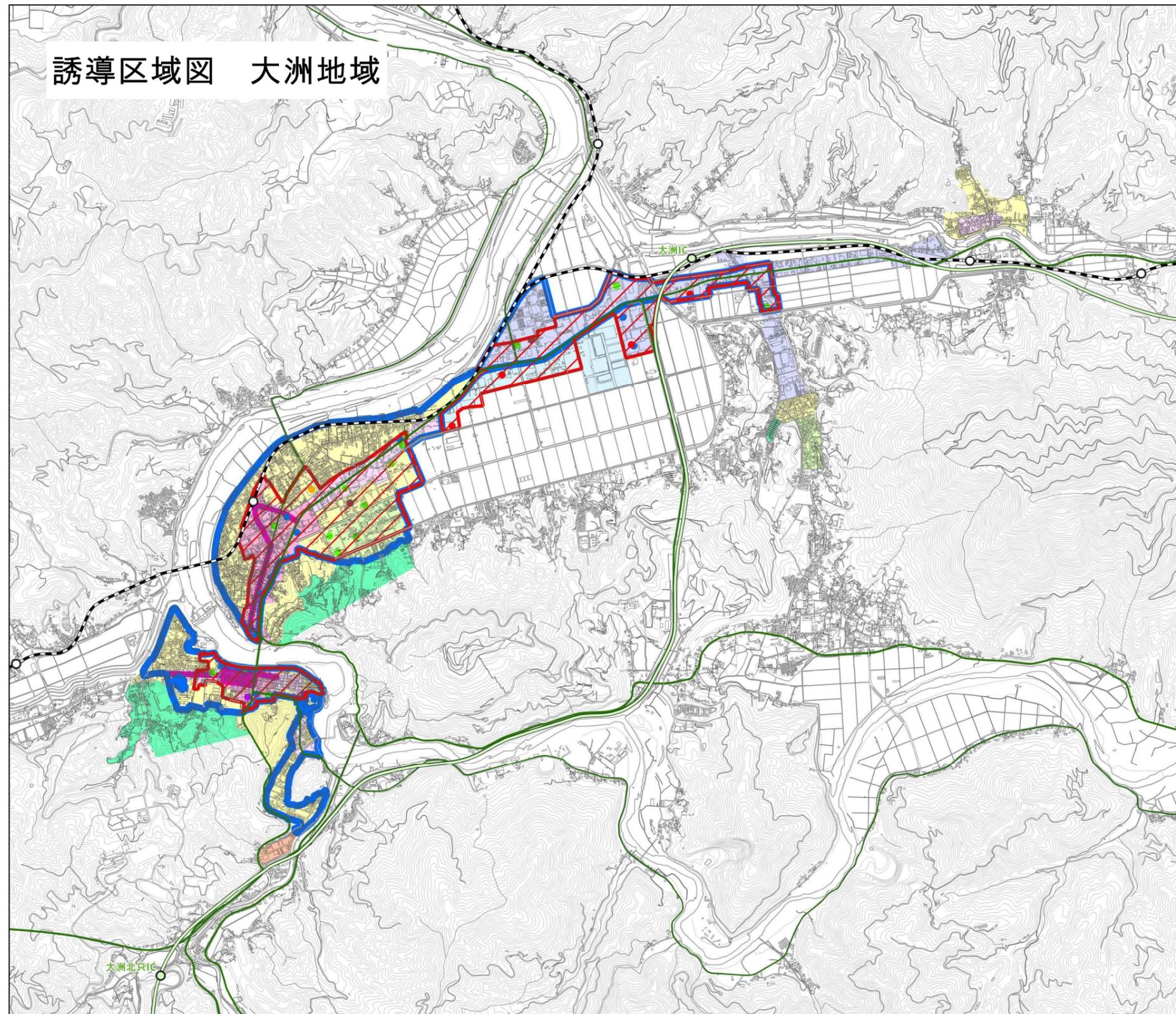
本計画は、都市機能誘導区域・誘導施設、居住誘導区域を定め、誘導区域内へ誘導施設や住宅の立地を誘導するものです。

誘導施設と住宅の施設誘導には、各誘導区域での取組のみに留まることなく、多面的な取組が必要であり、取組の全体像を分かりやすくするために、以下のように区分して取組を定めることとします。

■施設誘導に向けた取組

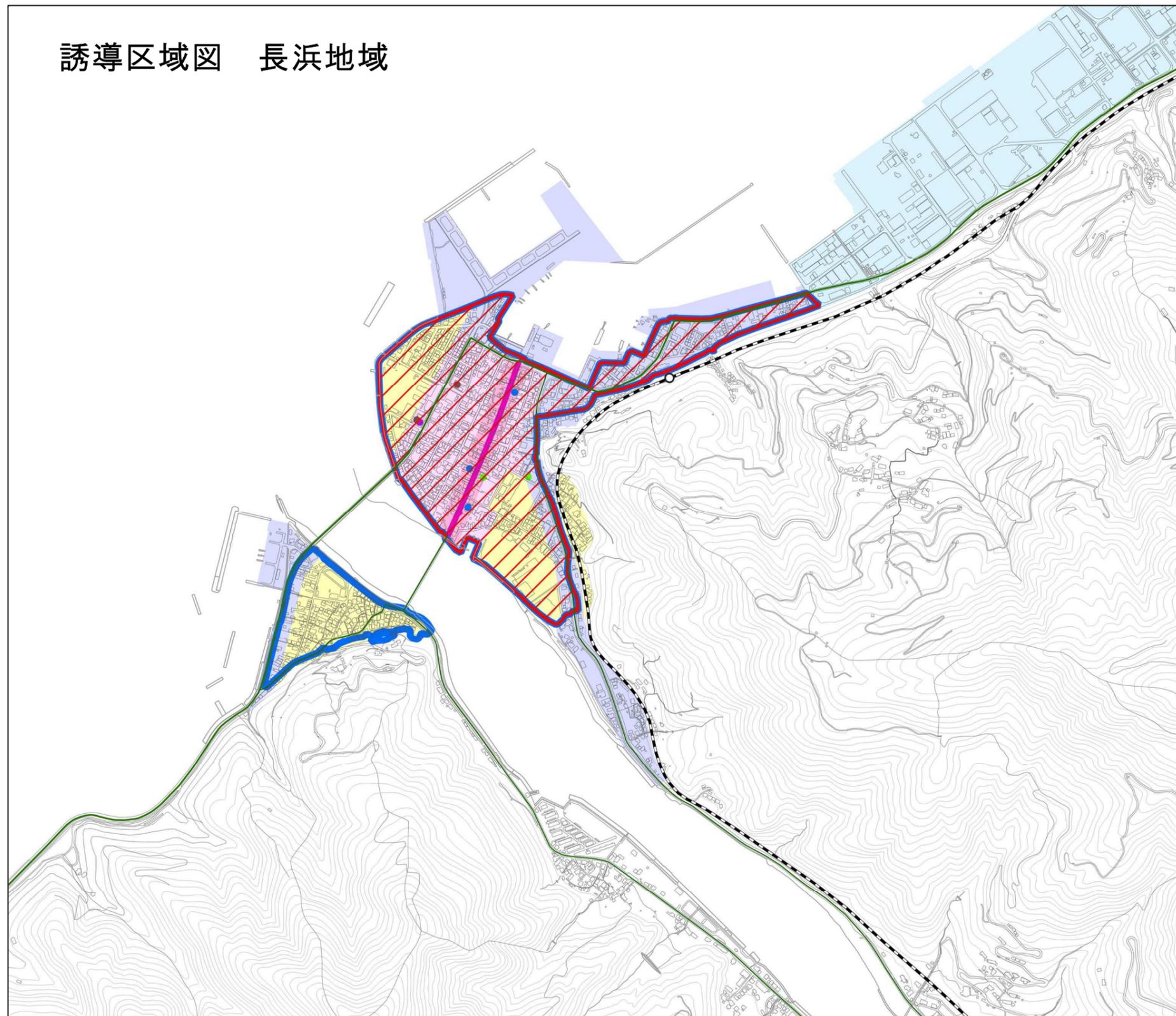
- 施設誘導に向けた共通する取組
 - ・公的不動産（市が所有する不動産）の最適化や有効活用
 - ・都市のスポンジ化への対応
 - ・定住に向けた取組
- 各誘導区域での取組
 - ・大洲地域（肱南地区、肱北地区）
 - ・大洲地域（東大洲・松ヶ花地区）
 - ・長浜地域（長浜地区）
- 立地適正化計画の対象区域外における取組
- 防災・減災の取組

なお、前章までに設定した、都市機能誘導区域・誘導施設、居住誘導区域を次頁に示します。



- 誘導区域図**
- 都市機能誘導区域
 - 居住誘導区域
 - ≡ 鉄道
 - IC
 - ≡ 松山自動車道・大洲道路
 - 国道
 - 主要地方道
 - 都市機能誘導区域内にある誘導施設
 - 行政機能(市役所、支所)
 - 医療・福祉機能(病院・診療所・総合福祉センター)
 - 金融機能(銀行・郵便局等)
 - 教育・文化機能(こども園、図書館、博物館)
 - 体育機能(体育施設)
 - 商業機能(スーパー)
 - 商業機能(商店街)
 - 用途地域
 - 第一種低層住居専用地域
 - 第二種中高層住居専用地域
 - 第一種住居地域
 - 準住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域
 - 工業地域

誘導区域図 長浜地域



- 誘導区域図**
- 都市機能誘導区域
 - 居住誘導区域
 - 鉄道
 - IC
 - 松山自動車道・大洲道路
 - 国道
 - 主要地方道
 - 都市機能誘導区域内にある誘導施設
 - 行政機能(市役所、支所)
 - 医療・福祉機能(病院・診療所・総合福祉センター)
 - 金融機能(銀行・郵便局等)
 - 教育・文化機能(こども園、図書館、博物館)
 - 体育機能(体育施設)
 - 商業機能(スーパー)
 - 商業機能(商店街)
 - 用途地域
 - 第一種低層住居専用地域
 - 第二種中高層住居専用地域
 - 第一種住居地域
 - 準住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域
 - 工業地域

(1) 施設誘導に向けた共通する取組

これまでの都市づくりにおいては、道路・下水道等の都市施設を行政自らが計画・整備するとともに、民間の強い開発需要をコントロールするために土地利用を規制してきました。しかし、都市インフラ等の一定の整備が進み、人口減少によって医療・福祉・商業・住宅といった民間施設の整備・改善等の投資意欲が弱くなる中では、将来の都市像を明示し、財政・金融・税制等の経済的インセンティブにより、計画的な時間軸の中で、行政と住民や民間事業者が一体となってコンパクトなまちづくりに取り組んでいくことが求められています。

このため、国等の施策を有効に活用するなど、計画の実現に向けた取組を展開します。

■都市機能の誘導に関する施策

<p>国等が行う施策 (税制上の特例措置や金融支援)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市機能誘導区域への誘導施設の立地を促進するため、事業用資産の買換特例や誘導すべき都市機能の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の特例など、所得税や法人税、固定資産税等に関する税制上の特例措置が設けられている。 ・一定の要件を満たす民間事業者が都市機能誘導区域内で誘導施設を整備する事業について国の支援制度が設けられている。
<p>国等の支援を受けて市が実施・支援する施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市機能誘導区域内において、公共施設の整備改善を伴う誘導施設の整備、誘導施設の整備と合わせた歩行空間の整備など、国の支援を受けて市が実施する施策・市が民間事業者に支援する施策が設けられている。

① 公的不動産（市が所有する不動産）の最適化や有効活用

既存ストックの有効活用と都市機能の拡散防止を基本に、コンパクトな都市を実現するため、「大洲市公共施設等総合管理計画」等の関連計画の推進と連携しながら、市が所有する不動産の最適化や有効活用に取り組んでいきます。

また、公共施設の整備改善を伴う誘導施設整備などの計画的な整備事業においては、本市が所有する土地等を誘導施設に必要な用地等として有効活用することを、個別に検討します。

② 都市のスポンジ化への対応

都市の内部で、空き地や空き家等の低未利用地が、小さな敷地単位で時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生する「都市のスポンジ化」は、持続可能な都市構造への転換に向けた「コンパクト・プラス・ネットワーク」の取組を進める上で重大な支障となっており、治安や景観の悪化等を生じさせるだけでなく、市街地全体の活性化の低下につながっていきます。こうした低未利用地の利用促進や発生抑制の抑制に向け対策を講じていきます。

特に、肱南、肱北の一部市街地については、高齢化、少子化に加えて、接道、建ぺい率等の制限から宅地の空洞化が進んでおり、公共施設の整備、改善や土地の区画形質の変更を行うことにより住環境の改善、維持を図ります。

■都市のスポンジ化に対する取組

<p>低未利用 土地利用 等指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・低未利用地に対しては、適切な管理を促すだけでなく、有効利用を促すことが必要である。また、複数の土地の利用権等の交換・集約、区画再編等を通じて、低未利用地を一体敷地とすることにより活用促進につながる場合、低未利用地の地権者等と利用希望者とを行政がコーディネートすることなども検討する。 <利用指針> ・都市機能誘導区域内では、オープンカフェや広場など、商業施設、医療施設等の利用者の利便を高める施設としての利用を推奨する。 ・リノベーションによる既存住宅の再生及び良好な居住環境整備のための敷地統合等による利用を推奨する。 <管理指針> ・空き家は、定期的な空気の入れ替え等の適切な清掃を行うこと。 ・雑草の繁茂及び害虫の発生を予防するための定期的な除草や、不法投棄等を予防するための適切な措置を講じ、適切な管理を行うこと。
<p>低未利用 土地権利 設定等促 進計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・低未利用地を一体敷地とすることにより活用促進につながる場合、低未利用地の地権者等と利用希望者とを市がコーディネートし、所有権にこだわらず複数の土地や建物に一括して利用権等を設定することのできる「低未利用土地権利設定等促進計画」を必要に応じ策定する。
<p>立地誘導 促進施設 協定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・低未利用地を活用して、交流広場、コミュニティ施設、防犯灯など、地域コミュニティやまちづくり団体が共同で整備・管理する空間・施設についての、地権者同意による協定制度「立地誘導促進施設協定」の活用が図られるよう支援する。（協定の締結には市長の認可が必要である）

③ 定住に向けた取組

本市では、「仕事」「住居」「子育て」など様々な観点から、移住・定住に関する取組を実施しています。また、平成28年度には、移住・定住支援センターを設置しています。

居住誘導区域内へ適切に居住誘導を図るため、本市での既存の事業との整合性に留意しつつ、国等の支援措置の活用、市の独自施策の立案などの取組を検討します。

■ 居住誘導区域内における国等の支援措置（金融措置）

住宅金融支援機構による支援 （フラット35地域活性化型）	・コンパクトシティ形成等の施策を実施している地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による住宅の建設・取得に対する財政的支援とあわせて、住宅金融支援機構によるフラット35の金利を引き下げる。【支援内容】居住誘導区域内における新築住宅・既存住宅の取得に対し、住宅ローン（フラット35）の金利引下げ（当初5年間、▲0.25%引下げ）
---------------------------------	--

■（参考）大洲市での移住・定住、若者の地元回帰、結婚・子育て支援に関する事業

住まいの確保・空き家の活用促進	空き家バンク制度／空き家媒介手数料補助事業／空き家改修費・取得費補助事業（県外移住者県補助事業）／空き家家財道具等処分費補助事業（県外移住者県補助事業）／新築住宅取得費補助事業／県外移住希望者滞在費補助事業
若者の地元回帰、就業・結婚支援	新規就業移住者新生活支援事業／結婚新生活支援事業（所得340万円未満世帯国補助事業）／新規就業者等奨学金返還補助事業／農山漁村地域新規参入確保・育成事業／農地バンク制度
子育て環境の充実	子ども医療費助成事業（一部無料化）／第3子以降における認可外保育所保育料無料化（軽減）事業／愛顔の子育て応援事業（県補助事業）／第3子以降幼稚園給食費無料化（軽減）事業／市立幼稚園一時預かり事業／病児保育事業／ファミリーサポート・センター事業／延長保育事業／一時預り事業／子育て支援センター事業

(2) 各誘導区域での取組

① 大洲地域（肱南地区、肱北地区）

肱南地区、肱北地区では、肱南・肱北地区都市再生整備計画（第1期：平成27年度～令和元年度、第2期：令和4年度～令和7年度）を実施しています。

■肱南・肱北地区都市再生整備計画（第1期～第2期）の概要

事業概要	大洲市都市機能の中核を担う肱南・肱北エリアにおいて、清流肱川や大洲城などの地域資源を活かした誘客機能の強化および良好な生活環境の創出による快適で住みやすいまちづくりを進める。	
計画期間	第1期 2015（平成27）年度から2019（令和元）年度までの5か年	第2期 2022（令和4）年度から2025（令和7）年度までの4か年
目標	清流肱川と歴史景観資源を活かした来訪者の受入強化を行いつつ、安心・安全な生活環境の創出により快適で住みやすいまちづくりを目指す。 ①JR伊予大洲駅から歴史ある町並みへの歩行動線をつくり誘客機能の向上を図る ②清流肱川をはじめとする自然と「伊予の小京都」としての魅力の維持・向上と安心・安全のまちづくり ③住民等による活動と連動したまちづくりの展開	清流肱川や大洲城などの地域資源を活かした誘客機能の強化、交流の促進を図りつつ、良好な生活環境の創出により快適で住みやすいまちづくりを目指す。 ①JR伊予大洲駅や観光施設周辺の快適性向上により誘客機能の促進を図る ②清流肱川などの地域資源を活用しながら交流人口の拡大を目指す ③住宅地の路面整備や、関連事業による残地等の有効活用により居住環境の向上を図る
整備方針と施策	整備方針1 JR伊予大洲駅から歴史ある町並みへの歩行動線をつくり誘客機能の向上を図る 整備方針2 清流肱川をはじめとする自然と「伊予の小京都」としての魅力の維持・向上と安心・安全のまちづくり 整備方針3 住民等による活動と連動したまちづくりの展開	整備方針1 JR伊予大洲駅や観光施設周辺の快適性向上により、誘客機能の促進を図る 整備方針2 清流肱川などの地域資源を活用しながら交流人口の拡大を目指す 整備方針3 住宅地の路面整備や、関連事業による残地等の有効活用により居住環境の向上を図る

引き続き、中心市街地のアクセシビリティや地域資源を活かした中心市街地としての拠点性の強化を図るとともに、歴史文化資源を活かしながら、市民が誇りを持って次世代に継承できるまちづくりを進めます。

具体的には、以下の事業を実施する予定です。

【都市の中心部に賑わいをもたらすまちづくり】

- 地域交流センターの建設（市民文化会館の整備）
- 都市計画道路の整備（若宮天満線） など

【地域特性を活かし誰もが快適に過ごせるまちづくり】

- 道路舗装の高質化（城下町の石畳風舗装）
- 大洲市民会館跡地の整備（城山公園交流広場）〔検討中〕 など

【災害に強い安心・安全なまちづくり】

- 無電柱化（共同溝整備）
- 肱川緑地公園の機能強化〔検討中〕 など

また、本市はウォーカブル推進都市として、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指しています。このため、肱南地区、肱北地区においても、今後、公共空間を人中心のウォーカブルな空間に転換すべきまちなかの区域の検討、事業化を図ります。

② 大洲地域（東大洲・松ヶ花地区）

「八幡浜・大洲地方拠点都市地域 基本計画（2006.3 策定）」の今後の取り組み方について検討します。特に、準工業地域や工業地域を広範囲に指定している東大洲では、大洲市都市計画マスタープラン（2020.3 策定）での「新都市拠点商業地」の位置づけを具現化するために、特別工業地区や用途地域の見直しを検討します。また、大洲特別工業地区は、例外的に、居住誘導区域ではなく都市機能誘導区域のみ指定していることから、こうした土地利用規制の見直しや施設誘導の実態を踏まえ、必要に応じて、都市機能誘導区域や居住誘導区域の見直しを検討します。

③ 長浜地域（長浜地区）

「長浜町第三次開発事業基本計画（2003.3 策定）」の見直しを図るとともに、県と連携した事業を進め、長浜港の機能強化を図ります。また、こうした取組に併せて、適宜、臨港地区や用途地域の見直しを検討します。そして、必要に応じて、都市機能誘導区域や居住誘導区域の見直しを検討します。

(3) 立地適正化計画の対象区域外における取組

立地適正化計画においては、都市計画区域内が対象エリアとなります。しかし、立地適正化計画区域外である「肱川地域」「河辺地域」においても、旧合併町の拠点となっていた集落等が点在し、市民の生活や農業等が営まれ、地域の文化・歴史が育まれています。

このようなことから、本市においては、各集約拠点の都市機能強化と公共交通等のネットワークを構築することで、立地適正化計画区域外においても都市機能の利便性が享受でき、自然と調和した、豊かさを感じられる住みやすいまちを目指すこととします。

このため、立地適正化計画区域内において、各拠点の都市機能を維持・確保するとともに、立地適正化計画区域外においては、農業を始めとした産業振興や観光等と連携しながら、集落の維持に向けた小さな拠点づくり等を進め、立地適正化計画区域内外での連携・関係性を深めることで、市全体として持続可能なまちづくりを進めていきます。

(4) 防災・減災の取組

防災とともに、平成30年7月豪雨のような洪水や、南海トラフ巨大地震など大規模な自然災害に対する減災の視点も意識しながら、市民の生命を第一に考えた災害に強いまちづくりを推進します。特に、災害リスクの周知・共有、防災体制の形成を地域住民と継続的に行うなど、災害に強く、安全に安心して暮らすことのできる都市づくりを進めます。

そして、「災害に上限なし」という認識のもと、南海トラフの巨大地震に伴う津波や肱川流域での洪水など、あらゆる災害リスクの周知・共有、防災体制の形成を地域住民と継続的に行うなど、常に避難を意識した防災・減災に向けた取組を進めるものとしします。

なお、具体的な取組については、各地区の災害地リスク分析の結果を踏まえて防災まちづくりの課題を抽出し都市の防災機能の確保に必要な防災・減災対策を「第10章 防災指針」に定め、計画的に実施します。

9.2 公共交通との連携

(1) 公共交通に関する基本的な考え方

本市では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「大洲市地域公共交通計画（2023.3 策定）」に沿って公共交通の事業展開を進めています。

コンパクト・プラス・ネットワークを推進する本計画において、移動困難者等の移動を支える公共交通は、ネットワーク形成を図る上で重要な部分であり、都市機能や居住の立地誘導と連携した事業展開を図ります。

■大洲市地域公共交通計画の概要（その1）

計画期間	2023（令和5）年度から2032（令和14）年度までの10か年												
基本理念	きらめくまちと人を支え続ける公共交通網の形成												
基本方針	<table border="1"> <tr> <td>基本方針1</td> <td>持続可能な公共交通サービス</td> </tr> <tr> <td colspan="2">地域特性に配慮しながら、まちづくりと調和した効果的・効率的な地域公共交通網を形成します。また、適切な受益者負担と効果的な財政支出により、持続可能なサービスを目指します。</td> </tr> <tr> <td>基本方針2</td> <td>安心して快適に利用できる公共交通サービス</td> </tr> <tr> <td colspan="2">大洲市の公共交通を使い慣れていない市民の方や観光客の方でも安心して利用でき、使いやすいサービスを目指します。また、ネットワークや待合環境なども含めて、快適に利用できるよう取組を進めます。</td> </tr> <tr> <td>基本方針3</td> <td>皆で守り育てる公共交通サービス</td> </tr> <tr> <td colspan="2">交通事業者と行政だけでなく、住民、沿線施設、その他関係者（機関）が連携し、地域公共交通を守り育てる体制を構築します。特に公共交通は市民あつてのものであるため、「守り、育てる」意識を醸成し、積極的な市民の参画を促します。</td> </tr> </table>	基本方針1	持続可能な公共交通サービス	地域特性に配慮しながら、まちづくりと調和した効果的・効率的な地域公共交通網を形成します。また、適切な受益者負担と効果的な財政支出により、持続可能なサービスを目指します。		基本方針2	安心して快適に利用できる公共交通サービス	大洲市の公共交通を使い慣れていない市民の方や観光客の方でも安心して利用でき、使いやすいサービスを目指します。また、ネットワークや待合環境なども含めて、快適に利用できるよう取組を進めます。		基本方針3	皆で守り育てる公共交通サービス	交通事業者と行政だけでなく、住民、沿線施設、その他関係者（機関）が連携し、地域公共交通を守り育てる体制を構築します。特に公共交通は市民あつてのものであるため、「守り、育てる」意識を醸成し、積極的な市民の参画を促します。	
基本方針1	持続可能な公共交通サービス												
地域特性に配慮しながら、まちづくりと調和した効果的・効率的な地域公共交通網を形成します。また、適切な受益者負担と効果的な財政支出により、持続可能なサービスを目指します。													
基本方針2	安心して快適に利用できる公共交通サービス												
大洲市の公共交通を使い慣れていない市民の方や観光客の方でも安心して利用でき、使いやすいサービスを目指します。また、ネットワークや待合環境なども含めて、快適に利用できるよう取組を進めます。													
基本方針3	皆で守り育てる公共交通サービス												
交通事業者と行政だけでなく、住民、沿線施設、その他関係者（機関）が連携し、地域公共交通を守り育てる体制を構築します。特に公共交通は市民あつてのものであるため、「守り、育てる」意識を醸成し、積極的な市民の参画を促します。													

(2) 公共交通との連携の方針

本計画では、高齢者や子育て世代にとって安心できる健康で快適な生活環境を確保するなど、市民の日常生活に着目したものとなっています。

このことから、交通事業者、行政、住民等が協働して守り育てる持続可能な公共交通の実現を目指して、以下に示す4つの施策取組と連携して事業展開を図りつつ、適宜、両計画を見直すなど、コンパクト・プラス・ネットワークの両輪となるよう努めます。

■大洲市地域公共交通計画の概要（その2）

施策1：公共交通ネットワークの継続的な改善	
利便性向上策による幹線・航路の維持・改善（事業1-1）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 交通手段や運行事業者の区別なく、一体的な改善による広域幹線軸の利便性向上 ▶ 幹線-支線の乗り継ぎを考慮した運行時刻設定や待合環境整備 ▶ 幹線の鉄道・路線バスの維持に必要な支援を随時実施
地域の実情を踏まえた支線の見直し（事業1-2）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ デマンド型交通への移行に向け地域との協議継続、実証運行 ▶ 交通空白地でのデマンド型交通の実証運行 ▶ デマンド型交通の本格運行への移行に際し、導入基準を設定 ▶ 本格運行後も地域と行政による継続的な利用促進 ▶ 複数の運行方法によるデマンド型交通の運行（運行事業者確保が困難な地域） ▶ デマンド型交通の補完としてボランティア運送を含む家事・身辺援助等の在宅福祉サービスを検討 ▶ 航路について、地域との協議により必要な支援を随時実施
移動ニーズを踏まえた市街地中心部の利便性向上（事業1-3）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ぐるりんおおずの運行時刻や運行経路の見直し等の利便性向上 ▶ 主要バス停における総合時刻表や、共通バス運賃制度、運賃割引制度、沿線施設への乗り入れ等の利便性向上策を継続 ▶ 観光地集積エリアの最寄りバス停までを通る複数バス路線について、運行経路の統一や案内等の拡充による利便性向上
新たな移動手段・運行方法の導入（事業1-4）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ グリーンスローモビリティ等や貨客混載等の導入可能性検討
施策2：安心で快適な公共交通サービスの実現（1/2）	
モビリティ・マネジメントの実施（事業2-1）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 高校生の公共交通通学のための公共交通時刻・運賃案内の作成・公表や、市内中学2年生に向けてチラシ等による周知 ▶ 高齢者に向けた公共交通の出前講座や乗り方教室等の展開 ▶ 新規転入者に向けて、「公共交通ガイド」を配布 ▶ デマンド型交通の導入地域での出前講座や体験乗車会の実施
交通結節点及び待合環境の整備（事業2-2）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 主要なバス停に上屋やベンチ等を設置し、待合環境を改善 ▶ 交通結節点や主要なバス停における乗り継ぎの利便性向上、 ▶ 主要駅やバス停等でサイクル・アンド・ライド駐輪場の整備 ▶ 広告収入・寄付等で周辺環境整備経費を賄う仕組みの構築
車両や施設のバリアフリー化の推進（事業2-3）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 車両や駅・バス停等のバリアフリー化を協議し、随時実施 ▶ 公有民営車両の導入や車両購入補助制度等によるバス車両の更新・バリアフリー化

施策2：安心して快適な公共交通サービスの実現（2/2）	
わかりやすい公共交通の推進（事業2-4）	<ul style="list-style-type: none"> ▶大洲市の公共交通ガイドの作成 ▶バス運行事業者によって異なるバス停名称の統一 ▶複数運行事業者の時刻表をまとめた総合時刻表の整備・管理
運賃割引制度の実施（事業2-5）	<ul style="list-style-type: none"> ▶道の駅清流の里ひじかわ・肱川支所でのデマンド型交通と幹線との乗り継ぎ割引制度の導入に向けた関係者協議の実施 ▶共通バス運賃制度や割引制度を継続して実施 ▶免許返納高齢者や通学生向けの運賃割引制度の導入検討
デマンド型交通の利便性向上策の実施（事業2-6）	<ul style="list-style-type: none"> ▶目的地（中心部）におけるデマンド型交通の乗降場所の増加 ▶デマンド型交通の復路における運行経路上での降車自由化

施策3：様々なプレイヤーと手を取り合った公共交通の改善	
地域が主体となった公共交通の利用促進（事業3-1）	<ul style="list-style-type: none"> ▶地域の主体組織（自治会等）によるデマンド型交通の利用促進や、市とともに行う出前講座、体験乗車会の実施 ▶地域主催のイベントや公共施設での講座・教室等における公共交通利用者にも参加しやすい環境づくり
観光部門と連携した公共交通案内の改善、おもてなしマナーの向上（事業3-2）	<ul style="list-style-type: none"> ▶沿線施設内における時刻表等の案内版の設置や建物内での待合環境確保、施設入口付近へのバス等の乗り入れを継続実施 ▶沿線施設利用者を対象とした運賃割引制度の拡充や、公共交通利用者を対象とした沿線施設のポイント付与制度など、運賃割引制度の拡充・新規導入に向けた協議の推進
沿線施設と連携した公共交通利便性向上策の実施（事業3-3）	<ul style="list-style-type: none"> ▶沿線施設内における時刻表等の案内版の設置や建物内での待合環境確保、施設入口付近へのバス等の乗り入れを継続実施 ▶沿線施設利用者を対象とした運賃割引制度の拡充や、公共交通利用者を対象とした沿線施設のポイント付与制度など、運賃割引制度の拡充・新規導入に向けた協議の推進

施策4：持続可能な公共交通確保に向けた体制の構築	
公共交通サービス水準と受益者負担の適正化（事業4-1）	<ul style="list-style-type: none"> ▶制度に基づくサービス水準や受益者負担の平準化を図るとともに、行政負担の公平性を確保しつつ、地域の実情を踏まえた公共交通サービスの実現 ▶デマンド型交通の利用状況や市民1人あたりの行政負担額を市のホームページに毎月掲載
公共交通の担い手不足の解消（事業4-2）	<ul style="list-style-type: none"> ▶公共交通事業者に就職した移住者に対し、家賃補助を上乗せ ▶若年層の担い手確保に向けた高校への周知や、市内交通事業者への就職を条件とした二種免許取得に対する支援の実施 ▶交通事業者による運転士の自社養成体制の拡充や、女性の職業としての定着を進めるうえで、必要な支援を随時実施
地域主体による移動手段確保へ向けた支援体制の構築（事業4-3）	<ul style="list-style-type: none"> ▶地域が主体となった移動手段確保の取り組みに対して、財政支援も含めた市の支援体制の構築に向けた協議の推進 ▶公共交通の勉強会や出前講座を随時実施(地域の要望による)
地域公共交通活性化協議会の定期的な開催（事業4-4）	<ul style="list-style-type: none"> ▶関係者が一堂に会する地域公共交通活性化協議会を定期的に開催(計画の進捗管理や議論、合意形成、問題意識・情報の共有の場) ▶事業実施に伴う議論・合意形成が必要な場合、追加開催

9.3 届出制度

(1) 都市機能誘導区域外における開発行為又は建築行為の届出

都市計画区域内のうち、都市機能誘導区域外で誘導施設を有する建築物の開発行為または建築行為を行おうとする場合には、市への届出が義務づけられます（都市再生特別措置法第108条）。この制度は、都市機能誘導区域外における誘導施設の立地動向を把握することを目的としています。

■都市機能誘導区域外における届出制度の概要



(2) 居住誘導区域外における開発行為又は建築行為の届出

都市計画区域内のうち、居住誘導区域外で行われる一定規模以上の開発行為又は建築行為については、市への届出が義務付けられます（都市再生特別措置法第88条）。この制度は、居住誘導区域外における宅地開発等の動きを把握することを目的としています。

■居住誘導区域外における届出制度の概要



(3) 都市機能誘導区域内における誘導施設の休止または廃止の届出

都市計画区域内のうち、都市機能誘導区域内において誘導施設を休止または廃止しようとする場合には、市への届出が義務づけられます(都市再生特別措置法第108条の2)。この制度は、都市機能誘導区域内における誘導施設の立地動向を把握することを目的としています。

(4) 罰則

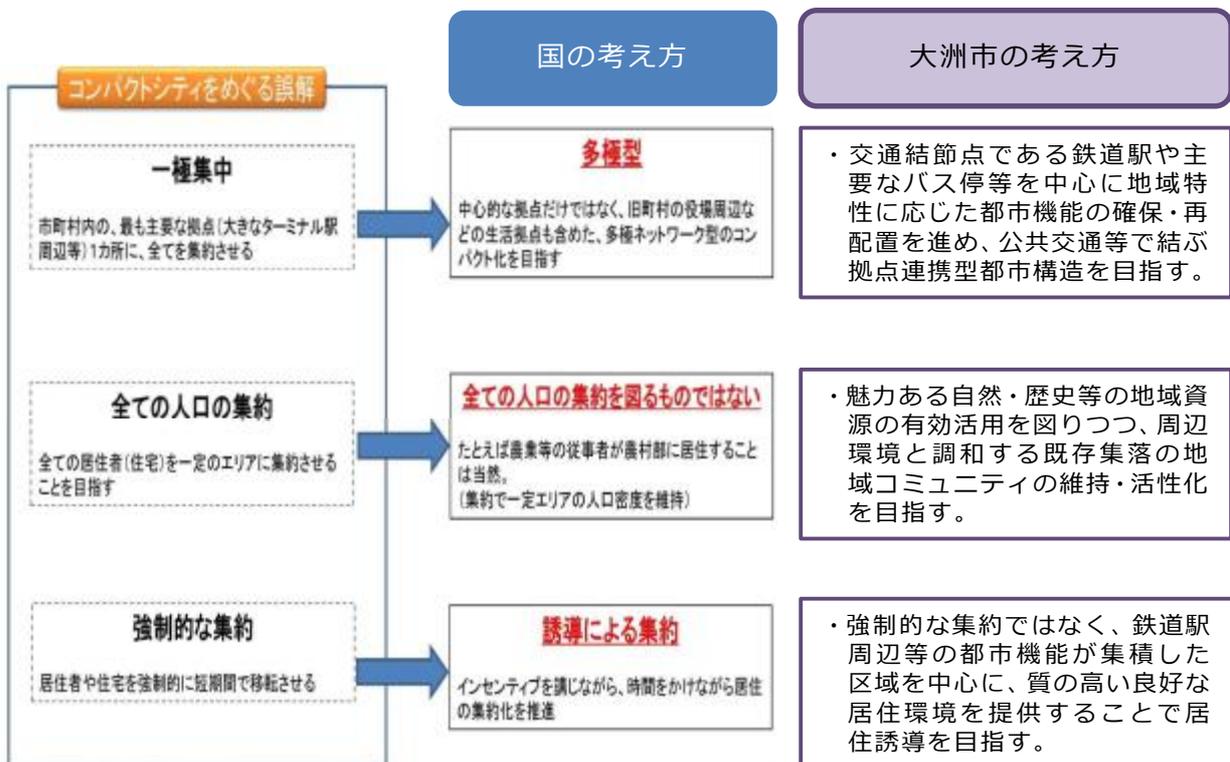
上記の届出をしない場合や虚偽の届出をして開発行為を行った場合には、30万円以下の罰則に処せられることがあります(都市再生特別措置法第130条)。

(5) 補足

先に示したとおり、本計画の方針に合っていない開発行為や建築行為の動向を把握するために届出制度を設けています。このため、届出制度の結果など本計画の進捗状況を把握して、本計画の見直し時期において、適宜、誘導区域の設定範囲に反映していきます。

なお、本計画は誘導を主な手段としており、新たな用途規制を設定するものではありません。このため、届出の有無に関わらず、用途地域により規制されている建築物は建築できません。また、居住誘導区域外への定住や都市機能誘導区域外での営業行為を規制するものではありません。

<参考>コンパクトシティをめぐる誤解



■本計画に基づく届出制度の概要

		届出の対象となる行為	届出が必要な行為の内容	届出の期間	
都市計画区域	都市機能誘導区域	【区域内】	開発行為	届出は必要ありません	/
			開発行為以外		
		誘導施設を休止又は廃止しようとする場合	誘導施設を休止又は廃止しようとする 30日前までに届出を行うこととされています。		
	【区域外】	開発行為	・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合	開発行為等に着手する 30日前までに届出を行うこととされています。	
		開発行為以外	・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合		
			・建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合		
			・建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合		
	誘導施設を休止又は廃止しようとする場合	届出は必要ありません	/		
	居住誘導区域	【区域内】	開発行為	届出は必要ありません	/
			建築等行為		
【区域外】		開発行為	・3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ・1戸又は2戸の住宅の建築目的に開発行為でその規模が1,000㎡以上のもの	開発行為等に着手する 30日前までに届出を行うこととされています。	
		建築等行為	・3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ・建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合		

罰則

必要な届出をしなかった場合、あるいは虚偽の届出をして開発行為又は建築等行為を行った場合 30万円以下の罰則に処せられることがあります。

開発行為

主として、(1) 建築物の建築、(2) 第1種特定工作物（コンクリートプラント等）の建設、(3) 第2種特定工作物（ゴルフコース、1ha以上の墓園等）の建設を目的とした「土地の区画形質の変更」をいいます。

建築等行為

建築物を新築、増築、改築、又は移転する行為をいいます。

第10章 防災指針

10.1 基本的な考え方

(1) 防災指針とは

防災指針は、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、本計画における居住や都市機能の誘導と併せ、都市の防災機能の確保を図るための指針です。

都市においては、コンパクトで安全なまちづくりを推進するため、様々な災害リスクを十分に把握し、災害リスクの高い区域については、居住誘導区域から原則除外するなど、新たな居住や都市機能の立地抑制を図る必要があります。

しかしながら、本市では、洪水、内水、高潮等による浸水が想定される区域が用途地域を指定している市街地の広範囲に及び、この範囲を居住誘導区域から全て除くことは現実的に困難です。また、地震や液状化による災害の発生についても、影響の範囲や程度を即地的に定め、居住誘導区域から除外することに限界があります。

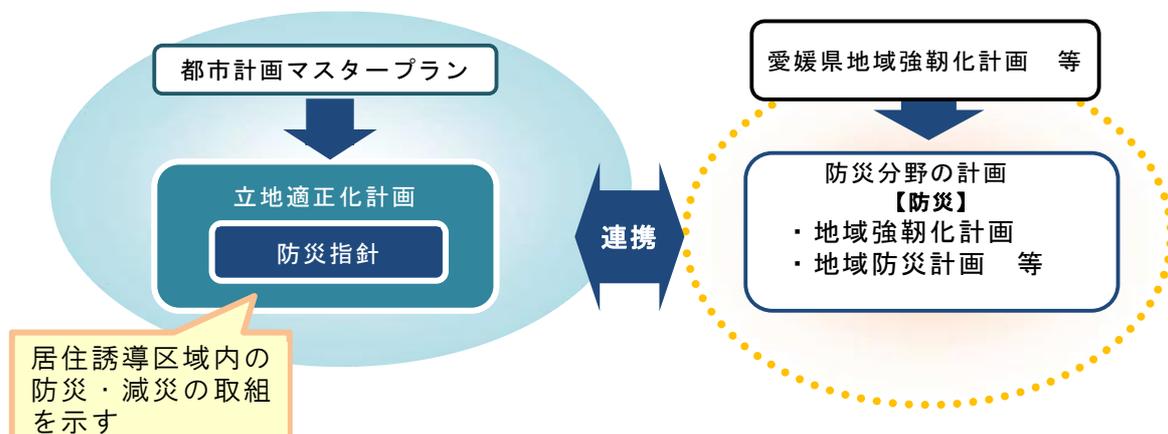
そのため、居住誘導区域から災害リスクが特に高い区域（災害レッドゾーン）を原則除外した上で、各地区の災害リスク分析の結果を踏まえて防災まちづくりの課題を抽出し、都市の防災機能の確保に必要な防災・減災対策を「防災指針」に定め、計画的に実施します。

(2) 防災指針の位置付け

防災指針は、居住や都市機能の誘導に向け、都市の居住者のための安全・安心の確保を図る役割を担います。そのため、安全な居住地への誘導の観点から、特に居住誘導区域等における災害リスクをできる限り回避又は低減させる対策などを定めます。

なお、防災指針の設定にあたっては、大洲市都市計画マスタープランや大洲市地域強靱化計画、大洲市地域防災計画等の上位・関連計画との整合を図るとともに、河川管理者である国や県と連携して検討を進めます。

■ 防災指針の位置づけ



■防災関係の各計画の対象・特徴等

区分	防災指針 (立地適正化計画)	国土強靱化地域計画	地域防災計画
対象範囲	居住誘導区域等	大洲市全域	大洲市全域
概要	「居住誘導」の観点から、居住誘導区域内に残存する災害リスクに対する防災・減災対策を示し、防災とまちづくりの連携を図る計画。	様々な災害リスク（脆弱性等）を見据えつつ、最悪な事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能、地域社会、地域経済などを事前に作りあげていくための計画。	防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関（行政等）、市民が有する全機能を有効に発揮して市の地域及び市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした計画。
特徴	リスク回避策、リスク軽減策に分類し、防災・減災の総合的な施策を示す。	各分野等のリスクシナリオ（最悪な事態）に併せて施策を示す。	防災、災害予防、応急対応、復旧・復興の段階に分けて対策を示す。
根拠法	都市再生特別措置法	国土強靱化基本法	災害対策基本法
対象災害※	洪水、雨水出水、津波、高潮、土砂災害等	風水害、南海トラフ地震	風水害、地震災害、津波災害、原子力災害等
時期フェーズ	主に平時（事前防災） ※発災後の復旧・復興も見据える	平時から発災直後	平時から発災後
計画期間	概ね20年※ (5年毎見直し)	10年間※ (毎年度進捗管理)	特になし (適宜見直し)

※対象災害・計画期間は本市の場合（各自治体で異なる）

【国土強靱化地域計画・地域防災計画との違い等】

●国土強靱化地域計画（大洲市地域強靱化計画）

大規模自然災害等によるリスクシナリオを明らかにし、最悪の事態に陥らないよう平常時の備えを中心に、まちづくりの視点も含めたハード・ソフトの取組をまとめた計画です。

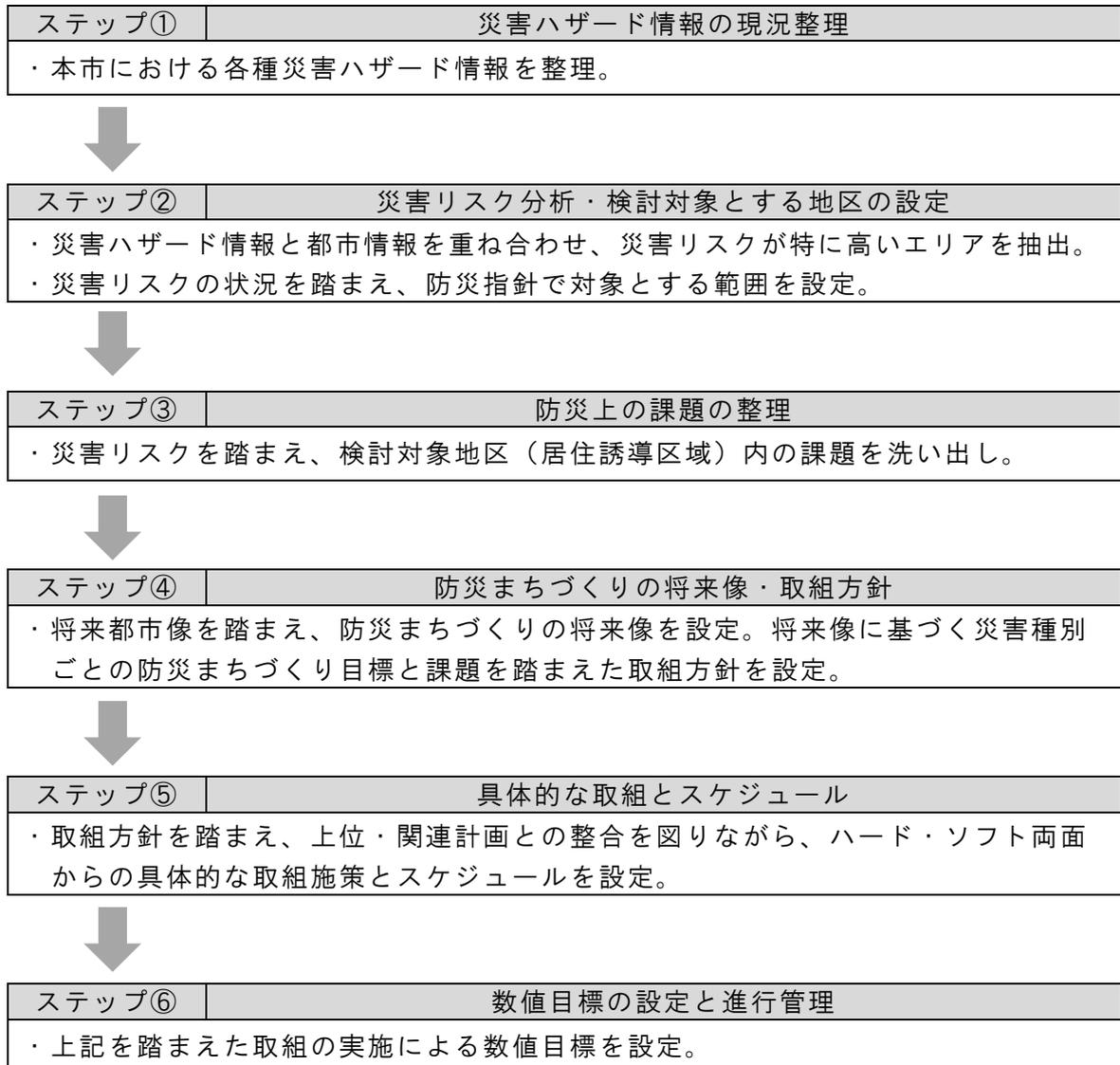
●地域防災計画（大洲市地域防災計画）〔各災害対策編〕

地震や風水害、火災などに対応した防災に関する業務等を定めたもので、予防や発災後の応急対策、復旧等に至るまでの取組に視点を置いた計画です。

(3) 防災指針の検討手順

防災指針の検討については、以下のフローに沿って行いました。

■防災指針の検討手順・フロー



10.2 災害ハザード情報の現況整理

(1) 対象とする災害（ハザード）

本市では、想定される災害に対して、各種ハザードマップを整備しています。

■本市で想定されているハザード一覧

災害種別	公開済みのハザードマップ等	掲載される主な情報
土砂災害	・土砂災害ハザードマップ	警戒区域・特別警戒区域
洪水 (外水氾濫)	・洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)	浸水域、浸水深、浸水継続時間、 家屋倒壊等氾濫想定区域
	・洪水浸水想定区域図(計画規模)	浸水域、浸水深
	・平成30年7月豪雨時浸水区域	浸水域
津波	・愛媛県津波浸水想定区域図	浸水域、浸水深
	・津波浸水予測時間図	浸水予測時間(分) ※浸水深20cm
高潮	・愛媛県高潮浸水想定区域図	浸水域、浸水深、浸水継続時間
雨水出水 (内水)	・雨水出水想定区域図 (想定最大規模降雨) など	浸水域、浸水深
地震・ 液状化	・地震震度想定図 (南海トラフ巨大地震被害想定)	震度分布、液状化の範囲・可能性 <愛媛県地震被害想定調査結果>
	・液状化危険度	
盛土※	・大規模盛土造成地マップ	大規模盛土造成地の範囲

※本市には、25箇所の大規模盛土造成地がありますが、居住誘導区域内にありません。

防災指針においては、居住誘導区域およびその周辺に残存するハザードエリアを踏まえ、以下のとおり対象とする災害を定め、関連するハザード情報を整理します。

■防災指針で対象とする災害

○土砂災害 ○洪水(外水氾濫) ○津波 ○高潮 ○雨水出水(内水)

■ハザードのレベルの定義等

災害種別	区分・発生頻度	内容
土砂災害	土砂災害警戒区域 (通称：イエローゾーン)	土砂災害が発生した場合、住民等の生命又は身体に 危害が生ずる恐れがあると認められる区域
	土砂災害特別警戒区域 (通称：レッドゾーン)	土砂災害警戒区域のうち、土砂災害は発生した場合、 住宅等の建築物が倒壊し、住んでいる人の生命 や身体に大きな危害が生ずるおそれがあると認め られる土地の区域
洪水	計画規模(L1) 年超過確率 1/30~1/100	河川整備の目標とする降雨(計画規模)を対象とし、 河川ごとに設定
	想定最大規模(L2) 概ね1000年に1回程度	想定される最大規模の降雨を対象とし、①地域ごと の最大降雨量と②1/1,000年確率雨量を比較し、 大きくなる降雨量を適用
津波	計画規模(L1) 100~150年に一度	発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をも たらす地震・津波
	想定最大規模(L2) 1000年あるいは、それより も発生頻度が低いもの	発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をも たらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの 地震・津波
高潮	想定最大規模	水防法に基づき想定し得る最大規模の高潮による 氾濫

※洪水(L1：計画規模)の前提とする発生頻度は、各河川により設定が異なります。

【居住誘導区域と災害の発生のおそれのある区域の取り扱い】

都市計画運用指針では、以下のように、災害の発生可能性のある特定の区域に関する居住誘導区域の取り扱いが示されています。

■居住誘導区域の設定に関して（再掲）

<p>(1) 都市再生法によって居住誘導区域に含まないこととされている区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 市街化調整区域 イ 建築基準法の災害危険区域のうち、条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域 ウ 農業振興地域の整備に関する法律の農用地区域、農地法の農地若しくは採草放牧地の区域 エ 自然公園法の特別地域、森林法の保安林の区域、自然環境保全法の原生自然環境保全地域若しくは特別地区、森林法の保安林予定森林の区域、保安施設地区若しくは保安施設地区に予定された地区 オ 地すべり等防止法の地すべり防止区域 (法に規定する防止するための措置が講じられている土地の区域を除く。) カ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の急傾斜地崩壊危険区域 (法に規定する崩壊を防止するための措置が講じられている土地の区域を除く。) キ 土砂災害特別警戒区域 ク 特定都市河川浸水被害対策法の浸水被害防止区域
<p>(2) 原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 津波災害特別警戒区域 イ 災害危険区域（(1)イに掲げる区域を除く）
<p>(3) 総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の土砂災害警戒区域 イ 津波防災地域づくりに関する法律の津波災害警戒区域 ウ 水防法の浸水想定区域 エ 特定都市河川浸水被害対策法の都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域 オ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の基礎調査、津波防災地域づくりに関する法律の津波浸水想定における浸水の区域及びその他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域
<p>(4) 居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 都市計画法の工業専用地域、流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている区域 イ 都市計画法の特別用途地区、地区計画等のうち条例により住宅の建築が制限されている区域 ウ 過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域 エ 工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域

（資料）都市計画運用指針に基づき整理

大洲市では、「(1)都市再生法によって居住誘導区域に含まないこととされている区域」「(2)原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域」「(4)居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい区域」については、居住誘導区域に含めていません。

しかし、「(3)総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域」については、一部、居住誘導区域に含めている区域があります。以下、居住誘導区域に含めた経緯や取組などを示します。

●土砂災害警戒区域：（3）アの区域

本市の肱南地区・肱北地区・長浜地区には土砂災害警戒区域があります。

本市では、防災マップ等を作成し、土砂災害発生の恐れがある区域や避難場所等について住民へ周知するなど、警戒避難体制を整備するとともに、地域で連携のとれる自主防災組織の活動を行い災害に備えるなど、総合的な防災体制の整備に努めます。

また、これらの地区は、用途地域を指定しており行政・商業・観光等の機能が充実していることから、生活利便性が確保されるほか、生活サービス機能の持続的確保が可能であるため、居住誘導区域に含めます。

●水防法の浸水想定区域：（3）ウの区域

本市の肱南地区・肱北地区・東大洲・松ヶ花地区・長浜地区には、水防法の洪水浸水想定区域があります。

国・愛媛県では、肱川水系河川整備計画を定め、長期的な河川整備の目標に基づき、計画的に河川整備を進めています。また、平成30年7月豪雨災害発生後、これまでの治水対策に加え、浸水リスクを軽減するための施策を様々な面から展開することにより、安全性を確保する総合的な防災体制の整備に取り組んでいます。特に、7月豪雨災害後、国・県において肱川緊急治水対策による再度災害防止の取組を計画的に進めています。引き続き、河川整備計画の目標に向け、平成30年7月豪雨災害時と同程度の洪水を安全に流下させるために更なる河川整備や山鳥坂ダムの整備等のハード整備を実施します。

また、本市では、「肱川減災対策計画（平成25年3月策定）」に基づき、排水路や止水壁の整備、水中ポンプを設置するための嵩上げの整備等、内水対策を計画的に推進しています。さらに、内水対策の強化を図るため、現行の「肱川減災対策計画」の見直しも実施します。

これらの地区は、用途地域を指定しており、行政・商業・観光等の機能が充実していることから、生活利便性が確保されるほか、生活サービス機能の持続的確保が可能であるため、居住誘導区域に含めます。

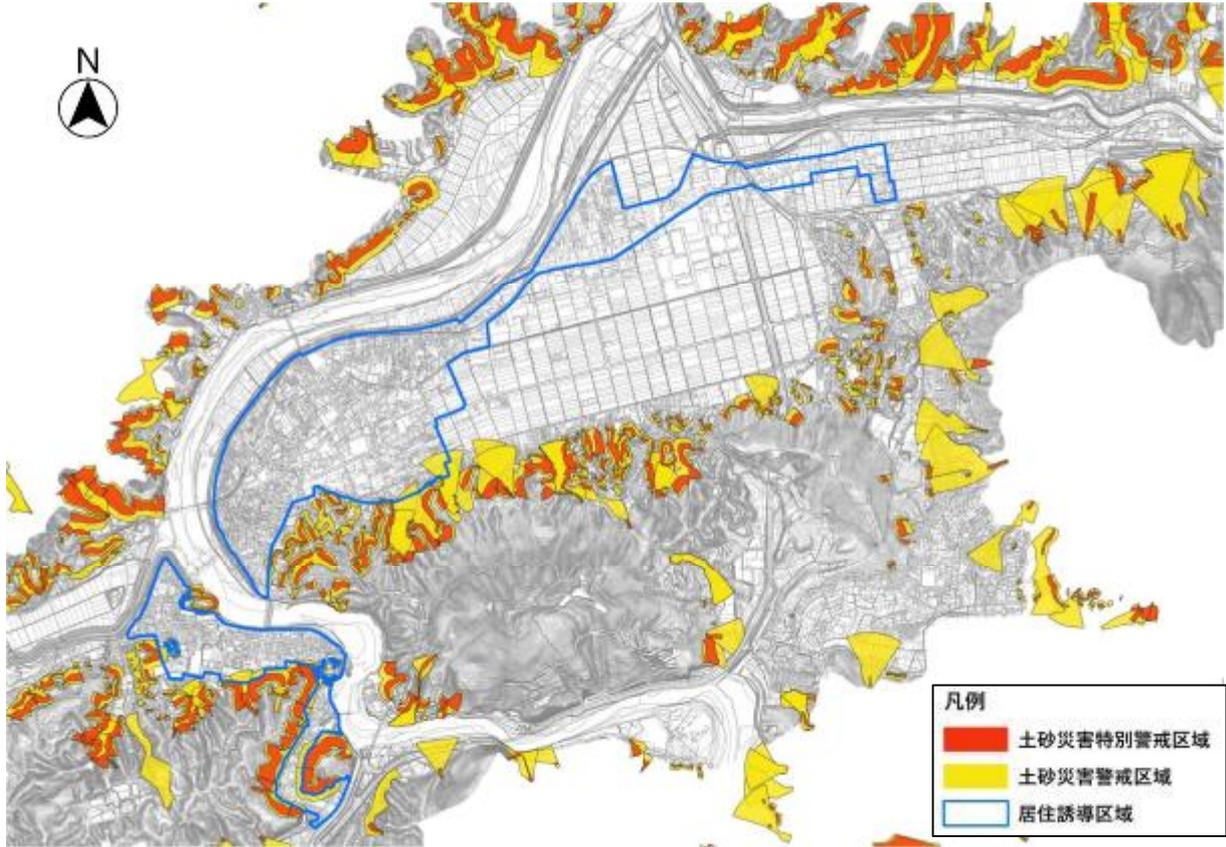
●津波防災地域づくりに関する法律の津波災害警戒区域：（3）イの区域**●同法律の津波浸水想定における浸水の区域：（3）オの区域**

本市の長浜地域には津波浸水想定区域があり、津波災害警戒区域が指定されています。

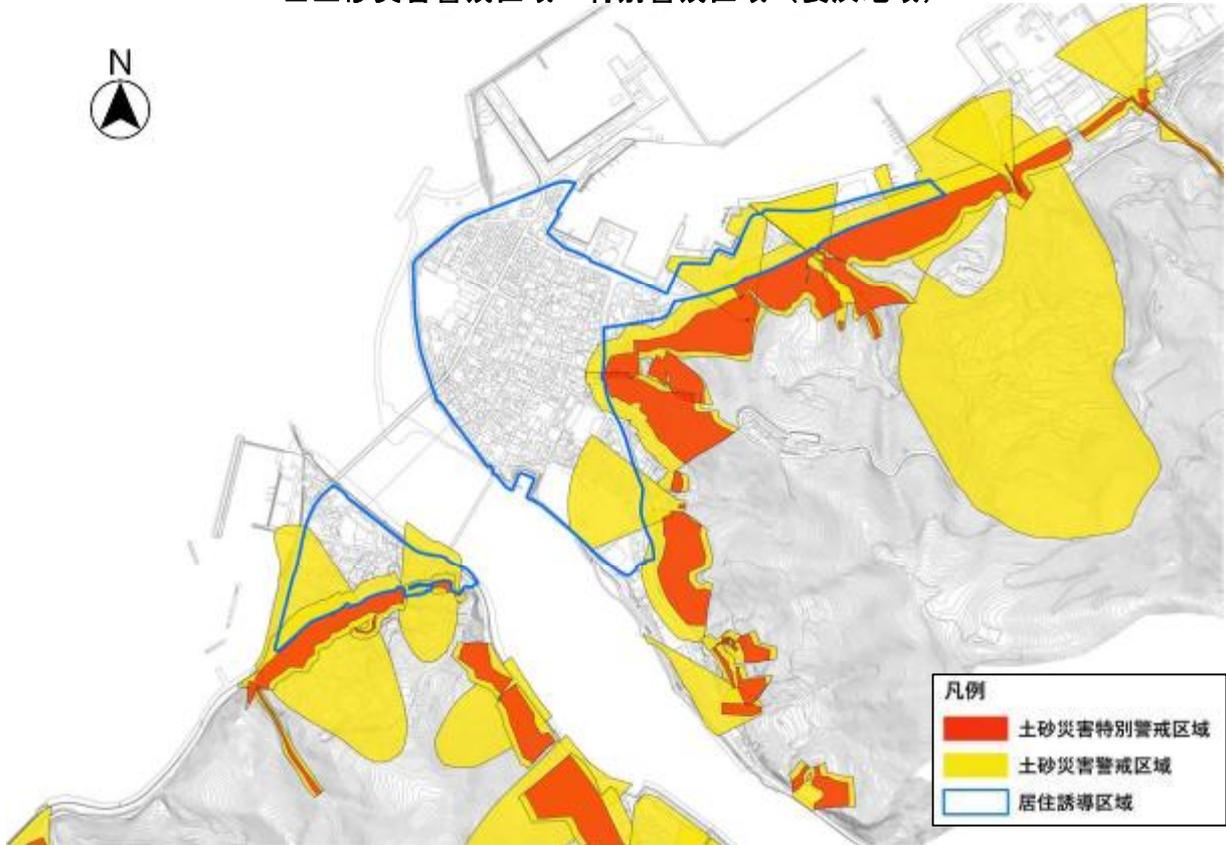
本市では、防災マップ等を作成し、津波浸水想定区域や避難場所等について住民へ周知するなど、警戒避難体制を整備するとともに、地域で連携のとれる自主防災組織の活動を行い災害に備えるなど、総合的な防災体制の整備に努めます。

また、長浜地区は、用途地域を指定しており行政機能や日常生活サービス施設が集積立地していることから、生活利便性が確保されるほか、生活サービス機能の持続的確保が可能であるため、居住誘導区域に含めます。

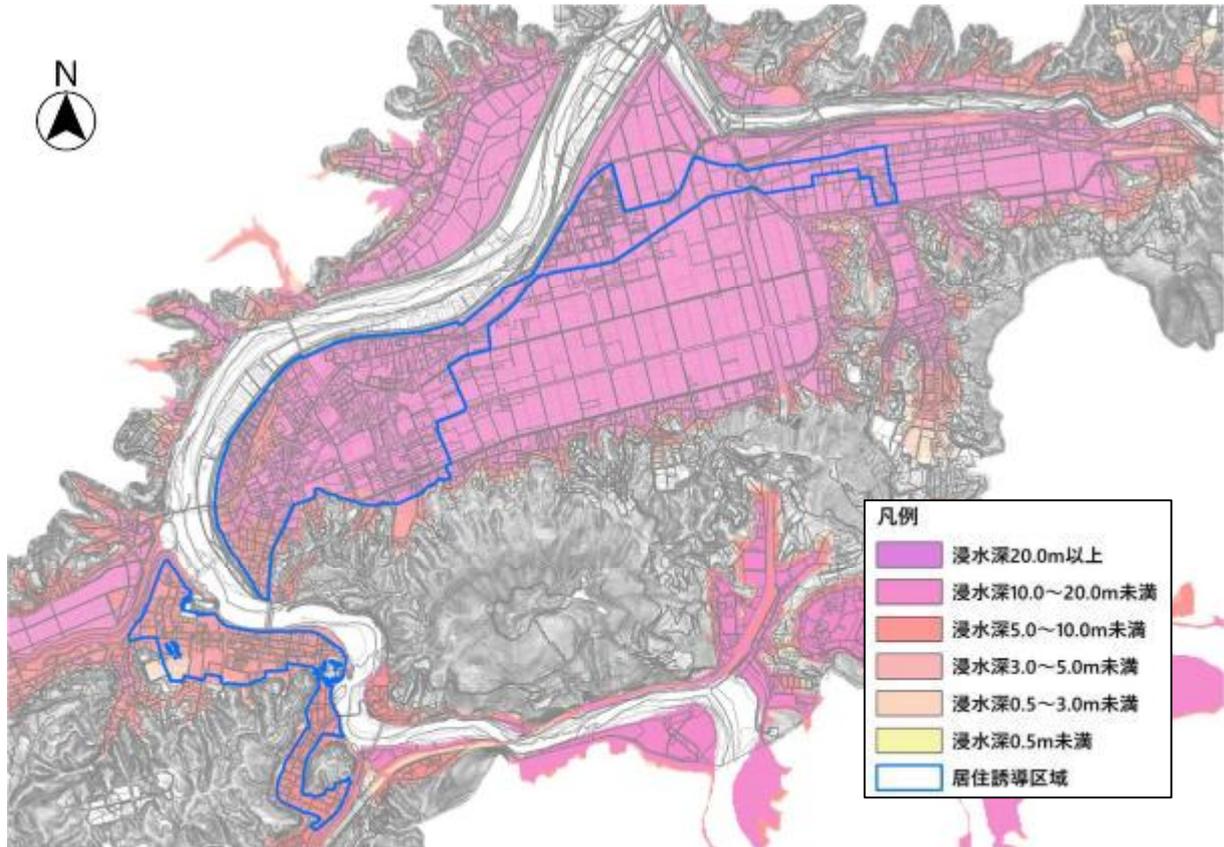
■土砂災害警戒区域・特別警戒区域（大洲地域）



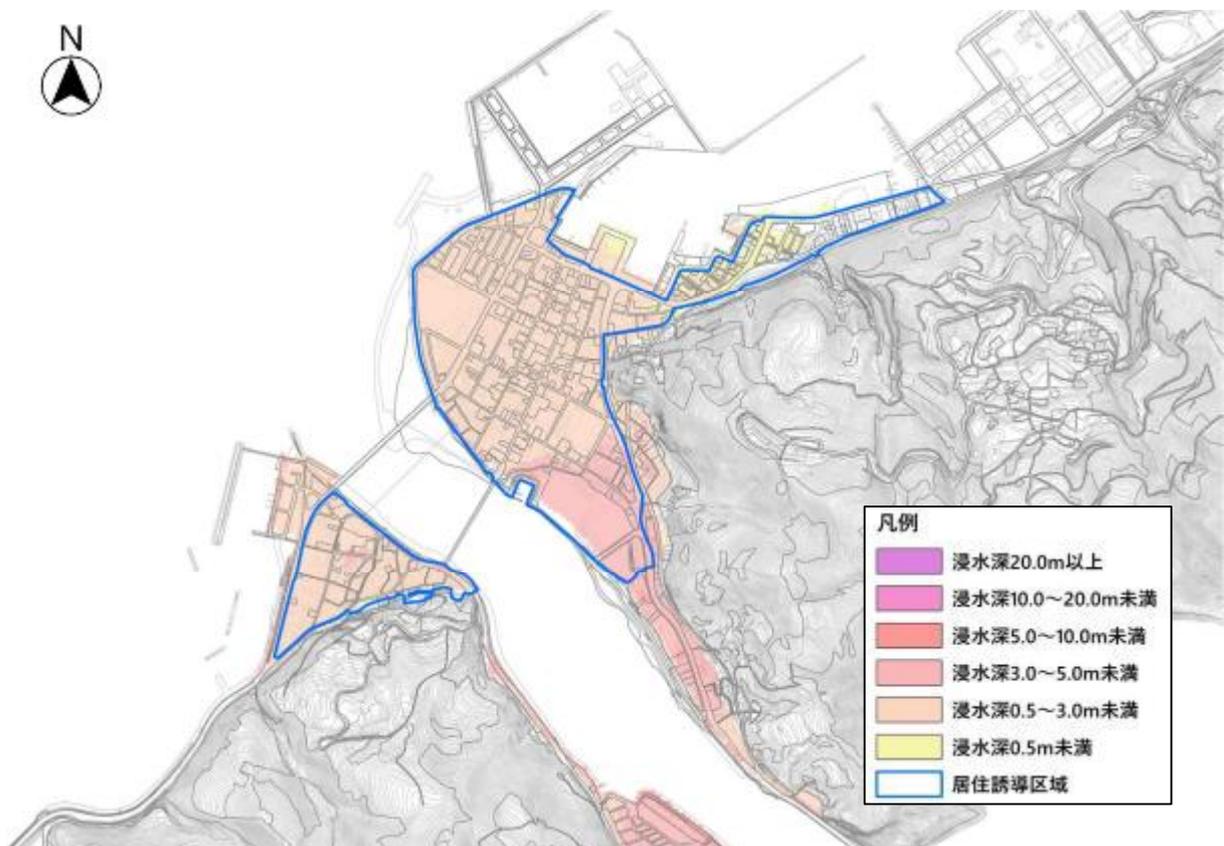
■土砂災害警戒区域・特別警戒区域（長浜地域）



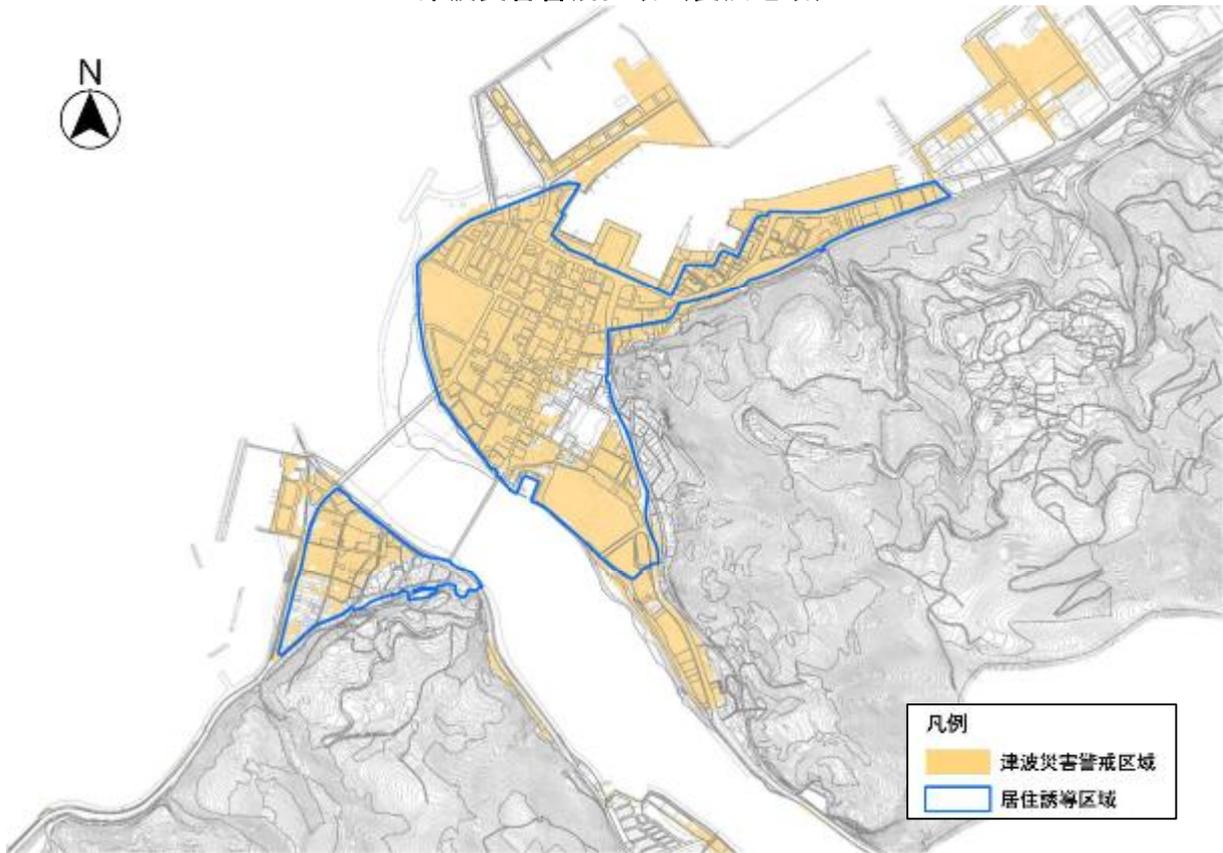
■水防法の洪水浸水想定区域〔想定最大規模〕（大洲地域）※国管理・県管理



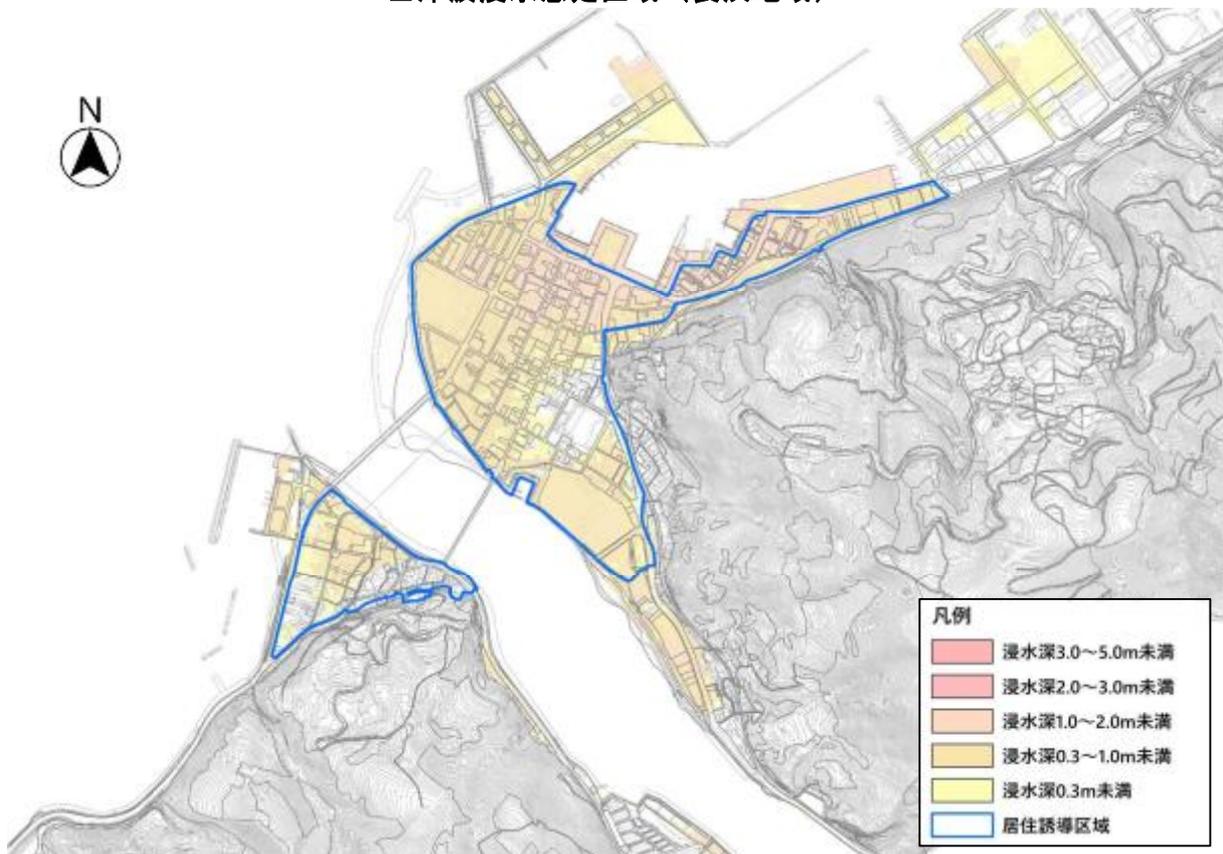
■水防法の洪水浸水想定区域〔想定最大規模〕（長浜地域）※国管理



■津波災害警戒区域（長浜地域）



■津波浸水想定区域（長浜地域）



■ハザード情報（図面）のデータ出典・基準日等

<土砂災害>

ハザード情報	根拠法	データ出典・基準日等
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (通称：土砂法)	愛媛県 (更新時期：令和7年4月現在) ※令和5年2月21日指定まで 対象：地すべり・急傾斜地の崩壊 土石流
土砂災害警戒区域		

<洪水（外水氾濫）>

ハザード情報	根拠法	データ出典・基準日等
洪水浸水想定区域 (想定最大規模)	水防法	国土数値情報（2024年度） <原典資料> ○国管理区間 肱川水系肱川、矢落川浸水想定区域図（想定最大規模） 指定年月日：令和2年4月10日 作成主体 国土交通省四国地方整備局 大洲河川国道事務所 ○県管理区間 肱川水系肱川浸水想定区域図（想定最大規模降雨） 指定年月日 令和元年5月17日 作成主体 愛媛県

注意：洪水浸水想定区域は、各河川の洪水浸水想定区域データを重ね合わせ、ハザード（浸水深）が最大となるように表現。（肱川水系肱川・矢落川統合）

<津波>

ハザード情報	根拠法	データ出典・基準日等
津波災害警戒区域 (イエロー)	津波防災地域づくりに関する法律	愛媛県津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書 (津波災害警戒区域 区域図※) 指定公表日：令和3年3月5日 ※図面は下記、国土数値情報 津波浸水想定区域より作成
津波浸水想定区域	津波防災地域づくりに関する法律	津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定について（令和7年9月2日変更） 愛媛県防災局防災危機管理課提供 データ

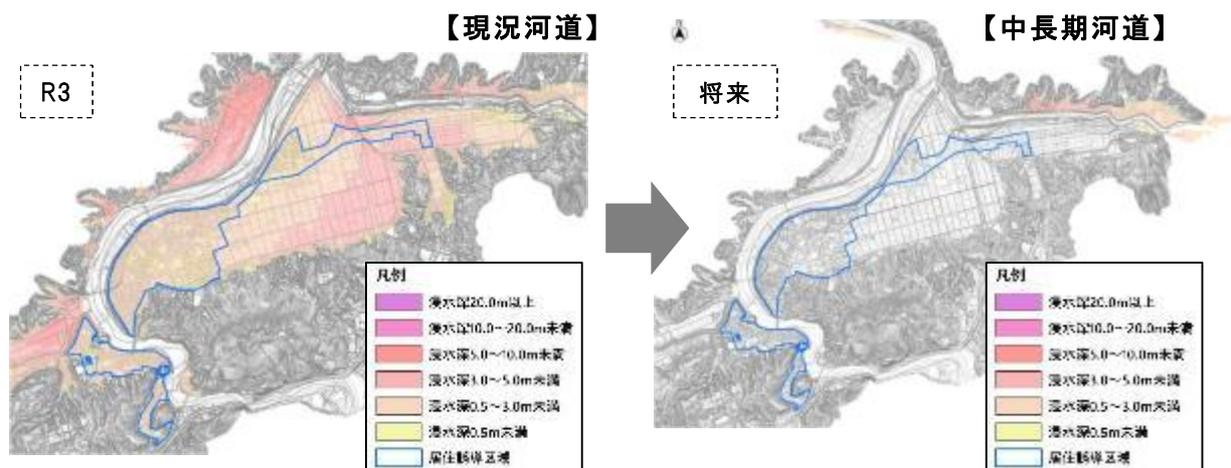
【その他、防災指針の検討にあたり考慮すべきハザード】

●河川整備の見通し等を踏まえた浸水想定

洪水浸水想定は、河川整備の進捗により、浸水が想定される範囲や浸水深が変化します。このため、立地適正化計画の目標年次（将来）において浸水想定区域がどのように分布するかを把握し、河川管理者から将来の整備見通しを確認する必要があります。

防災指針の検討にあたっては、居住誘導区域における洪水（外水氾濫）に直接影響する「肱川水系河川整備計画」の内容を把握し、河川整備計画で定める河川整備の段階に応じた浸水想定範囲のシミュレーション結果を十分に考慮します。

■国管理河川の浸水想定（1/100 規模降雨）の変化



資料：国土交通省 四国地方整備局 大洲河川国道事務所（R5.3）

●雨水出水（内水）

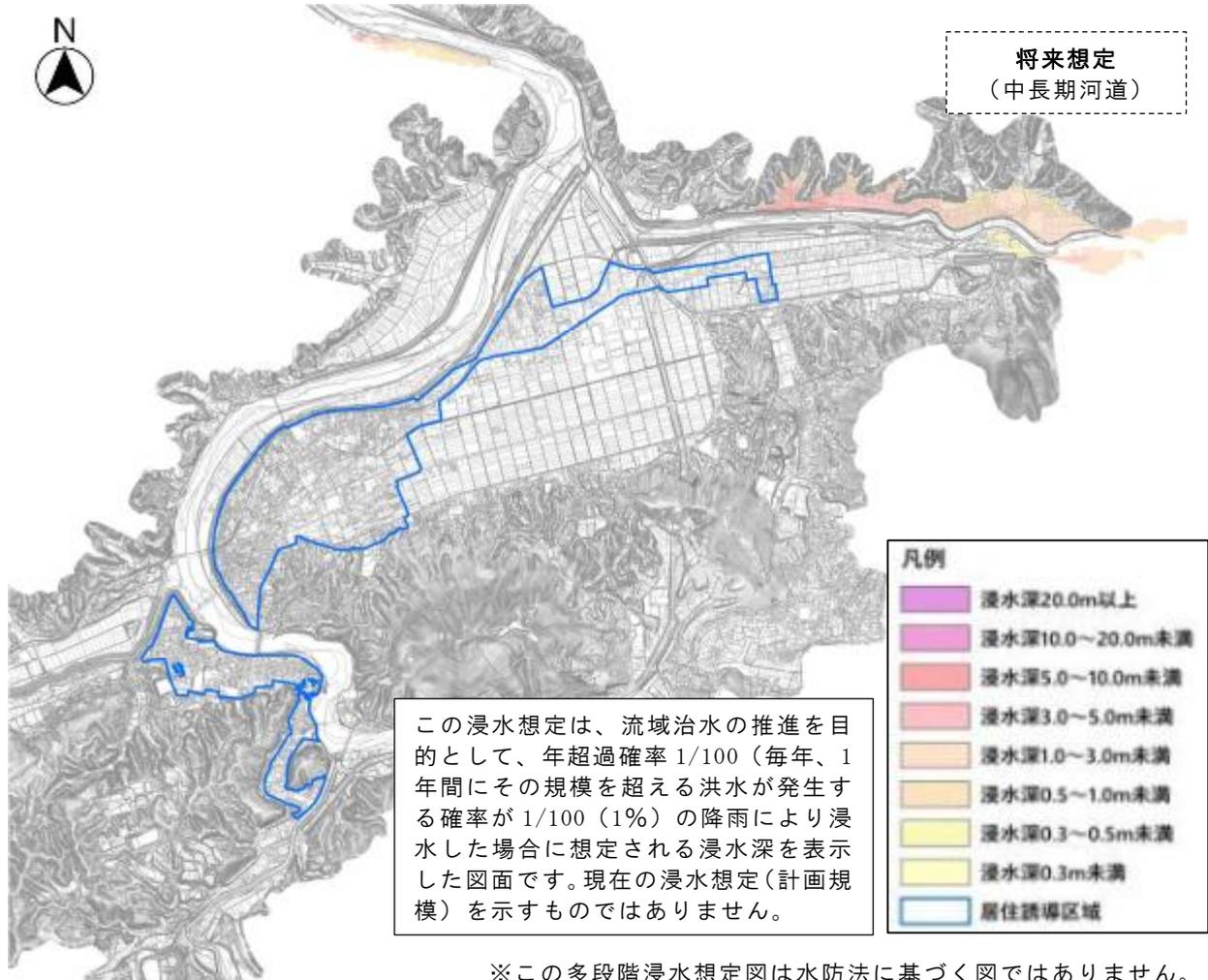
大雨時には、河川からの氾濫に加え、雨水による冠水（雨水出水（内水））による浸水が想定されます。公共下水道が整備・計画されている地域においては、水防法に基づき、想定最大規模の降雨時に排水施設の能力を超えて雨水が排除できなくなった場合の浸水想定を示す雨水出水（内水）浸水想定区域が指定・公表されています。

また、肱川流域では、多段階の浸水想定図（各年超過確率の降雨により浸水した場合に想定される浸水範囲・浸水深を示した図面）があり、これは外水と内水による浸水が考慮されています。

水防法の洪水浸水想定区域と異なり、これらの浸水想定は法令上、居住誘導区域から除外すべき区域として位置づけられていないため、居住誘導区域の設定では除外区域としていません。しかし、防災指針においては、検討の前提とする災害リスクとして考慮します。

■河川整備の見通し等を踏まえた浸水想定

〔中長期河道（1/100規模降雨）シミュレーション結果〕（大洲地域）



※この多段階浸水想定図は水防法に基づく図ではありません。

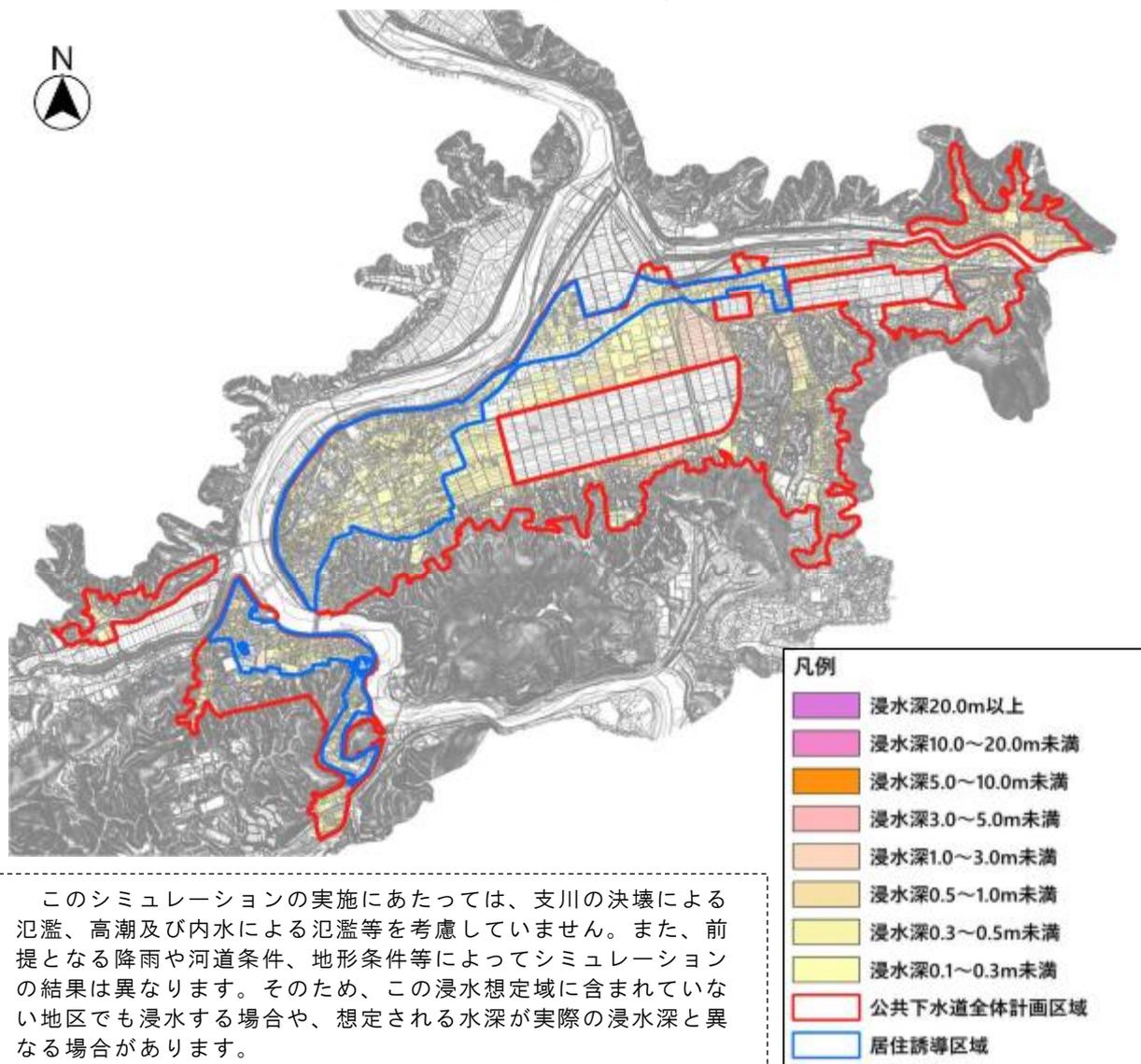
この浸水想定図は、中長期（河川整備計画）の肱川、矢落川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、年超過確率1/100（毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/100（1%）の降雨に伴う洪水により肱川、矢落川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより算出したものです。このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していません。また、前提となる降雨や河道条件、地形条件等によってシミュレーションの結果は異なります。そのため、この浸水想定域に含まれていない地区でも浸水する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

■ハザード情報（図面）のデータ出典・基準日等

＜洪水＞（外水氾濫）

ハザード情報	根拠法	データ出典・基準日等
河川整備の見通し等を踏まえた浸水想定（将来想定）	—	肱川水系 国管理河川の浸水想定図 ＜多段階の浸水想定図＞ （1/100規模降雨など） 公表年月日：令和4年6月2日 作成主体：国土交通省 四国地方整備局大洲河川国道事務所 対象となる河川：肱川水系肱川、 矢落川

■雨水出水浸水想定区域 [想定最大規模降雨] (大洲地域)



■ハザード情報（図面）のデータ出典・基準日等

＜雨水出水（内水）＞

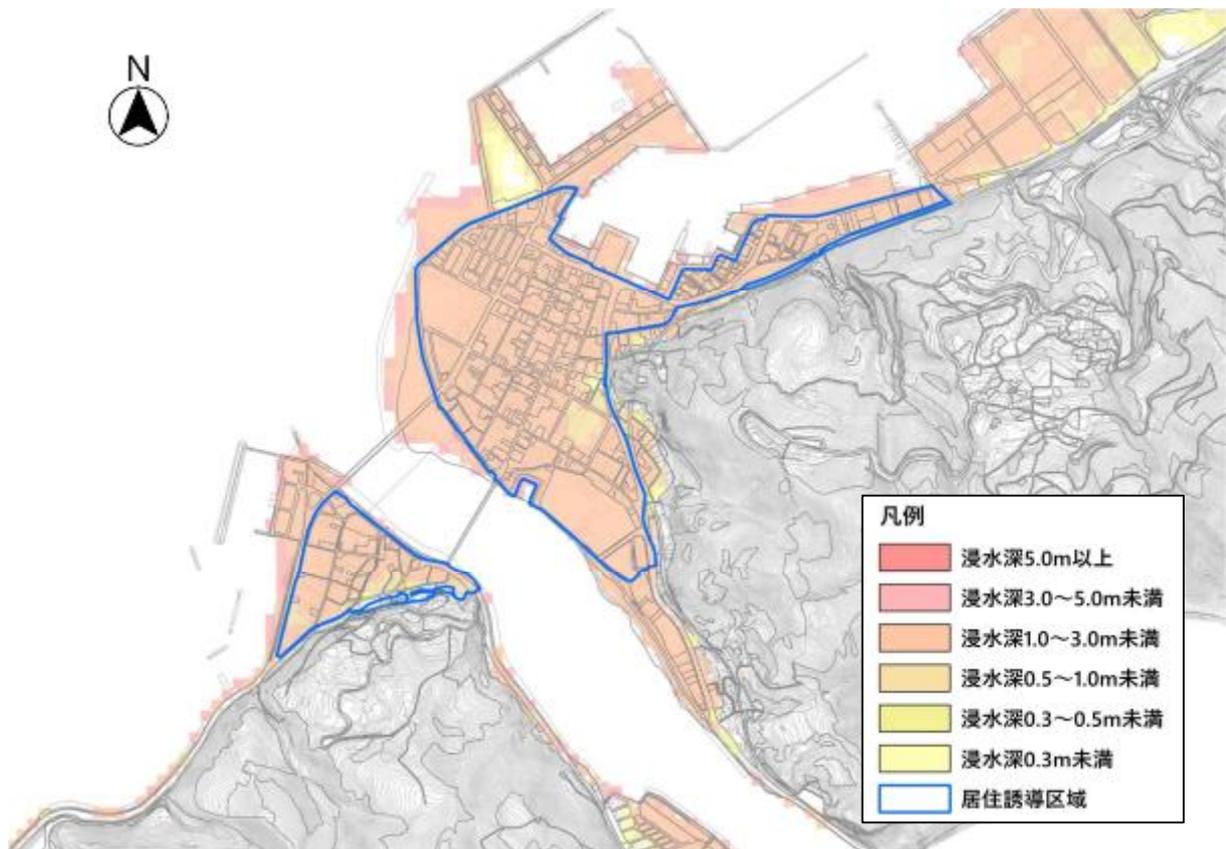
ハザード情報	根拠法	データ出典・基準日等
雨水出水浸水想定区域（想定最大規模） [区域・浸水深]	水防法	雨水出水浸水想定区域図（市作成） 令和5年度末時点において、想定最大規模降雨（1時間雨量130mm）により内水氾濫が発生した場合に想定される浸水状況

●高潮浸水想定

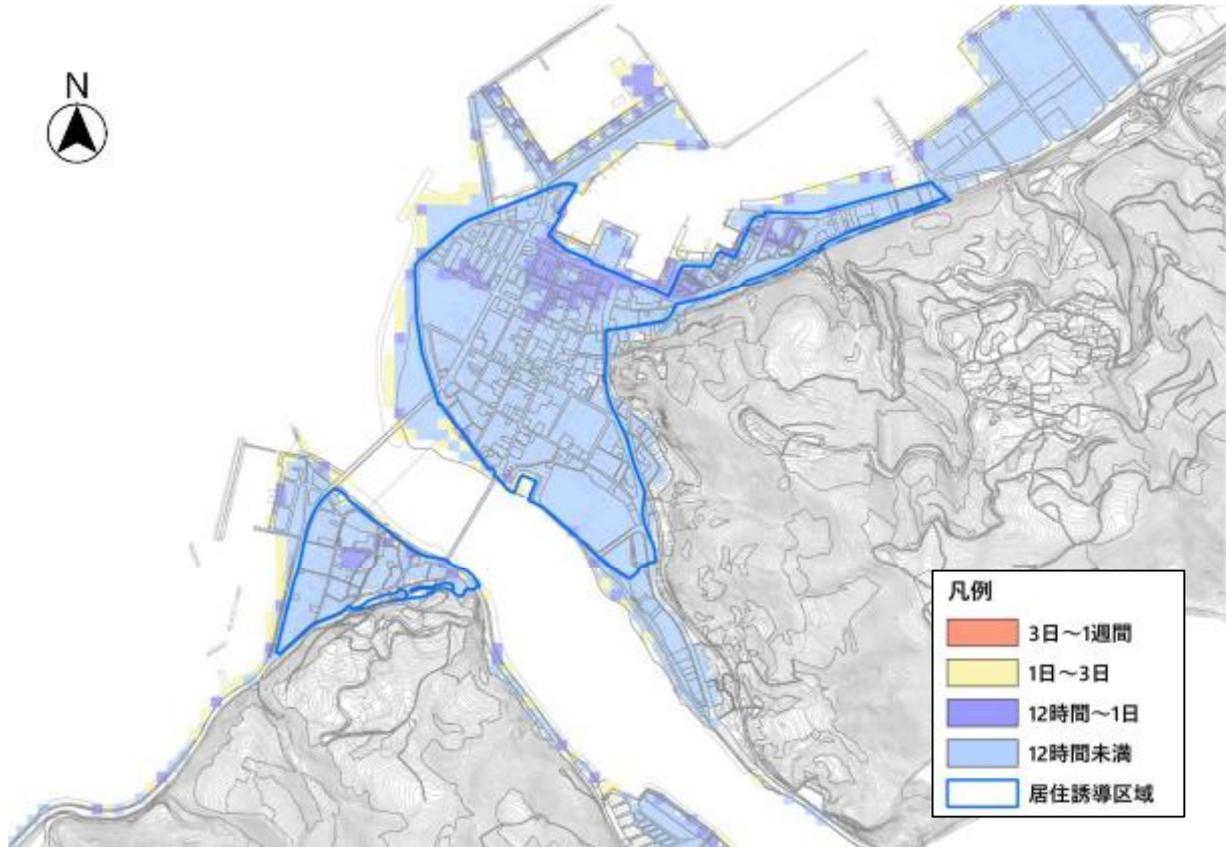
本市の長浜地区は、台風接近時に高潮による浸水被害のおそれがあります。高潮は、洪水や雨水出水（内水）とは発生要因が異なるものの、複合災害として同時発生する可能性があります。また、特に、海抜が低い地域で海岸堤防等が決壊すると浸水が継続するおそれが高いため、留意が必要とされています。

なお、高潮浸水想定区域は、法令上、居住誘導区域から除外すべき区域として位置づけられていないため、居住誘導区域の設定では除外区域としていません。しかし、防災指針においては、検討の前提とする災害リスクとして考慮します。

■高潮浸水想定区域（長浜地域）



■高潮浸水想定区域〔浸水継続時間〕（長浜地域）



■ハザード情報（図面）のデータ出典・基準日等

<高潮>

ハザード情報	根拠法	データ出典・基準日等
高潮浸水想定区域 （想定最大規模※） 〔区域・浸水深〕	水防法	愛媛県高潮浸水想定区域図 市町村別『大洲市・伊予市（長浜町須 沢～双海町串）』浸水区域及び浸水 深）（作成日：令和2年7月）
高潮浸水想定区域 （想定最大規模※） 〔浸水継続時間〕	水防法施行規則	愛媛県高潮浸水想定区域図 市町村別『大洲市・伊予市（長浜町須 沢～双海町串）』（浸水継続時間） （作成日：令和2年7月）

※既往最大規模の台風

●都谷川流域水害対策計画の都市浸水想定

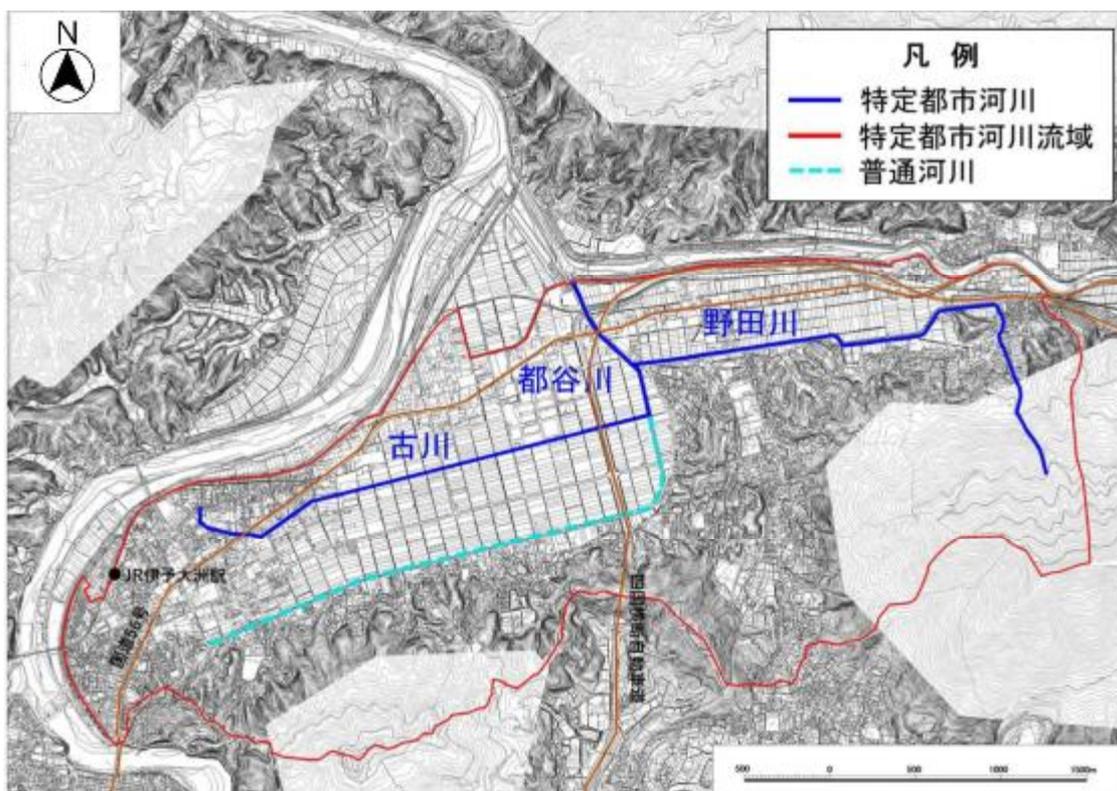
本市の東大洲地区を流れる都谷川、野田川、古川では、令和5年4月1日に特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川に指定され、国・県・市で組織する協議会により「都谷川流域水害対策計画」が策定・公表されました。

防災指針の取組では、河川の流域のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」との連携が重要です。特に特定都市河川流域では、流域水害対策計画で定める都市浸水想定を踏まえた土地の利用に関する事項や、浸水により著しい危害が生じるおそれのある土地を浸水被害防止区域として指定する方針が定められるなど、防災指針に密接に関係します。

都谷川流域水害対策計画における都市浸水想定は、同計画の計画対象降雨（平成30年7月豪雨）が生じた場合に浸水が想定される区域及び想定浸水深等を示すものであり、東大洲・松ヶ花地区や肱北地区の居住誘導区域の一部にこの範囲が指定されています。

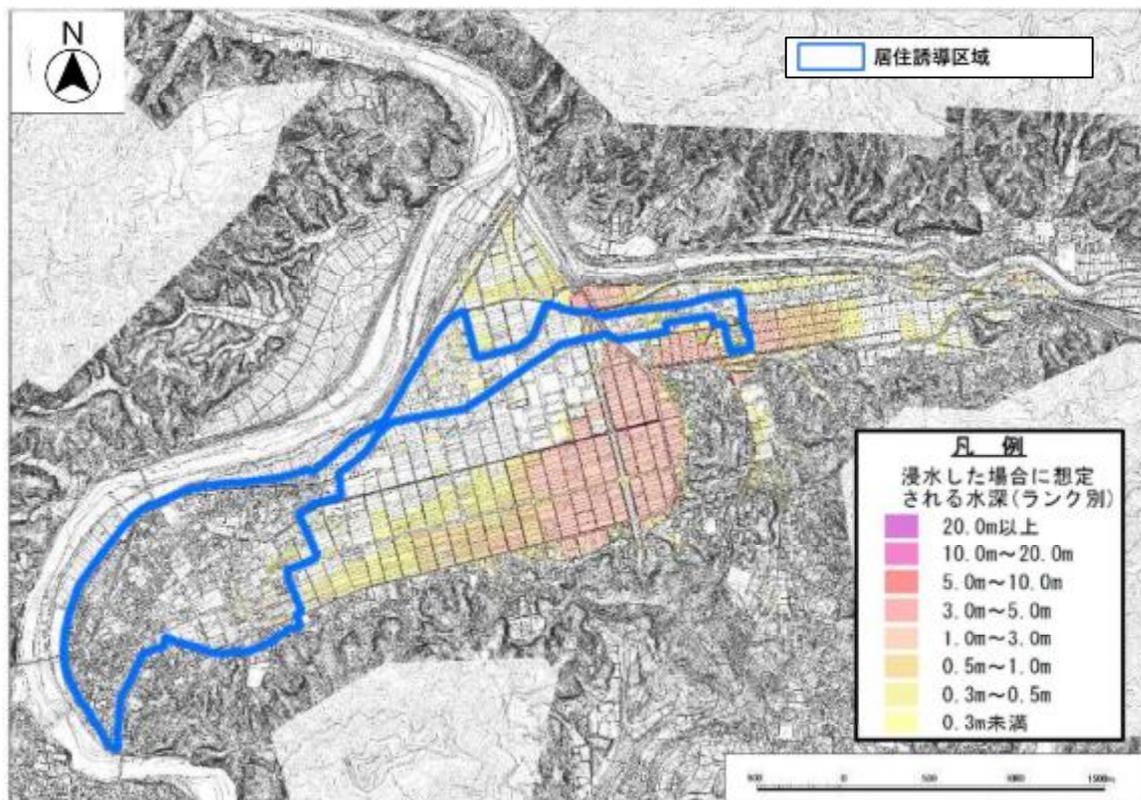
本市では、水防法の洪水浸水想定区域を居住誘導区域に含めることと同様の理由により、都市浸水想定区域を居住誘導区域から除外しません。しかし、防災指針上の重要課題と捉え、居住誘導区域の内外において、必要な防災・減災対策を定めます。

■都谷川流域図



(資料) 都谷川流域水害対策計画（令和5年12月）
愛媛県 大洲市 国土交通省四国地方整備局

■ 都谷川流域水害対策計画の都市浸水想定（浸水深）



（資料）都谷川流域水害対策計画（令和5年12月）
愛媛県 大洲市 国土交通省四国地方整備局

〔都谷川流域の水害リスクと都谷川流域水害対策計画〕

都谷川流域の東大洲地区は、肱川・矢落川および周囲の山地に囲まれた低平地に位置しています。都谷川流域は、矢落川との合流点において計画高水位よりも土地が低いため、洪水時には排水樋門の閉鎖に伴う内水氾濫が発生しやすいという特性を有しています。こうした地形的条件から、水害リスクの高い地域として位置づけられています。また、平成5年の八幡浜・大洲地方拠点都市地域の指定を契機に都市化が進展し、低平地における住宅や商工業施設の立地が増加した一方、水田の減少などにより、流域全体の保水機能が低下し、浸水被害の頻発化が顕著になっています。

平成30年7月豪雨災害以降、肱川緊急治水対策による堤防整備（暫定堤防の解消）等のハード対策が進められ、矢落川などからの外水氾濫による浸水リスクは一定程度軽減されました。しかし今後は、支川である都谷川の排水樋門閉鎖などによる内水氾濫が新たな課題として顕在化することが想定されます。

こうした背景を踏まえ、令和5年4月には、都谷川等が「特定都市河川」に指定され、同年12月には「都谷川流域水害対策計画」が愛媛県・大洲市・国土交通省四国地方整備局により策定されました。この計画に基づき、排水機場の整備をはじめとした内水対策の加速化に加え、低平地における土地利用規制の活用など、関係機関が連携して進める流域全体での対策が位置づけられています。

今後、これらの取組を着実に実施していくことで、水害に強いまちづくり（流域づくり）の実現と、地域住民の安全確保を早期に図ることとしています。

(2) 近年の自然災害による被害

本市を流れる一級河川肱川は、河床勾配が緩く、河口部が狭隘であるため、水が捌けにくい地形です。このため、河川が集中する大洲盆地では、度重なる浸水被害を受けてきました。近年でも、台風による肱川の氾濫などの水害による被害を受けることが多く、平成16年、平成17年、平成23年、平成30年7月の洪水などの甚大な浸水被害が発生しており、特に、平成30年7月豪雨は、過去に経験のない甚大な被害により尊い命と多くの財産を奪いました。

■平成30年7月豪雨による被害（大洲市全体）

<被害概要>

被害の内容		被災者	備考
人的被害	死者	5名 (うち関連死1名)	R6.3.1 現在
	重傷者	2名	〃
住家被害	全壊	395棟	〃
	大規模半壊	523棟	〃
	半壊	1,141棟	〃
	一部破損	16棟	〃
	床上浸水	22棟	〃
	床下浸水	789棟	〃
非住家被害	損壊	7棟	〃
	浸水	1,064棟	〃
事業所		1,037事業所	〃

<浸水面積(計1,372ha)>

地区名	面積	地区名	面積
肱川地区	40ha	多田地区	19ha
菅田地区・大川地区	445ha	春賀地区	83ha
柚木地区	15ha	伊州子地区	26ha
久米地区	88ha	八多喜地区	66ha
東大洲地区・平地区	462ha	豊中地区	24ha
五郎地区	52ha	白滝地区	13ha
新谷地区	28ha	長浜地区	11ha

■近年の自然災害による被害（大洲市全体）

＜風水害＞

※床上浸水以上

発生年月日 ＜原因＞	被害状況	
平成 7 年 7 月 4 日 ＜梅雨前線＞	大洲地域 長浜地域 肱川地域 河辺地域	浸水面積 878ha、床上浸水 753 戸、床下浸水 402 戸 床上・床下浸水 40 戸 土木被害 80 か所 土木被害 28 か所
平成 10 年 10 月 18 日 ＜台風 10 号＞	大洲地域	浸水面積 767ha、床上浸水 43 戸、床下浸水 125 戸
平成 16 年 8 月 31 日 ＜台風 16 号＞	大洲地域 長浜地域 肱川地域 河辺地域	浸水面積 951ha、床上浸水 289 戸、床下浸水 251 戸、非住家浸水 388 戸 床上・床下浸水 40 戸 一部損壊 5 戸、床下浸水 1 戸 一部損壊 1 戸、道路決壊 9 か所
平成 16 年 9 月 6 日 ＜台風 18 号＞	大洲地域 長浜地域 肱川地域 河辺地域	一部損壊 79 戸 一部損壊 4 戸 一部損壊 4 戸 一部損壊 1 戸、河川損壊 1 か所、道路決壊 9 か所
平成 16 年 9 月 29 日 ＜台風 21 号＞	大洲地域 長浜地域	浸水面積 266ha、床上浸水 6 戸、床下浸水 38 戸、非住家浸水 45 戸 全壊 1 戸、半壊 1 戸
平成 16 年 10 月 19 日 ＜台風 23 号＞	大洲地域 長浜地域	浸水面積 415ha、床上浸水 1 戸、床下浸水 9 戸、非住家浸水 6 戸 死者 1 人、全壊 1 戸、半壊 1 戸
平成 17 年 9 月 6 日 ＜台風 14 号＞	浸水面積約 713ha、住家被害（全壊 1 戸、一部損壊 1 戸、床上浸水 146 戸、床下浸水 192 戸）、非住家被害 180 戸、農林被害（農業関係施設 26 件、農作物等 497.5ha）、土木被害（道路 26 件、河川 2 件）、公園施設関係 15 件、文教施設 11 件、商工業関係 122 件、水道施設関係 2 件	
平成 23 年 9 月 20 日 ＜台風 15 号＞	浸水面積約 574ha、住家被害（床上浸水 70 戸、床下浸水 85 戸）、非住家被害 149 戸、農林被害（農業関係施設 7 件、農作物等 78.7ha）、土木被害（道路 12 件、河川 3 件）、公園施設関係 6 件、文教施設 12 件、商工業関係 40 件、水道施設関係 3 件	

＜地震＞

※市内震度 4 以上

発生年月日	＜地震＞ マグニチュード	市内震度（地域別）	県内の被害状況
平成 13 年 3 月 24 日	＜芸予地震＞ 6.7	震度 5 弱 : 大洲 震度 4 : 長浜・河辺	人的被害：死者 1 人、負傷者 75 人 住家被害：全壊 2 戸、半壊 40 戸 一部損壊 11,196 戸
平成 14 年 10 月 13 日	＜豊後水道＞ 4.9	震度 4 : 大洲	被害なし
平成 18 年 6 月 12 日	＜大分県西部地震＞ 6.2	震度 4 : 大洲・長浜・ 肱川 震度 3 : 河辺	人的被害：負傷者 1 人 住家被害：一部損壊 1 戸
平成 18 年 9 月 26 日	＜伊予灘＞ 5.3	震度 4 : 大洲 震度 3 : 長浜・肱川	被害なし
平成 26 年 3 月 14 日	＜伊予灘＞ 6.1	震度 4 : 全地域	人的被害：負傷者 1 人 住家被害：一部損壊 9 戸

■平成30年7月豪雨による浸水実績（大洲地域）



（資料）国土地理院 平成30年7月豪雨による愛媛県大洲市浸水推定段彩図

■平成30年7月豪雨時の状況（東大洲地区）



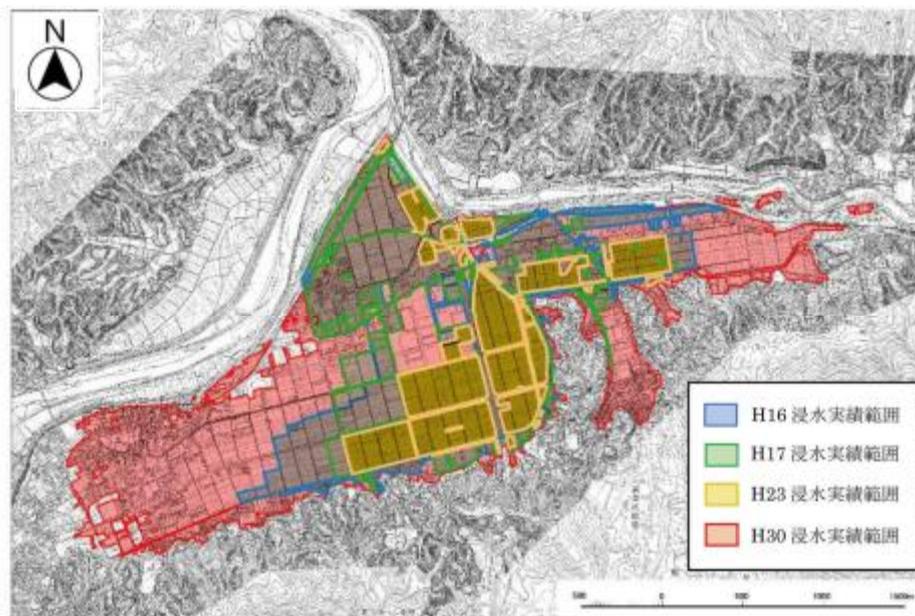
また、特定都市河川に指定された都谷川は、河川の勾配が緩やかで、洪水が流れにくく、都谷川流域の東大洲地区では大規模な浸水被害が頻発しています。近年では、平成7年、平成16年、平成17年、平成23年、平成30年に被害が発生しています。特に平成30年7月豪雨では、都谷川流域において、床上浸水以上の被害（半壊等を含む）が781戸、床下浸水が448戸に及ぶ被害が発生しています。

■都谷川流域の主要洪水一覧

発生年月	発生原因	被害状況		
		浸水面積 (ha)	床上浸水 (戸)	床下浸水
平成7年7月	梅雨前線	370.0	不明	不明
平成16年8月	台風16号	209.6	4	50
平成17年9月	台風14号	175.0	3	13
平成23年9月	台風15号	85.1	0	2
平成30年7月	梅雨前線	457.6	781	448

(資料) 都谷川流域水害対策計画 (令和5年12月)

■都谷川流域浸水実績図



(資料) 都谷川流域水害対策計画 (令和5年12月)

【肱川水系の治水安全度と浸水想定】

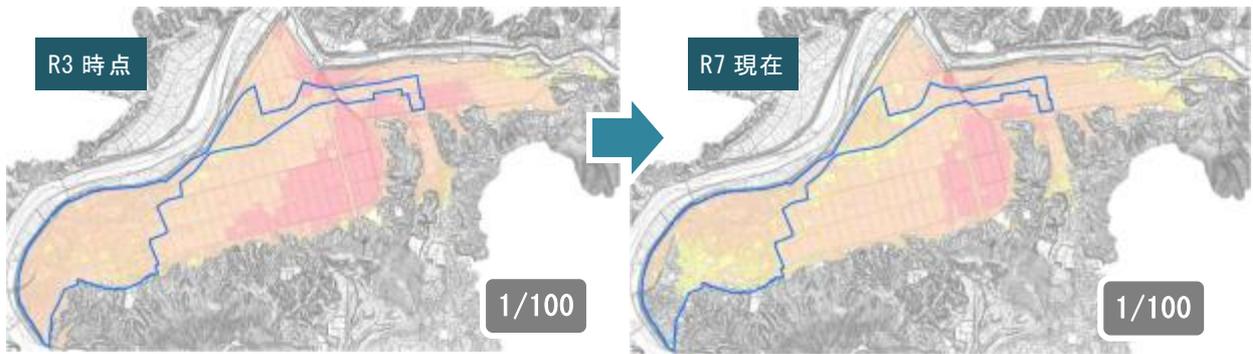
平成30年7月豪雨災害以降、これまでの治水対策に加え、浸水リスクを軽減するための施策を様々な面から展開することにより安全性を確保し、総合的な防災体制の整備に取り組んできました。特に、国・県において、7月豪雨災害後、肱川緊急治水対策による再度災害の防止を計画的に進め、築堤や堤防嵩上げ、橋梁の架け替えなどの事業を集中的に実施しました。肱川緊急治水対策の進捗により、肱川および矢落川の治水安全度は平成30年7月豪雨災害前と比較し、大幅に向上しています。現在も、河川整備計画の目標に向け、平成30年7月豪雨時と同程度の洪水を安全に流下するための更なる河川整備や山鳥坂ダムの整備等のハード整備が進められており、大洲地域をはじめ、市内

各所で依然として残る水害リスクの低減に向けた取組を進めています。

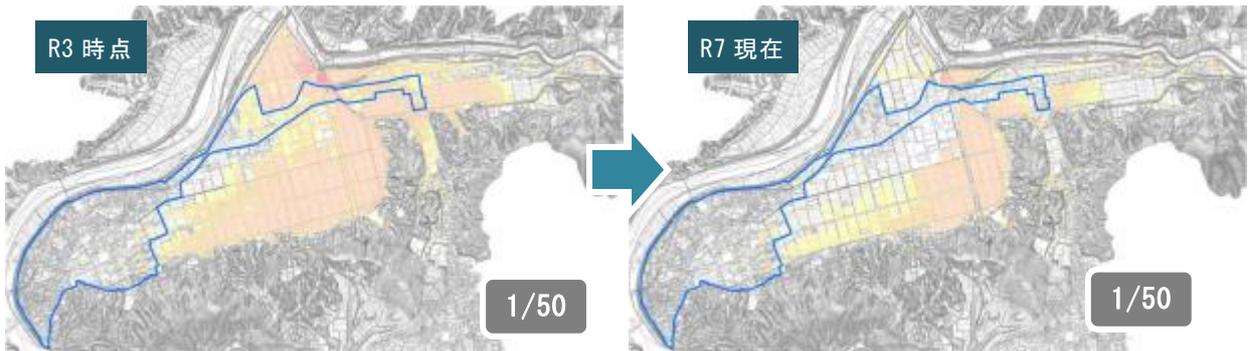
また、都谷川流域では、洪水時には、都谷川排水樋門の閉鎖による内水氾濫が懸念されます。これを踏まえ、排水機場等で治水安全度を向上させることのみならず、流域から河川への流出を抑制するための対策にも取り組んでいます。

■多段階の浸水想定（令和3年時点・令和7年現在の比較）

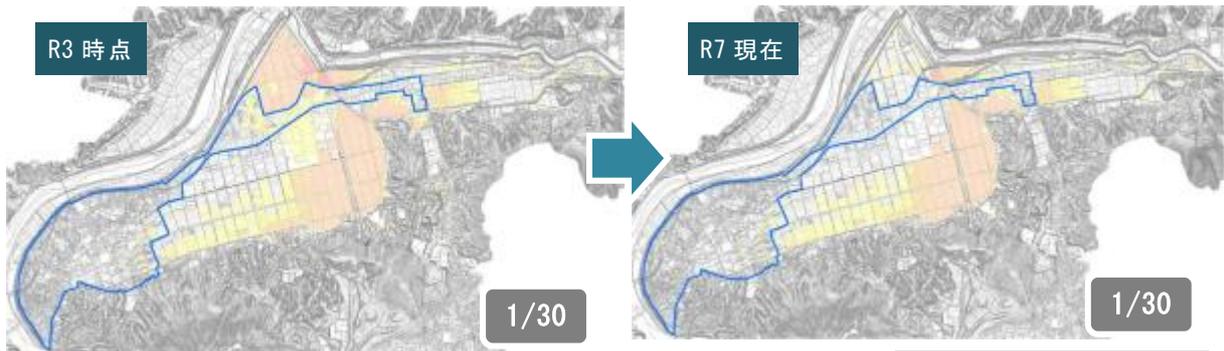
1/100 規模の降雨（年超過確率 1/100 程度 [中低頻度]）による浸水想定



1/50 規模の降雨（年超過確率 1/50 程度 [中頻度]）による浸水想定



1/30 規模の降雨（年超過確率 1/30 程度 [中高頻度]）による浸水想定



※上記の浸水シミュレーション（多段階の浸水想定図）は肱川・矢落川その他、都谷川等の中小河川の氾濫（内水氾濫）を含んだものです。

※国土交通省四国地方整備局 大洲河川国道事務所提供データより作成

凡例	
	浸水深20.0m以上
	浸水深10.0～20.0m未満
	浸水深5.0～10.0m未満
	浸水深3.0～5.0m未満
	浸水深1.0～3.0m未満
	浸水深0.5～1.0m未満
	浸水深0.3～0.5m未満
	浸水深0.3m未満
	居住誘導区域

10.3 災害リスクの分析

(1) 災害リスクの分析方法

居住誘導区域を対象に災害ハザード情報と人口分布、都市機能の分布、都市基盤状況などの都市情報を重ねあわせによる災害リスクの分析を行い、防災まちづくりに向けた「課題の見える化」を行います。

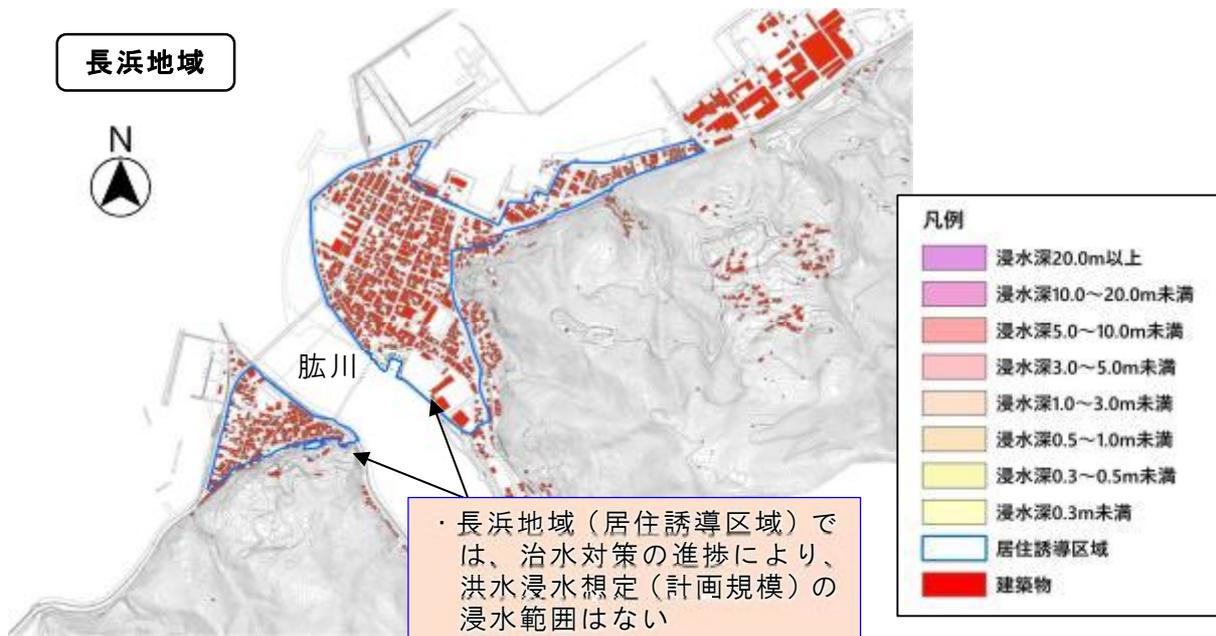
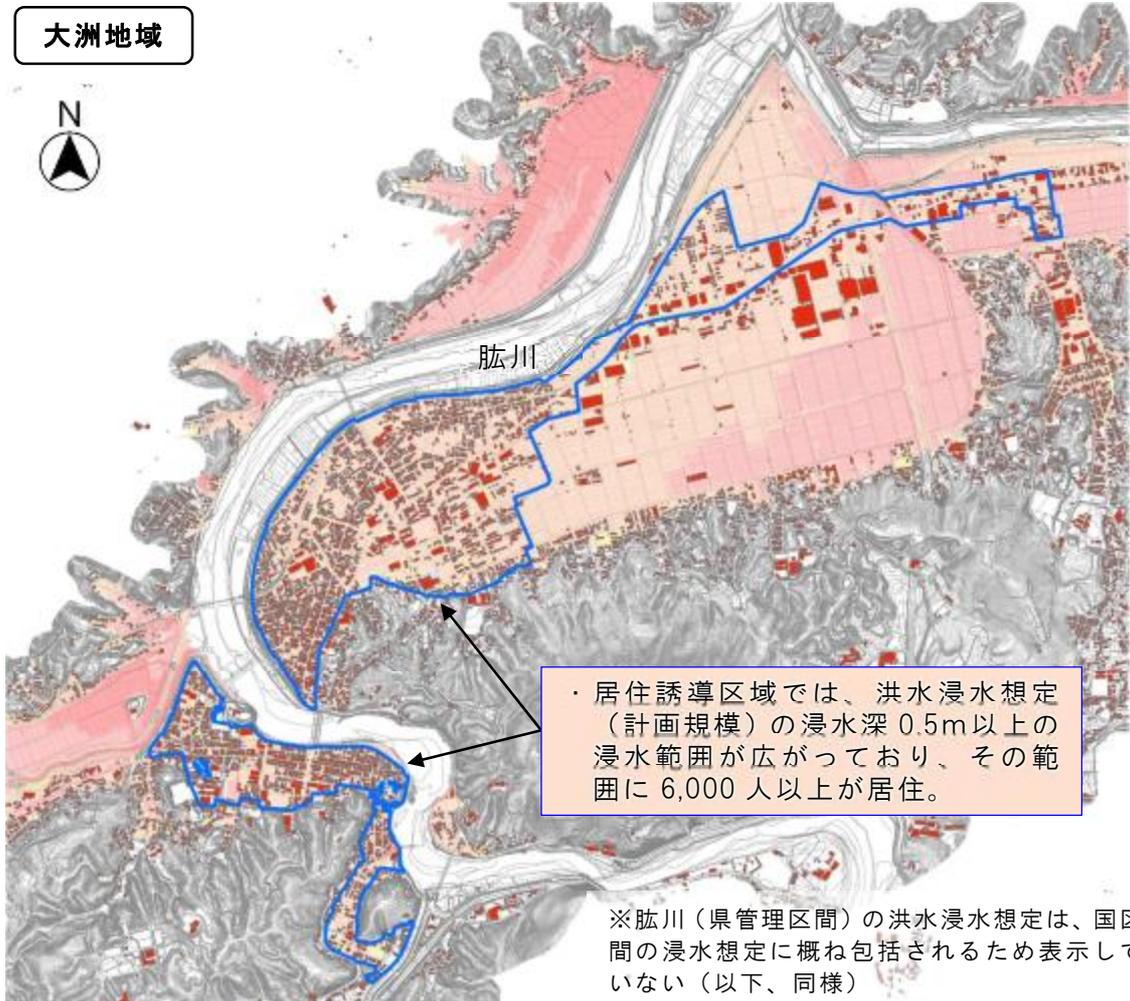
■災害リスク分析の視点

都市情報	災害ハザード情報	分析の視点
<ul style="list-style-type: none"> ●人口 ●建物分布 	× <ul style="list-style-type: none"> 洪水・土砂災害（共通） <ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域図（計画規模）（想定最大規模） ・土砂災害（特別）警戒区域 津波（長浜地域） <ul style="list-style-type: none"> ・津波浸水想定 	<ul style="list-style-type: none"> ●被害人口 ●人的被害リスク <ul style="list-style-type: none"> ・垂直避難で対応できるか ・家屋倒壊の危険性がないか ・要配慮者の利用施設が安全な場所に立地しているか ・複合災害のおそれがないか
	× <ul style="list-style-type: none"> 洪水・土砂災害（共通） <ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域図（L2：想定最大規模） ・土砂災害（特別）警戒区域 高潮・津波（長浜地域） <ul style="list-style-type: none"> ・高潮浸水想定 ・津波浸水想定 	
<ul style="list-style-type: none"> ●ハザードの変化 	× <ul style="list-style-type: none"> 水害リスク（大洲地域） <ul style="list-style-type: none"> ・内外水統合の水害リスクマップ（多段階の浸水想定図の重ね図） 	<ul style="list-style-type: none"> ●残存する水害リスク <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備等によるハザードの変化

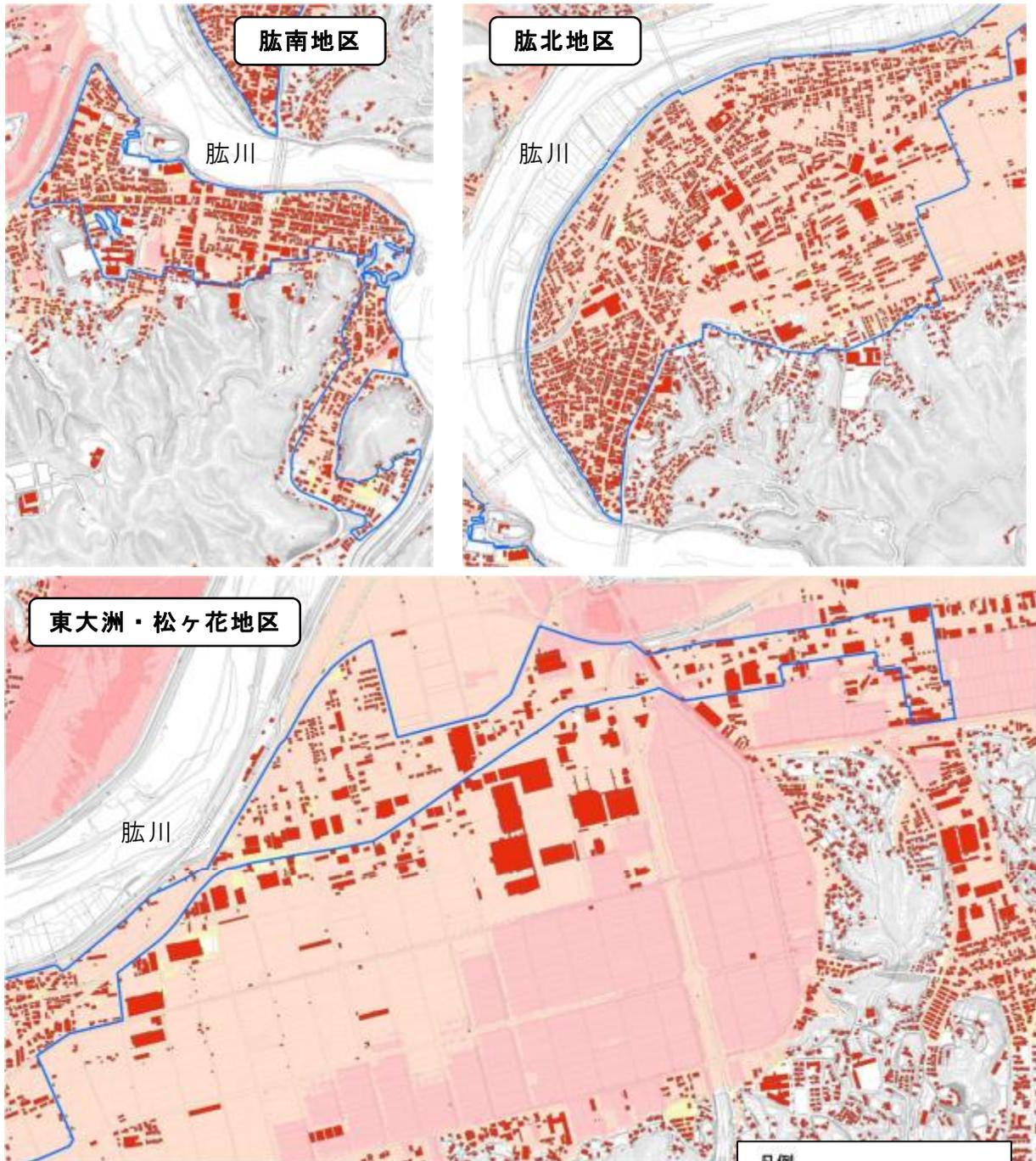
(2) 災害リスク分析

① 人的被害に係るリスク評価

■洪水浸水想定〔計画規模〕と建物分布の重ね図



■洪水浸水想定〔計画規模〕と建物分布の重ね図



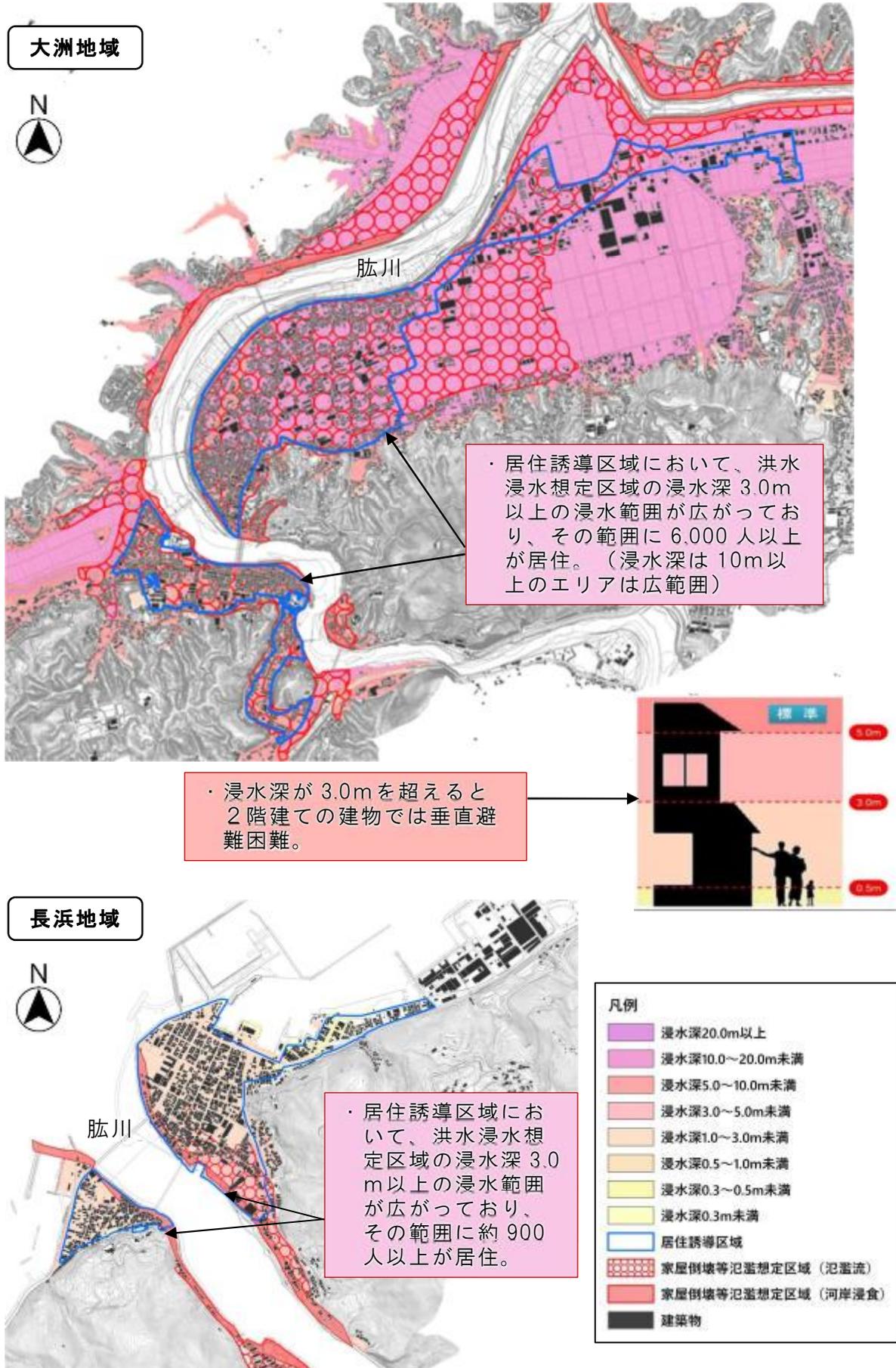
凡例

	浸水深20.0m以上
	浸水深10.0～20.0m未満
	浸水深5.0～10.0m未満
	浸水深3.0～5.0m未満
	浸水深1.0～3.0m未満
	浸水深0.5～1.0m未満
	浸水深0.3～0.5m未満
	浸水深0.3m未満
	居住誘導区域
	建築物

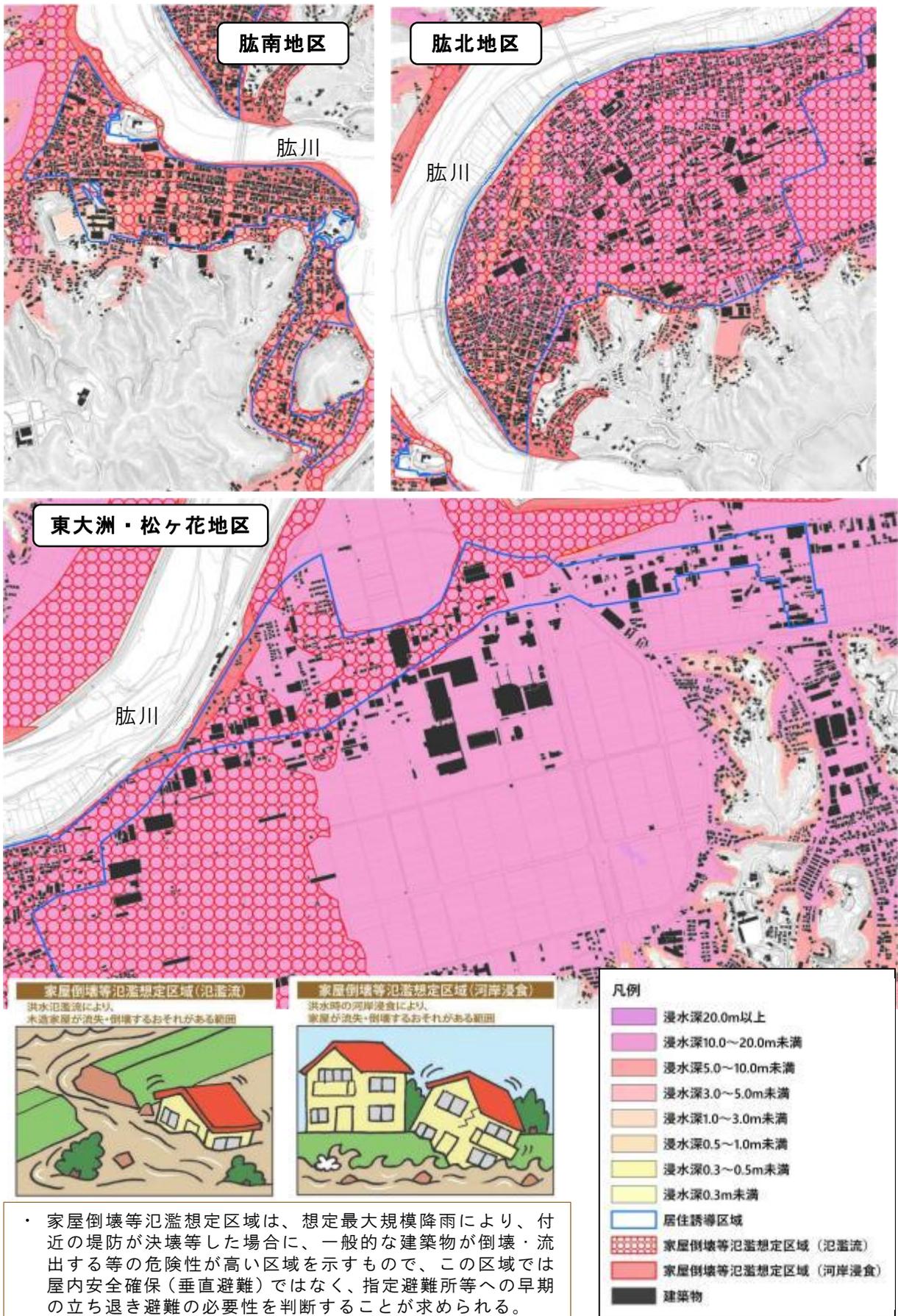
- ・ 浸水深 3.0mを超えると2階建ての建物では垂直避難が困難。
- ・ 浸水深 0.5mを超えると床上浸水となり、2階への避難が必要。



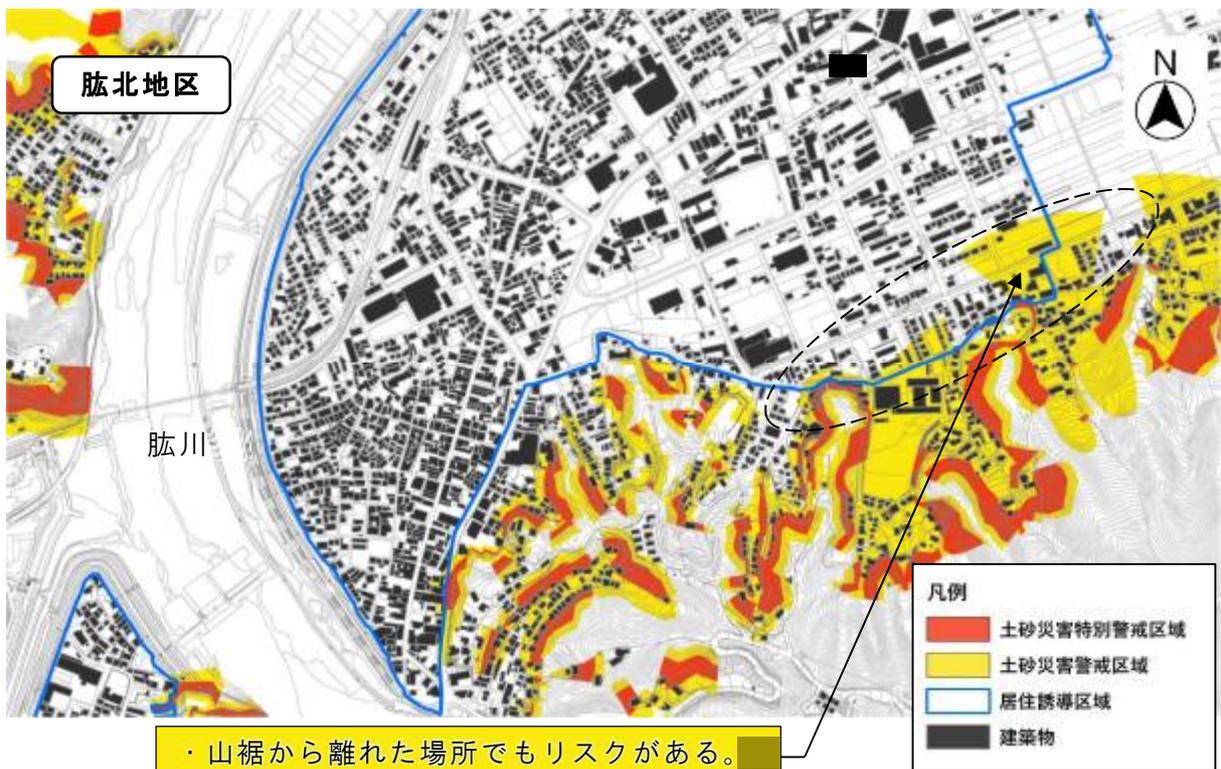
■洪水浸水想定区域〔想定最大規模〕及び家屋倒壊等氾濫想定区域と建物分布の重ね図



■洪水浸水想定区域〔想定最大規模〕及び家屋倒壊等氾濫想定区域と建物分布の重ね図



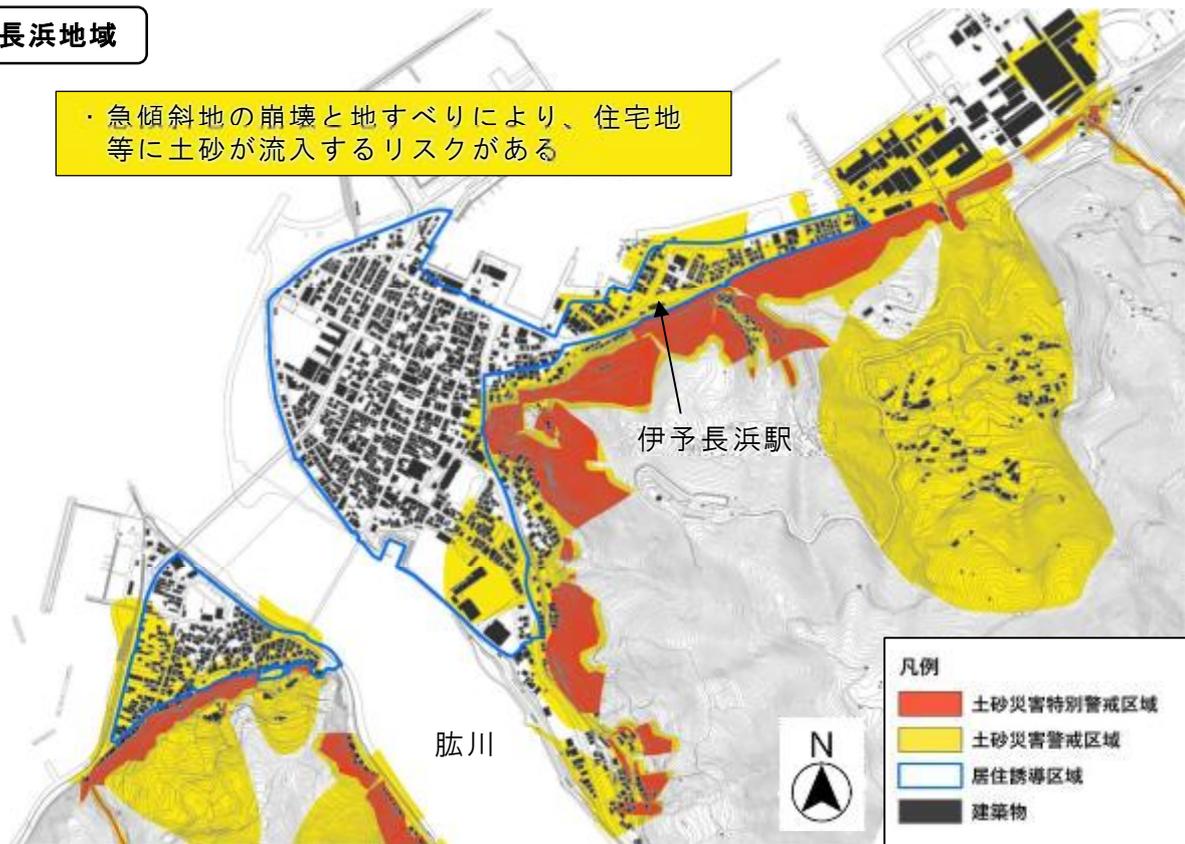
■土砂災害警戒区域等と建物分布の重ね図



■土砂災害警戒区域等と建物分布の重ね図

長浜地域

・急傾斜地の崩壊と地すべりにより、住宅地等に土砂が流入するリスクがある



■津波浸水想定と建物分布の重ね図

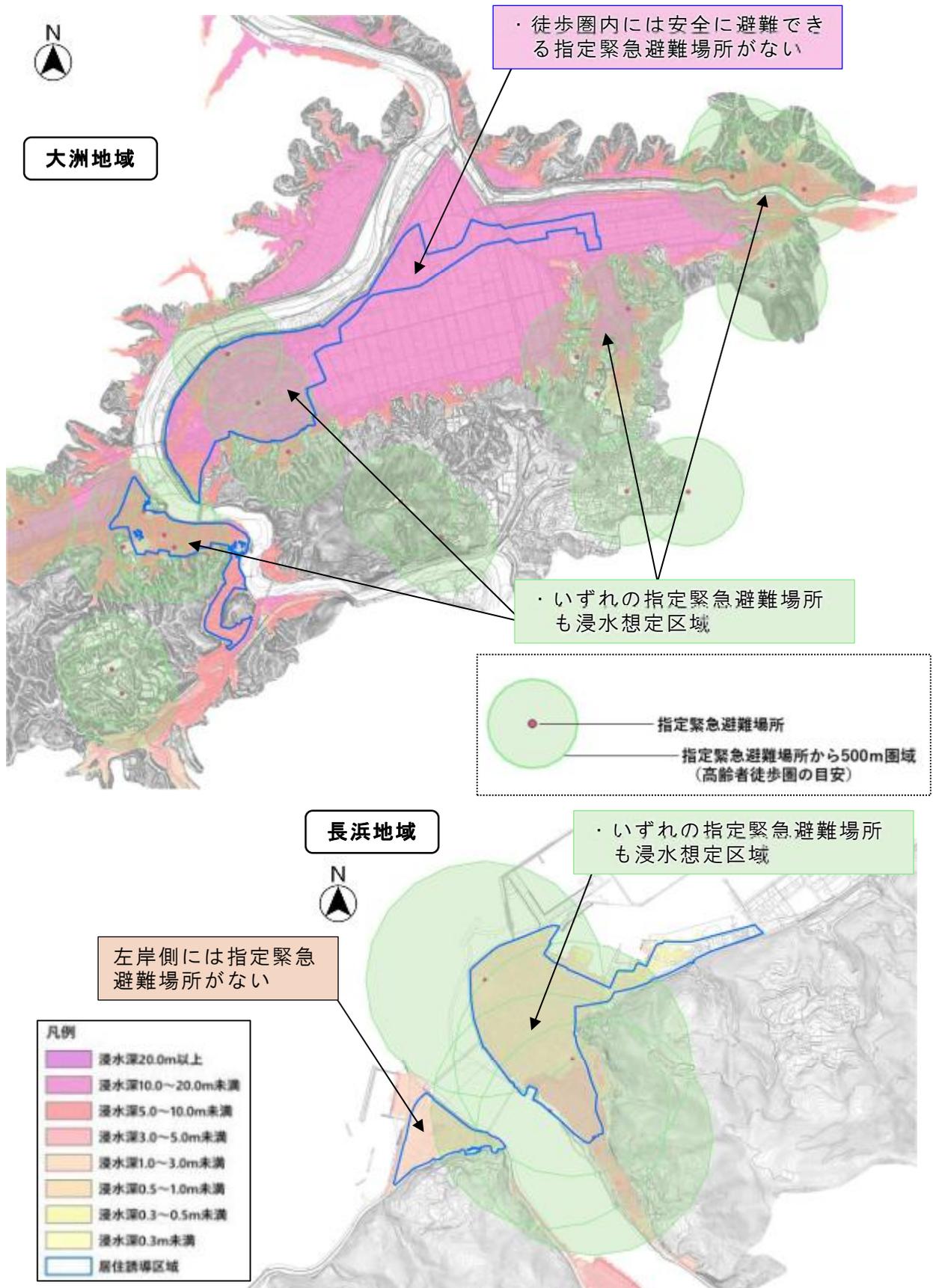
長浜地域

・居住誘導区域の津波浸水想定区域（浸水深0.3m以上）の範囲に、約1,400人が居住



② 避難環境に係るリスク評価

■ 洪水浸水想定区域〔想定最大規模〕と指定避難場所の重ね図

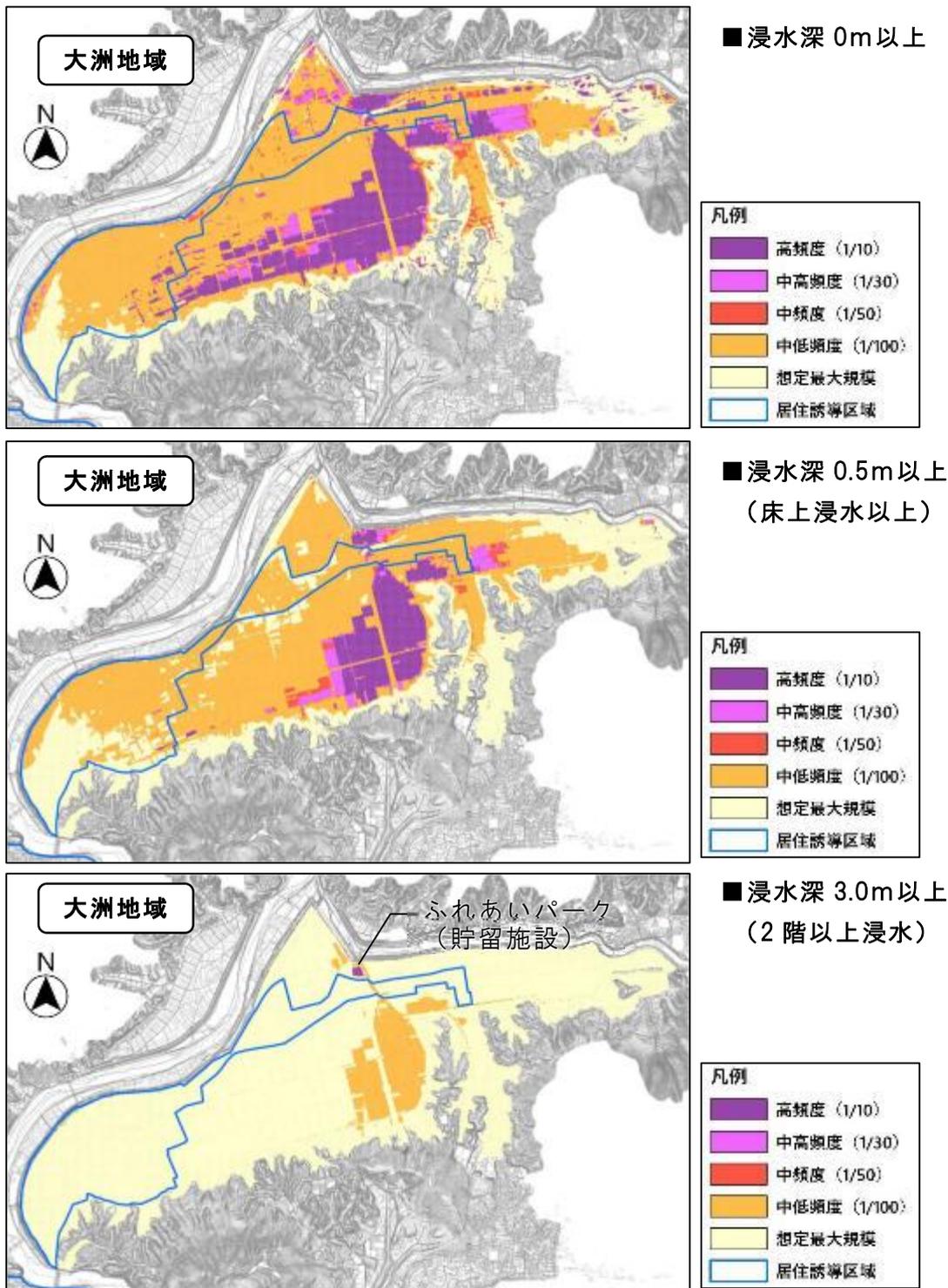


③ 大洲地域の浸水リスクの変化（水害リスクマップ）

国は防災まちづくりの推進のため、外水と内水を統合した水害リスクマップを作成し、流域対策の検討や防災指針の検討・活用を推進するとともに、水害リスクの高い地域を避けた居住や浸水に対する住まい方の工夫を促進しています。

水害リスクマップは、年超過確率 1/10～想定最大規模の降雨による多段階の浸水想定図を重ね合わせ、年超過確率ごとの浸水域を示したものです。ここでは、現行（令和7年時点）および都谷川排水機場の整備後、将来の河川整備後の状況における浸水リスクの変化を示します。なお、水害リスクマップの浸水域は、国管理河川に加え、中小河川等の浸水域も含まれます。

■現行（R7）の河川整備状況での浸水リスク

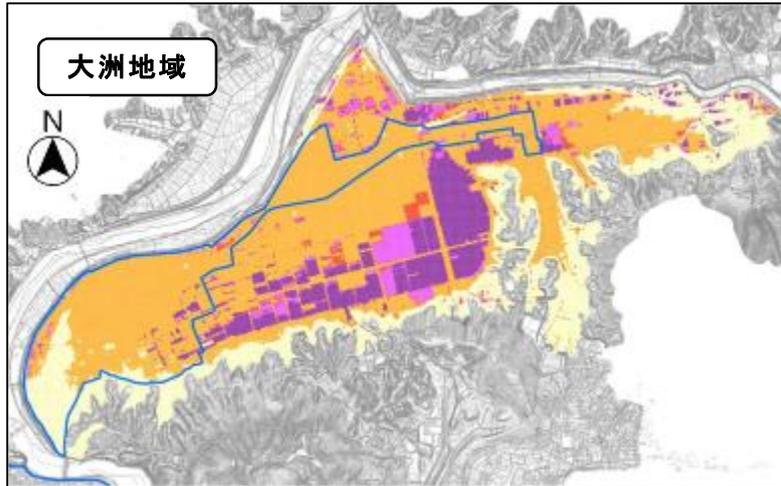




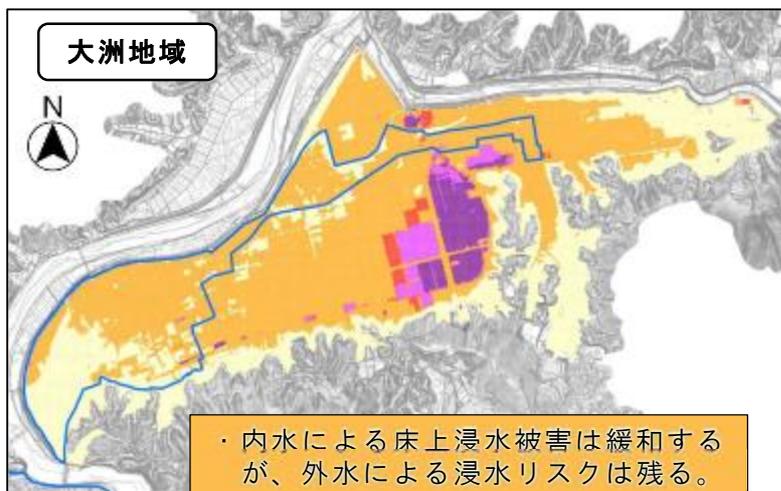
■都谷川排水機場の整備

都谷川流域の規模に応じた排水機場を都谷川の下流端に整備し、都谷川流域水害対策計画の計画対象降雨（平成30年7月豪雨）が発生した場合には、各関係機関と併せて床上浸水を解消させる。（都谷川流域水害対策計画）

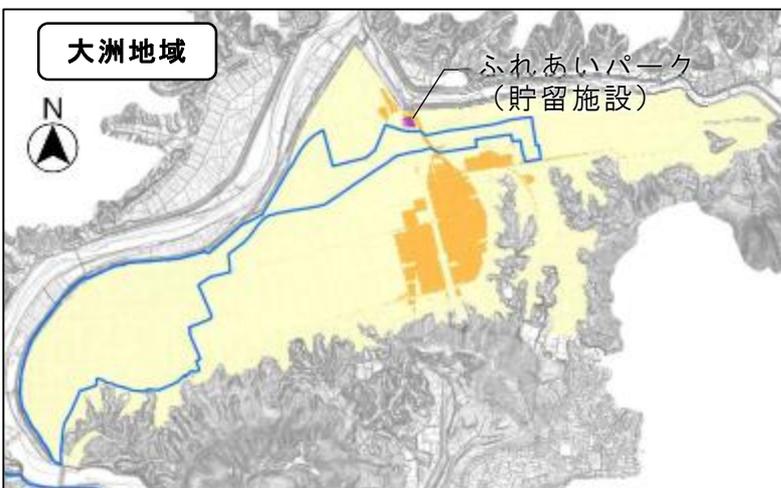
■現行（R7）の河川整備状況での浸水リスク（整備する都谷川排水機場の整備後）



■浸水深 0m以上



■浸水深 0.5m以上
（床上浸水以上）

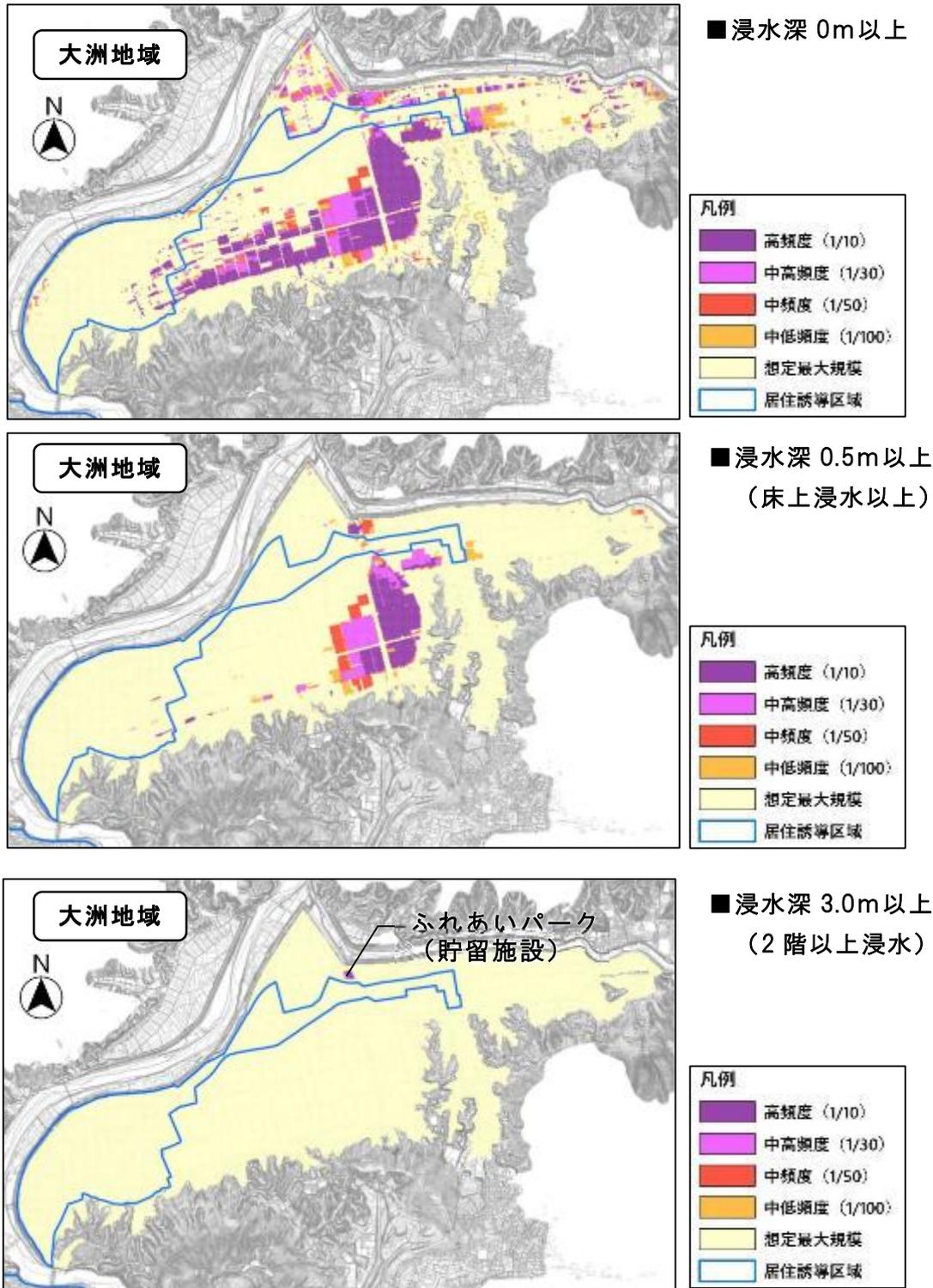


■浸水深 3.0m以上
（2階以上浸水）



■ 将来の河川整備状況での浸水リスク

(平成 30 年 7 月洪水と同規模を安全に流下させるための河川整備が完了)

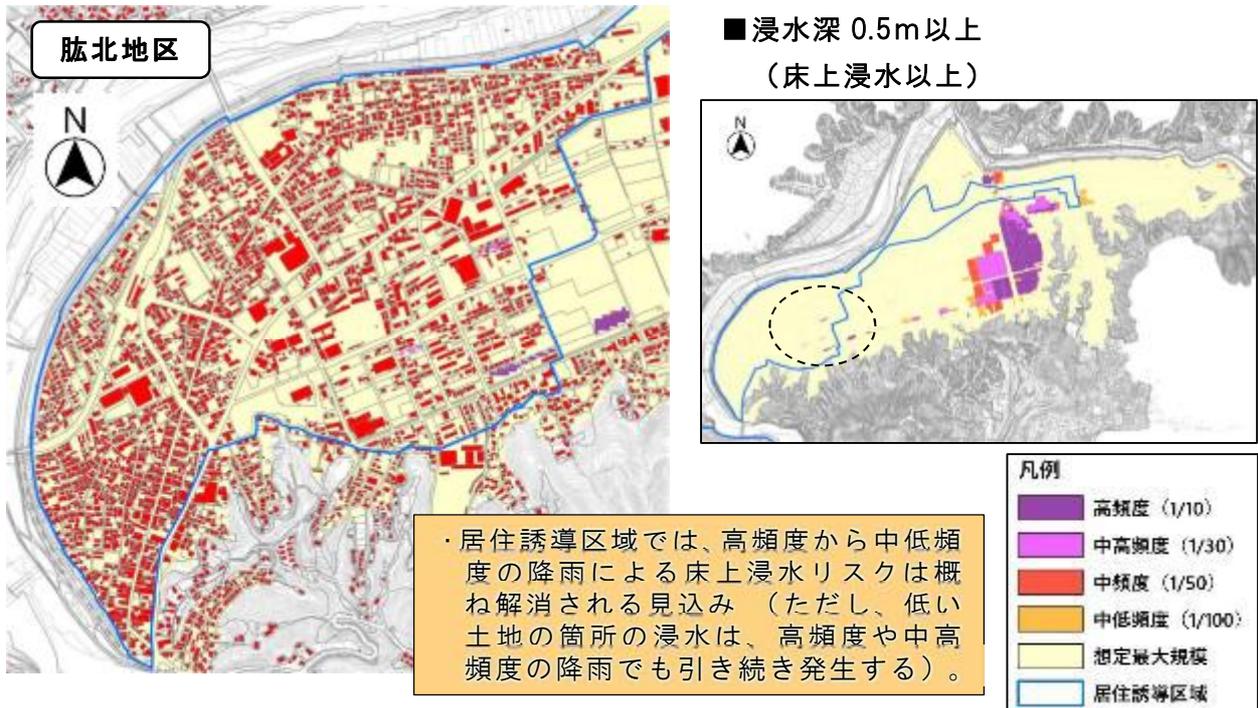


・ 大洲地域では、平成 30 年 7 月洪水と同規模を安全に流下させるための河川整備の完了により、年超過確率 1/100 程度 (中低頻度) の降雨による外水氾濫 (洪水浸水リスクは今後解消される見込み)。

・ 一方、想定最大規模の降雨など、施設規模を上回る洪水のリスクは、平成 30 年 7 月豪雨の再度災害防止対策の完了後も依然として残る。

■将来の河川整備状況での浸水リスク

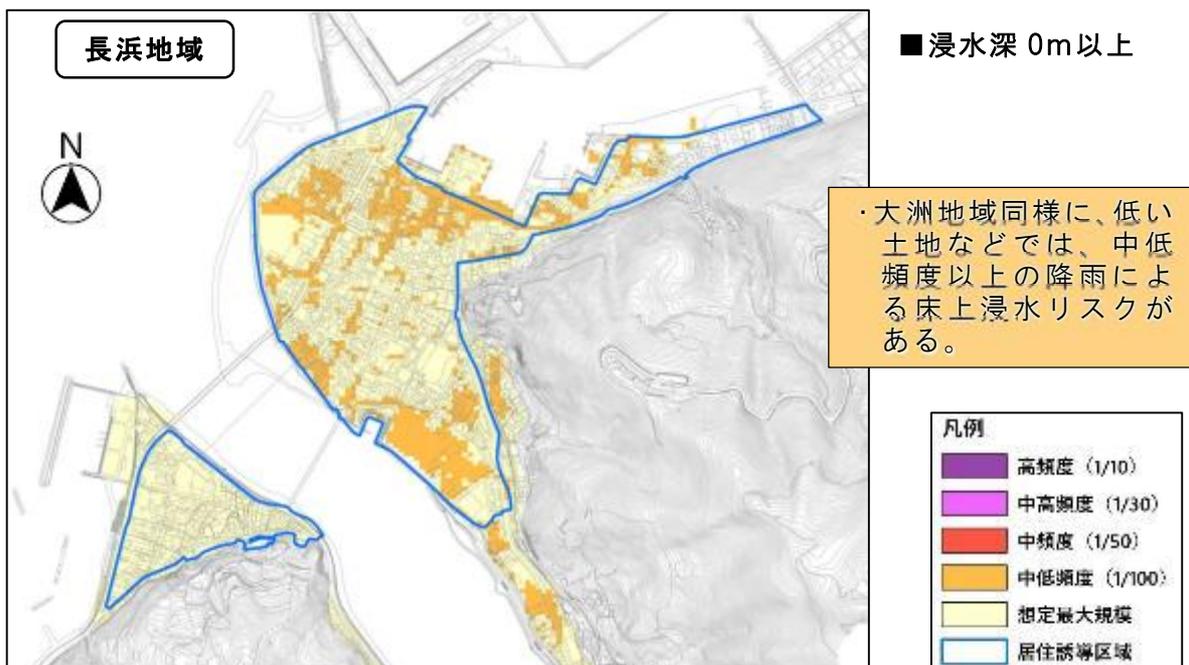
(平成 30 年 7 月豪雨の再度災害防止の防災対策の河川整備が完了後)



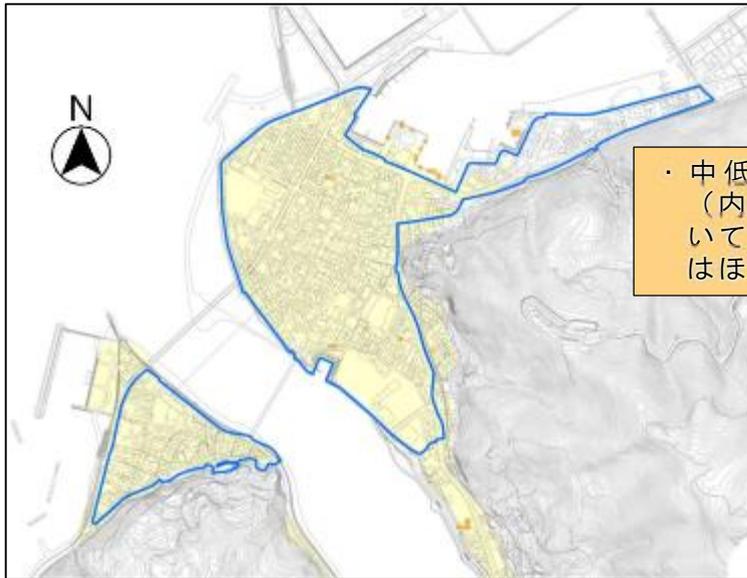
④ 長浜地域の浸水リスク（水害リスクマップ）

長浜地域における令和 7 年時点の河道状況を踏まえた外水と内水を統合したリスクマップおよび多段階の浸水想定図を以下に示します。年超過確率 1/100 の降雨では、外水による浸水はありませんが、内水による浸水が想定されています。

■現行 (R7) の河川整備状況での浸水リスク

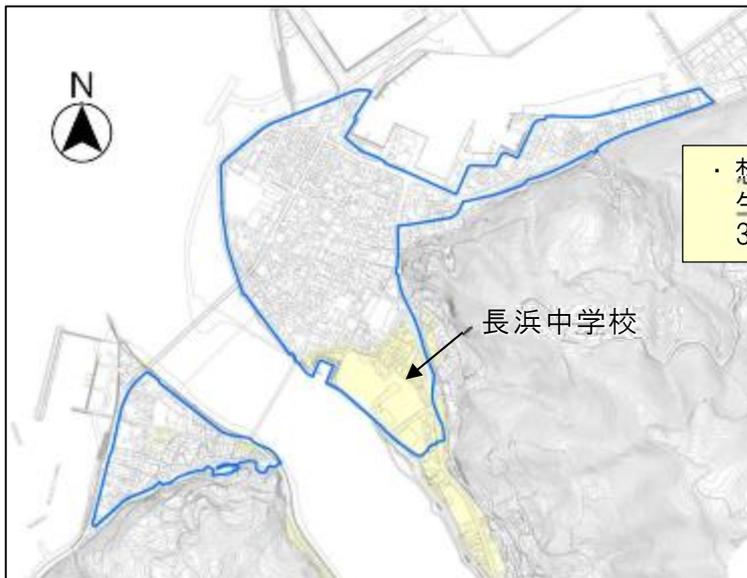


■現行 (R7) の河川整備状況での浸水リスク



■浸水深 0.5m以上
(床上浸水以上)

・中低頻度までの降雨による浸水（内水）では、居住誘導区域内において、床上浸水が想定される箇所はほとんどない。

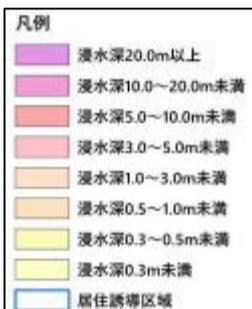
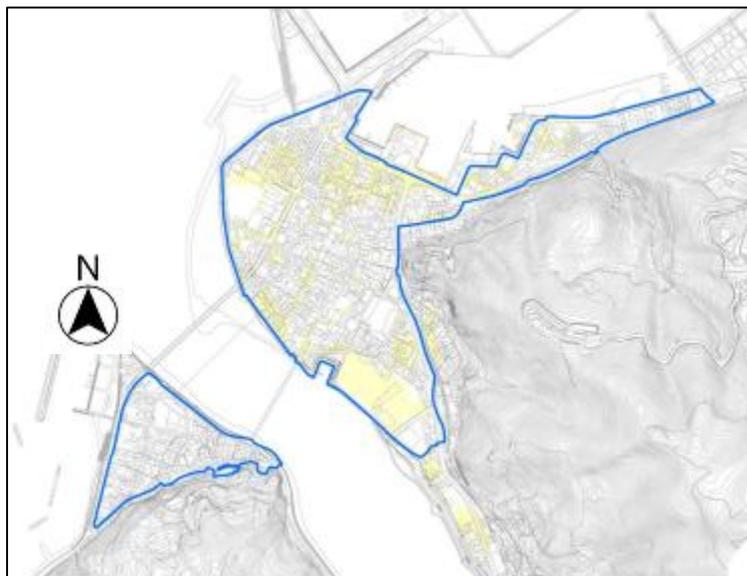


■浸水深 3.0m以上
(2階以上浸水)

・想定最大規模の降雨（洪水）が発生した場合、長浜中学校付近でも3.0m以上浸水。



■1/100 規模の降雨（年超過確率 1/100 規模 [中低頻度]）による浸水想定（浸水深）



10.4 防災まちづくりの課題の設定

(1) 地域の災害リスク分析からみた課題

大洲地域と長浜地域の災害リスクの分析を踏まえ、都市防災上のまちづくり課題（防災まちづくりの課題）を整理します。

① 地域が抱える災害リスク

平成30年7月豪雨災害後の肱川緊急治水対策により一定の安全性は確保されたものの、気候変動の進行も踏まえると、各地域の特性に応じた複合的な災害リスクへの対応が引き続き必要となっています。

■地域特性に起因する課題

大洲地域における複合的な災害リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肱川緊急治水対策の進捗により治水安全度は大きく向上しました。一方で、年超過確率 1/100 程度（中低頻度）の降雨における浸水想定（現行：R7 時点）では、肱川や矢落川からの浸水等により、居住誘導区域が広範に床上浸水リスクにさらされることが想定されています。このため、残存する外水氾濫（洪水）のリスク低減の取組が必要です。 ・ また、都谷川樋門閉鎖による内水氾濫リスク、土砂災害警戒区域における既存住宅の立地など、複合的な災害リスクへの対応が必要です。特に、居住誘導区域の外側など、今後も年超過確率が 1/10～1/50 程度（高頻度～中頻度）の降雨により浸水が引き続き想定される場所では、そのリスクの丁寧な共有が必要です。
長浜地域における津波・高潮リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 想定最大クラスの津波・高潮により、海岸沿いの市街地の相当部分で 1m 以上の浸水が想定されており、発生した場合は甚大な被害が懸念されます。河口部特有の潮汐影響による内水リスクも含め、沿岸部特有の災害への対応が必要です。
気候変動による災害リスクの増大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動により将来的な降雨量の増加が予測される中、想定最大規模降雨では、居住誘導区域のほぼ全域で 5m 以上の浸水、家屋倒壊等氾濫想定区域の指定など、極めて深刻な被害が想定されています。発生頻度は低いものの、万が一の災害発生に備えた対策が必要です。



●地域のハザード・災害リスクからみた主要課題

- 居住誘導区域における浸水リスクの軽減
- 内水氾濫による市街地浸水の防止
- 土砂災害警戒区域内の既存住宅の安全確保
- 津波・高潮等による沿岸市街地の被害軽減

② 土地利用・都市構造上の特性からみた課題

本市の市街地は、肱川沿いの平地部を中心に歴史的に形成されてきましたが、その多くが浸水想定区域等の災害リスクを抱えるエリアと重複しています。都市機能や居住の安全確保と、まちの活力維持の両立を図りながら、災害に強い都市構造への転換を進めることが求められています。

■ 土地利用・都市構造上の特性からみた課題

災害リスクエリアへの都市機能・居住の集積	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な市街地形成の経緯から、浸水が想定される場所に様々な重要都市機能が立地し、機能停止による二次被害が懸念されます。 ・安全な移転先が限られる中での段階的な土地利用の適正化が課題です。
新市街地における内水対策	<ul style="list-style-type: none"> ・東大洲地区の新都市拠点周辺では、短時間強雨による内水氾濫が繰り返し発生しており、宅地化の進展に伴う保水・浸透機能の低下への対応が急務です。



● 土地利用・都市構造上の特性からみた主要課題

- 災害リスクエリアにおける都市機能の立地抑制
- 安全な地域への居住・都市機能の段階的誘導
- 重要都市機能の災害時機能継続の確保
- 新市街地における保水・浸透機能の保全

③ 避難警戒体制等からみた課題

災害時に住民の生命を守る避難体制では、避難施設の立地や避難経路等に多くの課題を抱えています。特に、高齢化の進展により要配慮者が増加する中、誰もが安全に避難できる環境の整備が急務となっています。

■ 避難警戒体制等からみた課題

安全な避難所の不足	<ul style="list-style-type: none"> ・両地域とも居住誘導区域内の指定避難所のほぼ全てが浸水想定区域や土砂災害警戒区域に立地しており、安全な避難先の確保が困難な状況です。特に垂直避難が可能な建物が少なく、緊急避難場所の充実が必要です。
要配慮者の避難支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者利用施設の多くが浸水想定区域に立地し、福祉避難所も居住誘導区域から離れているため、高齢化が進む中での実効性のある避難支援体制の構築が課題となっています。
避難経路の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・内水氾濫による道路冠水や土砂災害による避難経路の閉塞、高台への避難路が確保できない地区の存在など、確実な避難行動を阻害する要因への対応が必要です。



● 避難警戒体制等からみた主要課題

- 安全な避難場所・避難路の確保
- 要配慮者の避難支援体制の構築
- 垂直避難施設等の緊急避難場所の充実
- 避難情報伝達の多重化・確実性の向上

(2) 平成30年7月豪雨災害の教訓からみた課題

本市では、水害常襲地として、全国的にも先進的な地域防災体制を構築してきましたが、平成30年7月豪雨災害では実際の避難行動や災害対応において様々な課題が顕在化しました。既存の体制を実効性のあるものとし、全ての住民が災害時に適切な行動をとれるよう、自助・共助・公助の連携強化が求められています。

■ 平成30年7月豪雨災害の教訓からみた課題

平成30年7月豪雨災害の教訓	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織率は100%、ほとんどの自治会において、地区防災計画が策定されるなど、全国的にも先進的な体制・取組が展開されています。 ・一方で、実際の災害時（平成30年7月豪雨）には、避難行動や災害対応において様々な課題が顕在化しました。
自助・共助・公助の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・住民一人ひとりの防災意識向上と主体的な避難行動（自助）、地域での支え合い（共助）、行政の災害対応力（公助）の実効性確保と相互連携の強化が必要です。



● 平成30年7月豪雨災害の教訓からみた課題

- 自主防災組織の活動実効性の向上
- 防災意識の向上と自助力の強化
- 地区防災計画に基づく共助体制の充実
- 平時からの復旧・復興体制の構築

コラム：平成30年7月豪雨災害 復旧・復興の教訓

本市では、平成30年7月豪雨災害時における復旧・復興事業の課題や問題点を抽出し、改善策や今後の取組を整理しています。今後の災害にも迅速かつ適切に対応できるよう、引き続き体制強化を図っていきます。

項目	主な課題・問題点	実施した改善策・今後の取組
被災者支援	被災者に係る情報の集約・整理、実態把握の遅れ など	被災者台帳のシステム化、各種マニュアルや計画、体制整備 など
応急仮設住宅	建設候補地、技術職員（建築士等）の不足 など	応急仮設住宅建設候補地の選定、建築士派遣に係る協定締結 など
産業の復旧	被災中小事業者への迅速な支援、農地等の災害復旧・人材不足 など	迅速な補助金交付体制の検討、愛媛県等外部職員等との連携 など
公共施設等の復旧	災害復旧事業に係る知識不足、対応可能な業者の不足、災害復旧工事に係る技術職員の不足 など	災害の経験・知識の継承、各団体との協定締結、早期復旧に向けた対応マニュアルの作成 など

（資料）大洲市復旧・復興報告書（平成30年7月豪雨災害）に基づき整理

(3) 気候変動への対応と流域治水への転換

近年の気候変動により水災害が頻発・激甚化する中、本市においても平成30年7月豪雨で甚大な被害を受けるなど、従来の河川区域中心の治水対策に加えて、より総合的な対策の必要性が明らかとなっています。

このような状況を踏まえ、集水域から氾濫域に至るまで、多様な関係主体が連携・協働し、肱川流域全体で水害を軽減させる取組である「流域治水への転換」を進めています。今後も気候変動の進行に伴う降雨量や河川流量のさらなる増加に対応するため、この取組を一層推進していく必要があります。

■気候変動への対応や肱川流域全体からみた課題

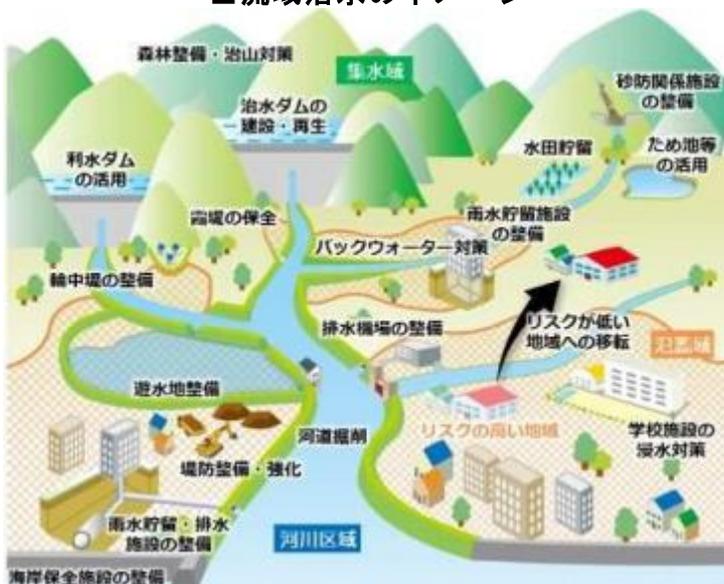
気候変動による水災害リスクの増大	・降雨量の増加や水災害の頻発・激甚化が顕著となっており、これまでの治水対策の想定を超える災害への対応が急務となっています。
流域治水への本格的な転換	・平成28年の「肱川大規模氾濫に関する減災対策協議会」設立や令和3年3月の「肱川流域治水プロジェクト」の策定により流域治水の取組が本格化しました。今後さらなる気候変動の進行が予測される中、この取組を一層加速する必要があります。
多様な主体の連携・協働の強化	・集水域から氾濫域に至るまで、国・県・市の行政機関だけでなく、住民、事業者、土地所有者等の多様な関係主体が連携・協働する体制の構築と、各主体の役割に応じた取組の実効性確保が課題となっています。



●気候変動への対応や肱川流域全体からみた主要課題

- 想定を超える災害への対応力強化
- 流域全体での総合的な治水対策の推進
- 多様な主体の連携による流域治水の実効性確保
- 住民・事業者の流域治水への参画促進

■流域治水のイメージ



＜流域治水プロジェクト＞

河川流域ごとに、河川管理者、下水道管理者、都道府県、区市町村等からなる協議会を設置し、流域全体で緊急的に実施すべき治水対策の全体を取りまとめる全国的な取組です。肱川流域では、肱川水系流域治水プロジェクトが国・愛媛県・大洲市・西予市・内子町などにより構成される肱川流域治水協議会により策定されています。

(4) 防災指針で対応すべき課題

本計画では、「市街地の拠点性の強化」「既存宅地の有効利用」「過度な自家用車依存の回避」を目指すべきまちづくりの課題として設定しています。(第5章)

一方で、本市の居住誘導区域は、浸水想定区域等の災害リスクを抱えるエリアと広範に重複しており、都市のコンパクト化と防災対策の両立が不可欠です。

防災指針では、抽出した防災上の課題を踏まえ、「市街地浸水の解消」をまちづくりの課題に追加します。

これにより、都市機能の集約と居住誘導を進めながら、「コンパクトなまちづくり」と「災害に強い安全・安心なまちづくり」を一体的に推進します。

都市防災に係るまちづくりの課題の類型化

立地適正化計画で
解決を目指す課題

居住誘導区域の安全性向上

- 災害リスクが残存する居住誘導区域において、ハード・ソフト両面から重点的な対策を実施し、安全な居住環境を確保する。

災害リスクを踏まえた土地利用の適正化

- 災害リスクの高い区域から相対的に安全な区域への段階的な居住・都市機能の誘導を進めるとともに、リスクが残る区域では建築物の構造的な対応を促進する。

実効性のある避難体制の構築

- 安全な避難場所・避難路の確保、要配慮者の支援体制強化、垂直避難施設等の充実により、全ての住民が確実に避難できる体制を整備する。

地域防災力の強化と自分事化の推進

- 自主防災組織の活動実効性向上、防災教育の充実、流域治水への住民参画により、自助・共助・公助が連携した防災体制を構築する。

重要都市機能の災害時機能継続

- 浸水想定区域内の病院等の重要施設において、浸水対策や代替機能の確保により、災害時でも都市機能を維持できる体制を整備する。

早期復旧・復興に向けた事前準備

- 復旧・復興の担い手確保、事業継続計画の策定促進、復興まちづくりの事前検討により、被災後の迅速な都市機能回復を可能とする。

中心市街地の拠点性の強化

賑わいを創出する施設誘導のほか、JR伊予大洲駅の交通結節点機能や中心市街地の回遊性を強化する。

既存宅地の有効利用

市街地の拡大を抑制し、公的不動産、空き地や空き家を都市機能や居住機能の集約化の種地として有効に利用する。

過度な自動車依存の回避

健康や地球環境に配慮して、公共交通の利用促進、歩いて出かけやすい環境の充実を図る。

市街地の床上浸水の解消

水害リスクが広範に残存する市街地において、住民が安心して住み続けられる環境を実現する。

10.5 防災指針の検討

(1) 防災まちづくりの将来像

本市では、平成30年7月豪雨により甚大な被害が発生しましたが、市民・市・国・県・関係機関が一丸となり復旧・復興に取り組んできました。

特に、肱川緊急治水対策により、無堤地区での築堤工事の完了など、肱川中下流圏域の治水安全度は着実に向上しています。あわせて、「肱川大規模氾濫に関する減災対策協議会」を中心に、関係機関が連携したソフト対策も進められてきました。また、肱川水系河川整備計画に基づき、更なる治水安全度の向上に向けた整備が現在も進められています。

一方、近年の気候変動に伴い、全国各地で水害が頻発・激甚化しており、本市においても今後の降雨量の増加やそれに伴う浸水被害の拡大が懸念されています。

また、市街地が広範に浸水する恐れのある本市においては、治水対策の完了には長期を要することも踏まえ、安全な場所への市街地の移転ではなく、今後も水害等のリスクと共存しながら、現在の市街地の安全性を高めるコンパクトなまちづくりを進める必要があります。

引き続き、「安全・安心のまちづくり」を都市づくりの目標に掲げ、平成30年7月豪雨や南海トラフ巨大地震などの大規模自然災害に対し、市民の生命を第一に考えた災害に強いまちづくりを進めます。そして、災害リスクの周知・共有、防災体制の形成を地域住民と継続的に行い、誰もが安心して暮らせる都市の実現を目指します。

以上の考え方を基本とし、次世代を担う大洲の若者からの提案を踏まえ、防災まちづくりの将来像を以下のとおり設定します。

【将来都市像】

清流肱川が結ぶ ひと・自然・まちがきらめく
魅力創造都市 大洲

【防災まちづくりの将来像】

清流肱川とともに、つながり安心の暮らし
～流域全体で備える魅力あるまち 大洲～

コラム：流域治水の深化・自分事化、若い世代が描く大洲の防災まちづくりの将来像

平成30年7月豪雨による甚大な被害を受け、国・県・市が一体となった「肱川緊急治水対策」を実施しており、令和6年5月末に堤防整備等が完成し、治水安全度が向上しました。しかし、今後も気候変動の影響等により、水害のリスクは存在します。

こうした中、国土交通省大洲河川国道事務所では、大洲市や愛媛県、東京大学との連携により、『地域の防災意識の向上と水害リスクを踏まえた防災まちづくり』に関するワークショップなどの取組を令和5年度より実施しています。ワークショップには、市内の高校生（大洲高校・大洲商業高校・長浜高校の生徒）が参加しており、大洲市の防災まちづくりの将来像として、様々な提案を行いました。

本計画では、高校生からのこれらの提案を踏まえ、大洲市が目指す防災まちづくりの将来像「清流肱川とともに、つながり安心の暮らし 流域全体で備える魅力あるまち 大洲」を設定しました。

**若い世代が描く大洲市の将来像**

1. 住み続けたい安全・安心のまち
2. 日常的な場所が避難所として利用できるまち
3. 災害に強いまち
4. 地域みんながつながるまち
～仲間とともに 地域とともに 肱川とともに～

**(2) 防災まちづくりの目標**

防災まちづくりの将来像を踏まえ、気候変動の影響により頻発・激甚化する自然災害への対応として、「災害に強いまちづくり」と「コンパクト・プラス・ネットワークの実現」の両立を目指します。

一方で、災害リスクにかかるすべての課題を短期間で解決することは困難であり、時間軸を意識しながら「どの水準まで、どの程度、災害リスクを低減させるのか」を明確にし、ハード・ソフト対策を組み合わせた総合的な取組を推進していくことが重要です。

そこで、防災まちづくりを計画的かつ段階的に展開するため、災害種別や地域特性を踏まえた目標を以下のとおり設定します。

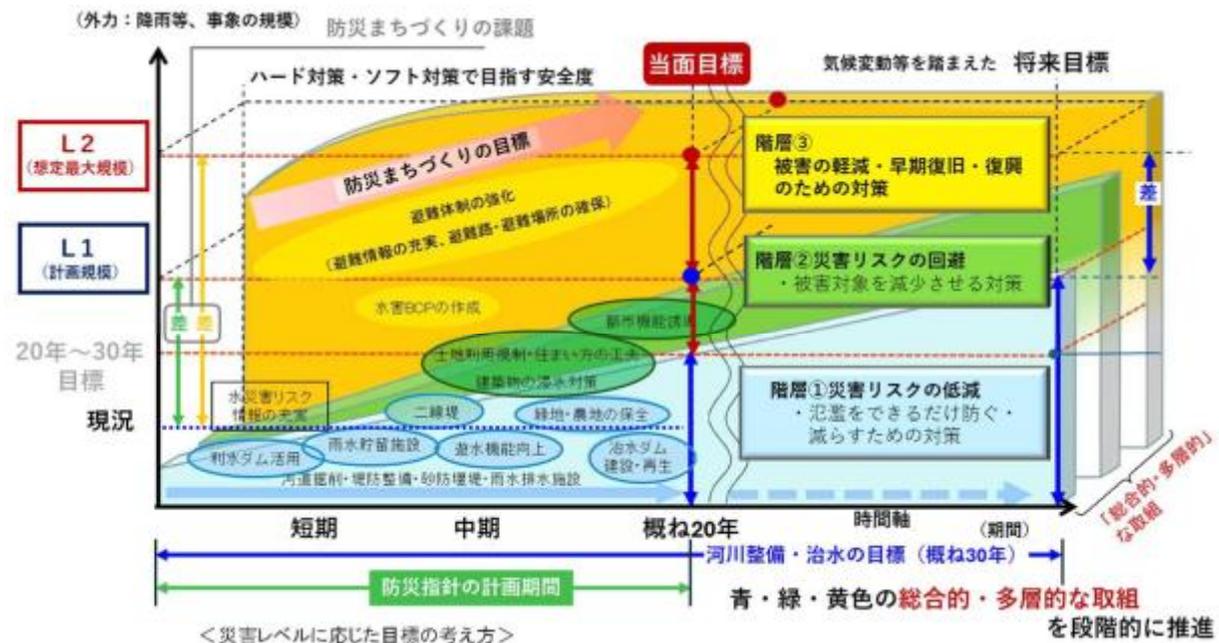
<防災まちづくりの目標>

施設整備により災害リスクを段階的に低減しながら、残存するリスクに対しては確実な避難と地域防災力により市民の生命を守る取組を進め、**災害があっても早期復旧・復興し、住み続けられる持続可能なまちを実現する。**

3つの達成目標（多層的なまちづくりの方向性）

災害リスクの低減	災害リスクの回避	被害の軽減・早期復旧・復興
<ul style="list-style-type: none"> 河川整備、流域治水の推進等により、平成30年7月豪雨規模の災害に対する安全性を確保 	<ul style="list-style-type: none"> 立地適正化計画制度や土地利用規制の適正な運用により、災害リスクの高い地域への新規立地を抑制 	<ul style="list-style-type: none"> 確実な避難により、犠牲者ゼロを実現し、早期復旧・復興により、被災しても機能を維持・早期回復

■ 防災まちづくりの段階目標・総合的・多層的な取組の展開イメージ



※注：上記図はイメージであり、河川整備の目標期間と目指す治水安全度の対応など、本防災指針における実際の目標設定と一部異なる。

（資料）国土交通省「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン（令和3年5月）
一部加筆

＜防災まちづくりの段階目標＞

<p>L1（計画規模） ハードで守る …河川整備基本方針で掲げる中長期目標 ○堤防整備等のハード整備により達成を目指す安全度 →災害が起きても 「人命を守る」+「社会経済被害を最小化させる」</p>	<p>L2（想定最大規模） …ハードだけでは限界がある。 →ハードで守りきれない災害が起きても 「逃げおくれゼロ」で命を必ず守る</p>
--	--

<p>短期 （概ね5年）</p>	<p>○人命を守る最低限の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 確実な避難による犠牲者ゼロ 要配慮者の安全確保
<p>中期 （概ね10年）</p>	<p>○平成30年7月豪雨規模への対応力確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水を安全に流下 （大洲地域における）内水による床上浸水被害の軽減
<p>長期 （概ね20年）</p>	<p>○気候変動を見据えた安全な都市の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> 中低頻度（1/100規模）降雨への対応 持続可能な都市構造の構築

なお、本市では、「防災」と「減災」を通じた市民の生命を第一に考えた災害に強いまちづくりの推進を上位計画で掲げています。そのため、「施設の能力を上回る洪水等」への対応も視野に入れ、行政が取り組む「公助」、市民一人ひとりの「自助」、地域の連携による「共助」の役割分担と相互連携により、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進します。

また、「肱川の減災に係る取組方針」で掲げる減災のための目標や、地域強靱化計画で定める4つの基本目標を基本として、国土強靱化に関する施策を進めます。

「災害に上限なし」という認識のもと、肱川での洪水や都谷川流域での内水氾濫、南海トラフの巨大地震に伴う津波など、あらゆる災害リスクの周知・共有、防災体制の形成を地域住民とともに行うなど、常に避難を意識した防災・減災に向けた取組を総合的かつ多層的に推進します。

■都市防災対策の基本的な考え方（大洲市都市計画マスタープラン）

本市が抱える防災まちづくりの課題を解決し、今後も持続的に発展していくためには、国や県と連携し、肱川の再度災害防止や更なる治水安全度の向上に努めていくとともに、流域住民の水害への関心や危機感も高まっていることから、施設の能力を上回る洪水等に対応を進めていく必要があります。

本市では、各地区における防災対策の取組の必要性を明確にし、「防災」と「減災」による市民の生命を第一に考えた災害に強いまちづくりを推進します。自然災害に対しては、過去の教訓から、行政が取り組む「公助」に加え、自分の命は自分で守るといった考えによる市民一人一人の取組である「自助」、地域の連携による取組である「共助」による役割分担と相互連携が重要となります。そのため、行政と市民（民間）が一体となり、効果的な連携や役割分担のもと、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進しています。

■減災のための目標と地域強靱化計画の基本目標

肱川の減災に係る取組方針 肱川大規模氾濫に関する減災対策協議会

○減災のための目標

中下流域の手のひらのような、洪水が集中しやすい地形や上流域の特徴を踏まえ、肱川流域で発生しうる大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」や防災機能の維持を含む「**社会経済被害の最小化**」を目指す

地域の特性を踏まえた減災への取組

大洲市地域強靱化計画 大洲市

【基本目標】

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②市の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- ③市民の財産および公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧・復興が図られること

国土強靱化に関する施策の推進

(3) ハザードごとの対策目標（各関連計画の目標等）

① 肱川水系河川整備計画の目標

肱川水系河川整備計画では、平成30年7月豪雨と同程度の洪水を安全に流下させることを目的として、肱川緊急治水対策により、段階的に整備を進めています。

■ 肱川水系河川整備計画の目標

（洪水・高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標）

安全安心の確保：戦後最大洪水と同程度の洪水を安全に流下

基準地点 大洲 河道整流量 4,600m³/(s)

（目標流量 6,200m³/(s)、流域内の洪水調節施設（ダム）により 1,600m³/(s)調節）

■ 肱川緊急治水対策

① 緊急的対応（令和2年5月完了）

平成30年7月洪水の被害を軽減

河川（国・県）
 ・ 予備費による樹木伐採、河道掘削
 ・ 野村ダム下流など土砂堆積部河道掘削
 ・ 暫定堤嵩上げ（+0.7m）

野村ダム
 ・ 事前放流（600万m³を確保）
 ・ 洪水貯留準備水位の更なる低下
 野村ダム、鹿野川ダムの放流警報
 ・ 新たな放流警報手法（試行開始）

<令和元年～>
 鹿野川ダム改造により増大した容量の有効活用
 ・ 野村ダム操作規則変更
 ・ 鹿野川ダム操作規則変更

② 概ね5年後（令和6年6月1日完了）

平成30年7月洪水を越水させない

下流河川（国・県）
 ・ 河川激甚災害対策特別緊急事業による堤防整備、暫定堤防の嵩上げなどの対策を実施

野村ダム下流など
 ・ 河道掘削などの対策を実施

治水協定
 ・ 洪水調節可能容量（761万m³を確保）

激特事業による流下能力向上により可能となるダム操作規則の変更
 ・ 野村ダム操作規則変更
 ・ 鹿野川ダム操作規則変更

③ 概ね10年後

平成30年7月洪水と同規模を安全に流下させる

更なる河川整備等（国・県）

山鳥坂ダム完成
2032年度

野村ダム改良完成
2027年度

（資料）国土交通省四国地方整備局 大洲河川国道事務所

② 都谷川流域水害対策計画の目標

都谷川流域水害対策計画は、都谷川流域における平成30年7月の豪雨を都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨（計画対象降雨）として定め、排水機場の整備をはじめ、河道整備、下水道整備等の内水対策や、貯留施設、水田貯留、雨水貯留浸透施設等の流域対策の推進により、都谷川の内水氾濫による大規模被害を解消させるとともに、一部に残る浸水が想定される区域においては、水害リスク（浸水深や浸水頻度等）や「大洲市都市計画マスタープラン」及び「大洲市立地適正化計画」等のまちづくり計画を考慮の上、土地利用規制（貯留機能保全区域の指定）等を活用し、流域内住民等の安全の確保を図ることとしています。さらに、計画を上回る洪水に対しても、氾濫の被害をできるだけ軽減するようソフト対策を推進することとしています。

■ 都谷川流域の都市浸水想定における浸水戸数、浸水面積、計算条件

		都市浸水想定
浸水戸数（戸）		133※
浸水面積（ha）		206※
計算条件	外力	外水：H30.7実績、内水：H30.7実績
	河道	R3末河道 （暫定堤嵩上げ後・2ダム・現行操作）
	流域対策	二線堤、ふれ愛パーク（貯留施設）

※居住誘導区域外を含む都市浸水想定全域での浸水戸数・面積

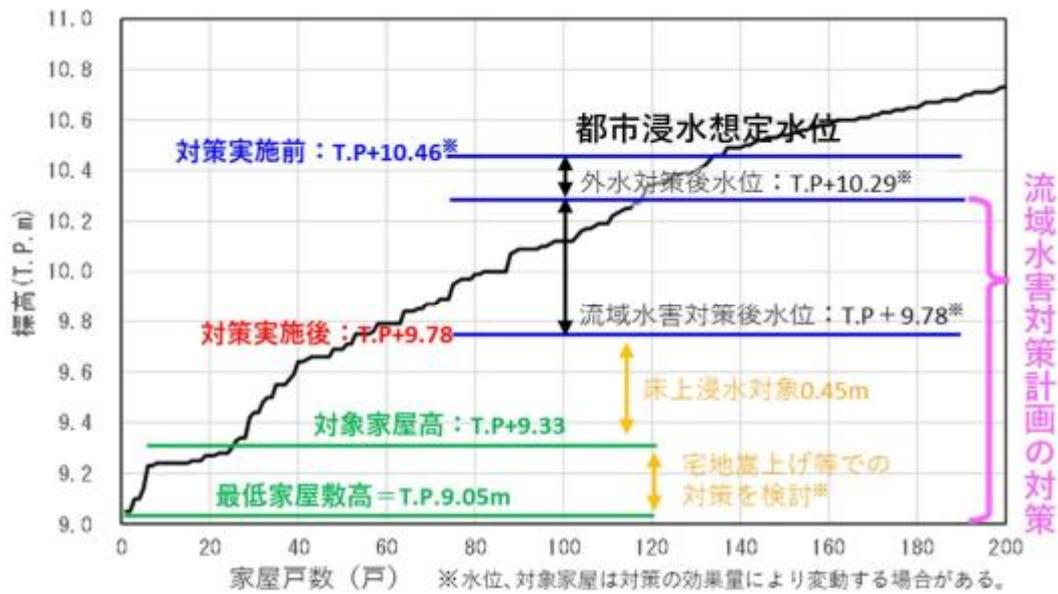
■ 都谷川流域水害対策計画の概要（対策内容）

計画策定者	四国地方整備局、愛媛県知事、大洲市長
計画の目標	気候変動の影響があり、既往最大の被害を受けている平成30年7月豪雨を計画対象降雨とする。
計画の期間	概ね20年



（資料）都谷川流域水害対策協議会

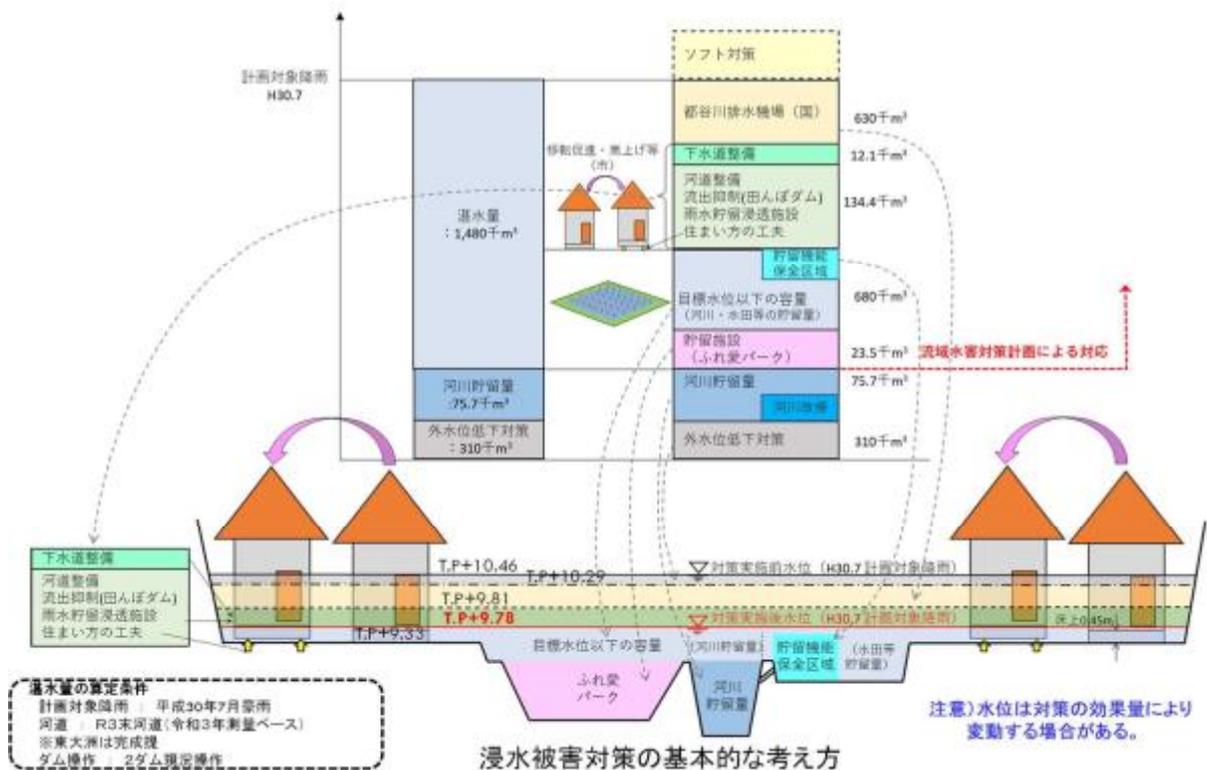
■ 都谷川流域水害対策による都市浸水想定水位の変化



(資料) 都谷川流域水害対策協議会

■ 都谷川流域水害対策計画の概要 (対策分担量)

- ・計画対象降雨の平成30年7月豪雨による湛水量 1,480 千 m^3 に対して、床上浸水が解消できる目標水位以下とするため、河川・水田等の貯留、雨水貯留浸透施設、下水道整備等の対策に加え、都谷川排水機場を整備し、それぞれが分担する。
- ・さらに、計画を上回る洪水に対しても、氾濫の被害を出来るだけ軽減するようソフト対策を推進する。



(資料) 都谷川流域水害対策協議会

③ 津波・高潮災害リスクを踏まえた防災まちづくりの目標

国・県は、津波の発生頻度や規模に応じて「最大クラスの津波：概ね 1,000 年に一度、以下 [L2]」と「比較的発生頻度が高い津波：概ね 100 年に一度、以下 [L1]」の二つのレベルを想定し、総合的な津波対策を推進しています。

本市においても、最大クラスの津波 (L2) はハード整備による対策が困難なことから、避難を中心とした対策で「命を守る」ことを目標とします。一方、比較的発生頻度の高い津波 (L1) は、海岸保全施設の整備、建物構造の工夫や土地利用の誘導等を組み合わせ「暮らしを守る」ことを目標とします。

＜防災まちづくりの目標（津波）の考え方＞

最大クラスの津波 (L2: 想定最大規模)	・ハード整備による対策が困難なことから、「誰一人取り残さない」との高い意識による避難を中心とした対策により、人的被害ゼロを目指す。
比較的発生頻度の高い津波 (L1: 計画規模)	・人命保護を最優先としつつ、ハード整備による減災効果により、居住誘導区域等の市街地における津波浸水の防止や被害の低減を図る。

■ 2つのレベルの津波 (1/2: 最大クラスの津波 [L2])

<p>最大クラスの津波 (L2 津波: 想定最大規模の津波)</p> <p>○津波レベル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波 (概ね数百年から千年に一度の発生頻度) <p>○対策の基本的な考え方 (減災)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸にソフト・ハードの取りうる手段を尽くした総合的な対策を確立していく。 ・被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講ずることが重要である。そのために、海岸保全施設等のハード対策によって、津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える津波に対しては、避難することを中心とするソフト対策を実施していく。 <p>○津波対策の内容 (国の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波浸水想定区域図の作成、ハザードマップの整備 ・率先避難の啓発 (津波防災教育、自主防災組織との連携等) ・避難施設 (避難路の確保、津波避難ビルの指定、津波避難タワーの整備等) ・津波防護施設の指定 (道路・公園等)

(資料) 伊予灘沿岸海岸保全基本計画に基づき整理

<p>○本市における総合的な津波対策の考え方 (大洲市地域防災計画)</p> <p>市民等の生命を守ることを最優先として、市民等の避難を軸に、そのための市民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防衛」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。</p>
--

■ 2つのレベルの津波（2/2：比較的発生頻度の高い津波 [L1]）

比較的発生頻度の高い津波（L1 津波：設計津波）	
○津波レベル	
<ul style="list-style-type: none"> ・最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波（概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度） 	
○対策の基本的な考え方（減災）	
<ul style="list-style-type: none"> ・人命・財産の保護と地域経済の安定化のため、海岸保全施設等を整備。 ・海岸保全施設等については、比較的発生頻度の高い津波に対して整備を進めるとともに、設計対象の津波高を越えた場合でも、施設の効果粘りが強く発揮できるような構造への改良も検討していく。 	
○津波対策の内容（国の考え方）	
<ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設等の整備の目安となる「設計津波の水位」を設定 ・海岸保全施設等の整備（堤防等の整備、堤防・水門等の耐震化、液状化対策等） 	

（資料）伊予灘沿岸海岸保全基本計画に基づき整理

○本市における総合的な津波対策の考え方（大洲市地域防災計画）	
人命保護に加え、市民の財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を海岸管理者とともに進める。	

愛媛県が想定する最大規模の高潮（室戸台風相当で肱川の洪水影響も考慮）に対し、住民の生命保護を最優先に「命を守る対策」に取り組みます。また、伊予灘沿岸海岸保全基本計画に基づく防護基盤の構築を推進し、住民の安全性向上と都市機能の持続的な確保を目指します。

< 防災まちづくりの目標（高潮） >

短期	・高潮浸水想定区域における避難警戒体制の整備、住民等の防災意識の向上による人的被害防止
長期	・居住誘導区域内の住宅や都市機能の耐浪化による安全性等の確保（津波浸水想定区域での安全で持続可能な都市的土地利用の継続による長浜地域の持続的な発展の実現）

④ 土砂災害リスクを踏まえた防災まちづくりの目標

土砂災害に対しては、「突発性」や「人的被害に直結する」という特性を踏まえ、生命を守ることを最優先とした総合的な対策を推進します。県と連携し、土砂災害リスクの高い区域における開発規制等により新規立地を抑制するとともに、既に居住が進む居住誘導区域等では砂防施設等の整備を重点的に進め、安全性の確保に努めます。これらの取組により、土砂災害による「人的被害ゼロ」を目指します。

< 防災まちづくりの目標（土砂災害） >

短期	・避難警戒体制の整備と住民の防災意識の向上による人的被害の防止（逃げ遅れゼロ）
長期	・居住誘導区域内外の土地利用の適正化とハード対策により、土砂災害リスクの低い安全な居住エリアの確保

(4) リスクを踏まえた取組の方向性（取組方針）

防災まちづくりの目標を踏まえ、「肱川水系流域治水プロジェクト～つなごう肱川プロジェクト～」や「都谷川流域水害対策計画」との整合を図りながら、次の3つの視点を柱として、段階的かつ計画的な防災・減災対策を推進します。

■取組方針（3つの柱）

リスク低減

（主に）
ハード対策

災害リスクの低減 ～ハザードへの対応～

- 氾濫・浸水等による直接的な被害をできるだけ防ぐ・減らす被害防止施設等の整備や氾濫・浸水を防ぐための流域対策
- ・ 平成30年7月豪雨の再度災害防止を最優先に、災害リスクが高い箇所への新たなインフラ整備や既存インフラ施設の改良を計画的に実施します。
- ・ 特に、流域治水の考えのもと、国・県・市及び住民等が連携し、流域全体での「雨水を貯める」「洪水を安全に流す」「氾濫水を減らす」といった総合的な対策を推進します。

リスク回避

（主に）
規制・誘導

災害リスクの回避 ～被害対象の減少～

- 土地利用の規制や誘導、建築物での対応、より安全な地域への移転促進など、居住誘導区域等の被害対象を減少させる対策
- ・ 災害の危険性が高い区域から相対的に安全な区域への段階的な居住誘導を図るとともに、危険性が残る区域においては、住まい方の工夫や建築物の構造的な対応を進め、より長期的な観点を見据えた災害に強い都市構造の実現を図ります。

被害の低減
・ 早期復旧・
復興

（主に）
ソフト対策

被害の軽減・早期復旧・復興 ～脆弱性への対応～

- 確実な避難や経済被害の軽減・最小化、迅速な復旧・復興のための事前準備など、居住誘導区域の居住等の安全確保のための防災・減災対策
- ・ 「避難体制の強化」「地域防災力の向上」「早期復旧・復興」など、総合的・多層的な取組による被害の最小化を図ります。
- ・ 特に、行政のみならず、企業・地域団体・学校など多様な関係主体が連携する体制の構築、さらには住民一人ひとりの災害対応力や主体的に行動する「自分事化の取組」を後押しする仕組みづくりを進めることで、効果的かつ持続可能な防災・減災対策への展開を目指します。

なお、まちづくりの目標で示すように、施設の限界を前提に、上記3つの取組方針を相互に連携させながら、ハード整備の進捗に応じて最適な対策を組み合わせ、残存リスクとの共存を図りながら安心して居住できる環境の実現を目指します。

① 災害リスクの低減 ～ハザードへの対応～

＜基本的な考え方＞ 施設整備等により災害の発生を防ぐ・減らす

本市では、市民の生命と財産を守ることを最優先に、国や愛媛県と連携しながら、災害リスクの軽減と被害の最小化を図る強靱な都市基盤の整備を進めています。

特に、近年の水災害では施設の能力を超える氾濫も発生しており、「水を完全に防ぐ」という従来の思想から、被害を最小限に抑え、水とともに生きる社会を目指す「水防災意識社会」への意識転換が求められています。

さらに、気候変動による降雨量の増加や潮位上昇により、将来的に土砂災害や洪水のリスクが一層高まることが想定されます。こうした状況を踏まえ、国・県・市・住民・関係団体等の多様な主体が連携・協働し、流域全体で水害に備える「流域治水」の視点から、総合的な対策を推進します。

また、災害リスクを抱える居住誘導区域等の安全性を早期に向上させるため、緊急性や費用対効果等を総合的に勘案し、整備の優先順位を明確にして、各種対策を計画的かつ着実に推進します。

■災害リスクの低減に関する個別の取組方針

<p>＜方針 1-1＞ 河川整備等 (肱川水系河川整備計画等に基づく河川整備やダム整備等)</p>	<p>・肱川水系河川整備計画に基づき、河川の流下能力向上と洪水調節機能の強化により、流域の治水安全度を段階的に向上させます。平成 30 年 7 月豪雨の再度災害防止を最優先としつつ、将来の気候変動による降雨量増加も見据えた治水対策を推進し、肱川水系流域治水プロジェクトの枠組みの下、総合的な治水安全度の確保を図ります。</p>
<p>＜方針 1-2＞ 内水氾濫対策 (排水不良解消等)</p>	<p>・都谷川流域では、排水施設の能力向上と流域全体での雨水貯留・浸透機能の強化など、「都谷川流域水害対策計画」に基づく、ハード・ソフトの総合的な対策により、内水氾濫による浸水被害の軽減を図ります。</p>
<p>＜方針 1-3＞ 流域対策(貯留・流出抑制等)</p>	<p>・流域全体で雨水を「ためる」「浸透させる」機能を高め、河川への流出抑制と氾濫水の制御により、洪水被害の軽減を図ります。田んぼダムや森林の保水機能等の自然の力を最大限に活用するとともに、二線堤等の保全により、自然環境と調和した流域治水を推進します。</p>
<p>＜方針 1-4＞ 海岸保全施設等の整備</p>	<p>・津波・高潮による浸水被害から市民を守るため、伊予灘沿岸海岸保全基本計画に基づく海岸保全施設の整備・機能強化を推進します。 ・既存施設の耐震・耐浪性能の確保と計画的な更新により、沿岸部の防災力向上を図ります。</p>
<p>＜方針 1-5＞ 砂防関係施設の整備</p>	<p>・要配慮者利用施設や避難所等の重要施設の保護を優先し、砂防関係施設の整備を計画的に推進します。 ・上流域の森林の適正管理により土砂流出を抑制し、下流域の市街地における安全な居住環境の形成を図ります。</p>

コラム：気候変動を踏まえた流域対策「肱川水系流域治水プロジェクト」

肱川流域は、大洲盆地に洪水が集中しやすい地形特性を有しています。平成30年7月豪雨災害を受け、国・県・市等の関係機関が連携し、「肱川緊急治水対策」と「肱川の減災に係る取組方針」を一体的に推進してきました。

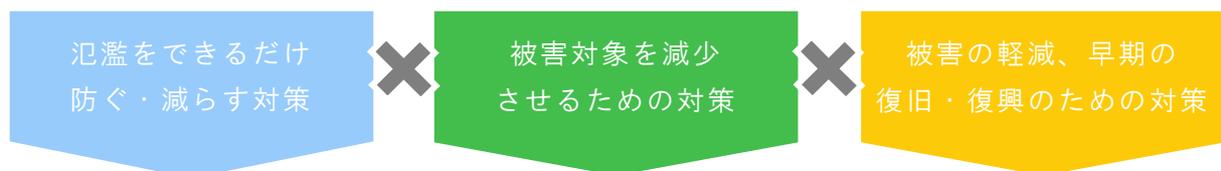
令和2年度に設置した「肱川流域治水協議会」において、流域全体の視点から「肱川水系流域治水プロジェクト～つなごう肱川プロジェクト～」を策定し、平成30年7月豪雨と同規模の洪水に対する再度災害防止対策を進めています。

さらに、気候変動による将来の降雨量増加を見据え、流域治水の取組を一層加速・深化させるため、対策の拡充を進めていきます。

■ 肱川水系流域治水プロジェクトの取組方針

[基本的な考え方]

肱川流域の特性を踏まえ、上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、国・県・市が一体となって以下の方針に沿って、取組を推進します：



【短期】

・平成30年7月豪雨が越水しないよう、堤防整備・堤防嵩上げに加え、中上流域の川沿いの点在した盆地の建築物の嵩上げ・移転、水田貯留等の流域対策を実施します。

【中期】

・平成30年7月豪雨時と同規模洪水を安全に流下させるために、更なる河川整備等を推進するとともに、山鳥坂ダムの整備を実施することに加え、洪水が集中する大洲盆地等の二線堤の拡充・公園貯留施設の拡充等の流域対策を実施します。

【中長期】

・浸透対策、橋梁改築撤去等に加え、洪水が集中する大洲盆地の下水道・排水施設の整備等を実施し、流域全体における安全度の向上を図ります。

② 災害リスクの回避 ～被害対象の減少～

＜基本的な考え方＞ 土地利用や移転により被害を受ける対象を減らす

災害リスクの高い地域における新たな開発を抑制し、安全性の高い地域への居住や都市機能の誘導を通じて、災害による人的・物的被害の最小化を図ります。このため、居住誘導区域の設定や運用にあたっては、災害リスクを踏まえた土地利用や建築規制、移転促進策、重要施設の安全性確保等の多角的な対策を講じ、市民の生命と財産を守ります。

■ 災害リスクの回避に関する個別の取組方針

<p>＜方針 2-1＞ 災害リスクを踏まえた土地利用の規制・誘導</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定都市河川制度や立地適正化計画の届出・勧告制度等の活用、災害リスクの高い区域における開発抑制等により、安全な土地の利用を誘導します。 ・ 土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンは居住誘導区域からの除外を徹底し、土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域等の災害イエローゾーンでは、重点的な防災対策により居住の安全性を確保します。 ・ まちづくりに関連する水害リスク情報の充実と利活用により、事業者等の適正な立地判断を促進します。
<p>＜方針 2-2＞ 危険住宅等の解消（個別移転等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害特別警戒区域等に立地する危険住宅については、がけ地近接等危険住宅移転事業等により、安全な地域への移転を促進します。 ・ 住宅等の移転にあたっては、地域のコミュニティ等にも配慮しながら、段階的かつ計画的に進めます。
<p>＜方針 2-3＞ 災害リスクの低い場所への高齢者施設等の誘導</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンにおける高齢者施設等の立地を抑制するとともに、各種支援事業による施設移転を促進します。また、長時間の浸水や孤立が想定される区域を避けた立地誘導により、要配慮者の安全確保と災害時における施設機能の維持を図ります。
<p>＜方針 2-4＞ 災害リスクを踏まえた住まい方の工夫（建築物対応）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水のおそれのある建物の嵩上げ、ピロティ化、止水板の設置等により、地域の災害特性に応じた建築物の構造的対応を促進します。既存建築物の改修支援や新築時の誘導を通じて、災害に強い建築物への転換を進め、被害の軽減と居住継続性の向上を図ります。

③ 被害の軽減・早期復旧・復興 ～脆弱性への対応～

＜基本的な考え方＞ 避難体制や地域防災力の向上により被害を最小限に抑える

本市の居住誘導区域のほぼ全域が洪水浸水想定区域、津波浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、いずれかのハザードエリアに指定されています。地域ごとに危険性や発生頻度には差があるものの、居住誘導区域における安全な居住環境の確保には、長期的な視点に立った継続的な取組が不可欠です。

こうした地域特性と災害リスクの存在を十分に認識した上で、リスクとの共存や減災の視点を重視し、市民の生命を第一に考えた災害に強いまちづくりを推進します。あわせて、市民一人ひとりの「命を守る」避難行動を支える仕組みづくりの充実を図ります。

また、「災害に上限なし」との認識のもと、想定を超える事態に備え、「自助」「共助」「公助」の連携により、市民の防災意識向上と地域全体の防災力の底上げを図り、総合的な防災体制の構築を推進します。

■ 被害の軽減・早期復旧・復興に関する個別の取組方針（1/2）

<p>＜方針 3-1＞ 安全な避難先の確保による避難体制の強化（避難地・避難路整備等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域特性や市民の移動特性を踏まえ、誰もが迅速かつ安全に避難できる環境整備を推進します。 ・ 垂直避難施設の充実や民間施設との協定締結等により、多様な避難場所の確保に努めるとともに、避難路の整備や夜間・停電時にも対応可能な誘導環境の構築など、確実な避難行動を支える基盤の整備を推進します。
<p>＜方針 3-2＞ リスクの周知・理解等による警戒避難体制の実効性確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハザードマップ等を活用した災害リスク情報の周知徹底などにより、市民の災害リスクの理解を深めます。 ・ マイタイムラインや災害避難カードの作成支援を通じ、個人・地域レベルでの避難行動の具体化を図ります。また、避難行動要支援者の個別避難計画策定を推進し、実効性のある避難体制を構築します。
<p>＜方針 3-3＞ 防災情報の充実と避難情報等の確実な伝達</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線、メール、アプリ、SNS等の多重的な情報伝達手段の確保や外国人向けの多言語対応など、誰一人取り残さない情報伝達体制を構築します。 ・ ダム放流情報や河川水位情報等の充実により、的確な避難判断につながる情報提供を強化します。
<p>＜方針 3-4＞ 災害時の円滑な防災活動の確保に向けた関係機関の連携強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肱川流域（水防災）タイムラインの深化や水防演習の実施等により、国・県・市・消防団等の関係機関が連携した防災活動体制を強化します。平時からの情報共有と役割分担の明確化により、災害時の迅速かつ効果的な対応を可能とします。

■ 被害の軽減・早期復旧・復興に関する個別の取組方針（2/2）

<p><方針 3-5> 事業者等との連携による減災対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成や訓練の実施を徹底するとともに、大規模工場等の浸水防止計画策定を支援し、官民連携による減災対策を推進します。 ・ 肱川減災対策協議会等を通じて、事業者の自衛水防力の向上を図ります。
<p><方針 3-6> 防災思想・知識の普及啓発、防災意識の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災教育や出前講座、防災センターの活用等により、市民の防災意識と知識の向上を図るとともに、流域治水の深化や自分事化に向けたワークショップ等の取組により、市民一人ひとりが主体的に防災に取り組む機運の醸成を推進します。
<p><方針 3-7> 防災人材の育成と自主防災組織の活性化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災リーダーや防災士の育成により、地域防災の中核となる人材を確保します。 ・ 自主防災組織率 100%という強みを生かし、地区防災計画の策定や防災訓練の充実など、地域の実情に応じた活動を推進し、地域防災力の向上を図ります。
<p><方針 3-8> 被災後に早期復旧・復興を目指すための対策（事前準備）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 30 年 7 月豪雨災害の教訓を踏まえ、復旧・復興の担い手確保、事業継続計画（BCP）の策定促進、復興まちづくりの事前検討を進め、被災後の迅速な復旧・復興を可能とする対応体制を構築します。 ・ これらの取組を平時から総合的に推進することにより、市民生活と地域経済の早期再建を実現します。

(5) 具体的な取組

防災まちづくりの将来像及び各取組方針を踏まえ、優先度の高い具体的な取組とそのスケジュールを以下に示します。

なお、市全域や肱川流域全体を対象とした取組も含まれますが、基本的には、居住誘導区域等における防災機能の確保・強化を目的とする取組を位置づけることとします。

	完了
	継続
	検討中

① 災害リスクの低減 ～ハザードへの対応～

取組方針	具体的な取組	実施主体	実施時期の目標			
			短期 (5年) ～R12	中期 (10年) ～R17	長期 (20年) ～R27	
災害リスクの低減 （ハザードへの対応）	肱川水系流域治水プロジェクト ～つなごう肱川プロジェクト（平成30年7月豪雨の再度災害防止対策）～					
	方針1-1：河川整備等（肱川水系河川整備計画等に基づく河川整備やダム整備等）					
	肱川水系 (国管理)	○河道掘削等	国			
		○内水対策	国			
		○堤防の浸透対策	国			
		○野村ダムの改良	国			
		○山鳥坂ダムの建設	国			
	矢落川 (国管理)	○内水対策	国			
		○橋梁改築	国			
	久米川 (県管理)	○堤防整備等 ・段階的嵩上げ	県			

※上記表に記載する肱川流域治水プロジェクトの具体的な取組は、同プロジェクト取組のうち、大洲市立地適正化計画で定める居住誘導区域の安全性への向上（災害リスクの低減）に寄与するものを記載。

取組方針	具体的な取組	実施主体	実施時期の目標		
			短期 (5年) ～R12	中期 (10年) ～R17	長期 (20年) ～R27
災害リスクの低減 （ハザードへの対応）	肱川水系流域治水プロジェクト ～つなごう肱川プロジェクト（平成 30 年 7 月豪雨の再度災害防止対策）～				
	方針 1-2：内水氾濫対策（排水不良解消等）		※都谷川流域水害対策		
	矢落川 都谷川	○都谷川排水機場の整備	国	→	
	都谷川 野田川 古川	○支川（特定都市河川）の 河道整備（嵩上げ）	県	→	
	都谷川 （市管理）	○支川（普通河川）の 河道整備（嵩上げ）	市	→	
	肱北処理区 肱川第 3 排水区	○下水道（雨水）整備 ・堀の内排水機場の増 強（ポンプ増設） ・雨水排水管渠等整備	市	→	
	方針 1-3：流域対策（貯留・流出抑制等）（1/2）		※都谷川流域水害対策		
	都谷川 流域	○雨水貯留浸透施設の 整備 ・公共施設・公共用地 等での整備	市	→	
		○雨水貯留浸透施設の 整備に対する支援 ・大洲市流域治水推進 補助金（宅地等での 設置促進）	住民・ 市※	→ 継続	
		○雨水貯留浸透施設の 設置の義務付け ・特定都市河川浸水 被害対策法に基づき 雨水浸透阻害行為に 対する義務付け	県・市	→ 継続	
		○公園貯留施設等の 保全・拡充 （ふれあいパーク等）	市	→ 継続	
		○農地等の保水機能を 有する土地の保全 ・貯留機能保全区域 （浸水機能を抑制で きる農地等）の指定	県	→	
	都谷川 流域・ 肱川流域	○農地等の保水機能を 有する土地の保全 ・協力要請等	市	→ 継続	
		○流出抑制（水田貯留） ・田んぼダムの推進	市	→	

取組方針	具体的な取組	実施主体	実施時期の目標			
			短期 (5年) ～R12	中期 (10年) ～R17	長期 (20年) ～R27	
災害リスクの低減 く ハザードへの対応く	肱川水系流域治水プロジェクト ～つなごう肱川プロジェクト（平成 30 年 7 月豪雨の再度災害防止対策）～					
	方針 1-3：流域対策（貯留・流出抑制等）（2/2） ※都谷川流域水害対策以外					
	肱川流域 （上流域）	○流域治水と連携した 森林整備・治山対策 ・造林・治山事業など による森林の洪水 緩和機能向上 ・森林環境譲与税の 活用	国・県 ・市	継続実施		
	肱川流域 （上流域）	○流域治水と連携した 土砂（山地）災害 対策 ・砂防事業など土砂 洪水氾濫等の抑制	県	継続実施		
	肱川流域 （下流域）	○流域治水と連携した 高潮対策等の実施 ・気候変動等の影響 を踏まえた海岸 保全対策の推進	県	継続実施		
	方針 1-4：海岸保全施設等の整備					
		○伊予灘沿岸海岸保全基本計画に 基づく海岸保全施設等の改良・新設 ・津波対策としての浸水対策 （長浜港海岸） ・津波・高潮対策としての護岸等の 機能強化（沖浦海岸）	県	検討中		
		○長浜港内港埋立事業基本計画に 基づく埋立造成 ・長浜港内港埋立事業	県・市			
	方針 1-5：砂防関係施設の整備					
		○砂防関係施設の整備 ・砂防事業・急傾斜地崩壊対策事 業・地すべり対策事業等	県			
		○人家のがけ崩れ防災対策 ・市単がけくずれ防災対策事業 補助金	市			
		○砂防関係施設の老朽化対策	県			

② 災害リスクの回避 ～被害対象の減少～

取組方針	具体的な取組	実施主体	実施時期の目標			
			短期 (5年) ～R12	中期 (10年) ～R17	長期 (20年) ～R27	
災害リスクの回避 ↳被害対象の減少↳	方針 2-1：災害リスクを踏まえた土地利用の規制・誘導（1/2）					
	□浸水範囲の拡大抑制・・・都谷川流域水害対策					
	都谷川流域	○二線堤等の整備（保全）	市	整備済み		
		・浸水拡大を抑制する施設等の保全（浸水被害軽減地区の指定による固定資産税等の減免など）	市	検討中		
	□リスクの低いエリアへの誘導・・・都谷川流域水害対策					
	都谷川流域	○都市浸水想定区域における土地利用の方針検討 ・都市浸水のブロックごとの水害リスク評価及び土地の利用について留意すべき事項の整理	県・市 都谷川流域水害対策協議会	検討中		
		○リスクの低いエリアに誘導するための所用の措置 ・頻発に内水被害が発生する地区居住者へのわかりやすい災害リスクの提示 など	県・市 都谷川流域水害対策協議会	検討中		
		○浸水被害防止区域の指定 ・住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為の許可制の導入	県	検討中		
	□誘導区域への誘導・・・立地適正化計画制度による対応					
	都市機能誘導区域	○誘導施設等の立地の適正化 ・届出・勧告制度による施設誘導 など	市	継続		
居住誘導区域	○居住誘導区域の設定・見直し ・土砂災害特別警戒区域の除外徹底、同区域の指定解除・変更による居住誘導区域の不断の見直し	市	継続			

取組方針	具体的な取組	実施主体	実施時期の目標			
			短期 (5年) ～R12	中期 (10年) ～R17	長期 (20年) ～R27	
災害リスクの回避 ↳被害対象の減少↳	方針 2-1：災害リスクを踏まえた土地利用の規制・誘導（2/2）					
	□土地地用の誘導…都市計画制度による対応					
	居住誘導区域	○用途地域の見直し ・洪水や津波による浸水の危険性が相対的に低い地域への住宅地の誘導 （適切な用途地域の設定の検討）	市	検討中		
	方針 2-2：危険住宅等の解消（個別移転等）					
		○土砂災害リスクの高い区域からの移転促進 ・がけ地近接等危険住宅移転事業 ・土砂災害防止法による移転勧告の活用・移転支援 （土砂災害防止法第 26 条） ・住宅金融支援機構の融資	県・市			
方針 2-3：災害リスクの低い場所への高齢者施設等の誘導						
	○災害レッドゾーン※ ¹ の高齢者施設の立地抑制 ・高齢者施設等の自己業務用施設※ ² の開発の原則禁止 ・特別養護老人ホームなど的高齢者施設の新設に対する補助要件の厳格化 ・特定開発行為に対する許可 （土砂災害防止法 10 条）	県				
方針 2-4：災害リスクを踏まえた住まい方の工夫						
建築物対応：災害に強い建築物、既存建築物などの総合的な安全確保など）						
都谷川流域	○住宅の浸水対策（嵩上げ等） ・建築物の敷地嵩上げ ・耐水化・ピロティ化 止水板の設置など	市	検討中			

※1：浸水被害防止区域、災害危険区域（崖崩れ、出水等）、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域

※2：自己業務用施設：病院、社会福祉施設（高齢者施設、障がい者施設等）、自社オフィス、ホテル 等

■関連する制度：災害ハザードエリアから安全性の高いエリアへの移転

居住誘導区域等 権利設定等促進 事業 (防災移転計画の作成)	・災害ハザードエリアからの住宅または施設の移転に対して、市町村が主体となって移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、手続きの代行を行う制度です。移転の際には、「防災集団移転促進事業」や「都市構造再編集中支援事業」、「がけ地近接等住宅移転事業」が活用可能です。
都市構造再編集中 支援事業	・病院・福祉施設等の都市機能誘導施設の自主的な移転を促進するため、市町村や民間事業者等が行う施設整備に対して支援を受けることが可能です。災害ハザードエリアから都市機能誘導区域内に移転する場合、誘導施設整備に係る補助対象事業費が1.2倍にかさ上げされます。
コンパクトシティ 形成支援事業	・立地適正化計画に記載された防災指針に即した居住誘導区域外の災害ハザードエリアから居住誘導区域への居住機能の移転促進に向けた調査・評価を支援する制度です。

③ 被害の軽減・早期復旧・復興 ～脆弱性への対応～

取組方針	具体的な取組	実施主体	実施時期の目標		
			短期 (5年) ～R12	中期 (10年) ～R17	長期 (20年) ～R27
被害の軽減・早期の復旧・復興のための対策 ～脆弱性への対応～	方針3-1：安全な避難先の確保による避難体制の強化（避難地・避難路整備等）				
	○安全な避難場所の確保・充実 ・災害時避難地となる公園・緑地の未整備箇所の整備の推進 ・緊急時の避難場所（ポケットパーク）の整備 ・指定緊急避難場所の指定（指定津波緊急避難場所等の指定）	市			
	○浸水想定区域内の緊急避難場所等の確保 ・津波避難困難区域における津波避難ビル等の避難場所の確保（民間施設等との協定の締結）	市			
	○避難路の確保・指定 ・避難路・避難階段などの計画的な整備・確保（津波避難対策） ・主要幹線道路の機能強化 ・市道の改良、改良に向けた検討等 ・指定緊急避難場所への避難路指定 ・避難路標識等の設置、標識柱等への海拔情報等の付加 ・避難誘導線・反射板の設置促進 ・法面対策事業等	国・県・市			
○避難所の指定・充実 ・災害の規模・程度、既存の避難所の立地・収容可能人数を踏まえた避難所の指定・充実 ・福祉避難所の指定・充実	市				

取組方針	具体的な取組	実施主体	実施時期の目標		
			短期 (5年) ～R12	中期 (10年) ～R17	長期 (20年) ～R27
被害の軽減・早期の復旧・復興のための対策 ↳脆弱性への対応↳	方針3-2：リスクの周知・理解等による警戒避難体制の実効性確保				
	○地域の災害発生リスクの周知 ・市民防災読本（統合型防災マップ）の定期的な見直し・配布 ・WEB版ハザードマップの周知・利用促進 ・大洲市土砂災害防災マップの周知徹底 ・土砂災害表示板の設置	県・市			
	○防災情報の多言語対応 ・外国人住民向けの防災対策（防災チラシ・Webハザードマップ） ・外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ（Safety tips）など	市			
	○マイタイムライン等の作成 ・地区別コミュニティタイムラインの作成促進・行動計画の共有 ・マイタイムラインの作成支援 ・災害・避難カード（防災カード）の作成促進	自主防災組織 ・自治会 ・住民 ・市			
	○避難行動要支援者の避難体制強化 ・避難行動要支援者名簿情報の提供 ・地域による安否確認体制の構築 ・避難行動要支援者マップの作成 ・個別避難計画（個人プラン）の作成支援 ・福祉避難所の充実（再掲） ・戸別受信機の無償貸与 など	市・自主防災組織			
	○避難訓練・研修等の参加促進 ・河川情報を活用した住民参加型避難訓練の実施 ・津波避難訓練の実施 ・シェイクアウト訓練や各地区自主防災組織による訓練・研修の積極的な参加の促進	市・国 ・県 住民・自主防災組織			
	○予防的避難対策の推進 ・避難所開設に係る事前協議 ・指定避難所運営管理マニュアルの周知 ・地域版マニュアル（各指定避難所の運営管理マニュアル）の作成促進 ・避難所運営訓練の実施 ・代替避難所等の対応検討	市・自主防災組織 ・住民			

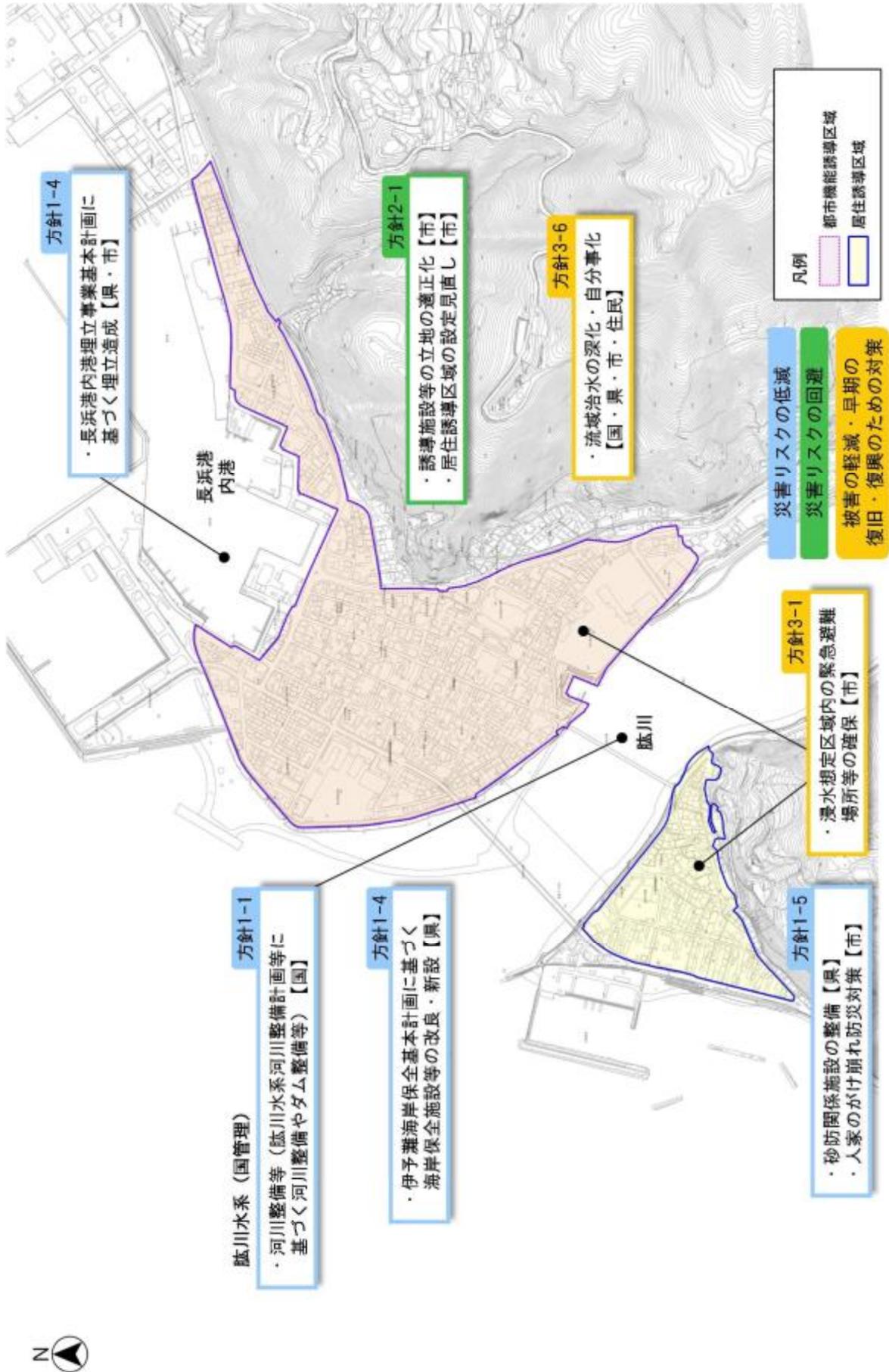
取組方針	具体的な取組	実施主体	実施時期の目標		
			短期 (5年) ～R12	中期 (10年) ～R17	長期 (20年) ～R27
被害の軽減・早期の復旧・復興のための対策 〔脆弱性への対応〕	方針 3-3：防災情報の充実と避難情報等の確実な伝達				
	○避難場所や防災拠点等の周知 ・ 災救マップ（未来共生災害救援マップ）の周知・利用促進 ・ 大洲市洪水避難地区の更新（越流による浸水到達時間や土砂災害による避難経路上の危険箇所の周知） ・ 避難行動マニュアルの周知 ・ 土のうステーションの周知 ・ 大洲市防災センターの活用（日常利用促進）	市			
	○まちづくりでの活用を視野にした土地の水災害リスク情報の充実（事前提供） ・ 水害リスクマップの作成・公表適宜見直し ・ 雨水出水浸水想定区域の周知 ・ 不動産業界等と連携した水害リスクに関する情報の開設	国・県・市			
	○避難情報の取得方法（伝達手段）の多重化・多様化 ・ 大洲市災害情報メール ・ 大洲市防災行政無線放送 ・ 大洲市防災放送アプリ（コスモキャスト） ・ 防災行政無線テレホンサービス ・ 愛媛県防災メール・大洲市公式LINE など	県・市			
○河川水位等のリスク情報の充実・活用 ・ ダム放流等の情報や河川水位等のリスク情報提供の充実 ・ 農地所有者や企業等への水位等情報連絡網の整備（災害情報配信サービスの啓発） ・ ダム放流時の情報伝達・避難情報周知体制の強化 ・ 関係機関の連携強化や流域市町等とのホットラインによる河川情報の共有（減災対策協議会等）	国・県・市			放流警報周知会は毎年開催（野村ダム、鹿野川ダム）	

取組方針	具体的な取組	実施主体	実施時期の目標		
			短期 (5年) ～R12	中期 (10年) ～R17	長期 (20年) ～R27
被害の軽減・早期の復旧・復興のための対策 ↳脆弱性への対応↳	方針 3-4：災害時の円滑な防災活動の確保に向けた関係機関の連携強化				
	○肱川流域（水防災）タイムライン等に基づく体制等の整備 ・ 肱川流域タイムラインの深化（地域・企業等の参加） ・ 肱川流域（水防災）タイムライン（危機感共有会議）での情報共有 ・ 大洲市タイムライン（防災行動計画）に基づく体制整備 など	国・県・市・事業者			
	○水防活動の効率化・水防体制の強化 ・ 重要水防箇所の点検、消防団等との共同点検の実施、水防活動の技術向上及び伝承のための水防団、自主防災組織、消防署等の関係機関が連携した定期的な水防訓練（肱川総合水防演習）の実施など	国・県・市消防団など			
	方針 3-5：事業者等との連携による減災対策の推進				
	○要配慮者利用施設の避難確保 ・ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等 ・ 水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアルの周知徹底 など	事業者・市		避難確保計画の作成・避難訓練の実施徹底	
○大規模工場等の自衛水防の推進（企業防災の推進） ・ 大規模工場等に係る浸水防止計画の作成等 ・ 大規模工場等（所有者等）への浸水リスクの説明と水害対策の啓発活動 など	事業者・市				

取組方針	具体的な取組	実施主体	実施時期の目標		
			短期 (5年) ～R12	中期 (10年) ～R17	長期 (20年) ～R27
被害の軽減・早期の復旧・復興のための対策 ↳脆弱性への対応↳	方針 3-6：防災思想・知識の普及啓発、防災意識の向上				
	○防災教育 ・防災講話、出前講座（学校・地域） ・災害の伝承 ・大洲市防災センターの活用（日常利用促進）【再掲】 ・防災教育教材の素材提供 など	国・市 ・住民			
	○流域治水の深化・自分事化 ・水防災リスクを踏まえた防災まちづくりワークショップ ・住民報告会の開催 ・行政職員研修・講習会 など	国・県・市 ・住民			
	方針 3-7：防災人材の育成と自主防災組織の活性化				
	○平時からの住民相互協力活動 ・区入（行政区への加入）の促進	自治会 ・住民			
	○地域防災リーダー等の育成 ・防災士養成講座 など	県・市・住民・事業者			
	○地区防災計画の作成 ・作成支援	住民・事業者			
	○地区防災計画に基づく地域防災力の充実強化（地域の活動活性化） ・地域内の安全点検・防災訓練・防災知識の普及啓発活動 など	住民・事業者 ・自主防災組織			

取組方針	具体的な取組	実施主体	実施時期の目標		
			短期 (5年) ～R12	中期 (10年) ～R17	長期 (20年) ～R27
被害の軽減・早期の復旧・復興のための対策 ↳脆弱性への対応↳	方針3-8：被災後に早期復旧・復興を目指すための対策（事前準備）				
	<ul style="list-style-type: none"> ○復旧・復興の担い手確保・育成 <ul style="list-style-type: none"> ・建設業の担い手確保・育成 ・民間企業・各関係団体との災害協定締結、自治体間の広域協定による人員受入体制の整備 ・民間との災害協定の締結 ・住民・災害ボランティアの受入体制の整備や災害ボランティアコーディネーターの育成 など 	県・市・社協			
	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者の事業継続力強化 <ul style="list-style-type: none"> ・強化に向けた支援体制の整備（事業継続力強化支援事業） ・事業継続計画(BCP)策定促進など 	事業者・市			
	<ul style="list-style-type: none"> ○災害に備えた保険の加入促進・普及啓発（地震保険料控除など） 	住民・市			
	<ul style="list-style-type: none"> ○復興まちづくりに向けた事前準備 <ul style="list-style-type: none"> ・復興方針策定体制の整備 ・被災者の住まい確保・生活再建支援に係る体制・手順の準備 ・復興まちづくり計画の事前検討 ・仮設住宅建設候補地の検討 ・住民が事前復興を考える取組の支援、まちづくりの意識啓発など 	市	検討中		

■地域別の主要な取組（長浜地域）



第 11 章 数値目標の設定と進行管理

11.1 数値目標の設定と進行管理

(1) 数値目標の設定

本計画に位置づけた目指す将来像やまちづくりの方針の実現に向けて、都市機能及び居住の誘導施策を確実に実行していくとともに、各種施策の進捗状況及びその効果を確認するため数値目標を設定し、進捗管理に努めます。

目標年次は、計画期間であるおおむね 20 年後の 2040 年（令和 22 年）としますが、必要に応じて随時、数値目標の達成状況を確認するものとします。

① 都市機能に関する目標

人口減少社会にあっても、都市機能誘導区域内においては、日常生活サービス機能の低下に陥らないよう都市機能を誘導する取組の実施・検討を図ります。

■目標 1：都市機能に関する目標

目標指標	現状値	目標値	算出方法
都市機能誘導区域内の 誘導施設数 (肱南地区、肱北地区、長浜地区の 商店街を計 3 施設として扱う)	52 施設 (2019 年)	57 施設 (2040 年)	現地確認などによって 市がとりまとめる
	⇒47 施設 (2025 年)		

② 居住に関する目標

人口減少社会にあっても、居住誘導区域内においては、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されることを目指し、人口減少に陥らないよう居住を誘導する取組の実施・検討を図ります。

■目標 2：居住に関する目標

目標指標	現状値	目標値	算出方法
居住誘導区域内 の人口密度	36.2 人/ha (2015 年)	36.2 人/ha (2040 年)	国勢調査等の統計デー タより市がとりまとめる
	⇒33.9 人/ha (2020 年)		

③ 公共交通に関する目標

支線の見直しなど、公共交通圏（駅から 800m 以内、バス停から 300m 以内、区域運行の移動手段の場合は運行区域）の人口割合を増加させる取組の実施・検討を図ります。

■目標 3：公共交通に関する目標

目標指標	現状値	目標値	算出方法
公共交通圏の人口割合（※）	78.3% (2015 年)	85.0% (2040 年)	運営主体への聞取によ り市内を運行する公共 交通の運行圏域を市が とりまとめる
	⇒84.5% (2020 年)		

※大洲市地域公共交通網形成計画と同様の目標指標

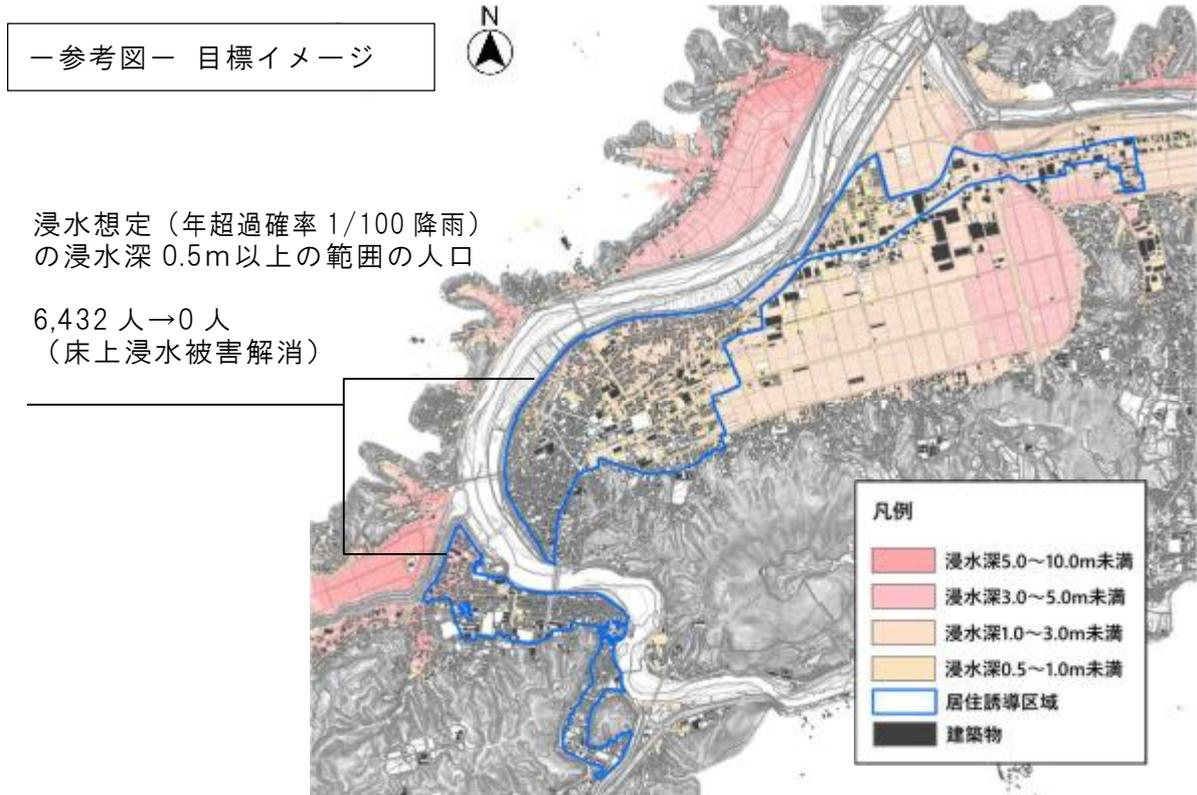
④ 安全・安心（都市防災の安全確保）に関する目標

居住誘導区域（大洲地域）では、1/100規模降雨による外水氾濫や内水による床上浸水被害の発生リスクが一定程度残ることから、災害リスクの回避・軽減を図る取組を計画的に実施し、その解消を図ります。

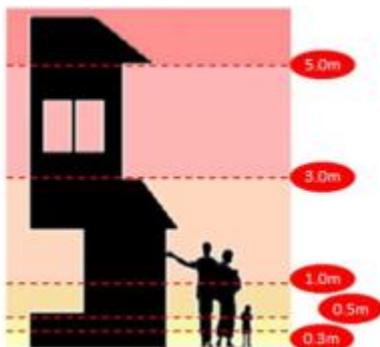
■目標4：安全・安心（都市防災の安全確保）に関する目標

目標指標	現状値	目標値	算出方法
居住誘導区域の浸水想定（浸水深0.5m以上）の居住人口（※）	6,432人 （2020年）	0人 （2040年）	多段階の浸水想定区域図（1/100規模降雨）及び国勢調査等の統計データより市がとりまとめる

※多段階の浸水想定図（内水・外水氾濫統合）において、年超過確率1/100未満の降雨により浸水深0.5m（床上浸水相当）以上の浸水が想定される範囲内の居住誘導区域人口

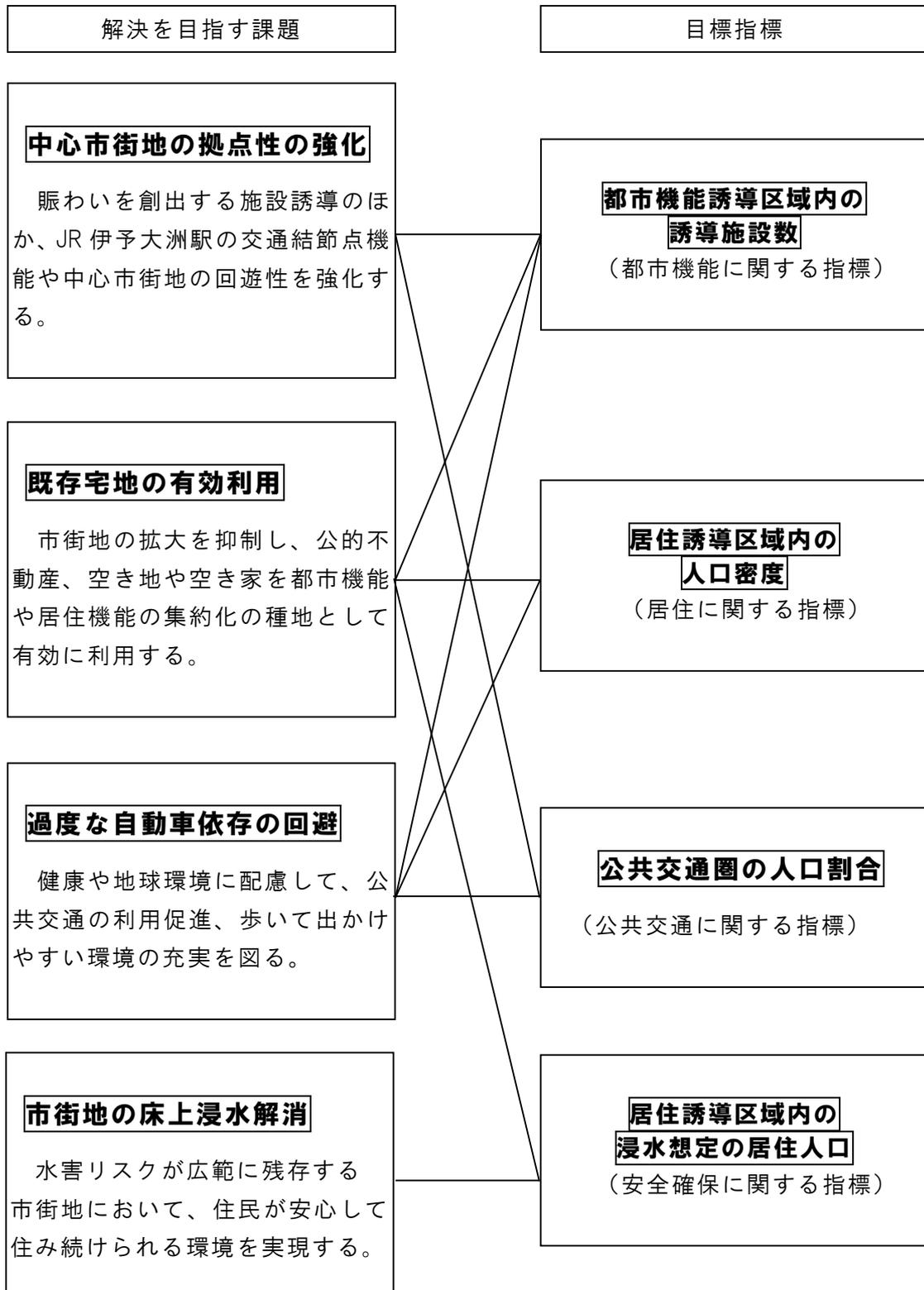


■浸水深の目安



※国管理河川以外の河川氾濫（内水氾濫等）も考慮した浸水想定図（R7現況）【年超過確率1/100】より作成（浸水深0.5m未満の浸水範囲は非表示）。

■ 解決を目指す課題と目標指標の関係性

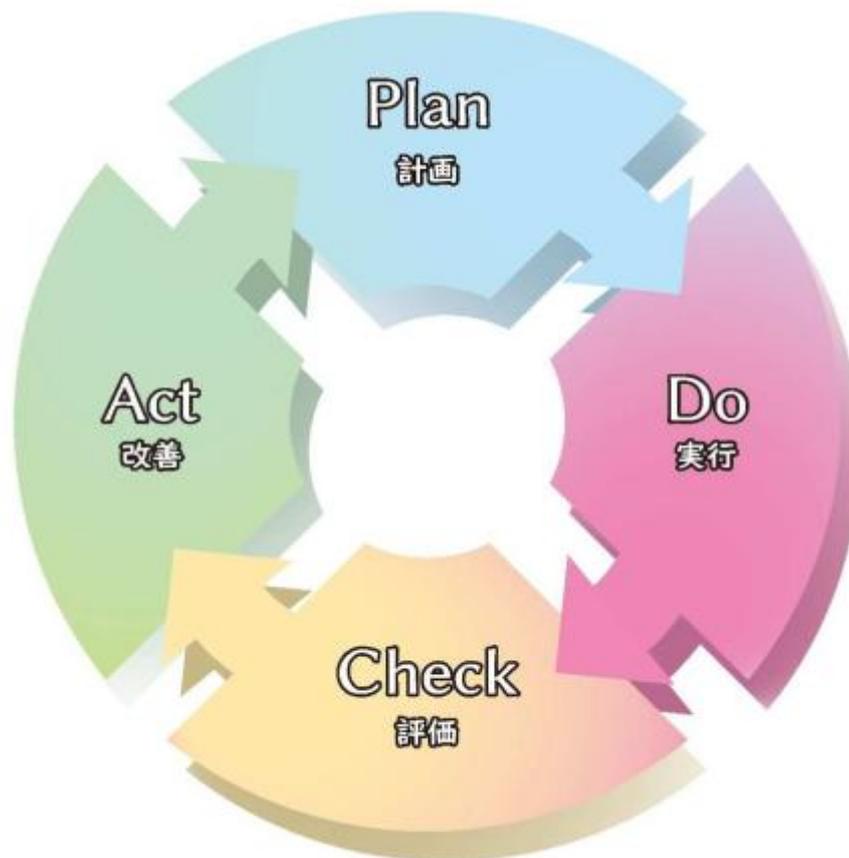


(2) 進行管理

本計画では、「都市機能」「居住」「公共交通」「安全確保」に関する数値目標を設定し、都市づくりの基本理念や将来都市像を実現するための各種施策の進捗状況やその効果を確認することとしています。

本計画は、おおむね20年後の2040年（令和22年）の都市の姿を展望した長期的な計画です。そのため、以下に示すPDCAサイクルの考え方に基づき、おおむね5年ごとに施策や事業の実施状況について評価を行い、本計画の進捗状況や妥当性を精査、検討します。その結果を踏まえ、施策の充実や強化等を行うとともに、必要に応じて計画を改善することにより、見直しを行っていきます。

■PDCA サイクル



大洲市都市整備課

〒795-8601 愛媛県大洲市大洲690番地の1

TEL 0893-24-1719 FAX 0893-24-1736